

366
49
5

第29集

日本労働年鑑

1957年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1957
VOL. XXIX

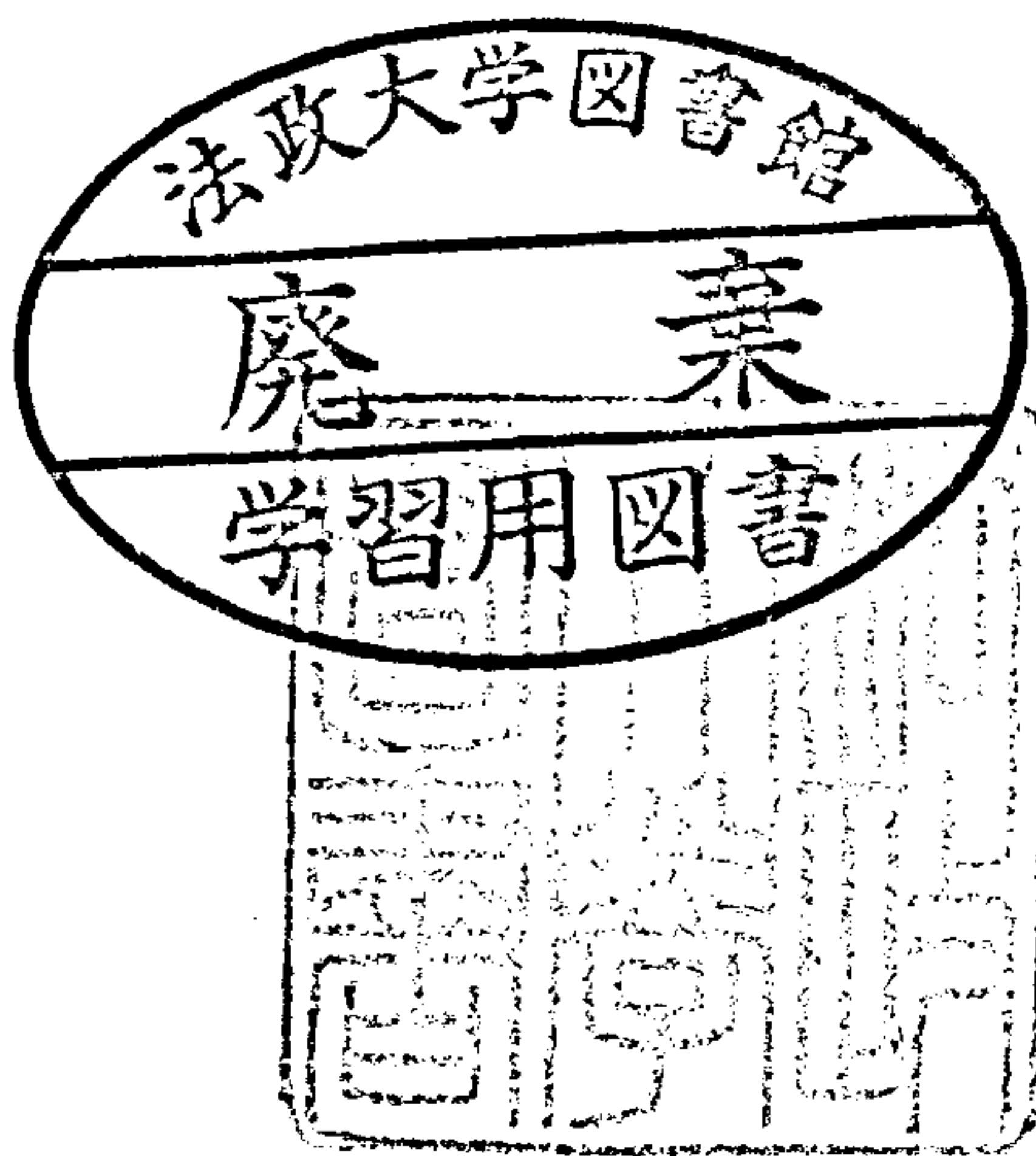
法政大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY

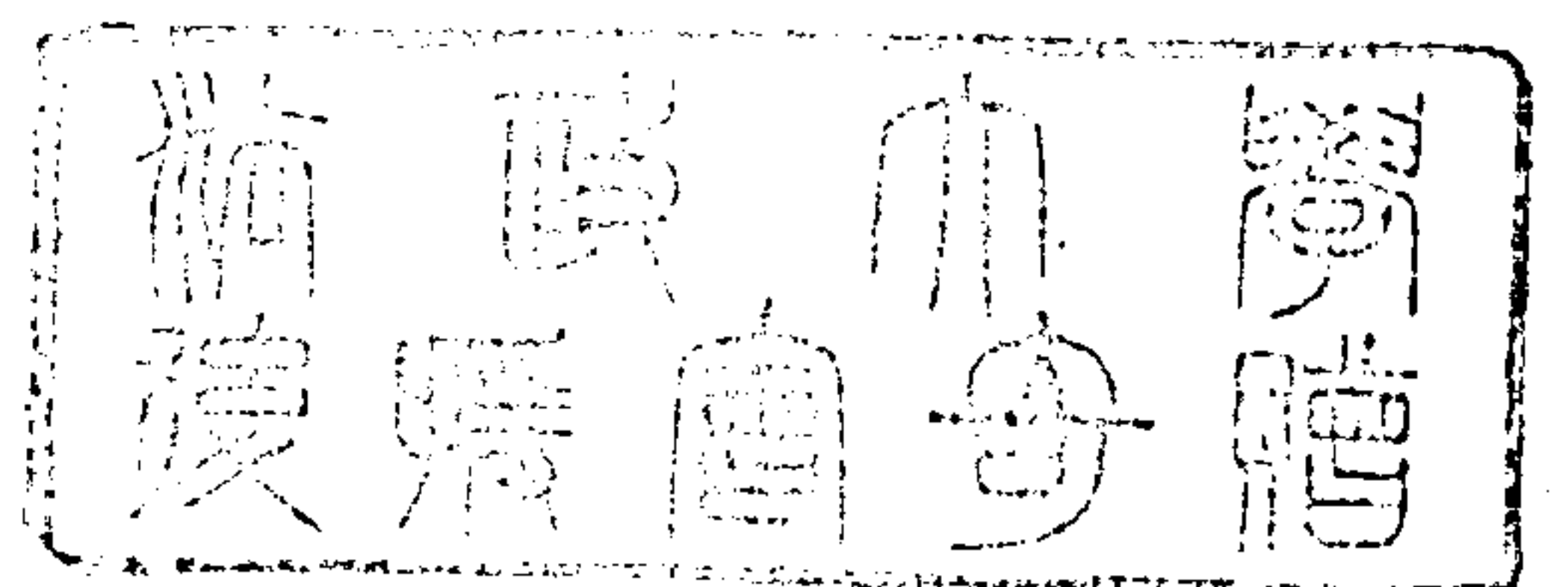
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社



5154



言 緒

「日本労働年鑑」は、創刊以来、日本の労働問題および社会運動について、多面的で豊富な、しかもおおよそ限り信頼しうる直接的な資料にもとづき、客観的立場に立ってこれを忠実に記録することをその目的としてきたものであり、またそのようなものとして国内的にも国際的にも一般に定評をえてきたものといふことができる。

- 1 -

ばならなくなったことである。とくに文献目録は、従来から要望も多く、ようやく本年版から収録する準備ができたにもかかわらず、別冊として希望の向に頒布する形にしたのは本研究所としても残念なことであるが、来年度の版からは年鑑の付録に収載する予定である。労農政党についても次年度に二年分を収録するつもりである。なお内容上の配列はほぼ今までと変りないが、ただ第二部では編別を少し改正して、「労働争議」は「労働組合運動」の編の中に組入れることとした。創刊以来本年鑑は「労働争議」と「労働組合運動」とを別々の編として扱ってきたが、労働争議が労働組合と直接の関係なしに起ることの多かった戦前については、右の編別も妥当なものであったが、今日では労働組合運動の一部として労働争議を扱うのがはるかに合理的であることはいうまでもないからである。

この年鑑の扱う対象となった一九五五年という年は、終戦後一〇年目の年であったというばかりでなく、国際的にみて、戦後の世界の歴史の流れの中で最も注目すべき転換点をなす年であったといえるのではないかと思う。多くの人が「曲り角」とか「雪どけ」ということばを使ったが、それは、一言でいえば、世界の国際的な環境がある意味で「不安定」な状態から「安定」ないし「正常化」へ向う年と考えられたということであろう。すなわち、パリ協定の発動という形で戦後一〇年の西ヨーロッパの軍事政策がいわば頂点に達したといわれるちょうどその時期に、ジュネーヴでの四国首脳会談およびバンドンでのアジア・アフリカ会議という画期的な会談が開催され、その後のいっさいの国際関係の新しい出発点と評価された。もちろん、国際的な不安定と対立はその後も決してなくなったわけではなく、むしろいっそう激しくなるような事件もいくつか起ったが、それにもかかわらず、「冷たい戦争」の状態への逆戻りにはなりそうもなく、今までの「力の政策」はそろそろ限界を見せはじめ、むしろ国際緊張の緩和をめざしてできるだけ話し合いで解決しようとする気運が強まったこと、また一方では、相対立する二つの体制のあいだの「第三の地域」——アジアやアフリカをはじめ中小諸国の発言権が増大し、民族独立と反植民主義の動きが大きな力として盛り上って来たこと、これらのことは今では

何人も見まがうことができないであろう。そしてこうした国際政局の動きの背景として、平和を求める世界の世論の力が強く感ぜられ、また経済面では西ヨーロッパで「比類なき繁栄と完全雇用」の年といわれ、一方ソ連や中国をはじめとする社会主義ブロック諸国の実力と自信の増大が指摘された。

ひるがえって日本でも、一九五五年は、経済白書によれば「戦後経済最良の年」であり、輸出の増加、国際収支の好転、生産の上昇、利潤の増大等の景気好転が記録された。そして生産の集中、カルテル化、独占の強化が進み、兵器生産は本格化する傾向を見せた。政治面では、日本社会党の左右両派の統一が実現し、日本共産党は第六回全国協議会によって新しい方向にふみ出し、一方、懸案の保守合同もでき上った。日本経営者団体連盟が「戦後の労使関係の新段階」という生産性向上運動も本格化した。しかし一般に雇用と賃金は、輸出や生産の増大にはるかにとり残されている。賃金格差は拡大し労働時間も延長された。年間を通じ毎日一万人以上の労働者が争議をおこない、砂川基地反対運動は大きな問題を提起した。世界の大きな動きの中で、日本も決して例外ではなかったのである。

この年鑑は右のような国際的、国内的背景をもつ一九五五年の、労働者および農民の労働状態と生活状態（第一部）、労働運動・農民運動・平和運動・その他の社会運動（第二部）、政府および経営者団体の労働政策（第三部）に関する諸事実を正確に記録しようとするものである。

終りにのぞみ、この年鑑の編纂にあたって多くの資料と便宜を与えられた公私の各団体にたいして深厚の謝意をささげたい。そして長い歴史をもつこの年鑑をして、ますます完全なものたらしめるために、いっそうの御援助を切にお願いする次第である。

一九五六年九月

目次 (Contents)

緒言 (Preface)

統計表目次 (List of Tables)

労働日誌 (Labor Diary)

第一部 労働者状態 (Condition of Working Classes)

第一編 労働人口の構成 (Structure of Working Classes).....二七

第二編 労働移動と失業 (Labor-transfer and Unemployed) 五一

第三編 労働条件 (Working Conditions) 九五

第四編 労働者の生活 (Living Conditions of Laborers) 一六四

第五編 農家の状態と農民の生活 (Conditions of Farms and Farmers) 二一七

第二部 労働運動 (Labor Movement)

第一編 労働組合運動 (Trade Union Movement).....二四七

第二編 農民運動 (Farmers' Movement) 四六一

第三編 その他の社会運動 (Other Social Movements) 五三二

第三部 勞 働 政 策 (Social Policies)

第一編 總 論 (General Trends).....	五七三
第二編 勞働法・勞働行政 (Labor Laws and Labor Administration)	五八二
第三編 勞働判例 (Judicial Precedent on Labor Problem)	五八九
第四編 賃金政策 (Policies of Wage)	五九六
第五編 失業対策 (Policies of Unemployed)	六〇七
第六編 治安対策 (Peace Preservation Measures)	六一七
第七編 生産性向上運動 (Productivity Campaign)	六二八
第八編 社会保険・社会保障 (Social Insurance and Social Security).....	六四三
第九編 経営者団体 (Managers Organizations)	六五五
付 録 (Appendix)	
勞働組合・官庁・諸団体名簿 (Directory of Trade Unions, etc.)	卷末

統計表目次

労働人口の構成

第一表	産業別就業者数	二九
第二表	各国と比較した日本の産業構造	二九
第三表	産業別・民公国営別従業者数	三〇
第四表	規模別従業者数	三一
第五表	従業上の地位別就業者数	三四
第六表	従業上の地位別従業者数	三五
第七表	産業別従業上の地位別従業者数	三五
第八表	規模別従業上の地位別従業者数	三五
第九表	都道府県別従業者数	三六
第一〇表	産業別雇用者数	三七
第一一表	職業別雇用者数	三七
第一二表	部門別工業労働者数	三八
第一三表	工業事業所および従業者の規模別構成	三九
第一四表	工業部門別事業所数および従業者数	四〇
第一五表	鉱山労働者の構成	四一
第一六表	坑内外別鉱山常用労働者数	四二
第一七表	炭鉱常用労働者数の推移	四二
第一八表	職種別炭鉱常用労働者数	四三
第一九表	運輸労働者の構成	四三
第二〇表	国鉄職種別職員数	四四
第二一表	国鉄職員数の推移	四四
第二二表	地方鉄道軌道職種別従業者数	四五

第二三表	私鉄従業員数の推移	四五
第二四表	郵政省現在員数	四六
第二五表	郵政省男女別職員数	四六
第二六表	各国の公務員数と人口の比率	四七
第二七表	各省別定員数の戦前との比較	四七
第二八表	国家公務員の総数	四八
第二九表	国家公務員数	四九
第三〇表	学校別本務教員数	五〇
第三一表	学校別本務職員数	五〇
第三二表	設置者別本務教員数	五〇

労働移動と失業

第三三表	労働力状態別人口	五三
第三四表	農林・非農林別従業上の地位別就業者数	五四
第三五表	産業別就業者数	五五
第三六表	農・非農、週間合計就業時間別就業者数	五五
第三七表	増加生産年齢人口の吸収状態	五七
第三八表	農・非農別就業者の推移	五七
第三九表	就業者の配偶関係別構成の推移	五八
第四〇表	産業別就業者の推移	五九
第四一表	第一次・第二次・第三次産業別就業者の推移	五九
第四二表	就業者の一次・二次・三次産業別構成比の推移	五九
第四三表	従業上の地位別就業者の推移	六〇
第四四表	従業上の地位別農林業就業者の推移	六一
第四五表	従業上の地位別非農林業就業者の推移	六一
第四六表	就業時間別従業中の就業者の推移	六二
第四七表	従業中の就業者の時間別構成および平均就業時間	六三

の推移……………	三	第七四表 企業整備実施状況……………	八六
第四八表 産業別雇用指数……………	三	第七五表 企業整備実施状況（産業別）……………	八七
第四九表 産業および年齢、前職経歴、入職経路内訳別入職者数……………	六	第七六表 日雇労働者の失業保険業務状況……………	八八
第五〇表 産業別性別ならびに常用臨時別入職率……………	六	第七七表 日雇労働者の前職の有無別構成……………	八九
第五一表 規模別入職経路……………	六	第七八表 日雇労働者の前職あるもの、離職した理由の構成……………	九〇
第五二表 産業および年齢、勤続年数、離職理由内訳別離職者数……………	七	第七九表 日雇労働者の前職の従業上の地位または労働者の種類別構成……………	九〇
第五三表 産業別性別ならびに常用・臨時別離職率……………	七	第八〇表 日雇労働者の前職雇用者の産業の構成……………	九〇
第五四表 一般労働職業紹介状況……………	七	第八一表 日雇労働者の離職後日雇になるまでの期間別構成……………	九一
第五五表 日雇労働職業紹介状況……………	七	第八二表 日雇労働者の離職後日雇になるまでの期間の推移……………	九一
第五六表 新規学校卒業者の職業紹介状況……………	七	第八三表 日雇労働者の離職後の期間別・生活維持方法別日雇労働者数……………	九一
第五七表 中学校卒業者の主要産業別求人就職状況……………	七	第八四表 日雇労働者の男女別日雇になってからの期間の構成……………	九二
第五八表 中分類別主要製造業求人就職状況……………	七	第八五表 日雇になってからの期間の推移……………	九二
第五九表 高等学校卒業者の主要産業別求人就職状況……………	七	第八六表 日雇労働者の就労先別平均稼働日数……………	九二
第六〇表 中分類別主要製造業求人就職状況……………	七	第八七表 日雇労働者の稼働日数の推移……………	九三
第六一表 中学校卒業者の職業分類別求人・求職・就職状況……………	七	第八八表 日雇労働者の稼働日数の比率……………	九三
第六二表 高等学校卒業者の職業分類別求人・求職・就職状況……………	七	第八九表 臨時工の労働条件……………	九四
第六三表 学校種別卒業者の卒業後の状況……………	七		
第六四表 学校種別・年度別卒業者の卒業後の状況……………	七		
第六五表 学校種別卒業者のうち就業者の産業別就職先……………	八〇		
第六六表 継続・非継続希望別平常の就業者……………	八一		
第六七表 従業上の地位別転職希望者……………	八一		
第六八表 産業別転職希望者……………	八二		
第六九表 理由別転職希望者……………	八二		
第七〇表 新就職希望者の有無別平常の非就業者……………	八三		
第七一表 就職希望理由別新就職希望者……………	八三		
第七二表 潜在失業に関する推計結果……………	八四		
第七三表 全人口の平常の状態……………	八五		
		第九〇表 月別・産業別一ヵ月平均現金給与総額（常用労働者）……………	九七
		第九一表 鉱業・製造業における平均現金給与総額の対前月比……………	九八
		第九二表 経済企画庁算出実質賃金指数……………	九九
		第九三表 労働省算出実質賃金指数……………	九九
		第九四表 産業中分類別賃金格差および現金給与総額上昇率……………	一〇〇
		九五表 賃金の規模別上昇率（対前年）……………	一〇一
		九六表 鉱業における規模別一人平均月間現金給与額……………	一〇二

労働条件

第九七表	製造業における規模別一人平均月間現金給与総額	一〇三	第一一七表	事業所規模別総実労働時間数	一三三
第九八表	零細企業の賃金	一〇三	第一一八表	労働者の種類および性別総実労働時間数	一三三
第九九表	鉱業・製造業における府県別平均賃金指数	一〇四	第一一九表	産業別月間所定内労働時間数およびその対前年増減率	一三三
第一〇〇表	常用労働者の種類別・給与内訳別一人平均一ヵ月間現金給与総額ならびに臨時・日雇労働者一人一日平均現金給与額	一〇五	第一二〇表	事業所規模別の所定内労働時間数	一三三
第一〇一表	職種別賃金前年上昇率	一〇五	第一二一表	出勤日数およびその対前年同期増減率	一三三
第一〇二表	常用労働者の性別一ヵ月平均現金給与額	一〇六	第一二二表	産業別月間所定外労働時間数およびその対前年増減率	一三三
第一〇三表	学歴別賃金格差	一〇六	第一二三表	製造業中分類別所定外労働時間数の下半期平均の上半期平均に対する増減率	一三四
第一〇四表	勤続年数または経験年数別賃金格差(旋盤工・男)	一〇六	第一二四表	産業別死傷災害の推移	一三五
第一〇五表	勤続年数または経験年数別賃金格差(事務職員・男)	一〇七	第一二五表	産業別・都道府県別死亡災害発生状況	一三六
第一〇六表	年齢別賃金格差(事務職員・男)	一〇七	第一二六表	産業別・都道府県別重傷災害(休業八日以上)発生状況	一三七
第一〇七表	年齢別賃金格差(旋盤工・男)	一〇七	第一二七表	一九五五年災害の種類別重大災害調	一三八
第一〇八表	鉱業・製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合	一〇八	第一二八表	年月および産業別災害率	一三九
第一〇九表	夏季・年末特別給与支給事業所の分布	一〇九	第一二九表	産業および労働不能程度別災害率	一四〇
第一一〇表	産業別にみた定期給与と臨時給与(常用労働者)	一一〇	第一三〇表	石炭鉱山月別災害調	一四〇
第一一一表	賃金不払事件金額	一一一	第一三一表	石炭鉱山事由別災害調	一四一
第一一二表	賃金不払事件件数	一一二	第一三二表	石炭鉱山重大災害調	一四二
第一一三表	賃金不払事件規模別状況	一一三	第一三三表	各国における重大災害状況	一四三
第一一四表	産業別一人平均月間総実労働時間数の推移	一一四	第一三四表	業務上疾病調	一四四
第一一五表	産業別月間総実労働時間数およびその対前年同期増減率	一一五	第一三五表	バス営業所の始発時刻と最終車の到着時刻	一四四
第一一六表	所定内・所定外別実労働時間数および出勤日数	一一六	第一三六表	バス女子車掌の勤務内容	一四四
			第一三七表	バス女子車掌深夜業の状態	一四四
			第一三八表	バス女子車掌と生理休暇	一四四
			第一三九表	バス女子車掌——生理日に乗務を予備にきりか	一四四

統計表目次

えてもらえますか……………	一四	第一六五表 拘束労働時間……………	一六
第一四〇表 バス女子車掌生理の状況……………	一四	第一六六表 賃金支払形態……………	一六
第一四一表 バス女子車掌——一日の乗務が終ったあとと身体		第一六七表 私生活の拘束の有無……………	一六
の調子はどうか……………	一五		
第一四二表 バス女子車掌に多い身体の疾患……………	一五	労働者の生活	
第一四三表 バス女子車掌の検査制度に対する意見……………	一五	第一六八表 週間東京卸売物価指数……………	一六
第一四四表 バス女子従業員の就職動機および家計との関係……………	一五	第一六九表 東京卸売・小売物価指数……………	一六
第一四五表 生理休暇の形態……………	一五	第一七〇表 消費者物価指数……………	一六
第一四六表 生理休暇のとりにくい原因……………	一五	第一七一表 勤労者世帯実収入の推移（東京）……………	一六
第一四七表 入社後の生理休暇と生理……………	一五	第一七二表 勤労者世帯現金収入（東京）……………	一六
第一四八表 年少労働者の産業別平均賃金……………	一五	第一七三表 勤労者世帯実支出の推移（東京）……………	一六
第一四九表 産業および賃金階級別年少労働者数……………	一五	第一七四表 勤労者世帯現金支出（東京）……………	一六
第一五〇表 年少労働者企業規模別平均賃金……………	一五	第一七五表 勤労者家計の収支（東京）……………	一六
第一五一表 欠席理由別長欠者数……………	一五	第一七六表 現金実収入階級別勤労者世帯の世帯数分布（東	
第一五二表 労働の種類別長欠者数……………	一五	京）……………	一六
第一五三表 長欠児童保護者の職業別欠席率……………	一五	第一七七表 勤労者世帯収入階級別実収入内訳（東京）……………	一六
第一五四表 小中学生の欠席状況……………	一五	第一七八表 勤労者世帯収入階級別総収入内訳（東京）……………	一六
第一五五表 いわゆる人身売買事件累年別検挙状況……………	一五	第一七九表 実収入階級別収支差額の推移（東京都勤労者世	
第一五六表 いわゆる人身売買被害者年齢別調……………	一五	帯）……………	一六
第一五七表 いわゆる人身売買被害者親元職業別調……………	一五	第一八〇表 職員・労務者別年平均一ヵ月間の収入と支出……………	一六
第一五八表 いわゆる人身売買被害者就業先別調……………	一五	第一八一表 東京都（区部）勤労者世帯一ヵ月平均総収入・	
第一五九表 いわゆる人身売買被害者就業経路別調……………	一五	総支出……………	一六
第一六〇表 人身売買性別・年齢別該当者数……………	一六	第一八二表 炭鉱労働者（坑内）生計費調査……………	一六
第一六一表 人身売買年少者の親元居住地と雇用先……………	一六	第一八三表 郵政省職員生計費調査……………	一六
第一六二表 人身売買年少者の親元の職業……………	一六	第一八四表 日本国有鉄道職員生計費調査……………	一六
第一六三表 人身売買の動機……………	一六	第一八五表 中小企業労働者世帯有業人員の状況……………	一六
第一六四表 人身売買年少者就業先業種別・性別数……………	一六	第一八六表 中小企業労働者世帯員の就業状況……………	一六

第一八七表	中小企業労働者世帯家計の収支……………	一八七	第二一一表	世帯の使用する畳数別・一人当り畳数別世帯数 (市部)……………	二〇三
第一八八表	中小企業労働者世帯、世帯主収入の占める比率 の階層別分布……………	一八七	第二一二表	居住する住宅の所有関係別・腐朽破損の程度別 主世帯数……………	二〇二
第一八九表	低所得世帯最近の収入状況および家計過不足状 況……………	一八八	第二一三表	家賃または間代階層別世帯数(市部)……………	二〇五
第一九〇表	低所得世帯の特に多くかかりすぎる家計費……………	一八九	第二一四表	住宅困窮の理由別住宅困窮世帯数……………	二〇四
第一九一表	炭鉱失業者の借金額……………	一九〇	第二一五表	住宅難の理由別住宅難世帯数……………	二〇五
第一九二表	生活保護世帯、前年との生活状況比較……………	一九一	第二一六表	世帯主の職業別世帯数……………	二〇六
第一九三表	内職世帯世帯主の職業……………	一九二	第二一七表	中小企業労働者住居の種類……………	二〇七
第一九四表	内職世帯家族人数別一世帯当り一ヵ月の平均収 入総額……………	一九三	第二一八表	中小企業労働者住居の状態……………	二〇七
第一九五表	内職従事者の世帯内における地位……………	一九二	第二一九表	中小企業労働者の住居設備……………	二〇八
第一九六表	内職をはじめた動機……………	一九三	第二二〇表	低所得世帯住宅状況……………	二〇八
第一九七表	内職従事年数……………	一九三	第二二一表	低所得世帯住宅の使用室数……………	二〇九
第一九八表	内職従事時間と工賃……………	一九四	第二二二表	低所得世帯の家賃、間代、地代……………	二〇九
第一九九表	内職種類別従事者数・工賃および単価……………	一九四	第二二三表	低所得世帯住宅困窮問題の有無とその理由……………	二〇九
第二〇〇表	内職一ヵ月の工賃と従事日数……………	一九五	第二二四表	炭鉱失業者住いの雨もり状況……………	二一〇
第二〇一表	内職の原材料・機械器具の供給者と製品納入先……………	一九六	第二二五表	炭鉱失業者住居電燈の燈数……………	二一一
第二〇二表	一人一日当り栄養摂取量……………	一九六	第二二六表	炭鉱失業者住居の家賃……………	二一一
第二〇三表	食品群別摂取量……………	一九七	第二二七表	中小企業労働者の衣服所持状況……………	二一二
第二〇四表	中小企業労働者世帯の食事……………	一九八	第二二八表	炭鉱失業者の敷布団所持状況……………	二二三
第二〇五表	低所得世帯の主食内容……………	一九八	第二二九表	低所得世帯の家財と被服所持状況……………	二二四
第二〇六表	炭鉱失業者世帯の固い飯を食べた回数……………	一九九	農家の状態と農民の生活		
第二〇七表	炭鉱失業者世帯一日の献立……………	一九九			
第二〇八表	農家の月別摂取栄養量……………	二〇〇			
第二〇九表	世帯の種類別・同居の有無別世帯数……………	二〇一			
第二一〇表	居住住宅の用途別・所有関係別主世帯数……………	二〇二			
			第二三〇表	農家経済現金収支……………	二二八
			第二三一表	増加農家所得(現金)の配分……………	二二九
			第二三二表	農家経済現金収支の地域別変動……………	二三二
			第二三三表	農家経済現金収支の階層別変動……………	二三三

第二三四表	農家現金収入の構成と変動……………	二五	第二五六表	適用法規および民官公営別労働組合数および組合員数……………	二六〇
第二三五表	労働俸給収入の源泉産業別構成……………	二九	第二五七表	加入主要団体別組合員数……………	二六一
第二三六表	農家の家計支出……………	三二	第二五八表	年別労働争議件数・参加人員……………	三三
第二三七表	農家家計費構成割合……………	三三	第二五九表	月別労働争議件数・参加人員(発生)……………	三四
第二三八表	世帯員一人当り現金家計支出……………	三三	第二六〇表	月別労働争議件数・参加人員(発生・繰越)……………	三四
第二三九表	北陸農区階層別家計支出……………	三三	第二六一表	総争議中、争議行為をとったものの比率(発生・繰越)……………	三六
第二四〇表	瀬戸内農区階層別家計支出……………	三五	第二六二表	争議形態別労働争議件数・参加人員(発生・繰越)……………	三六
第二四一表	現金所得の現金家計支出充足率……………	三七	第二六三表	期間別作業停止労働争議解決件数・参加人員……………	三七
第二四二表	農家現金所得に対する租税公課諸負担の比率……………	三八	第二六四表	参加人員規模別労働争議件数・参加人員(発生)……………	三七
第二四三表	現金農家経済余剰の配分……………	三九	第二六五表	企業規模別労働争議発生事業所件数・参加人員……………	三八
第二四四表	国有林野事業における営林局別および事業別作業員数……………	四二	第二六六表	直接労働損失日数……………	三八
第二四五表	国有林野事業における営林局別雇用区分別作業員数……………	四三	第二六七表	産業別作業停止労働争議件数・参加人員・損失日数……………	三九
第二四六表	国有林作業員の主要職種別実収賃金構成内容……………	四三	第二六八表	産業別労働争議件数・参加人員……………	三一
第二四七表	職種別林業労働者賃金……………	四二	第二六九表	主要要求事項別労働争議発生件数……………	三三
第二四八表	労働者の賃金……………	四四	第二七〇表	月別・主要要求事項別労働争議発生件数……………	三五
労働組合運動			第二七一表	企業規模別・主要要求事項別労働争議発生事業所件数……………	三五
第二四九表	年別単位組合数および組合員数……………	二三	第二七二表	継続期間別労働争議解決件数・参加人員……………	三五
第二五〇表	産業別単位組合数および組合員数……………	二四	第二七三表	解決方法別労働争議解決件数・参加人員……………	三六
第二五一表	産業別単位組合数および組合員数ならびに推定組織率……………	二五	第二七四表	解決結果別労働争議解決件数・参加人員……………	三六
第二五二表	都道府県別単位労働組合数および組合員数……………	二五	第二七五表	日雇労働者組織状況……………	三九
第二五三表	規模別労働組合数および組合員数……………	二七	第二七六表	日雇労働者求職闘争の推移……………	三九
第二五四表	産業および組織別労働組合数および組合員数……………	二九	第二七七表	要求項目別求職闘争件数……………	三九
第二五五表	適用法規別労働組合数および組合員数……………	二六〇			

第二七八表	要求にともなう行動別求職競争件数	四〇〇
第二七九表	対象官公庁別求職競争件数	四〇〇
第二八〇表	全国主要労働組合産業別組織状況	四〇六
農民運動		
第二八一表	日農統一派登録期待組合員数	四九七
その他の社会運動		
第二八二表	駐留軍使用施設種目別契約件数および数量一覽表	五四八
第二八三表	在日合衆国軍に提供した施設区域（土地建物）数量	五四九
失業対策		
第二八四表	公共事業（狭義）の推移	六〇七
第二八五表	失業対策事業予算額および吸収人員の年度推移	六〇九
第二八六表	昭和二九年度および三〇年度失業対策事業費内訳	六〇九
第二八七表	失業対策事業労力費単価改訂経過	六二〇
第二八八表	体力検定実施状況	六二一
社会保険・社会保障		
第二八九表	年齢別・病状別肺結核患者の二年間の経過	六二三
第二九〇表	結核の発病のおそれある者の二年後の経過	六二四

凡 例

- 一、本年鑑の記事は、主として労働省をはじめ、主要な新聞、雑誌、各労働組合その他の労組団体および企業体の報告その他の発表記事、各官公私団体の調査報告等を、本所において取捨し、できるかぎり正確かつ確実な統計資料に基づいて客観的な記述をすることを期した。
- 一、本年鑑の編纂様式は、前年版と同じく、第一部「労働者状態」、第二部「労働運動」、第三部「労働政策」の三部に大別し、それぞれの中をさらに編、章、節に分った。
- 一、付録として、主要労働組合、関係官庁関係調査機関、その他の諸団体の名簿（所在地、電話番号）を付して日常の便に供した。
- 一、各部の内容目次の細目をそれぞれの部の初めに掲載した。
- 一、本文の記述は、原則として一九五五年の事柄に限り主要労働組合の現状および関係団体名簿についてはその後の修正を加えておいた。

労働日誌

一九五五年		一月	
五日	千日土地争議解決、二二日ぶり	一八日	員会で統一問題を協議 東急運輸、七〇名の指名解雇反対 でスト
七日	大谷製鋼に全員解雇	二二日	左右両派社会党、それぞれ臨時大会をひらき、共同決議案「速かなる合同」を可決 政府、勤労者への黄綬褒賞を決定 世界平和評議会執行局拡大会議 (一九日・ウイーン) 総同盟一中委、日本生産性本部に参加を決定 官公労代表、賃金ストップ反対など要求事項一〇項目を内閣に申入れ
一〇日	日鋼室蘭希望退職〆切、三六名 周恩来・ハマーショルド共同声明		
一四日	炭労第一二回臨時大会(一八日)、対角線交渉方式を採用 海員、新賃金調停案を受諾 平和擁護日本委員会特別総会(一五日)	一九日	世界平和評議会執行局会議で日本の安井郁氏は日本における原水爆禁止運動について演説、八月六日広島の世界大会に代表を招待 自由党大会十大政綱決定 旭丘中学三教員の懲戒免職処分を京都市人事委員会は承認 第二一通常国会再開
一五日	ソヴェト、対独関係でパリ協定を批准しなければ正常化すると宣言 全日本中小企業労働組合総連合(全中総連)結成大会、東京、大阪、北海道の八七労組約二万が参加	二二日	国鉄三八中委(一三三三) 全通八中委(一三三三)、中閼不信 任案否決 改造社、編集局員全員を解雇 大谷製鋼でピケ隊会社側と衝突 新産別一四中委 文壇の一四氏、「新改造」に執筆しない申合せ ルール地方五八万炭鉱労働者、二四時間抗議スト ア西独首相、統一ドイツ武装中立、外交関係再開のソ覚書を拒否 日本自動車産業労働組合連合会(自動車労連)、結成大会日産系中心に四一単産一万一千名 鳩山首相、「戦争終結宣言は戦敗国でできる」と答弁 衆議院解散
一六日	原水爆禁止署名運動全国会議、運動の世界的拡大方針	二四日	ア米大統領、台湾問題で特別教書 周中国総理、「台湾解放は内政問題、干渉を許さず」と声明
一七日	左右両派社会党、それぞれ中央委	二二日	

二五日	アジア法律家会議（二九日・カルカッタ）、平和五原則を認める決議 ソヴェト最高会議幹部会、対独戦争状態終結宣言 米下院、大統領に台湾防衛にかんする米軍出動決定権を付与 日鋼室蘭争議最終解決、中労委あつせん案に調印 総評第一回評議員会、春季賃上闘争	三〇日	通報 合化労連第九回臨時大会（三一 日）、日鋼、尼鋼争議を敗北と認め、春季賃上げで全労、新産別、中立に共闘呼びかけ 日教組第四回教育研究全国大会（二日）	二〇日	米、AFL・CIO二大労組合同協定調印 総評、日本生産性本部に不参加 日中ソ国交回復国民会議結成 文相、社会科改訂で天皇の問題を取り上げ 日比谷イン争議妥結 中ソ貿易議定書調印 ソヴェト、台湾問題にかんする国際会議を提唱 モスクワ放送、対日正常関係樹立を強調
二六日	日経連、賃上げ抑制方針を強調 私鉄総連第一六回臨時大会、新賃金闘争スト権確立 鳩山首相、日ソ国交回復問題に示唆 国際自由労連第九回アジア地域執行委、原子兵器禁止決議 炭労、私鉄、合化労連、電産、紙パ労連、全国金属の六民間単産からなる春季賃上げ共闘会議総決起大会、闘争宣言 ドムニツキー氏、鳩山首相宛文書について説明 ソヴェト、日ソ関係正常化について東京かモスクワで会談の用意と	一日	衆議院議員総選挙告示 日鋼室蘭第一組合就労拒否 中国、国連安保理事会への出席を拒否 ソヴェト最高会議ひらく 仏マンデス・フランス内閣総辞職 国連沢田大使、ソボレフ・ソ代表に「日ソ交渉はニューヨークで」と申入れ 中国、対日貿易協定に調印、総額百億八千万円 総評主催「賃金討論会」 マレンコフ首相辞職、後任ブルガニン元帥 レストラン日比谷イン従組、無期スト	二三日	日本無線、人員整理反対九〇時間スト
二七日		三日	中国、国連安保理事会への出席を拒否 ソヴェト最高会議ひらく 仏マンデス・フランス内閣総辞職 国連沢田大使、ソボレフ・ソ代表に「日ソ交渉はニューヨークで」と申入れ 中国、対日貿易協定に調印、総額百億八千万円 総評主催「賃金討論会」 マレンコフ首相辞職、後任ブルガニン元帥 レストラン日比谷イン従組、無期スト	一四日	日本生産性本部発足 両社党委員長、憲法改正反対共同声明 鳩山首相、ドムニツキー氏と会見 日経連など主要経営者団体、会社五〇団体日本ILO協会脱退 中国、通貨改革案を採択 総評東京地評、憲法擁護国民連合「平和と生活を守る国民大集会」 全国証券労働組合協議会（全証労協）結成、全国八労組一二九一名 日本無線、人員整理反対九〇時間スト
二八日		五日	中国、国連安保理事会への出席を拒否 ソヴェト最高会議ひらく 仏マンデス・フランス内閣総辞職 国連沢田大使、ソボレフ・ソ代表に「日ソ交渉はニューヨークで」と申入れ 中国、対日貿易協定に調印、総額百億八千万円 総評主催「賃金討論会」 マレンコフ首相辞職、後任ブルガニン元帥 レストラン日比谷イン従組、無期スト	一六日	鳩山首相、ドムニツキー氏と会見 日経連など主要経営者団体、会社五〇団体日本ILO協会脱退 中国、通貨改革案を採択 総評東京地評、憲法擁護国民連合「平和と生活を守る国民大集会」 全国証券労働組合協議会（全証労協）結成、全国八労組一二九一名 日本無線、人員整理反対九〇時間スト
二九日		六日	中国、対日貿易協定に調印、総額百億八千万円 総評主催「賃金討論会」 マレンコフ首相辞職、後任ブルガニン元帥 レストラン日比谷イン従組、無期スト	一七日	鳩山首相、ドムニツキー氏と会見 日経連など主要経営者団体、会社五〇団体日本ILO協会脱退 中国、通貨改革案を採択 総評東京地評、憲法擁護国民連合「平和と生活を守る国民大集会」 全国証券労働組合協議会（全証労協）結成、全国八労組一二九一名 日本無線、人員整理反対九〇時間スト
二九日		八日	中国、対日貿易協定に調印、総額百億八千万円 総評主催「賃金討論会」 マレンコフ首相辞職、後任ブルガニン元帥 レストラン日比谷イン従組、無期スト	一九日	鳩山首相、ドムニツキー氏と会見 日経連など主要経営者団体、会社五〇団体日本ILO協会脱退 中国、通貨改革案を採択 総評東京地評、憲法擁護国民連合「平和と生活を守る国民大集会」 全国証券労働組合協議会（全証労協）結成、全国八労組一二九一名 日本無線、人員整理反対九〇時間スト
二九日		九日	中国、対日貿易協定に調印、総額百億八千万円 総評主催「賃金討論会」 マレンコフ首相辞職、後任ブルガニン元帥 レストラン日比谷イン従組、無期スト	二二日	鳩山首相、ドムニツキー氏と会見 日経連など主要経営者団体、会社五〇団体日本ILO協会脱退 中国、通貨改革案を採択 総評東京地評、憲法擁護国民連合「平和と生活を守る国民大集会」 全国証券労働組合協議会（全証労協）結成、全国八労組一二九一名 日本無線、人員整理反対九〇時間スト

二三日	全高教第八回特別大会、高校組織の統一決議 共産党、二五、六名立候補辞退声明 日経連、賃上げ抑制方針を堅持 全電線第九回定期大会（二二六日） 炭労、暫定賃金妥結 衆議院議員総選挙革新派、全議席の三分の一以上を得 官公庁臨時職員協議会「臨時共闘の集い」	六日	三共薬局労組賃上げ無期限スト 労働金庫連合会創立総会 中小炭鉱で賃下げ回答に各地でスト 鳩山・スタッセン会談 全鉱連第二三回定期大会（一三日） 労相、生産性に見合う賃金形態提唱 防衛庁、防衛六ヵ年計画基本構想 炭労大手八社社会側賃下げの態度 炭労大手八社交渉決裂 近江絹糸の一年雇用工員の取扱 い、一年引きつづき採用、三〇％ 賃上げで妥結 米国務省、ヤルタ会談に先立つ米 英マルタ会談極秘資料を公開 英労働党議員団、ベヴァン氏を除名 国会共闘、国会共闘連絡懇談会と 改称し、全労中立系の参加方申入 れ ビキニ一周年「原子戦争反対の集 い」、原爆禁止署名集計二三八 万四三九三票 第二二特別国会開く	一九日	第二次鳩山内閣労相に西田隆雄氏 日駐労第四回定期大会（二〇日） 国会共闘連絡会議、全労の申入れ を了解、統一発足 英労働党全国執行委、ベヴァン氏 を党から除名せず 西独大統領、パリ協定批准法案に 署名 総評八単産賃上共闘、「闘争を強 力に闘う」声明 日教組、教育二法撤廃要求 東武、京成、京帝柔軟闘争 私鉄大手七社（東武、西鉄、関西 五社）など三七組合スト 春季攻勢第一波、炭労、合化労連 全国一斉二四時間スト 鉄鋼労連第七回定期大会（三一 日）、日鋼室蘭争議の自己批判 日農統一派第九回全国大会（三 〇日） 中国通商使節団一行来日 在阪五私鉄争議解決 ベヴァン氏、除名免る 社会保障審議会、結核対策などを 勧告 東武改収札スト
二四日		九日		二四日	
二七日		一〇日		二五日	
二八日		一一日		二六日	
三 月		一四日		二七日	
		一五日		二八日	
		一六日			
一日	妙義山米軍演習地接收解除 鉄鋼労連四中委、日鋼室蘭闘争批 判				
二日					
三日	二九年度労働組合基本調査概況速 報、三万一千四百五十六組合、五九九万、 推定組織率三九・六％ 米・国府安保条約発効 米・朝鮮休戦監視委廃止通告 日経連「ベースアップは妥当でな い」と見解発表 京都地裁、旭丘中学三教員の処分 取消判決	一七日		二九日	
四日				三〇日	
五日		一八日		三一日	

四月			
一日	九州炭鉱連、炭労ストに賃金カット通告 日中貿易協定会議始まる 炭労争議解決、無期限部分スト突入一日で中止 合化労連スト 春闘第二波実力行使 国際運輸労連（ITF）アジア会議（八日・東京） 中共、高崗、饒漱石除名を報ず 総評、全労代表と首相会見 炭労九州大手四社解決 失業対策審議会、雇用、失業対策で初答申	九日	印 関西経協第九回定時総会 中国、対独戦争終結宣言 大証争議、理事社側ロックアウト 二月の労働力調査、完全失業六六万 ソヴェト、英仏との友好条約を廃棄 アジア諸国会議、沖縄の返還など決議 メーデースローガン決まる 大証ロックアウト解除 大阪証券取引所二四時間スト 改造社争議、編集部八名の解雇取消で解決 合化労連三組合第三波スト 東証期末手当妥結 私鉄総連、退職金闘争で中央交渉を申入れ二五年勤続六〇ヵ月 日中漁業協定調印さる（北京） 総評社会保障委員会 アジア・アフリカ会議（二四日・バンドン） 全織同盟、操短白書を発表 政府予算案、九九九六億三〇〇万
四日		二二日	英国ロンドンの新聞スト、解決 AA会議人権宣言採択 日経連第八回定時総会「現下に処する経営者の見解」 モスクワ放送、日ソ交渉地をジュネーブまたはロンドンと伝う 日共松本三益控訴公判ひらく 一九都道府県知事、四六都道府県会議員、五大市長、同議会議員選挙 メーデー記念「春の大音楽会」（日比谷） ソ首相、四国巨頭会談希望 大証争議、期末手当一・六ヵ月で解決 バンドンAA会議終了、平和一〇原則コミュニケ 第二二特別国会再開 外務省、日ソ交渉をロンドンと両者回答公表 全農林、省内デモ実力行使 自動車関東代表者会議（二七日）、新組織結成予定 全電波の八七名人員整理、当局が撤回解決 最高裁、プレスコード違反に免訴
五日		二四日	
六日	関東経協総会 アジア諸国会議ひらく（ニューデリー）参加一八国 チャーチル英首相引退、後任にイーデン氏 日米生産性協定調印 米大統領パリ協定批准署名 大証時限スト 炭労大手八社九州五社賃金協定調	二五日	
七日		二六日	
八日		二七日	

二八日 判決 日共の長谷川浩氏たい捕 神証争議解決 ビキニ補償配分決まる 市区町村選挙 全職、操短問題で労使協議会（大阪） 全特定従組の交渉単位異議申立却下	七日 「濃縮ウラン受入」方針（通産省） 米英仏三国会議 西欧連合（WEU）発足 合化労連、全通、全電通など労働戦線統一提案申合せ 全炭鉱第二回大会（一、二日） 全国セメント第一〇回定期大会（一、二日） ア米大統領、四国会談に同意 炭労第一三回定期大会（一、二日）、合理化反対闘争でスト権集約 北富士演習場で実弾射撃開始 南ヴェトナム新政府成る 全銀連第一九回全国大会（一、二、三日） 北富士射撃場問題で山梨県労連現地へデモ 米英仏三国、ソ政府に四国巨頭会談の開催申入れ ソヴェト新平和提案 官公労新賃金一八歳最低手取九千円要求決定 全調達職組第七回定期大会（一、二、四日）、総評加盟 全農林第五回定期大会（一、二、四日） オーストリア国家条約について四	一三日 国大使会議の意見一致 全駐労第一〇回定期大会（一、五日） 職業安定審議会、失業保険法改正案答申 全鉱硫闘第一波スト ザール協定成立 北ヴェトナム軍、ハイフォン市を接收 北富士射撃場で米軍は今後日米間の話し合いがついた後に射撃を行うと調達庁長官が答弁 四国外相会談始まる、オーストリア国家条約本文承認 ソヴェトも巨頭会談の開催を受諾 ソヴェトと東欧七カ国ワルソー条約に調印 米英仏ソ四カ国、オーストリア国家条約正式調印、オーストリア中立化 全通第七回全国大会（一、二〇日） 全鉱硫闘第二波全山一斉二四時間スト 全鉱中小闘第一波二四時間スト 春季賃上共闘会議解散、闘争自己批判書を発表
五月	一〇日	一四日
一日 第二六回メーデー、「労働者の団結で、自由と平和、生活と権利を守れ」中央四〇万、全国六一二カ所 二日 日中貿易協定交渉妥結、総額片道三千万ポンド 四日 日中貿易協定調印 五日 西独主権回復 西ヴェトナム、バオダイ主席を廃位 六日 全鉱一律千円プラスアルファ要求 第一波実力行使 日鉱連二四時間スト 私鉄退職金団交決裂	一日 二日	一五日 一六日 一七日 一八日



一九日	全鉱大手六社、重点無期限スト 日教組第一二回定期大会（一、二二日） 東北電力の電労連、電産両組合大会（一、二〇日）で電労連へ統一 東電労組第七回大会（一、二〇日） 電産との統一委設定 全麦連三社無期限スト 日本生産性本部第一回生産性連絡会議「失業防止に官民協力」 国際自由労連第四回世界大会（一、二八日・ウィーン） 外務省、濃縮ウラン受入れ双務協定交渉に応ずる回答	二四日	湾労組五大港でスト アルコール専売第四回定期大会（一、二六日）、総評加盟 官公労、夏季手当一ヵ月政府に申入れ 全鉱中小闘無期限部分スト 海員賃上げスト権確立 電機労連第三回定期大会（一、二八日） 全鉱大手会社側第二次回答三五〇円増、スト続行 英総選挙、保守党完勝 ソ首脳、ユーゴを訪問 石炭鉱業合理化措置法案、閣議決定	三二日	全日通第一〇回定期全国大会（一、六日） 電産第一〇回中央定時大会（一、二日） 近江絹糸夏川社長不信任で実力行使決定 全麦連関西三工場四八時間スト
二〇日		二五日		六 月	
二二日	全蚕労連第一四回定期大会（一、二二日）	二六日	昭和石油二四時間スト 全医労第九回定期大会（一、二九日） 全麦連三社七二時間スト 名鉄労組、年間臨時給与協定夏〇・六五月、冬一・七月分 全建労第八回定期大会 英国有鉄道スト週給八シリング賃上げ 全高教第九回定期大会（一、三一日） 全専売第七回全国大会（一、二二日） 恩給局職組、無期スト	一日	官公労全国一斉職場大会 富士自動車、再度三千名解雇 日ソ交渉始まる（ロンドン） 第三六回ILO総回（一、二三日・ジュネーブ） 近絹労組大会、夏川社長不信任で三時間スト 全農林一時間遅刻スト 日共中央委員竹中恒三郎氏たい捕 ソ・ユーゴ首脳会談終る 全鉱、長期闘争態勢 全麦連、第三波二四時間スト 京大事件、総長監禁と称し警官隊出動 官公労、中央総けっ起大会 全麦連、定時出退勤と部分スト
二三日	全造船第一六回定期大会（一、二六日） 恩給局職組、職場放棄 ビール三社、賃金カット通告 英首相、鉄道港湾ストの調停、港	二九日		三日	

六日	富士自動車鶴見二四時間スト 全麦連仕込、製品部門無期限スト 全鉦争議、事実上の全面スト 官公労第一波実力行使（一、九日） 日本母親大会（一、九日） 富士自動車労組スト 三〇年度本予算衆院可決 全食品第九回大会（一、一〇日） 日経連「生産性向上運動に対するわれわれの考え方」 富士自動車第二波二四時間スト 全労働第六回大会 ブルガーニン、ネール会談 全麦連三社のスト中止 英鉄道スト、政府調停案を拒否 全織同盟第一〇回定期大会（一、五日） 造船総連第五回全国大会（一、一五日） 総評など公約実施要求国民大会 英鉄道スト解決 公務員の夏季手当、〇・〇五月分増額 全港灣第一〇回定期大会（一、一八日） アルゼンチン反乱	一七日	全鉦スト、解決 富士自動車、追浜三二〇〇名、鶴見七五九名の解雇通告 米国海員スト（賃上げ） 新聞労連第六回定期大会（一、一九日） 全印総連第三回定期大会（一、二〇日）、総評加盟を決定 官公労第三波実力行使 ビール争議妥結 富士自動車、追浜工場四八時間スト 三鷹事件に最高裁判決 京大事件で八学生に停学処分 日米原子力協定仮調印 ソ・印共同宣言調印 総同盟二中委（一、二四日）、生産性本部参加決定 総評主催「生活と権利と国土を守る国民大会」二万名 官公労夏季統一闘争の終結を確認 鉄鋼労連第一波ストは住友のみ 総評会館落成 訪ソ学術使節団帰国 富士自動車に最終調停案 全司法第一一回定期大会（一、二九日）	二八日	全印労第一六回定期大会（一、三〇日）、執行部不信任 富士自動車争議妥結 全電通第八回定期大会（一、二日） 国鉄、機労、〇・八月夏季一時金妥結 自治労第三回定期大会（一、三〇日） けい肺法修正可決 全電波第八回大会（一、三〇日） 富士自動車四千人が離職 電労連全国代表者会議 全国化学第四回定期大会（一、二日） 北富士演習地の立入制限緩和
七日		二二日	三〇日	七月	
八日		二二日	三〇日		
九日		二二日	三〇日	七月	
一〇日		二二日	三〇日		
一日		二二日	三〇日	七月	
二日		二二日	三〇日		
三日		二二日	三〇日	七月	
四日		二二日	三〇日		
五日		二二日	三〇日	七月	
六日		二二日	三〇日		
七日		二二日	三〇日	七月	
八日		二二日	三〇日		
九日		二二日	三〇日	七月	
一〇日		二二日	三〇日		
十一日		二二日	三〇日	七月	
十二日		二二日	三〇日		
十三日		二二日	三〇日	七月	
十四日		二二日	三〇日		
十五日		二二日	三〇日	七月	
十六日		二二日	三〇日		
十七日		二二日	三〇日	七月	
十八日		二二日	三〇日		
十九日		二二日	三〇日	七月	
二十日		二二日	三〇日		
二十一日		二二日	三〇日	七月	
二十二日		二二日	三〇日		
二十三日		二二日	三〇日	七月	
二十四日		二二日	三〇日		
二十五日		二二日	三〇日	七月	
二十六日		二二日	三〇日		
二十七日		二二日	三〇日	七月	
二十八日		二二日	三〇日		
二十九日		二二日	三〇日	七月	
三十日		二二日	三〇日		
三十一日		二二日	三〇日	七月	
八月一日		二二日	三〇日		
八月二日		二二日	三〇日	七月	
八月三日		二二日	三〇日		
八月四日		二二日	三〇日	七月	
八月五日		二二日	三〇日		
八月六日		二二日	三〇日	七月	
八月七日		二二日	三〇日		
八月八日		二二日	三〇日	七月	
八月九日		二二日	三〇日		
八月十日		二二日	三〇日	七月	
八月十一日		二二日	三〇日		
八月十二日		二二日	三〇日	七月	
八月十三日		二二日	三〇日		
八月十四日		二二日	三〇日	七月	
八月十五日		二二日	三〇日		
八月十六日		二二日	三〇日	七月	
八月十七日		二二日	三〇日		
八月十八日		二二日	三〇日	七月	
八月十九日		二二日	三〇日		
八月二十日		二二日	三〇日	七月	
八月二十一日		二二日	三〇日		
八月二十二日		二二日	三〇日	七月	
八月二十三日		二二日	三〇日		
八月二十四日		二二日	三〇日	七月	
八月二十五日		二二日	三〇日		
八月二十六日		二二日	三〇日	七月	
八月二十七日		二二日	三〇日		
八月二十八日		二二日	三〇日	七月	
八月二十九日		二二日	三〇日		
八月三十日		二二日	三〇日	七月	
八月三十一日		二二日	三〇日		
九月一日		二二日	三〇日	七月	
九月二日		二二日	三〇日		
九月三日		二二日	三〇日	七月	
九月四日		二二日	三〇日		
九月五日		二二日	三〇日	七月	
九月六日		二二日	三〇日		
九月七日		二二日	三〇日	七月	
九月八日		二二日	三〇日		
九月九日		二二日	三〇日	七月	
九月十日		二二日	三〇日		
九月十一日		二二日	三〇日	七月	
九月十二日		二二日	三〇日		
九月十三日		二二日	三〇日	七月	
九月十四日		二二日	三〇日		
九月十五日		二二日	三〇日	七月	
九月十六日		二二日	三〇日		
九月十七日		二二日	三〇日	七月	
九月十八日		二二日	三〇日		
九月十九日		二二日	三〇日	七月	
九月二十日		二二日	三〇日		
九月二十一日		二二日	三〇日	七月	
九月二十二日		二二日	三〇日		
九月二十三日		二二日	三〇日	七月	
九月二十四日		二二日	三〇日		
九月二十五日		二二日	三〇日	七月	
九月二十六日		二二日	三〇日		
九月二十七日		二二日	三〇日	七月	
九月二十八日		二二日	三〇日		
九月二十九日		二二日	三〇日	七月	
九月三十日		二二日	三〇日		
十月一日		二二日	三〇日	七月	
十月二日		二二日	三〇日		
十月三日		二二日	三〇日	七月	
十月四日		二二日	三〇日		
十月五日		二二日	三〇日	七月	
十月六日		二二日	三〇日		
十月七日		二二日	三〇日	七月	
十月八日		二二日	三〇日		
十月九日		二二日	三〇日	七月	
十月十日		二二日	三〇日		
十月十一日		二二日	三〇日	七月	
十月十二日		二二日	三〇日		
十月十三日		二二日	三〇日	七月	
十月十四日		二二日	三〇日		
十月十五日		二二日	三〇日	七月	
十月十六日		二二日	三〇日		
十月十七日		二二日	三〇日	七月	
十月十八日		二二日	三〇日		
十月十九日		二二日	三〇日	七月	
十月二十日		二二日	三〇日		
十月二十一日		二二日	三〇日	七月	
十月二十二日		二二日	三〇日		
十月二十三日		二二日	三〇日	七月	
十月二十四日		二二日	三〇日		
十月二十五日		二二日	三〇日	七月	
十月二十六日		二二日	三〇日		
十月二十七日		二二日	三〇日	七月	
十月二十八日		二二日	三〇日		
十月二十九日		二二日	三〇日	七月	
十月三十日		二二日	三〇日		
十月三十一日		二二日	三〇日	七月	
十一月一日		二二日	三〇日		
十一月二日		二二日	三〇日	七月	
十一月三日		二二日	三〇日		
十一月四日		二二日	三〇日	七月	
十一月五日		二二日	三〇日		
十一月六日		二二日	三〇日	七月	
十一月七日		二二日	三〇日		
十一月八日		二二日	三〇日	七月	
十一月九日		二二日	三〇日		
十一月十日		二二日	三〇日	七月	
十一月十一日		二二日	三〇日		
十一月十二日		二二日	三〇日	七月	
十一月十三日		二二日	三〇日		
十一月十四日		二二日	三〇日	七月	
十一月十五日		二二日	三〇日		
十一月十六日		二二日	三〇日	七月	
十一月十七日		二二日	三〇日		
十一月十八日		二二日	三〇日	七月	
十一月十九日		二二日	三〇日		
十一月二十日		二二日	三〇日	七月	
十一月二十一日		二二日	三〇日		
十一月二十二日		二二日	三〇日	七月	
十一月二十三日		二二日	三〇日		
十一月二十四日		二二日	三〇日	七月	
十一月二十五日		二二日	三〇日		
十一月二十六日		二二日	三〇日	七月	
十一月二十七日		二二日	三〇日		
十一月二十八日		二二日	三〇日	七月	
十一月二十九日		二二日	三〇日		
十一月三十日		二二日	三〇日	七月	
十二月一日		二二日	三〇日		
十二月二日		二二日	三〇日	七月	
十二月三日		二二日	三〇日		
十二月四日		二二日	三〇日	七月	
十二月五日		二二日	三〇日		
十二月六日		二二日	三〇日	七月	
十二月七日		二二日	三〇日		
十二月八日		二二日	三〇日	七月	
十二月九日		二二日	三〇日		
十二月十日		二二日	三〇日	七月	
十二月十一日		二二日	三〇日		
十二月十二日		二二日	三〇日	七月	
十二月十三日		二二日	三〇日		
十二月十四日		二二日	三〇日	七月	
十二月十五日		二二日	三〇日		
十二月十六日		二二日	三〇日	七月	
十二月十七日		二二日	三〇日		
十二月十八日		二二日	三〇日	七月	
十二月十九日		二二日	三〇日		
十二月二十日		二二日	三〇日	七月	
十二月二十一日		二二日	三〇日		
十二月二十二日		二二日	三〇日	七月	
十二月二十三日		二二日	三〇日		
十二月二十四日		二二日	三〇日	七月	
十二月二十五日		二二日	三〇日		
十二月二十六日		二二日	三〇日	七月	
十二月二十七日		二二日	三〇日		
十二月二十八日		二二日	三〇日	七月	
十二月二十九日		二二日	三〇日		
十二月三十日		二二日	三〇日	七月	
十二月三十一日		二二日	三〇日		

六日	予力平和利用会議終る 香港上海銀行日本支店従組、夏季 手当二ヵ月要求でスト権確立	一六日	人事院勧告、給与表の改訂を認め ず、年末手当の〇・二五五分増額国 鉄第一四回定期大会(一〇日)中 国人民大会で胡風らたい捕を発表 私鉄総連第一七回定期大会(一二 〇日)	二七日	事務局長に岩井章(国鉄) 全労会議第二回定期大会(二七 日)
七日	ラジオ高知で二四時間スト 東大生産技術研の九十九里米軍射 撃場調査中間報告「中震程度の被 害」	一八日	人事院、恩給局臨時職員の待遇改 善に判定 総同盟、生産性本部に基本原則の 共同確認を申入れ 文化放送労組、無期限座り込み 四巨頭会談ひらく(ジュネーブ) 失業保険法改正案衆議院通過 文化放送第一波一時間スト 砂川町基地拡張立入調査にたいす る禁止仮処分申請、地裁で却下 巨頭会談で米英ソ三大提案なざる 石炭鉱業合理化臨時措置法案、衆 院可決 総評事務局長問題に七単産調整に のりだす 全鉱連臨時大会(二五日) 四巨頭会談終る 全国一般合同労働組合連絡協議会 結成大会 総評第六回定期大会(二九日)、	二八日	電労連第二回定期大会(二八日) 日本共産党第六回全国協議会(二 九日)
八日	機労第五回定期大会(一二日) 電産第一波スト	二九日	憲法調査会法案衆議院で可決 香港上海銀行国内支店従組、半日 スト	二九日	香港上海銀行国内支店、第三波二 四時間スト 労働省、労働白書を発表 紙パ労連第一四回定期大会(四 日)
九日	政府、米価一万〇一六〇円と決定 チリ官公労賃上げ争議一〇日ぶり 解決	二九日	日本共産党、徳田書記長の死亡発 表 労災法、失保法の改正案、参議院 を通過成立 文化放送、再びスト権確立 官公労第六回定期委員会(大会)、 新賃金最低九千円要求 第二二特別国会閉会 中国人民代表大会第二回会議終了		
十日	第七期中労委員長任命 都市交通第九回定期大会(一二 日)	三〇日	文化放送、再びスト権確立 官公労第六回定期委員会(大会)、 新賃金最低九千円要求 第二二特別国会閉会 中国人民代表大会第二回会議終了		
十一日	全国税、超勤拒否座り込み 日本生産性本部理事会、総同盟お よび全労の参加歓迎	三〇日	文化放送、再びスト権確立 官公労第六回定期委員会(大会)、 新賃金最低九千円要求 第二二特別国会閉会 中国人民代表大会第二回会議終了		
十二日	日本産業訓練協会(JITA)創 立総会	三〇日	文化放送、再びスト権確立 官公労第六回定期委員会(大会)、 新賃金最低九千円要求 第二二特別国会閉会 中国人民代表大会第二回会議終了		
十三日	炭労の夏季一時金妥結	三〇日	文化放送、再びスト権確立 官公労第六回定期委員会(大会)、 新賃金最低九千円要求 第二二特別国会閉会 中国人民代表大会第二回会議終了		
十四日	官公労幹事会に運動方針提案 新産別一五中委	三〇日	文化放送、再びスト権確立 官公労第六回定期委員会(大会)、 新賃金最低九千円要求 第二二特別国会閉会 中国人民代表大会第二回会議終了		
十五日	日本共産党創立三三週年記念集会 二千名が合法面に 日ソ交渉再開	三〇日	文化放送、再びスト権確立 官公労第六回定期委員会(大会)、 新賃金最低九千円要求 第二二特別国会閉会 中国人民代表大会第二回会議終了		

三日	日本共産党、新機構、人事を発表 大阪化繊取引所、賃上げ二四時間スト	一五日	敗戦一〇周年、原水爆禁止世界大会東京大会など各地で催し インド独立記念日、ゴア行進で死者一八名	一日	相模工業争議解決 日米ワシントン会談共同声明 両派社会党、総評共催「砂川基地拡張反対大演説会」
四日	文化放送労組、職場放棄と無期限座り込み 大同鋼板争議、三八四名の解雇を認め妥結	一六日	臨時労働基準法調査会発足 野坂氏ら三氏釈放	三日	総同盟、日本生産性本部と共同確認書に調印、正式参加 私鉄総連退職金、中労委調停案を受諾
五日	文化放送、四五分間一斉職場放棄 大阪化繊取引所、二三日ぶりに解決	一八日	平事件に一審判決、騒乱罪不成立 日共中央委員会第一書記に野坂参三	五日	右社中執、統一綱領要綱を承認 英国TUC第八七回年次大会（九日）
六日	総評、広島平和大会参加代表の一部入国拒否に抗議 原水爆禁止世界大会（広島）ひらく	二〇日	原子力国際会議終る 仏領モロッコ・アルジェリア暴動、死者七〇〇名 オネスト・ジョン装備米軍の到着発表	六日	鉄鋼労連大手五社第一波波状スト 都知事、砂川町立入調査の再公告 米国際仲仕労組職場放棄
八日	合化労連第一〇回定期大会（一日） 労働省、二九年労働生産性の動向を発表	二二日	訪ソ議員団出発 私鉄退職金に調停案 砂川町の基地拡張問題で紛糾	七日	イギリスTUC、山猫ストを非難 私鉄退職金争議、東武、京成、京阪、西鉄が妥結
一日	原子力平和利用国際会議ひらく 日共潜行幹部の野坂、志田、紺野の三氏政策発表演説会に出席	二三日	草案完成の見通し 農林省、改訂小作料水田一級反当一四一〇円	八日	明治大学の紛争解決 鉄鋼労連大手四社第二波二四時間スト
二日	全交運定期委員会 海員賃上闘争、五ヵ月ぶりに妥結	二五日	砂川町の調達庁と地元の話合い決裂	九日	宮城県下で国府軍将校の軍事訓練問題化 ソ西独会談開く
三日	ソヴェト、兵力六四万削減 インド植民地解放デモ、ゴアへ行進	二九日		一日	パキスタン・アフガニスタン紛争解決 私鉄退職金解決、スト回避

九月

一三日	総評、砂川町の闘争支援に五千名 動員決定 総同盟三中委（一一日）、生産 性向上運動への積極的参加 砂川町の強制測量開始、総評三千 名を動員 カンボジア総選挙、人民社会党完 勝、厳正中立の態度 砂川町、実力闘争を中止 鉄鋼労連第三波二四時間スト 香港上海銀行争議、大幅に組合要 求を認め四九日ぶり解決 鉄鋼労連八幡など二四時間スト 左右両社統一交渉委、規約草案決 定	二二日	ソ東独、東独の主権回復諸協定に 調印 訪ソ国会議員団ブ首相、フ第一書 記と会見 第一〇回国連総会ひらく 鉄鋼労連、鋼管各労組二四時間ス ト 日ソ交渉休止の共同声明 右社拡大中委（二八日）統一態 勢 全造幣臨中（二八日）、総評加 盟決定 鉄鋼労連五社スト中止 電労連、電産との統一話し合い中止	七日	全駐労フィンカム、スト権確立 国鉄新賃金要求 民主党、教科書批判パンフ第二集 発行 総評合同労組連絡協議会 全印労臨時大会（一三日） 英労働党年次大会ひらく 綿紡大手一〇社第一波スト 常磐炭鉱、反復二四時間スト 左右両派社会党、解党 綿紡第二波実力行使（一四日） 炭労古河職連無期スト 日経連臨時総会 社会党統一大会 官公労、新賃金、年末二ヵ月要求 米軍、オネスト・ジョン初公開 新産別第七回定期大会（一七 日）、社会党へ集団入党決議 全日自労第一〇回定期大会（一 八日） 全映演第一〇回全国大会 日中貿易議定書調印（北京）、総 額一二〇〇万ポンド 常磐炭鉱、妥結 世界労連執行局会議（ブタペスト） 「国際自由労連、国際農民連盟と
一四日	綿紡操短にたいするあっせん案受 諾、休日保障は平均賃金の八割 アルゼンチン反乱拡大 山形県大高根射撃場の測量をめぐ り、ピケ隊と警官隊衝突 日共徳田書記長の遺骨帰る 左社第一四回定期大会（二〇 日）、統一社会党綱領、規約を承認 アルゼンチン政府転覆 国際自由労連アジア地域委（二 二日・カルカッタ）	二二日	鉄鋼労連五社スト中止 電産、電労連に合同申入れ決定	八日	
一五日		二八日		九日	
一六日		二九日		一〇日	
一七日		一日		一一日	
一九日		三日		一二日	
二〇日		五日		一三日	
二〇日		六日		一四日	
一〇月		一日		一五日	
		二日		一六日	
		三日		一七日	
		四日		一八日	
		五日		一九日	
		六日		二〇日	
		七日		二一日	
		八日		二二日	
		九日		二三日	
		一〇日		二四日	
		一一日		二五日	
		一二日		二六日	
		一三日		二七日	
		一四日		二八日	
		一五日		二九日	
		一六日		三十日	

一七日	共同の行動綱領作成の用意あり」と宣言 綿紡第三波実力行使（一八日） 炭労古河スト解決 日銀従組座り込み 総評、「当面する賃金闘争の行動綱領」第一次試案決定	二七日	全国交通運輸産業労組同盟（全交運同盟）結成大会、七二組合、一万五千名 保守新党結成準備会発会 四カ国外相会議ひらく（ジュネーブ） 総同盟第一〇回定期大会（一三〇日）	一三日	第一〇回全国労働委員会連絡協議会（一一日） 砂川町測量終る 全織綿紡中委、綿紡スト自己批判と東洋紡、呉羽紡処分 官公労第一波実力行使 民主党と自由党、解党
一八日	綱領「第一次試案決定」	二八日	総同盟第一〇回定期大会（一三〇日）	一四日	官公労第一波実力行使 民主党と自由党、解党
二〇日	全織綿紡大手一〇社第四波全面無期限スト	二九日	綿紡、会社側ロックアウト方針	一五日	全織同盟中委、綿紡二労組の処分受理 自由民主党結成大会 諾ソ共同声明、「外国に基地提供せず」 海員生産性本部参加承認 四カ国外相会議終る 韓国、日本漁船撃沈警告 東証労組大会、第三次回答受諾 三菱炭連一六山四八時間スト 全労、全国勤労者文化協会（全文協）設立 第二次鳩山内閣総辞職 東洋紡労組、全織綿紡を脱退 日産自動車労組第四回定期大会（横浜）、賃金四原則 第二三臨時国会開く、第三次鳩山内閣 公労協第一波実力行使
二一日	全鉦連第二五回臨時大会（二三三日）	三〇日	炭労第一四回臨時大会（一三日） 綿紡争議、第五波無期限重点スト 綿紡争議、東洋紡が単社交渉で妥結、各社交渉に切替え		
二二日	全自連第六回定期大会（二三二日） 全国金届第六回全国大会（二四日）	三一日	結、各社交渉に切替え	一六日	海員生産性本部参加承認 四カ国外相会議終る 韓国、日本漁船撃沈警告 東証労組大会、第三次回答受諾 三菱炭連一六山四八時間スト 全労、全国勤労者文化協会（全文協）設立 第二次鳩山内閣総辞職 東洋紡労組、全織綿紡を脱退 日産自動車労組第四回定期大会（横浜）、賃金四原則 第二三臨時国会開く、第三次鳩山内閣 公労協第一波実力行使
二三日	学術会議、民主党の「憂うべき教科書」に反論	一二月			
二五日	全百連第七回大会（二四日） 海員第一四回定期大会（二八日）、生産性本部参加				
二六日	日銀スト妥結 日本カーボン（合化労連）争議四ヵ月ぶり妥結 全金届第七回定期大会（二八日） 南ヴェトナム共和国成立宣言 オーストリア議会、永世中立を承認				
		二日	全蚕労連・郡是と若林が二四時間スト 全織綿紡争議、全部妥結 綿紡、離脱組合処分方針 中村翫右衛門氏帰京 憲法擁護国民集会 三鉦連、完全雇用協定 砂川町の測量強行 オネスト・ジョンの試射公開 全日通第八回臨時大会（一〇日）	二二日	第二次鳩山内閣総辞職 東洋紡労組、全織綿紡を脱退 日産自動車労組第四回定期大会（横浜）、賃金四原則 第二三臨時国会開く、第三次鳩山内閣 公労協第一波実力行使
		三日	綿紡、離脱組合処分方針 中村翫右衛門氏帰京 憲法擁護国民集会 三鉦連、完全雇用協定 砂川町の測量強行 オネスト・ジョンの試射公開 全日通第八回臨時大会（一〇日）		
		四日	中村翫右衛門氏帰京 憲法擁護国民集会 三鉦連、完全雇用協定 砂川町の測量強行 オネスト・ジョンの試射公開 全日通第八回臨時大会（一〇日）		
		五日	憲法擁護国民集会 三鉦連、完全雇用協定 砂川町の測量強行 オネスト・ジョンの試射公開 全日通第八回臨時大会（一〇日）		
		六日	全日通第八回臨時大会（一〇日）		
		七日	全日通第八回臨時大会（一〇日）		
		八日	全日通第八回臨時大会（一〇日）		

二六日	全銀連第二〇回定期大会（一、二五日） 三菱炭連、完全雇用の協定 越年手当、地方財政確立、賃上げ 労働者総決起大会	三日	仏国民議会解散 炭労大手八社年末手当、妥結	二六日	私鉄総連、新賃金要求 炭労大手一四社、賃上げ要求
二七日	訪中労組代表団、日中労組協定調印（北京放送）	五日	経済審議会、経済六ヵ年計画答申 AFL-CIO創立大会（一、八日）	二七日	呉羽紡、全織脱退
二八日	臨工、臨職全国懇談会（一、二九日） 相模工業第三次整理	六日	労働省、六月末現在、労働組合基本調査を発表、三万二〇一〇組合、六一八万四五六一名、推定組織率三九・五%	二八日	マレー休戦会談始まる
二九日	名鉄局、一二〇名に賃金カット 大山郁夫氏死去	七日	総理府、国勢調査結果、人口総数八九二六万九二七八 公務員年末手当〇・二五五分増額 英労働党アトリー党首、引退 織労協解体	二九日	マレー休戦会談決裂
三〇日	フオール仏内閣、国民議会解散決定	一二日	英労働党党首にゲイツケル氏		
一二月					
一日	全電通、協約あっせん受諾 公労協第二波（一、三日）、国公、地公は第三波 炭労、住友一社重点スト 全日自労、座り込み 次官会議官公労争議に処分方針 中国学術使節団一行来日 フオール仏首相、急進社会党から除名 アメリカAFL-CIO合併	一六日	第二三国会閉会 新産別一六中委		
		一七日	呉羽紡中委、全織同盟脱退を可決 第二四通常国会召集		
		二〇日	失業対策審議会、当面の雇用・失業対策を答申		
		二一日	都議会、交通・水道料金の値上げ決定		
		二二日	三鷹事件、最高裁の棄却判決で竹内被告の死刑確定		
二日		二四日			

第一部 労働者状態

第一部 労働者状態

第一編 労働人口の構成……………	二七	第三編 労働条件……………	九五	第二章 栄養……………	一九六
第一章 労働人口……………	二七	第一章 賃金……………	九五	第三章 住宅……………	二〇一
第一節 労働人口と総人口……………	二七	第一節 名目賃金、労働の価格 および実質賃金……………	九五	第四章 衣服・持ち物……………	二二
第二節 産業別就業者数……………	二九	第二節 賃金の産業別・規模別・ 地域別格差……………	一〇〇	第五編 農家の状態と農民の生活……………	二二七
第二章 雇用人……………	三二	第三節 賃金の労働者種類別・ 男女別・年齢別・学歴 別格差……………	一〇四	第一章 農家の経済状態……………	二二七
第一節 「従業上の地位」……………	三二	第四節 賃金支払形態……………	一〇七	第一節 農家経済の概観……………	二二七
第二節 産業別・職業別雇用人数……………	三六	第五節 定期給与と臨時給与……………	一一三	第二節 農家経済の地域別変動……………	二三〇
第三章 主要部門別労働者……………	三九	第六節 賃金不払の状況……………	一二六	第三節 農家経済の階層別変動……………	二三三
第一節 工業労働者……………	三九	第二章 労働時間……………	一二八	第四節 農業現金収支の状況……………	二三四
第二節 鉱山労働者……………	四二	第三章 労働災害と職業病……………	一二四	第五節 農業外の経済収支……………	二三七
第三節 運輸・通信労働者……………	四三	第一節 労働災害の概況……………	一二四	第二章 農民の生活状態……………	二三八
第四節 公務労働者……………	四六	第二節 炭鉱の労働災害……………	一二三	第一節 農家の家計費……………	二三八
第五節 教育労働者……………	五〇	第三節 職業病……………	一二六	第二節 家計費の地域別・階層 別変動……………	二三〇
第二編 労働移動と失業……………	五一	第四章 婦人・年少労働者の状態……………	一二四〇	第三章 農家経済と租税諸負担……………	二三七
第一章 一般的考察……………	五一	第一節 婦人労働者の状態……………	一二四〇	第一節 農家の租税公課諸負担……………	二三七
第二章 労働移動……………	五四	第二節 年少労働者の状態……………	一二五〇	第二節 農家経済余剰の配分……………	二三九
第三章 新規学校卒業者の就職状況……………	五四	第四編 労働者の生活……………	一二四	第四章 林業労働者の状態……………	二四〇
第四章 失業……………	八〇	第一章 概況……………	八〇		
		第二節 臨時・日雇労働者……………	八八		

第一編 労働人口の構成

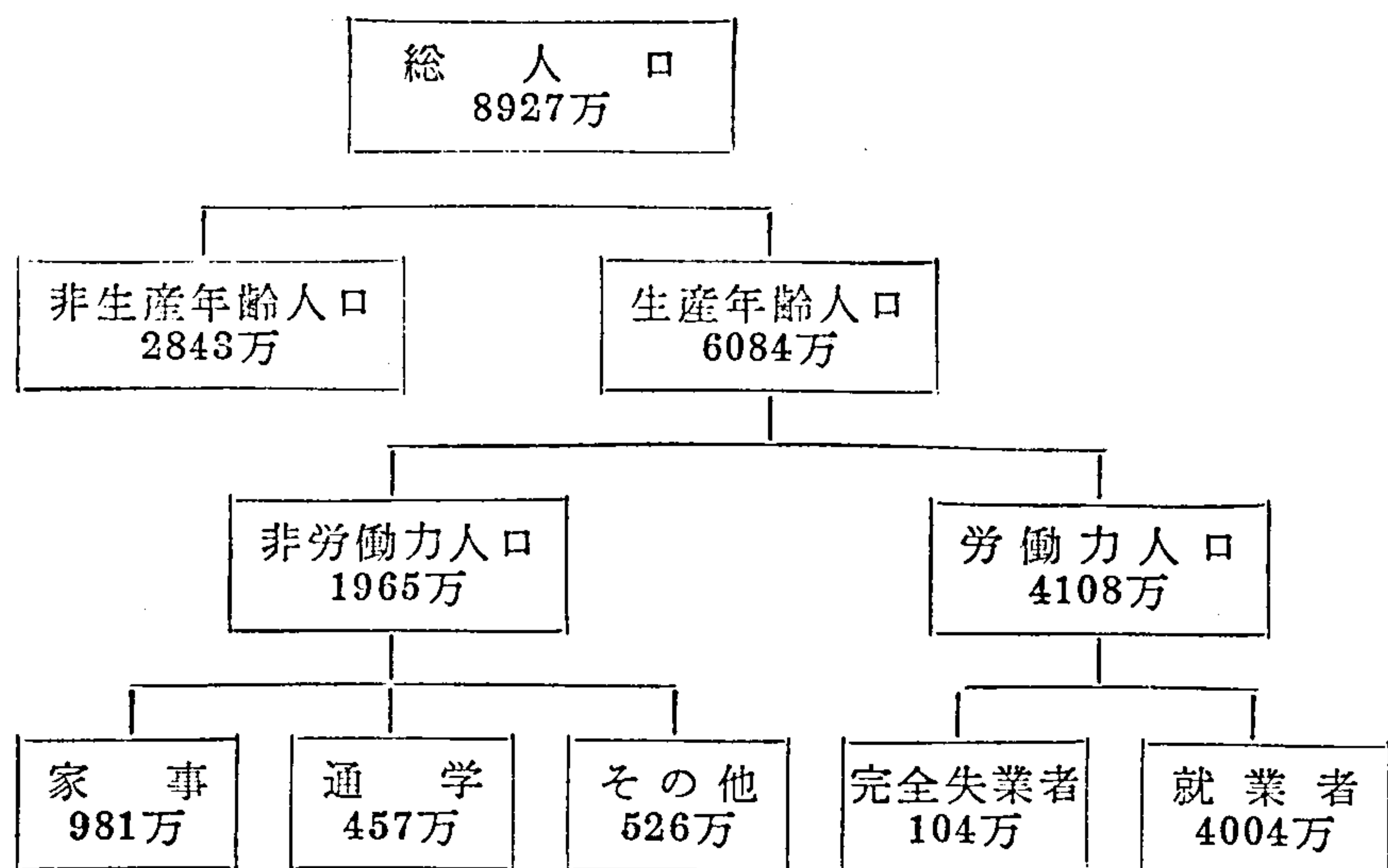
第一章 労働人口

第一節 労働人口と総人口

労働人口という概念とその範囲を厳密にきめることはむずかしいが、一応ひろく労働をおこなっている人々と失業者とを合せたものを労働人口と呼ぶことができるであろう。したがってそれには、生産的労働・不生産的労働の種類を問わず、あらゆる形の賃金労働者、準賃金労働者（家事労働者を含めて）、自家経営労働者（無給の家族従業者を含めて）、事務労働者、技術労働者、その他の俸給生活者（会社の社長、重役等を除く）、国家および地方公務員（高級官吏を除き、警察官等を含む）、自分で労働する中小商工業者、多くの自由職業者、働く農民、漁民、あらゆる形の失業者が含まれている。すなわち日本の労働人口といわれるもののなかには、近代的な工場労働者から前近代的な労働者、独立事業者、中小企業者、失業者まであり、普通に「労働者」と呼ばれるものよりかなり広い意味に使われる「勤労者」のすべてがそれに入っている。

日本の官庁統計資料のなかで、このような労働人口の数とその構成を知るための手がかりになる広範囲な資料としては、「国勢調査」（戦後は一九四七年、一九五〇年、一九五五年の三回。総理府統計局）、「事業所統計調査」（一九四七年、一九四八年、一九五一年、一九五四年の四回。総理府統計局）、「工業統計調査」（毎年。通商産業省）および標本調査の「労働力調査」（一九四六年九月以降毎月。別に失業問題のための臨時調査四回。総理府統計局）が主要なものである。しかしこれらのものも、労働人口とその構成を明らかにするためにはなお十分なものとはいえない。

労働人口に言葉の上で似ているものに「労働力人口」がある。「労働力人口」という概念は、戦後わが国の労働力統計（「労働力調査」および「国勢調査」）においてひろく用いられているが、それは必ずしも明確なものではない。説明によると、「労働力人口」とは「ひろく経済活動にむすびついている人口」である。それは「生産年齢人口」（満一四歳以上の人口）のなかの「就業者」と「完全失業者」の合計であり、「働く意志をもっていて就業し、または失業しているもの」である。このうち「就業者」は、「従業中の就業者」と「休業中の就業者」から成り、前者は調査期間中（一九五〇年国勢調査では同年九月末の、労働力調査では毎月末の、それぞれ一週間）に収入を伴う仕事に多少とも（一九五〇年国勢調査では



三〇分以上、一九五五年国勢調査では少しでも）従事した者（無報酬の家族従業者を含む）をいい、後者は、平常右のような仕事をもっていないながら調査期間中これを休んでいてその休業期間が調査の時からさかのぼって一ヵ月未満の者（ただし休業期間が一ヵ月以上であっても、従業上の地位が雇用者で、給料あるいは賃金の支払を受けている者または将来うけることになる者を含む）をいう。また「完全失業者」とは、調査期間中ぜんぜん就業しなかった者で、休業中の者を除いた者のうち、就業を希望し、かつ就業が可能であつて求職運動をしている者をいう。一四歳以上の人口の中で「労働力人口」に含まれない者が「非労働力人口」である。

以上のことを図示すれば上の通りである。一九五五年の国勢調査の結果は、まだ発表されていないので、図中の数字は、一九五五年三月の「労働力調査臨時調査」によつた。

この「労働力人口」

に入っていない「非労働力人口」のなかにも、さらに「非生産年齢人口」のなかにすら、多くの就業者や失業者、すなわち労働人口の一部が含まれていることは明らかであり、また他方において、この「労働力人口」のなかには、「仕事に多少でも従事」した者がすべて含まれているから、そのなかには会社の社長や重役のような、常識的に考えても「労働力」とはいえない者が含まれていることを考えると、この「労働力人口」が労働人口とは相当に数においても相違するといわなければならない。

ここでは、後に述べる諸種の資料に基づいて、日本の労働人口を約四千万人と推定し、「ひろく経済活動にむすびついている人口」の階級別構成を次のごとく推定しておく。

労働者	一四六〇万人
賃金労働者・準賃金労働者	一二〇〇万人
臨時・日雇労働者・完全失業者	二〇〇万人
農業労働者	六〇万人
勤労農民	一六〇〇万人
世帯主	五〇〇万人
家族従業員	一一〇〇万人
独立生産者・小経営者	七〇〇万人
業主	四〇〇万人
家族従業員	三〇〇万人
純公務職員・労務者	一七〇万人
中央（自衛隊約二〇万を含む）	七〇万人
地方	一〇〇万人
経営者・資本家・高級官吏	八〇万人
計	約四〇〇〇万人

第二節 産業別就業者数

全就業者の包括的な統計は国勢調査以外にはない。一九五〇年の国勢調査の結果によれば、産業別および男女別の就業者数は第1表の通りである（総理府統計局「昭和二十五年、国勢調査報告」第八巻、最終報告書、一九五五年三月刊）。

「就業者」は英文では Worker と訳されているが、前節にみたごとく、地位や種類をとわず仕事をもっているすべての人を含んでいる。

この表によって男女比をみると、男六一％に女三九％となっているが、これは総数の半分近くを占めている農業において女の数が多いためである（女の就業者総数のうち農業は六割以上を占めている）。

産業別によると、農業の四五％（一九二〇年五一％、一九四〇年四二％、一九四七年五〇％）にたいして、鉱工業合計は一八％（一九二〇年一八％、一九四〇年二三％、一九四七年一八％）である。農林水産関係の第一次産業、鉱工業関係の第二次産業、その他の第三次産業に大別する分類法によれば、アメリカ合衆国およびヨーロッパ諸国と比較した日本の産業構造は第2表のごとであって、日本は第一次産業の割合はどの国よりも高く、第二次産業の割合はどの国よりも低い。

（注）一九五〇年国勢調査の結果報告は、一九五一年公表の第一巻以来、七巻五三冊から成る報告書となって刊行され、最終巻にあたる第八巻「最終報告書」が一九五五年三月に発表されて完了した。

一九五五年国勢調査の結果は、現在までのところ「全国都道府

第1表 産業別就業者数 (単位 1,000人)

産 業	総 数	男	女	産 業 別 割 合			男 女 別 割 合 %	
				総数	男	女	男	女
農 業	16,102	7,305	8,297	45.2	35.7	60.3	48.5	51.5
林業および狩猟業(伐木業を含む)	424	366	59	1.2	1.7	0.4	86.2	13.8
漁業および水産養殖業	682	615	66	1.9	2.8	0.5	90.3	9.8
鉱建 設 業	591	525	66	1.7	2.4	0.5	88.9	11.1
製造 業	1,531	1,426	106	4.3	6.5	0.8	93.1	6.9
卸売業および小売業	5,690	4,042	1,648	16.0	18.5	12.0	71.0	29.0
金融・保険および不動産業	3,963	2,406	1,557	11.1	11.0	11.3	60.7	39.3
運輸・通信およびその他の公益事業	362	241	122	1.0	1.1	0.9	66.4	33.6
サービス	1,811	1,610	201	5.1	7.4	1.5	88.9	11.1
サ ー ビ ス	3,056	1,655	1,401	8.6	7.6	10.2	54.1	45.9
公 務 業	1,376	1,154	222	3.9	5.3	1.6	83.9	16.1
分類不能の産業	37	26	11	0.1	0.1	0.1	69.6	30.4
計	35,626	21,870	13,755	100.0	100.0	100.0	61.4	38.6

〔備考〕 1950年国勢調査。14歳以上。

第2表 各国と比較した日本の産業構造

産 業	イギリス 1951年	フランス 1946年	西ドイツ 1950年	日 本 1950年	アメリカ 1950年
第1次産業	5.0	36.5	23.2	48.3	12.5
第2次産業	47.6	29.2	41.9	22.0	33.7
第3次産業	38.6	31.9	32.7	29.7	52.4
その他の	9.0	2.5	2.2	0.1	1.5
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕 1950年国勢調査最終報告書。

第3表 産業別・民公国営別従業者数 (1954)
(単位 1,000人)

	民 公 営	国 営 ・ 社 公	計
鉱 業	473	—	473
建設業	1,181	65	1,246
製造業	6,156	40	6,196
卸売および小売業	4,921	42	4,963
金融および保険業	658	24	682
不動産業	46	0	46
運輸通信およびその他公益事業	1,011	826	1,827
サービス業	3,173	168	3,341
全 産 業	17,618	1,170	18,788

〔備考〕 事業所統計調査。

(注) 「国勢調査」における「就業者」の概念と「事業所調査」および「工業調査」における「従業者」の概念との関係についていえば、「国勢調査」の「就業者」は、調査週間(九月最終の一週間)中に収入を伴

県都市区町村別人口」が一九五六年三月に発表されただけである。この五五年の調査は、五〇年の調査を本調査とする簡易調査であるが、調査費の額からみても従来の簡易調査とはちがって本調査に近い内容をもつ広範囲な調査である。新規の調査項目はないが、調査表記入の方法は少し変更されて、前回は他計申告法であつたが、今回は自計申告と他計申告とを混用した。

なお、戦前からの国勢調査については本年鑑第二四集、一九五〇年の国勢調査の詳細については同第二五集、また戦後の日本人口統計については同第二六集を参照されたい。

一九五四年七月一日現在の事業所調査によれば、産業別および民公営・国営別の従業者数は第3表の通りである。

なう仕事(無給の家族従業者を含む)に三〇分以上従事した「従業者中の就業者」と、仕事をもっているが有給休暇中の者または悪天候、労働争議、病気、家事または個人的事情のため仕事のできなかった「休業中の就業者」とを含んでいる。ただし後者については、仕事を休んでいる期間の収入をうけることになっている場合に限るのであつて、もしそうでなければ、休業している期間が調査の日からさかのぼって三〇日未満の者でなければならぬ。

これにたいして、「事業所調査」の「従業者」は、調査日(七月一日)に事業所に現在した「臨時または日雇の従業者」を一区分として含んでいるとともに、一般的には三ヵ月以上の長期欠勤者を除いている。一方、「工業調査」の「従業者」には、継続三〇日未満の臨時工は含まれず、また在籍の常用労働者でも長期欠勤者などで一ヵ月以上給与も算定されず、また給与も受けなかったものが除かれている。

なおこれら戦後の調査はいずれも調査日または一定の調査期間の実際の就業状態とらえているが、戦前の国勢調査ではこれとちがって、各人の平常の経済活動の状態を調査してとらえられている。それを「有業者」と呼んでいた。したがって「有業者」と「就業者」とはひじょうにちがう概念である。

この事業所調査と国勢調査のいづれも大きなちがいはその範囲である。事業所調査には、農林水産業と公務が含まれていない。また一定の事業所をもたない行商人、露店等も調査対象から除かれている。

事業所調査によつて、規模別の従業者数をみると第4表の通りである。

(注) 一九五四年の事業所調査は、第四回目にあたるが、第二回は一部調査なので、悉皆調査としては三回目である。

第4表 規模別従業者数 (1954) (単位 1,000)

	民 公 営		国 営・公 社	
	事業所	従業者	事業所	従業者
1 人	1,088	1,088	0	0
2 ~ 4	1,546	3,945	7	22
5 ~ 49	620	7,073	14	206
50 ~ 199	26	2,168	2	220
200 ~ 499	4	1,056	0	138
500 ~ 999	1	662	0	73
1000人以上	1	1,626	0	511
計	3,286	17,618	24	1,170

〔備考〕 事業所調査による。

単位とする方法がとられているので、大企業への集中あるいは独占の状態は、過小に評価されている点に注意すべきである。

第二章 雇 用 者

第一節 「従業上の地位」

「ひろく経済活動にむすびついている人口」が、それぞれ従業上においてどのような地位を占めているかを知ることが、労働人口の

今回の調査結果は、第一巻(全国編)、第二巻(府県編)、第三巻(サービス業)の三冊として、いずれも一九五五年三月に刊行されている。

構成を明らかにする上できわめて重要である。「国勢調査」は一九四七年の臨時調査以後、「従業上の地位」という項目を調査事項の一つとし、「就業者」は各自の「従業上の地位」に基づいて分類されている。また「事業所統計調査」や「工業統計調査」においても「従業者」には、それぞれ右に似たようないくつかの分類がおこなわれている。このような分類について、調査主体である総理府統計局は、「産業の従業上の地位別分布は、産業の雇用構造、ひいてはその経済構造を示すものと考えることができる」(昭和二五年国勢調査最終報告書 参照) といっているが、それは果して経済構造、したがって人口の階級別構造をどのくらいに示しているといえるであろうか。まず、それぞれの調査における「従業上の地位」の概念を次にしらべてみよう。

国勢調査における就業者の分類 第一回国勢調査(一九二〇年)では「職業上の地位」が調査されたが、第三回調査(一九三〇年)からそれが「産業上の地位」にあらためられ、一九四七年の臨時国勢調査から「従業上の地位」という項目があらわれた。しかしその時の調査では、個人業主、会社および団体の役員、家族従業者、雇用に四区分されていたが、一九五〇年の国勢調査では左のごとく、雇業者のある業主、単独の業主、無給の家族従業者、一般の雇業者、官公の雇業者の五区分にかわった。

(1)雇業者のある業主——個人経営事業を主宰経営し、一人以上の有給の雇人を使用している者。店舗工場等はもちろん農業を含む。また有給の助手を使用している医師、弁護士のような学問的職業に従事している者も入る。

(2)単独の業主——有給の雇人を全然使用していない個人経営者。一人以上の無給の家族従業者を使用している業主を含む。学問的職業も含まれる。

(3) 無給の家族従業者——同一世帯の世帯員で世帯主または他の世帯員の業務に無給で従事している者。しかし親戚の人の家業を無報酬で手伝った場合も含まれる。この場合には必ずしも同一世帯の世帯員でなくてもいい。

(4) 一般の雇用者——工場、店舗、会社、団体、その他の法人等の事業体にやとわれて賃金給料を受けている者。工員、店員、事務員、販売人、その他の労務者のみならず、銀行、会社、組合等の頭取、社長、支配人、重役、その他の有給の職員をすべて含む。

(5) 官公の雇用者——国、都道府県、市区町村および進駐軍に雇われているすべての雇用者。仕事の種類、階級のいかんをとわず、また現業部門の仕事に従事している者も含む。これがさらに、国の官署の雇用者(官吏)、地方公共団体の雇用者(公吏)、進駐軍の要員、の三者に分類された。

一九五五年におこなわれた第八回国勢調査においても、「従業上の地位」の概念は右の一九五〇年国勢調査と変わらない。ただ、「駐留軍、国連軍に雇われている人」は、一九五〇年の時には「官公の雇用者」に入っていたが、一九五五年には「民間の雇用者」とされ、官公の雇用者の内訳(官吏、公吏)が廃止された。しかし一九五五年国勢調査の「従業上の地位」の統計は一%抽出もまだ発表されていない。

事業所調査における従業者の分類 一九五四年の事業所統計調査では、調査日現在その事業所に所属する全従業者が、左のごとく会社または団体の役員、個人業主、家族従業者、常雇の従業者、臨時または日雇の従業者の五種類に区分されている(三カ月以上の長期欠勤者を除く)。前回(一九五一年)の調査では、それが全事業所について、会社もしくは団体の役員または個人業主、家族従業者、常雇の職員および労務者、臨時または日雇の職員および労務者の四種

類に区分され、とくに法人の事業所については、会社または団体の役員、常雇の職員、常雇の労務者、臨時または日雇の職員および労務者の四種類に区分されていた。すなわち個人業主が役員と一緒にされていたが、他方では法人について常雇の職員を別記していた。

(1) 会社または団体の役員——法人または法人でない団体における有給の役員(常勤および非常勤)。たとえば、会社では社長、取締役、監査役、代表社員、無限責任社員など、団体では理事、監事など。また、これらに準ずる顧問、相談役で有給の者を含む。

(2) 個人業主——個人経営の事業所で実際に経営の業務に従事している者。たんに名義だけの業主で実際にその業務に従事していない者を除く。共同経営の場合は、便宜上そのうちの一人を個人業主とし、他は「常雇の従業者」に入る。

(3) 家族従業者——個人業主の家族で、べつだん賃金や給料を受けない、主としてその事業所の仕事に従事している者。家族でも雇人と同様の賃金給料に準ずる給与を受けている場合は「常雇の従業者」に入る。

(4) 常雇の従業者——三〇日以上常時雇用されている雇人。見習や徒弟などを含む。派出婦会、看護婦会、芸妓置屋、貸席、ダンスホールなどに所属する派出婦、看護婦、芸妓、女給、ダンサーなども便宜上「常雇の従業者」に含められた。また、国営の事業所では、常勤および非常勤の者、公社では、常勤の者および一九五四年四月から引きつづき雇用されていた臨時または日雇の者も含む。

(5) 臨時または日雇の従業者——日々または三〇日未満の期間を定めて雇用されている雇人。七月一日(当日休みの場合は六月末日)に事業所に現在した者に限る。なお、国営の事業所では役務費などから報酬の支払いを受ける臨時の人夫、公社では在職二カ月未満の臨時または日雇の者などがこれにあたる。

工業調査における従業員の分類 工業統計調査は製造工業の基本調査として明治時代から毎年実施されて来た。発表されている最新の調査たる一九五四年の工業調査においては、左のごとく、常用労働者、個人業主および家族従業者の二区分の合計が従業員数を成している。なお一九四八年の調査では、このほかに、「会社または団体の有給役員」が調査事項に入っているが、その後は調査されていない。

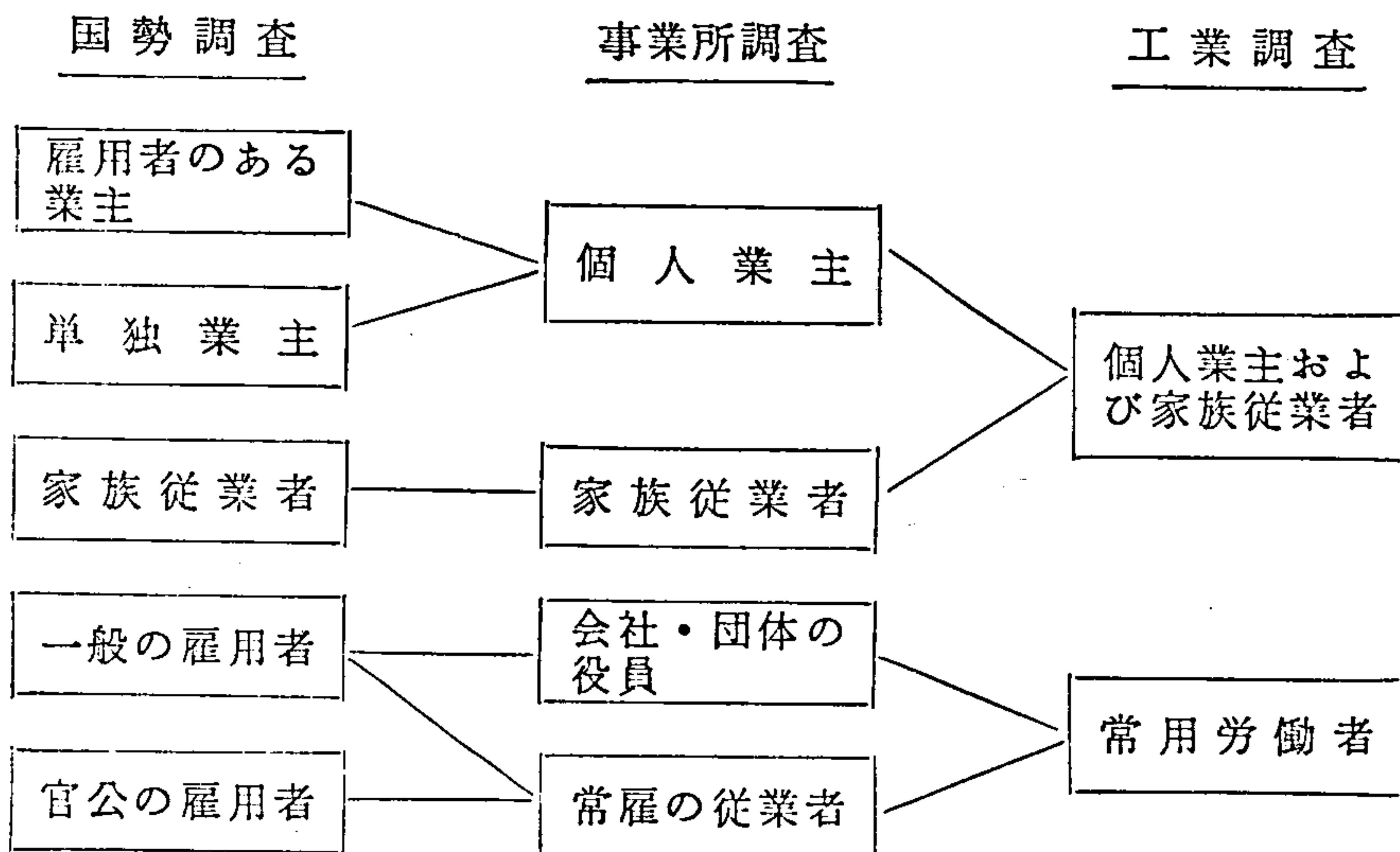
(1)常用労働者——一二月末現在の在籍者のうち左のごとく職員と労務者に区分する。ただし、長期欠勤者などで、一カ月以上いかなる給与も算定されず、またいかなる給与も受けなかったものは在籍者でも除外する。

「職員」とは、常用労働者のうち、技術的、管理的および書記的職業に従事する者をいう。「労務者」とは、常用労働者のうち、製造、加工、組立、修理の作業に従事する者およびこれらの補助作業とみなされる検査、包装、運搬などの作業に従事する者、たとえば、職工長、伍長、組長、普通職工、見習工、継続して三〇日以上雇用された臨時工などをいう。またいわゆる徒弟および職人は労務者とみなし、守衛、門衛、小使、給仕、掃除夫、賄方なども労務者に含める。

会社または団体の役員であっても、普通一般の労働者が従事する職務を兼ねて、労働者と同じように給与を受けている者は、その職務にしたがい「職員」または「労務者」に含める。

(2)個人業主および家族従業者——業務に従事している個人業主および業主の家族で無報酬で常時従業している者。個人業主でも実務にたずさわっていない者および業主の家族で、まれに業務の手伝をするていどの者を除く。業主の家族で常時従業する者が、普通の給料、賃金を支給されている場合は「常用労働者」に入れる。

利用上の注意 以上にみるように、右の三種類の統計調査に示されている「従業上の地位」の概念には、統計利用上注意すべき問題のすくなくないことが知られるが、この三者のあいだにもかなり相違がある。三種類の統計における「従業上の地位」の区分の関係を図示すれば、次の図表のようになる。



題点をあげておこう。

まず、「個人業主」については、それが、個人あるいは共同経営の工場主、店主、出張所主任などから広範な農家の戸主、さらに医師や弁護士を含むものであること、したがって「業主」ということばの語感とは大分ちがう種々雑多な人々が入っていることを忘れてはならない。また同じ「業主」といっても、「雇用者をもつ業主」と「雇用者のない業主」とでは、まったく性格のちがうものであることに注意する必要がある。前者は資本家である。

るが（それも規模によってまるで性質がちがってくる）、後者は小商品生産者あるいは単独経営主であるからである。国勢調査では一応両者は区別して調査されたが、しばしば両者は一括して、たんに「業主」として集計、発表されている（たとえば「国勢調査最終報告書」、「労働力調査」等）。両者を一括した数字は、「国民所得調査」の資料に使うのには「便宜」であるとしても、労働人口の構成を知るためにはまことに不適当なものといえよう。ことに「工業調査」では、「個人業主および家族従業者」となっていて、「家族従業者」と一緒にされている。これでは、数百人、時には千人以上の従業者をもつ「個人業主」（「事業所調査」によれば五〇〇人以上の従業者をもつものが一〇人、千人以上のものが二人ある）と、親戚の家業を無報酬で手伝いにくくお嬢さんとが、同じ項目に数えられることになるからである。なお、一九三〇年国勢調査では、社長や重役は、その事業体の「業主」に入れられていた。このほうがはるかに合理的であるように考えられる。

次に「一般の雇用者」（一九五五年国勢調査では「民間の雇用者」、工業調査では「常用労働者」という概念はいつそう奇妙である。「雇用者」ということばは、英文にする場合には Wage and Salary Workers と訳されているが、「一般の雇用者」のなかには大銀行や大会社の頭取、社長、重役その他の役員などがほとんどすべて含まれており、国鉄や電電公社の最高幹部に至るまでこのなかに入っているのである。社長や重役は、どう考えても「雇用者」や Worker と呼ぶにはふさわしくないであろう。芸妓やダンサーもこのなかに入っていることはすでに述べた。

同じことは「官公の雇用者」という場合にもあてはまる。そのなかには、総理大臣から、小学校の小使さん、印刷局の女工さんまでが含まれている。

第5表 従業上の地位別就業者数（1950）
（単位 1,000人）

従業上の地位別	総 数 (%)	男	女
総 数	35,575(100.0)	21,811	13,763
雇用者のある業主	769(2.2)	680	89
単 独 の 業 主	8,528(24.0)	6,927	1,601
家 族 従 業 者	12,248(34.4)	3,813	8,436
一 般 の 雇 用 者	10,880(30.6)	8,023	2,856
国、公共団体および進駐軍の雇用者	3,087(8.7)	2,334	753
不 詳	61(0.2)	35	27

〔備考〕 14歳以上。国勢調査。

事業所調査では「会社または団体の役員」が別項目になっているが、その点で国勢調査より合理的であるように思われるが、その「役員」の範囲自体が一つの問題である点を度外視しても、たとえば労働組合の執行委員が大銀行の重役と一緒にされることになるであろう。

以上には極端な場合のいくつかの例をあげたが、すくなくとも、「従業上の地位」の区分の統計を利用する場合には、相当の注意を必要とするものと考えられる。

従業上の地位別統計 以上のような留保をした上で、労働人口の構成を知るための参考として、今までに発表された諸統計を次に整理して紹介しておこう。

一九五〇年国勢調査によれば、従業上の地位別就業者数は第5表の通りである。戦前の国勢調査は有業者数であるから無造作に比較はできないことは前に述べた通りであるが、一九四〇年の国勢調査とくらべてみると、雇用者は数において比率において

第6表 従業上の地位別従業者数 (1954)

	民 公 営	国 営 公 社	計	%
総 数	17,618,479	1,169,825	18,788,304	100.0
会社又は団体の役員	1,316,545	40	1,316,945	7.1
個人業主	2,588,587	—	2,588,587	13.9
家族従業者	1,580,041	—	1,580,041	8.2
常雇の従業者	11,191,697	1,096,715	12,288,412	65.4
臨時又は日雇の従業者	941,609	73,070	1,014,679	5.4

〔備考〕 事業所調査。

も減少しているのにたいして、業主および家族従業者は数においても比率においてもむしろふえていることがみられる。

次に、一九五四年事業所調査によれば、従業上の地位別従業者は第6表の通りである。国勢調査にくらべて、このほうが年次的にも内容的にも参考になるが、注意しなければならぬのは、事業所調査の統計には、農林、漁業および公務従事者（現業は別）が含まれていないことである。

同じ事業所調査から、従業上の地位別従業者数の産業別、経営規模別および府県別の統計を整理して示せば、第7表、第8表、第9表の通りである。

第7表 産業別・従業上の地位別従業者数（民公営1954）（単位 1,000人）

	会社又は 団体の役員	個人業主	家族 従業者	常雇の 従業者	臨時又は日 雇の従業者	計
鉱 業	6	6	3	431	28	473
建設業	60	161	45	542	373	1,181
製造業	381	381	318	4,765	310	6,156
卸売および小売業	508	1,362	935	2,025	90	4,921
金融および保険業	90	15	6	537	10	658
不動産業	8	12	2	22	3	46
運輸通信およびその他公益事業	39	44	15	852	60	1,011
サービス業	225	608	256	2,016	67	3,173
全 産 業	1,317	2,589	1,580	11,192	942	17,618

〔備考〕 事業所調査。

第8表 規模別・従業上の地位別従業者数（民公営）（単位 1,000人）

	役 員	業 主	家 族 従 業 者	常 雇 の 雇 用 者	臨時・日雇 の 雇 用 者	総 数
1 人	53	978	13	43	0	1,088
2～4	153	1,372	1,298	1,062	60	3,945
5～49	994	236	268	5,208	367	7,073
50～199	93	1	1	1,860	213	2,168
200～499	16	0	0	911	129	1,056
500～999	5	0	0	581	77	662
1000人以上	3	0	—	1,527	96	1,626

〔備考〕 事業所調査。

第9表 都道府県別従業者数 (1954.7.1) (単位 1,000人)

	総 数	又 社 会 の 団 体 員 の 役	個 業 人 主	家 族 従 業 者	常 雇 の 者 従 業 者	臨時 は 日 雇 者 の 従 業 者
北 道	784	41	98	68	517	60
青 森	152	11	31	23	78	10
岩 手	174	7	33	21	100	14
宮 城	235	12	42	28	136	17
秋 田	174	15	34	20	92	13
山 形	192	9	41	24	106	12
福 島	282	13	58	35	162	15
茨 城	260	25	60	36	127	12
栃 木	237	22	48	30	126	12
群 馬	261	25	48	27	151	10
埼 玉	332	29	61	34	196	13
千 葉	263	28	56	32	134	14
東 京	2,694	312	233	127	1,920	103
神 奈 川	663	54	66	37	463	43
新 潟	397	23	75	45	228	28
富 山	209	10	37	21	127	15
石 川	196	11	35	22	119	9
福 井	155	9	28	19	90	8
山 梨	119	10	25	17	61	5
長 野	340	30	57	31	197	25
岐 阜	298	18	50	38	179	14
静 岡	555	41	89	56	330	39
愛 知	1,066	78	128	83	742	35
三 重	282	14	51	30	168	19
滋 賀	138	7	26	16	84	6
京 都	448	32	76	43	279	18
大 阪	1,558	111	163	96	1,137	51
兵 庫	784	45	105	63	536	35
和 歌 山	115	8	26	17	57	6
鳥 取	182	8	35	21	101	17
島 根	88	11	16	10	47	5
岡 山	145	15	27	17	75	12
広 島	300	17	53	34	178	17
徳 島	442	27	74	45	268	28
香 川	313	16	45	29	198	25
高 知	132	15	24	15	70	9
愛 媛	164	13	29	20	92	9
高 松	251	14	43	27	149	17
徳 島	122	8	26	16	65	7
高 松	856	42	102	66	594	53
佐 賀	151	8	29	18	89	8
長 崎	277	17	42	30	171	18
熊 本	252	23	49	31	132	16
大 分	187	16	35	21	101	14
宮 崎	155	6	30	17	92	10
鹿 児 島	230	13	50	27	121	19

〔備考〕 事務所統計。

第二節 産業別・職業別雇用者数

一九五〇年国勢調査によれば、全国の雇用者総数は一三九六万七千人で、就業者総数中の三九・三％にあたっている。そのうちの男

女比は、男七四・二％、女二五・八％である。「雇用者」の概念については前節を参照されたい。
雇用者の産業別数 雇用者を産業大分類別にみると第10表のごとくである。すなわち製造業が三一・六％、約四四一万人であり、ついでサービス業が一四・七％、約二〇六万人、運輸・通信その他の

第10表 産業別雇用者数 (1950) (単位 1,000人)

産 業 別	総 数 (%)	男	女
総 数	13,967 (100.0)	10,357	3,610
農 業	525 (3.8)	323	201
林 業 お よ び 狩 獵 業 (材 木 業 を 含 む)	186 (1.3)	162	24
漁 業 お よ び 水 産 養 殖 業	308 (2.2)	289	19
鉱 業	564 (4.0)	500	63
建 設 業	971 (7.0)	898	73
製 造 業	4,413 (31.6)	3,170	1,243
卸 売 業 お よ び 小 売 業	1,382 (9.9)	934	447
金 融 , 保 険 お よ び 不 動 産 業	339 (2.4)	224	115
運 輸 通 信 そ の 他 の 公 益 事 業	1,704 (12.2)	1,513	191
サ ー ビ ス 業	2,056 (14.7)	1,083	974
公 務	1,508 (10.8)	1,251	257
分 類 不 能 の 産 業 お よ び 不 詳	13 (0.1)	10	2

〔備考〕 14歳以上。国勢調査。10%抽出結果。

第11表 職業別雇用者数 (14歳以上) (単位 1,000人)

職 業 別	総 数 (同割合)	男	女
I 専 門 的 技 術 的 職 業	1,337 (9.6)	930	408
II 管 理 的 職 業	537 (3.8)	631	7
III 事 務 従 事 者	2,997 (21.5)	2,113	882
IV 販 売 従 業 者	727 (5.2)	557	171
V 農 夫 , 伐 材 夫 , 獵 師 , 漁 夫 お よ び 類 似 従 業 者	844 (6.0)	650	192
VI 採 鉱 採 石 的 職 業	395 (2.8)	361	34
VII 運 輸 的 職 業	383 (2.7)	380	3
VIII 特 殊 技 能 工 , 生 産 行 程 従 業 者 お よ び 単 純 勞 働 者	5,634 (40.3)	4,357	1,276
A) 特 殊 技 能 工 , 生 産 行 程 従 業 者 お よ び 類 似 従 業 者	4,305 (30.8)	3,233	1,071
B) 単 純 勞 働 者	1,329 (9.5)	1,123	205
IX サ ー ビ ス 職 業	1,101 (7.9)	467	634
X 分 類 不 能 の 職 業	13 (0.1)	10	3
計	13,967 (100.0)	10,357	3,609

〔備考〕 1950年国勢調査 (抽)。

公益事業が一二・二%、約一七〇万人、公務、卸売および小売業がこれにつづいている。

農業における雇用者は、わずか三・八%、農業就業者中における比率も三・三%にすぎない。

雇用者の職業別数 職業 (大分類) 別の雇用者数は第11表の通りである。

このうち、直接生産過程に従事する労働者とされるのは、ⅧⅤⅥ

Ⅶであり、その他のⅠⅡⅢⅣⅨは生産的労働ではないように一応は考えられる。もしその仮定が正しいとすると、直接生産過程に参加する労働者が総数の五一・八%、そうでないものが四八・一%ということになるであろう。しかし、この数字を少しよく検討してみると、Ⅰの専門的技術的職業のなかでも、「技術的従業者」(一二%を

第12表 部門別工業労働者数(1954) (単位 1,000)

	事業所統計					工業統計
	民 公 営		国営・公社		計	4人以上の事業所用平均労働者
	常雇の従業者	臨時・日雇	常雇の従業者	臨時・日雇		
武器製造業	11	2	—	—	13	—
食料品製造業	443	86	—	—	529	436
煙草製造業	—	—	27	0	28	—
紡織業	928	26	—	—	953	892
衣服および身の回り品(繊維および類似品)製造業	132	4	1	—	137	110
木材および木製品製造業(家具を除く)	284	28	1	0	313	282
家具および装備品製造業	96	4	—	—	100	84
紙および類似品製造業	149	10	—	—	159	138
印刷出版および類似産業	234	6	7	0	247	206
化学工業	340	28	1	0	369	337
石油・石炭製品製造業	31	2	—	—	33	28
ゴム製品製造業	72	3	—	—	75	70
ガラスおよび土石製品製造業	32	2	—	—	34	25
皮革および革製品製造業	241	18	—	—	259	228
第一次金属製造業	327	21	—	—	349	367
金属製品製造業(機械および輸送用機械器具を除く)	222	12	2	0	235	206
機械製造業(電気機械器具を除く)	399	17	—	—	415	355
電気機械器具製造業	261	12	—	—	273	233
輸送用機械器具製造業	336	22	0	0	363	304
医療機械, 理化学機械, 写真機, 光学機械器具および時計製造業	92	2	0	0	94	71
その他の製造業	136	7	—	—	142	124
合 計	4,765	310	40	1	5,116	4,511

占める)は明らかに生産的労働者と呼ばれるものが大部分である。他方において、Ⅱの管理的職業の人々のなかで大多数を占めるのは、課長以上の公務員、会社役員その他の支配人および管理者など

であって、その多くは労働者あるいは勤労者と呼ぶには適当でないことがわかる。これらの点を調整すると、生産的労働者の比率はこれよりも少し高くなる。

第三章 主要部門別労働者

第一節 工業労働者

事業所調査によれば、一九五四年七月一日現在で、製造業に勤務する常雇・臨時・日雇の従業者総数は約五十二万人、これを民営・国営および公社別に、産業中分類別数をみると第12表の通りである（「昭和二十九年、事業所統計調査結果報告」第一巻）。

これによると、常雇従業者が約四八〇万人、臨時または日雇従業者が約三十一万人である。

主要部門別によると、金属・機械器具部門が約一七三万人で全体のほぼ三分の一、繊維部門が約一〇九万人で全体のほぼ五分の一を占めている。これら主要部門の従業者数の戦前からの推移を、国勢調査でみると、金属・機械器具工業関係は、一九二〇年約八十一万人、一九四〇年約二七五万人、一九五〇年約一五六万人であり、繊維工業関係は、一九二〇年約一七四万人、一九四〇年約一七九万人、一九五〇年約一二三万人である。

（注）産業分類について付言すれば、一九五四年二月の改正によって、新たに「武器製造業」（中分類一九）が、「製造業」（大分類F）のわく（中分類二〇―三九）の前に設けられた。このため十進分類法の体系のなかに不調和な部分ができることになった。

また、「製造業」といっても、そのなかには、みずから印刷をおこなっていない新聞社や出版社などが、「印刷、出版および類

第13表 工業事業所および従業者の規模別構成（1954. 12. 31）

	事業所数	%	従業者数	%
合計	480,440	100	5,285,228	100
従業者数 3 人以下	245,953	57.1	544,979	10.3
“ 4～29	159,501	37.1	1,678,395	31.8
“ 30～199	22,292	5.2	1,348,263	25.5
“ 200～299	1,038	0.2	253,559	4.8
“ 300～999	1,282	0.3	651,735	12.3
“ 1000人以上	374	0.1	808,297	15.3

〔備考〕 工業統計表による。

次に、工業統計表によつて、規模別の事業所数と従業者数をみると第13表の通りである。これによると、従業者三〇人未満の零細工場が従業者総数の四二・一％（事業所数の九四・二％）を、またこれを含めた二〇〇人未満の工場は従業者総数の六七・六％（事業所数の九九・四％）を占めており、これにたいして、従業者三〇人以上の大工場は事業所数ではわずか〇・四％にすぎないが、従業者数では二七・六％を雇用していることになる。

似産業」（中分類二七）として入っている点（しかし映画製作は製造業から除かれている）などを考えると、この部門のすべてが工業的生産をおこなっているとはいえない。

第12表の右端に同年の工業統計における常用労働者の数を並記しておいた。これは一九五五年末の調査であり、事業所調査とちがつて、従業者三人以下の事業所を含まず、また製造工場と離れている本社事務所のような非現場が除かれている（通商産業省編「昭和二十九年、工業統計表」、総括編、一九五六年三月刊）。

第14表
 工業部門別事業所数および従業者数
 (1954. 12. 31)

産 業 別	事業所数	合計に対する 百分比 %	従業者数	合計に対する 百分比 %	従業者4人以上の事業所		従業者3人以下の事業所	
					事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
食 料 品 製 造 業	94,427	21.9	656,480	12.4	38,254	514,588	61,173	141,892
紡 織 業	81,229	18.9	1,048,159	19.8	32,978	938,006	48,251	110,153
衣 服 お よ び 身 回 品 製 造 業	16,150	3.8	140,088	2.7	6,904	119,064	9,246	21,024
木 材 お よ び 木 製 品 製 造 業	54,734	12.7	377,098	7.1	23,403	312,166	31,331	64,932
家 具 お よ び 装 備 品 製 造 業	22,558	5.3	122,755	2.3	7,413	92,066	15,145	30,689
紙 お よ び 類 似 品 製 造 業	11,143	2.6	160,678	3.1	4,587	145,241	6,556	15,437
印刷・出版および類似産業	13,053	3.0	228,231	4.3	8,354	217,253	4,699	10,978
化 学 工 学	9,123	2.1	349,684	6.6	5,289	340,834	3,834	8,850
石油および石炭製品製造業	1,051	0.3	30,098	0.6	716	29,277	335	821
ゴム製品製造業	1,326	0.3	72,428	1.4	823	71,285	503	1,143
皮革および皮革製品製造業	5,217	1.2	33,899	0.7	1,580	26,614	3,637	7,285
ガラスおよび土石製品製造業	24,726	5.8	274,765	5.2	11,522	243,790	13,204	30,975
第一次金属製造業	6,415	1.5	365,927	6.9	5,351	363,411	1,064	2,516
金 属 製 品 製 造 業	26,704	6.2	249,552	4.7	11,553	217,917	15,151	31,581
武 器 製 造 業	110	0.02	14,671	0.3	97	14,637	13	34
機 械 製 造 業	18,699	4.3	370,736	7.0	12,039	355,393	6,660	15,343
電 気 機 械 器 具 製 造 業	6,030	1.4	234,422	4.4	4,442	230,658	1,588	3,764
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	9,145	2.1	309,850	5.9	4,603	300,506	4,542	9,344
医療理化学機械写真機等製造業	4,021	0.9	76,364	1.4	2,331	72,531	1,690	3,833
そ の 他 の 製 造 業	24,579	5.7	169,343	3.2	7,248	134,958	17,331	34,385
合 計	430,440	100.0	5,285,228	100.0	184,487	4,740,249	245,953	544,979

〔備考〕 工業統計表による。

第15表 鉱山労働者の構成（1954年末）（単位1,000人）

鉱種別	労働者			職 員			臨時・請負			勤労者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
石炭鉱山	269	22	291	...	...	39	...	...	24	...	...	354
金属鉱山	50	6	56	8	0	9	5	2	6	63	9	72
(うち銅山)	27	3	31	5	0	5	3	1	4	34	4	39
非金属鉱山	26	4	30	4	1	4	5	1	5	35	5	40
亜炭鉱山	9	1	10	...	...	1	...	...	...	...	...	11
石油天然ガス	...	...	4	...	...	1	...	...	...	...	...	5
製錬所	13	1	14	2	0	2	1	0	2	16	2	18

第16表 坑内外別鉱山常用労働者数（1954年末）

鉱種別	事業所数	坑内	坑 外			製 錬		
		男	男	女	計	男	女	計
石炭鉱山	...	194,328	73,987	22,173	96,160	...	...	...
金属鉱山	676	26,047	23,473	6,375	29,848	177	18	195
(うち銅山)	185	14,737	12,588	3,242	15,830	...	...	...
非金属鉱山	1012	5,105	20,179	3,586	23,765	1,206	43	1,249
亜炭鉱山	...	6,832	1,725	1,267	2,992	...	...	...
製錬所	47	...	1,276	190	1,460	11,242	1,023	12,265
計	...	247,048	133,228	36,833	170,055	12,625	1,084	13,709

第17表 炭礦常用労働者数の推移

	常雇労働者	実働労働者		大 手	その他
		坑内	坑外		
1950	364,240	216,604	134,314	265,773	107,467
1951	370,614	229,631	129,415	247,116	123,498
1952	379,038	235,641	129,954	239,352	139,666
1953	332,003	211,405	110,610	208,986	123,017
1954	291,488	187,202	94,934	196,604	94,884
1955	286,289	187,078	90,677	188,292	97,997
北海道	73,180	44,729	25,561	61,798	11,382
東 部	27,202	17,329	9,173	16,495	10,707
西 部	18,713	13,446	4,880	9,807	8,906
九 州	167,194	111,574	51,063	100,192	67,002

従業者三人以下の工場と、四人以上の工場とをくらべてみると、前者は事業所の数では五七・一％を占めているが、従業者数では一〇・三％、出荷額ではわずか三・一％を占めるにすぎない。三人以下のものと四人以上のものとに分けて、産業部門別に事業所数と従業者数をみると第14表のごとくである。

各種の鉱山業に従事する勤労者総数は、一九五四年末現在、第15表にみるごとく約五四万人である（通商産業大臣官房調査統計部編

第二節 鉱山労働者

第 18 表 職種別炭鉱常用労働者数 (1955年末)

職 種 別			実働労務者	長期欠勤者	計			
坑内夫	直接夫	採充仕掘	炭垣繰進計	夫夫夫夫夫	62,049 4,081 33,663 35,928 135,721	2,244 175 1,438 1,172 5,129	64,293 4,256 35,101 37,100 140,850	
			搬械作計	手夫夫夫夫	3,826 13,707 17,248 8,550 8,026	101 411 432 204 247	3,927 14,118 17,681 8,754 8,273	
				計	51,357	1,396	52,753	
				計	187,078	6,525	193,603	
				合				
	間接夫	助運機工雑	炭搬械作機計	手夫夫夫夫	3,376 2,496 10,791 9,489 13,955 3,805	45 57 252 180 287 100	3,421 2,553 11,043 9,639 14,242 3,905	
				夫夫夫夫夫	24,740	691	25,431	
				計	68,622	1,612	70,234	
				計				
				合				
坑外夫	保護坑夫	十八歳未満	助選運機工電雑	炭搬械作機計	手夫夫夫夫	9 86 288 63 61 28 515	— 4 1 — 1 — 2	9 90 289 63 62 28 517
					小計	1,050	8	1,058
					計			
					計			
					合			
	女子	助選運機工電雑	炭搬械作機計	手夫夫夫夫	417 6,614 788 81 241 29	4 127 17 1 3 1	421 6,741 805 82 244 30	
				夫夫夫夫夫	12,835	236	13,071	
				小計	21,005	389	21,394	
				計	22,055	397	22,452	
				合	90,677	2,009	92,686	
総計			277,755	8,534	286,289			

「昭和二九年、本邦鉱業の趨勢」一九五五年一月刊、による。ただし、右の統計に含まれている製油所従業者は、工業労働者として「石油および石炭製品製造業」に含まれているから除外した。

鉱種別にみると、石炭鉱山に勤務する炭鉱労働者（約三五万）が総数の約三分の二を占め、これについて金属鉱山（約七万）、非金属鉱山（約四万）である。

このうちの基幹をなす常用労働者について、これを坑内勤務、坑外勤務、製錬所勤務別にみると第16表のごとく、坑内五七％、坑外

四〇％、製錬所三％である。このうち女子の比率は、総数の一割弱、坑外の二割強に当る。この比率は戦前より幾分ふえている。

常用労働者数にたいする職員（技術者・事務員）数の比例は、職員一人につき労働者七人見当となる。

次に、鉱山労働者総数の三分の二を占める炭鉱労働者についてみると、一九五五年末現在の常用労働者は二八万六二八九人（うち実働二七万七七五五人）、臨時夫一万〇九三四人、請負夫一万四〇三八人、職員三万七四一人である（通商産業大臣官房調査統計部

「昭和三〇年、石炭コークス統計年報」、「一九五六年五月刊、による」。

常用労務者を地域別にみると、第17表のごとく、北海道二六%、東部九%、西部七%、九州五八%である。

炭鉱労働者数は、一九四九年初から企業合理化の進展につれて減少の一途を辿っていたが、朝鮮戦争によって再び増加し、五二年をピークとして減少に向い、人員整理と炭鉱の休廃止によって激減してゆき、五五年末には五二年末にくらべて九万三千人の減少となった（第17表参照）。

常用労務者総数のうち、約三分の二は大手炭鉱の従業者であり、とくに北海道では大手筋が八五%を占めている。炭鉱常用労働者の職種別数は第18表の通りである。

第三節 運輸・通信労働者

運輸事業に従事する勤労者総数は概算約一三〇万人と推定される（第19表）。そのうち国鉄が約三分の一を占めている。

通信事業に従事する勤労者総数は約四〇万人、そのほとんどすべてが官公労働者である。ほぼ六〇%は郵政省の職員（そのうち約八〇%を郵便局員が占めている）、残り四〇%は日本電信電話公社職員である。

国鉄 日本国有鉄道の職員総数は一九五五年三月末現在、四四万三千人、そのうち男子四三万人（九七%）、女子一万三千人（三%）である。勤務種別にみると、日勤者がもっとも多く総数の四九%を占め、ついで一昼夜交代が二五%、乗務が一五%である。年齢別、勤続年数別、主要業務機関別、主要職種別の従業員構成は第20表の通りである（財団法人交通協力会「交通年鑑」三二年版、による）。戦後の職員数の推移をみると第21表のごとくであって、一九四八

第19表 運輸労働者の構成（単位 1,000人）

		労働者			技術者・事務者			臨時・日雇	勤労者計
		男	女	計	男	女	計		
国鉄 私鉄 バス タクシー 通運 海運 港湾 倉庫 航空 航運 計	鉄	375	9	385	58	2	60	4	449
	鉄	92	4	96	27	4	31	—	127
	ス	...	...	53	...	...	12	—	65
	ク	...	...	105	...	...	40	—	145
	運	152	12	165	39	6	45	11	221
	運	...	...	138	...	...	53	—	191
	送	...	...	52	...	...	14	20	86
	庫	8	1	9	12	3	15	4	28
	空	...	...	0	...	...	0	—	1
	省	...	...	9	...	...	16	...	25
計		...	...	1,022	...	...	286	39	1,338

（備考）港湾運送は六大港のみ。

年度には六〇万人を越していたが、その後四分の一以上減少している。国鉄の主要業務量と従業員数との関係をみると、公共企業体として発足した一九四九年度を基準（二〇〇〇）にすれば一九五四年度の平均業務量指数一三五にたいして、従

第20表 国鉄職種別職員数(1955.4.1.)

年 齢 別			電 信 区		改 札 掛		電 機 関 助		
年	齢	別	電 信	区	改 札	掛	電 機	関 助	
20 歳 未 満	20 歳 未 満	9,798	電 信	区	小 荷 物	”	5,236	電 機 関 車 区 技 工	1,611
20 歳 以 上	20 歳 以 上	74,445	電 信	区	貨 物 務	”	3,221	機 関 車 区 技 工	2,755
25 歳 ”	25 歳 ”	181,292	電 信	区	”	”	6,341	庫 内 水 運 転 手	8,010
30 歳 ”	30 歳 ”	75,465	電 信	区	”	”	6,360	炭 庫 内 水 運 転 手	2,519
35 歳 ”	35 歳 ”	50,288	電 信	区	”	”	4,940	炭 庫 内 水 運 転 手	5,472
40 歳 ”	40 歳 ”	44,260	電 信	区	”	”	2,019	炭 庫 内 水 運 転 手	2,468
45 歳 ”	45 歳 ”	37,594	電 信	区	”	”	4,429	炭 庫 内 水 運 転 手	730
50 歳 ”	50 歳 ”	19,970	電 信	区	”	”	957	炭 庫 内 水 運 転 手	449
動 統 年 数 別 表			電 信	区	電 信	”	438	電 機 関 車 区 技 工	1,202
5 年 未 満	5 年 未 満	36,933	電 信	区	電 信	”	12,373	電 機 関 車 区 技 工	2,375
10 年 ”	10 年 ”	134,136	電 信	区	電 信	”	4,175	電 機 関 車 区 技 工	7,645
15 年 ”	15 年 ”	138,620	電 信	区	電 信	”	8,359	電 機 関 車 区 技 工	8,850
20 年 ”	20 年 ”	63,835	電 信	区	電 信	”	3,244	電 機 関 車 区 技 工	8,029
25 年 ”	25 年 ”	18,901	電 信	区	電 信	”	5,920	電 機 関 車 区 技 工	34,271
30 年 ”	30 年 ”	27,442	電 信	区	電 信	”	6,592	電 機 関 車 区 技 工	3,523
30 年 以 上	30 年 以 上	28,245	電 信	区	電 信	”	12,748	電 機 関 車 区 技 工	1,611
業 務 機 関 別 表			電 信	区	電 信	”	10,129	電 機 関 車 区 技 工	438
車 機 電 客 保 建 機	車 機 電 客 保 建 機	127,457	電 信	区	電 信	”	4,870	電 機 関 車 区 技 工	1,407
車 機 電 客 保 建 機	車 機 電 客 保 建 機	22,920	電 信	区	電 信	”	8,138	電 機 関 車 区 技 工	2,577
車 機 電 客 保 建 機	車 機 電 客 保 建 機	65,777	電 信	区	電 信	”	15,848	電 機 関 車 区 技 工	4,672
車 機 電 客 保 建 機	車 機 電 客 保 建 機	6,141	電 信	区	電 信	”	4,049	電 機 関 車 区 技 工	2,040
車 機 電 客 保 建 機	車 機 電 客 保 建 機	20,198	電 信	区	電 信	”	698	電 機 関 車 区 技 工	5,082
車 機 電 客 保 建 機	車 機 電 客 保 建 機	51,093	電 信	区	電 信	”	781	電 機 関 車 区 技 工	2,401
車 機 電 客 保 建 機	車 機 電 客 保 建 機	4,273	電 信	区	電 信	”	18,682	電 機 関 車 区 技 工	3,588
車 機 電 客 保 建 機	車 機 電 客 保 建 機	1,888	電 信	区	電 信	”	15,398	電 機 関 車 区 技 工	2,958
車 機 電 客 保 建 機	車 機 電 客 保 建 機		電 信	区	電 信	”	1,887	電 機 関 車 区 技 工	31,001

昭和三十一年四月一日

第23表 私鉄従業員数の推移

年 月	男女計	指数	うち女	指数
1947. 10	139,431	100	16,517	100
1948. 3	146,773	105	15,871	96
1949. 3	149,280	107	13,440	81
1950. 3	141,919	102	11,133	67
1951. 3	134,695	97	9,532	58
1952. 3	130,560	94	8,602	52
1953. 3	129,718	93	8,035	49
1954. 3	128,615	92	7,701	47
1955. 3	127,019	91	7,228	44

私鉄 民営鉄道軌道の従業員総数は、一九五五年三月末現在、一
 二万七千人、うち男子一
 二万人(九四%)、女子七
 千人(六%)である。従
 業員の職種別内訳は第22
 表のごとくであり、従業
 員数の推移は第23表の通
 りで、国鉄と同じく一九
 四九年をピークとして減
 少しており、とくに女子
 従業員は指数で一〇〇か
 ら四四に激減している
 (前出「交通年鑑」によ
 る)。

第21表 国鉄職員数の推移

1949年3月末	604,243	100
1950 "	490,727	81
1951 "	473,473	78
1952 "	442,153	73
1953 "	447,385	74
1954 "	446,837	74
1955 "	442,782	73
1955 9月末	444,403	74

業員指数は八八であり、業務量
 の増加にくらべて従業員数は逐
 年減少している。戦前と比較し
 ても、一九三六年度を基準とす
 る平均業務量指数二〇二にたい
 して従業員数指数は一九五(労
 働基準法実施にともなう勤務体
 勢変更による従業員の増加を差
 引くと一六五)である。また鉄
 道の生産量といわれる換算車両
 軒でみても、一九三六年度の一
 〇〇にたいして、一九五四年度

第22表 地方鉄道軌道職種別従業者数 (1955. 3. 31)

総 務 関 係		荷 扱 手		168	保 線 関 係	
支配人, 部, 課長	1,089	案 内 掛	420		保線長, 部, 課長	273
事務職員	8,504	操 車 "	1,243		事務職員	584
技術 " "	1,093	信 号 "	1,414		技 術 " "	1,385
雇 員	3,048	転 轍 手	1,011		線 路 工 手	9,315
小 計	13,734	駅 関 士	4,213		建 築 " "	563
運 輸 関 係		機 関 士	1,239		踏 切 警 手	3,286
運輸部長, 課長	367	電 気 機 関 士	171		小 計	15,406
営業所長	508	電 車 運 転 士	17,061		電 気 関 係	
運輸主任		車 小 計	15,126		電気長, 部, 課長	193
事務職員	4,014	車 両 関 係			事務職員	507
技術 " "	359	車両長, 部, 課長	227		技 術 " "	1,967
駅長, 監督区長	2,542	事務職員	674		電 力 工 手	3,388
助役, 監督	6,201	技 術 " "	1,690		小 計	3,048
助 駅 長	7,703	技 検 車	4,026		建 設 関 係	
出 改 小 貨	3,458	炭 庫 小	8,715		技師長, 部, 課長	41
	3,348		161		事務職員	150
	235		775		技 術 " "	298
	668		16,268		技 工 手	550
					小 計	1,039

第24表 郵政省現在員数(1955.4.1.)

	官 吏	雇 員	計
内 部 部 局	2,044	431	2,475
付 属 機 関	1,701	1,129	2,830
地 方 支 分 局	111,982	134,777	246,759
{ 地方郵政監察局	845	73	918
{ 地方郵政局	4,749	1,922	6,671
{ 地方電波監理局	1,654	389	2,043
{ 地方貯金局	7,926	9,738	17,664
{ 地方簡易保険局	3,268	2,280	5,548
{ 郵便局	93,540	120,375	213,915
{ 普通局	38,976	36,036	75,012
{ 鉄道郵便局	2,708	2,228	4,936
{ 集配特定局	36,088	61,587	97,675
{ 無集配特定局	15,768	20,524	36,292
総 計	115,727	136,337	252,064

郵政 郵政省職員総数は一九五五年四月一日現在、約二五万人、そのうち官吏一万六千人、雇員一三万六千人であり、そのうち八五％は郵便局勤務者である(第24表。郵政省「昭和二九年度郵政統計年報」、総括編、一九五五年二月刊による)。

男女別にみると、女子の割合は官吏で一％、雇員で三四％を占め、本省、無集配特定局、地方貯金局では雇員のうち女子のほうが圧倒的に多い(第25表)。

第四節 公務労働者

国家公務員、地方公務員および政府関係機関の職員・労働者を合計するとその総数は約三六三万人で、その内訳は左の通りである(一九五五年五月現在)。

国家公務員 一五七万三三

五〇人

地方公務員 一三九万一三

六八人

政府関係機関職員 六六万

四二五九人

これを諸外国の公務員数およびその人口との比率をみると第26表のごとくであり、また戦前との比較を、国家公務員の各省別定員について示すと第27表のごとくである。

しかし公務労働者という場合には、公務員特別職のうち明らかに労働者のなかには入らない大臣、顧問、参与等の人々(ただし特別職のなかでも、消防団員、事務職員、労働者は含まれる)はもちろんのこと、公務員

第25表 郵政省男女別職員数

	本 省	普 通 局	集 配 局 特 定	無 集 配 局 特 定	地 貯 金 局	総 数	%
官 吏	男	2,045	39,139	32,387	11,449	98,099	39
	女	345	1,665	2,911	3,969	12,527	5
雇 員	男	462	33,108	43,987	7,372	91,435	37
	女	835	5,696	18,566	13,531	46,945	19
計		3,687	79,608	97,851	36,321	249,006	100

第26表 各国の公務員数と人口の比率

	公務員総数	総人口	公務員1人 人当り人口
アメリカ合衆国	7,125千人	159,062千人	22人
イギリス	1,391	50,535	36
西ドイツ	1,156	48,994	42
フランス	1,237	40,503	33
イタリア	779	47,138	65
日本	3,629	86,900	24

のうち、中央では職務級一〇級以上、地方では九級以上の人々は、大体において課長クラス以上の者として除外し、さらに、教育関係公務員、政府関係機関の職員・労務者、および現業庁の職員・労務者等は、公務労働者とは区別してそれぞれの産業分類にしたがって別の労働者部類に含めるのが正当である。非常勤者についても同様。なお、公務員の職務級別からいって、中央では九級から六級まで、地方では八級から五級までの者を「技術者・事務者」と考え、中央では五級以下、地方では四級以下の者をほぼ「労働者」と見ることができるであろう。

国家公務員 国家公務員の総数は、特別職（約二二万人）と一般職（約一三六万人）を合わせて約一五八万人である（一九五五年五月現在、第28表参照）。特別職のうち約九〇％は防衛庁の常勤職員（自衛隊員）である。

一般職は、常勤職員・常勤労務者・非常勤職員にほぼ二・一・二の割合で分れるが、そのうち一九五五年一〇月現在の在職者数をまず常勤職員についてみれば左の通りである（人事院事務総局管理局法制課「常勤職員在職状況統計表」一九五五年一〇月一日現在による）。

第27表 各省別定員数の戦前との比較

1 9 3 1 年				1 9 5 5 年			
内閣			4,980	内閣および総理府			216,243
外務省	務省		3,294	外務省			1,763
大蔵省	蔵省		49,377	大蔵省			73,050
司法省	法省		24,355	司法省			43,574
文部省	部省		23,966	文部省			62,683
農林省	林省		12,403	農林省			70,961
商工省	工省		5,906	通商産業省			13,174
逓信省	信省		196,900	郵政省			255,462
鉄道省	道省		200,524	運輸省			26,422
内務省	務省		12,823	厚生省			48,619
宮内省	内省		4,667	労働省			21,416
拓務省	務省		328	建設省			9,978
合 計			540,523	合 計			843,345
比 率			100	比 率			156
鉄道省を除外			339,994	運輸省を除外			816,923
比 率			100	比 率			219

一般俸給表適用職員	二五万九〇九九人
税務職員	四万五二八九人
警察職員	二万二三三七人
船員	六七八二人
教育職員	二万七七一一人
検察官	一七七一一人

第28表 国家公務員の総数 (1955)

区 分	特 別 職		一 般 職			計
	常 勤	非常勤	常 勤	常 勤 労 務 者	非 常 勤 職 員	
立法部 (国会)	225 3,110	23				3,358
司法部 (裁判所)	194					
行政部	22,173	19				22,386
行 政 部	195,981	349	648,542	33,296 (地)1,626	667,812	1,547,606
行政部の内訳						
会計検査院	4		1,174	16	1	1,195
社会部	1		58	2		61
法人総務局	4		736	11	34	785
法外事務蔵部生	195,879	215	19,565	490	7,346	223,495
大文厚	3	12	43,571	1,544	41,591	86,721
	52		1,711	251	318	2,382
	3	13	73,047	1,328	2,111	76,502
	4	64	62,679	4,031	13,120	79,898
	6		48,613	3,402	1,899	55,510
			(地)1,590			
農通商	3	8	70,958	16,604	532,845	620,418
林産業	3	5	13,171	5	12,151	25,335
省省省	9	19	26,413	2,300	5,036	33,891
			(地)36			
郵労建	3	5	255,459	0	7,557	263,024
政働設	3		21,413	3,041	4,602	29,059
省省省	4	8	9,974	193	39,201	49,380
合 計	419 221,264	391	647,806	34,922	667,812	1,573,350

このほかに国営企業勤務職員があるが、右の教育職員とともに、本年鑑ではそれぞれ別の個所で扱われている。また右のうち検察官を除いた常勤職員数を所管別に主要な官庁を多いもの順に掲げると下段の通りである（人事院「年次報告書」一九五五年による）。

- 〔備考〕 1) 特別職常勤の欄、立法部、司法部および合計の項、各上段の数字は常勤労務者の数を示す。
2) 一般職常勤労務者数は昭和30年度予算による。欄中(地)は都道府県在勤職員を示す。
3) 常勤労務者の欄中、現在未確定の北海道開発局および建設省関係工事費支弁の分約8,000人を含まず。
4) 一般職非常勤職員数は人事院調、1954 10.1現在。

この他、「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特

文部省	六万一千三百八十八人
国税庁	四万九千八百二十九人
厚生省	四万八千二百七十八人
法務省	四万〇〇三十九人
その他とも計	三万六千一百六十八人
次に常勤労務者として、各省庁合計数（現業をのぞく）は左の通りである（人事院事務総局管理局法制課「常勤労務者等在職状況統計表」一九五五年一〇月一日現在）。	
労務職員	三九八一人
一般技能職員	四六二四人
船舶職員	七六八人
事務職員	一万一千八百六人
一般技術職員	四四二一人
医療職員	九五人
医療技術職員	八〇一人
その他	二六六八人
計	二万八千五百四十四人
非常勤職員は、左の通りである（同右「非常勤職員在職状況統計表」同右現在）。	
統計調査員	二万一千一〇七人
労務者	四万五千四百七十三人
保護司	四万一千六百五十一人
統計報告員	一万七千三百一十一人
その他	五万八千八百六十六人
計	三万七千四百三十八人

数(定員表)

[illegible]

第30表 学校別本務教員数 (1955.5.1)

	校(学) 長	教 授 (論)	助教論 (授)	講 師	助 手	合 計
小 学 校	21,383	272,790	42,499	3,903	—	340,575
中 学 校	10,999	173,501	10,634	3,926	—	199,060
高 等 学 校	3,007	99,138	2,132	7,339	—	111,616
大学専門諸学校	409	11,367	10,923	7,341	13,495	43,535
幼稚園	2,835	11,284	10,361	503	—	24,983
幼稚及各種学校	147	3,912	517	247	—	4,823

(備考) 特別学校は盲、ろう、養護学校の集計。教諭には養護教諭(女)を、助教諭には養護助教諭(女)を含む。

第31表 学校別本務職員数 (1955.5.1)

	事務職員	技術職員 実習助手	寮 母	そ の 他	計
小 学 校	8,880	—	—	40,513	49,393
中 学 校	9,290	—	—	16,558	25,848
高 等 学 校	11,760	6,870	—	12,384	31,014
幼稚園	1,717	—	—	2,428	4,145
特殊学校	373	—	973	629	1,975
	事務官又は は相当者	技官又は は相当者	雇 員	用 人	計
大学専門諸学校	10,037	3,068	26,138	14,332	53,575

第32表 設置者別本務教員数 (1954.5.1.)

	国 立	公 立	私 立	総 数
小 学 校	1,511	328,224	1,372	331,107
中 学 校	1,326	185,038	6,650	193,014
高 等 学 校	460	90,571	17,794	108,825
大学専門諸学校	22,442	4,175	9,872	41,641
幼稚園	99	6,133	15,375	21,607
特殊及各種学校	165	5,171	25,133	30,469
計	26,003	619,312	76,196	726,663

これらの本務者のほか、大学専門学校に二万四七〇人、高等学校以下に三万四三四八人、計約五万五千人の兼務教員がいる。設置者別に、国立、公共、私立の各学校の本務教員数は第32表にみられる通りである。

一九五五年五月一日現在の学校基本調査によると、全国の大学および専門学校約五百、高等学校約五千、中学校約一万四千、小学校

第五節 教育労働者

例法適用職員」たる非常勤職員の在職者として左の人々がある。
林野庁 一四万三九四人
その他 五一人
計 郵政省 一五万二六一八人
八五七三人
なお、一九五一年一〇月以降における国家公務員の機関別予算定員数の推移を示せば第29表の通りである。

約二万七千、幼稚園約五千、その他約二百、総計約五万の学校に勤務する教育関係の勤労者総数は約八九万人である。
このうち教員は七二万四九二二人、職員は一六万五九五〇人、それぞれを学校種類別にすると第30表および第31表の通りである(文部省調査局統計課「文部統計速報」、七四―七五号、一九五五年七月、八月号による)。
学校種類別にみると、小学校教員の比率が圧倒的に多く、本務教員総数の四七%を占めており、これにつぐ中学校、高等学校と合わせると、以上三者で本務教員の九割近くを占めている。

第二編 労働移動と失業

第一章 一般的考察

わが国における就業状態の毎月の変化を知るための資料としては「労働力調査」と「毎月勤労統計調査」とがある。いずれも標本調査であつて、そのうちの「毎月勤労統計調査」においては、常用労働者三〇人未満を雇用する小規模事業所を調査の対象からまったく除いてあるので、前者の補足的な資料としてのみ用いられる。

「労働力調査」の概要 労働力調査は個人の就業状態、その人の産業、職業、従業上の地位などを、毎月末に終る一週間（これを調査週間といい、原則として二四日から三〇日または二五日から三一日の間）の事実についておこなわれる標本調査である。調査対象は全国から抽出された約一万一千世帯に常住する一四歳以上のもの約五万人であつて、これはわが国全人口の約一三〇〇分の一に当る。その推計数字は常に「標本誤差」を含むことが前提とされている。したがつて、「労働力調査」の結果数字の利用に際しては特に次の点に注意すべきである。

一、統計表の数字はすべて、結果数字の実数に推計乗率を乗じたものの一千以下を四捨五入したものであるから、表中の総数欄の数字

はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

二、統計表中*印をつけた数字は推計数字が小さいため誤差率が大きいからとくに注意を要する。

三、統計表中……印をつけた個所は調査集計がおこなわれていないために数字が不詳なもの、および数字が小さくて百分率を利用できないものである。―印は理論上該当数字のない欄である。

「労働力調査」における「就業者」ならびに「完全失業者」、その両者を含めた「労働力人口」の規定は、「国勢調査」の場合とおおむね同じであるが、さらに「就業者」中における「追加就業希望者」を、また「非労働力人口」を「非求職の就業希望者」と「その他」とに分つなど、その区分がやや詳しくなっている。就業状態に関する諸定義のうち主要なものは次のごとくである。

従業中の就業者―調査週間中、収入をともなう仕事に多少でも従業したものすべてをいう。ただし家族従業者については従事した仕事に直接に金銭収入をとまなわなくとも、収入のある仕事とみなして従業中の就業者として分類される。

したがつて、少なくとも一時間以上（「国勢調査」では三〇分以上）働いたものはすべて就業者となる。

休業中の就業者―平常収入のある仕事をもちながら、調査週間中その仕事を休んでいるもののうち、従業上の地位が業主または雇用

者でかつ次の条件を備えたものをいう。すなわち、業主については調査週間に使用している雇用者または家族従業者がその営業に従事していた場合は休業中の就業者とし、雇用者については賃金給料の支払をうけているかまたは将来うけることになっている場合に限り休業中の就業者とする。したがって、家族従業者には休業中のものはない。

完全失業者—調査週間中収入をとまなう仕事に従事しなかったもののうち、上記休業中の就業者以外のもので、就業を希望しかつ現在求職中のものをいう。この場合、とくに求職活動をしていることが一つの条件であつて、就業を希望しながら求職していないものは「非労働力人口」に分類される。

就業状態 以下総理府統計局編「労働力調査報告」と同「第二回労働力調査総合報告書」(昭和三〇年三月刊)によつて、一九五五年中および過去数年間にわたるわが国就業状態の趨勢を概観しよう。

「労働力調査報告」によると、一九五五年平均の全国就業者数は四一一二万人で、前年に比べて一五四万、三・一％を増加した。男女別にみるとそれぞれ六五万(二・五％)、九一万(五・六％)の増加で、実数、割合ともに女子の増加が目立っている(第33表)。

また、就業者の増加を農林・非農林業別にみると、農林業就業者の増加は四八万で、そのうち三八万は家族従業者の増加によるものである。自営業主は一四万を増加し、雇用者は逆に三万の減少を示す。一方、非農林業就業者の増加一〇六万中では雇用者の増加八二万が圧倒的に多く、自営業主、家族従業者の増加は一九万、四万とさきわめて少ないことが特徴的で農林業とはいちじるしい差異を示す(第34表)。非農林業における就業者の増加をさらに産業別にみると(第35表)、増加のいちじるしいのはサービス業および卸小売業で、

前者は五一万、後者は三九万を増加し、サービス業における対前年増加割合は一三・六％とくに高く注目される。製造業、建設業、運輸通信業においてもそれぞれ一六万、一〇万、七万の増加となっているが、減少した産業としては公務の九万、次いで鉱業八万、漁業二万がある。

ところで、「労働力調査」では「就業者」ことにその「従業中の就業者」を「調査週間中収入をとまなう仕事に一時間以上従事したもの」と定義することによつて、不完全就業者ないしは広範な低所得層をも含むいわゆる潜在的な失業者のすべてをその「就業者」中に数え上げてしまっている。右の就業者の増加は必ずしも就業事情の緩和を意味しない。むしろそれは、この年における完全失業者数の増加と考え合わせて、そのいっそうの悪化を物語るものであるといつてよい。

すなわち、五五年中に労働力人口は一六五万を増加し、一四歳以上の人口に対するその割合も五四年度の六七・七％から、六八・六％に高まったために、就業者数と同時に完全失業者数もまた年平均で六八万、前年に比べて一〇万(一七・二％)を増加し、三月には八四万と調査開始(四七年七月)以来の最高を記録した。

いうまでもなく、この八四万という完全失業者数は、わが国における失業者数の実際を示すものではない。それは未就業者(例えば新規学校卒業者等就職経験のないもの)の失業変動を示すものだと いわれている。そこで、就業時間、失業的意識の有無、就業に対する所得等の諸指標によつて、「完全失業者」のほか潜在的な失業者を捉える試みが、「労働力調査」の付帯調査「失業状況調査」として臨時的におこなわれている。「失業状況調査」とわが国失業の現状等に関しては第三章で記述する。

次に「第二回労働力調査総合報告書」によつて、就業者の動向を

第33表 労働力状態別人口 (単位 1,000人)

年 月		2) 14歳以上 人 口	勞 働 力 人 口					非勞働力 人 口
			合 計	就 業 者			完 全 失 業 者	
				合 計	農 林 業	非農林業		
総 数								
1950年	平均	55,240	36,160	35,720	17,410	18,310	440	19,080
1951年	平均	56,260	36,600	36,220	16,170	20,050	390	19,660
1952年	平均	57,440	37,750	37,280	16,370	20,920	470	19,690
1953年	平均	58,310	39,700	39,250	17,130	22,120	450	18,620
1954年	平均	59,280	40,150	39,580	16,690	22,910	580	19,080
1955年	平均	60,920	41,800	41,120	17,150	23,970	680	19,010
1955年	1 月	59,870	36,730	36,100	13,000	23,100	630	23,070
"	2 月	60,350	38,020	37,360	13,980	23,380	660	22,230
"	3 月	60,840	40,680	39,840	16,100	23,740	840	20,030
"	4 月	61,020	41,990	41,300	17,440	23,860	700	18,900
"	5 月	61,110	43,810	43,150	19,810	23,340	660	17,190
"	6 月	60,830	43,710	43,020	19,540	23,480	680	17,030
"	7 月	60,900	43,160	42,430	18,710	23,720	720	17,630
"	8 月	60,820	42,190	41,480	17,620	23,860	710	18,540
"	9 月	61,040	42,640	41,970	17,820	24,140	670	18,300
"	10月	61,440	44,110	43,390	19,140	24,250	720	17,240
"	11月	61,410	43,180	42,610	17,560	25,050	570	18,130
"	12月	61,350	41,410	40,840	15,070	25,770	570	19,840
男								
1955年	1 月	28,250	22,310	21,930	7,010	14,910	380	5,910
"	2 月	28,720	23,130	22,730	7,480	15,250	400	5,540
"	3 月	28,910	24,220	23,780	8,280	15,500	440	4,620
"	4 月	28,970	24,360	23,950	8,550	15,410	410	4,550
"	5 月	29,030	24,810	24,440	9,240	15,200	370	4,170
"	6 月	28,840	24,630	24,240	9,050	15,190	390	4,160
"	7 月	28,870	24,550	24,140	8,740	15,400	410	4,240
"	8 月	28,950	24,480	24,060	8,560	15,500	420	4,420
"	9 月	29,200	24,540	24,120	8,540	15,570	420	4,610
"	10月	29,430	25,090	24,680	8,970	15,710	410	4,310
"	11月	29,380	24,760	24,420	8,400	16,010	340	4,570
"	12月	29,250	24,360	24,020	7,550	16,470	340	4,840
女								
1955年	1 月	31,620	14,420	14,170	5,980	8,190	250	17,160
"	2 月	31,640	14,890	14,630	6,490	8,140	270	16,690
"	3 月	31,930	16,460	16,060	7,820	8,240	400	15,420
"	4 月	32,050	17,630	17,340	8,880	8,460	290	14,340
"	5 月	32,070	19,000	18,710	10,570	8,140	290	13,020
"	6 月	32,000	19,080	18,790	10,490	8,290	290	12,870
"	7 月	32,030	18,600	18,290	9,970	8,320	310	13,400
"	8 月	31,860	17,710	17,420	9,060	8,350	290	14,110
"	9 月	31,840	18,100	17,850	9,280	8,570	250	13,690
"	10月	32,000	19,030	18,710	10,160	8,550	320	12,930
"	11月	32,030	18,430	18,200	9,160	9,040	230	13,570
"	12月	32,100	17,060	16,830	7,530	9,300	230	15,000

〔備考〕 1) 総人口は昭和25年8月より翌月1日の全国推計人口を用いている。

2) 労働力状態の不詳を含む。 3) 総理府統計局「労働力調査報告」による。

第34表 農林・非農林別従業上の地位別就業者数 (単位 1,000人)

年 月	全 産 業			農 林 業			非 農 林 業		
	自営業主	家族従業者	雇用者	自営業主	家族従業者	雇用者	自営業主	家族従業者	雇用者
総 数									
1954年平均	10,300	14,080	15,180	5,390	10,720	560	4,910	3,370	14,620
1955年平均	10,620	14,500	15,970	5,530	11,090	530	5,100	3,410	15,440
1955年 1 月	9,750	11,410	14,930	4,740	7,920	340	5,000	3,490	14,590
" 2 月	10,080	12,090	15,150	4,940	8,570	460	5,140	3,510	14,690
" 3 月	10,320	13,840	15,650	5,210	10,410	470	5,100	3,430	15,170
" 4 月	10,580	14,730	15,930	5,540	11,340	550	5,040	3,400	15,380
" 5 月	11,070	16,360	15,670	6,070	13,070	670	5,000	3,300	15,000
" 6 月	11,020	16,290	15,660	5,990	12,930	620	5,040	3,360	15,040
" 7 月	10,820	15,700	15,890	5,880	12,310	520	4,950	3,380	15,370
" 8 月	10,630	14,890	15,930	5,640	11,450	530	4,990	3,450	15,400
" 9 月	10,660	14,950	16,320	5,590	11,610	620	5,070	3,330	15,700
" 10月	10,790	15,980	16,590	5,810	12,790	530	4,970	3,190	16,060
" 11月	10,930	14,710	16,950	5,670	11,360	530	5,260	3,350	16,430
" 12月	10,820	12,990	16,990	5,220	9,310	540	5,600	3,670	16,460
男									
1955年 1 月	7,560	3,720	10,650	4,100	2,620	280	3,440	1,100	10,370
" 2 月	7,770	3,960	10,990	4,250	2,860	380	3,520	1,100	10,610
" 3 月	7,990	4,570	11,200	4,480	3,460	330	3,510	1,110	10,870
" 4 月	8,190	4,530	11,210	4,680	3,530	340	3,500	1,000	10,880
" 5 月	8,480	5,000	10,920	4,970	3,950	320	3,510	1,060	10,600
" 6 月	8,420	4,920	11,870	4,940	3,840	270	3,480	1,080	10,600
" 7 月	8,260	4,730	11,130	4,830	3,600	310	3,430	1,130	10,820
" 8 月	8,250	4,570	11,230	4,740	3,460	360	3,510	1,110	10,870
" 9 月	8,110	4,570	11,410	4,650	3,460	430	3,470	1,110	10,970
" 10月	8,200	4,830	11,630	4,840	3,820	320	3,370	1,010	11,310
" 11月	8,060	4,440	11,910	4,700	3,850	360	3,360	1,090	11,550
" 12月	8,040	4,060	11,910	4,330	3,860	360	3,710	1,200	11,550
女									
1955年 1 月	2,190	7,690	4,280	630	5,300	60	1,560	2,390	4,220
" 2 月	2,320	8,130	4,160	690	5,720	80	1,620	2,410	4,080
" 3 月	2,340	9,270	4,440	730	6,950	140	1,600	2,320	4,300
" 4 月	2,400	10,200	4,710	860	7,810	220	1,540	2,390	4,490
" 5 月	2,590	11,360	4,740	1,100	9,120	350	1,490	2,240	4,400
" 6 月	2,600	11,370	4,790	1,050	9,090	350	1,550	2,280	4,440
" 7 月	2,560	10,970	4,760	1,050	8,710	210	1,510	2,250	4,550
" 8 月	2,380	10,330	4,700	910	7,990	170	1,480	2,340	4,530
" 9 月	2,550	10,380	4,910	940	8,150	190	1,610	2,220	4,730
" 10月	2,580	11,150	4,960	980	8,970	210	1,600	2,180	4,750
" 11月	2,870	10,270	5,040	970	8,010	170	1,890	2,260	4,870
" 12月	2,790	8,930	5,080	890	6,460	180	1,900	2,470	4,910

〔備考〕 1) 産業はその人が調査期間中おもに従事した従業先の事業の種類によって分類されている。 2) 従業上の地位は本業によって分類されている。
3) 総理府統計局「労働力調査報告」による。

第35表 産業別就業者数

(単位 1,000人)

年 月	全産業	農林業	漁業及 水産養 殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売、小 売および 保険、不 動産業	運輸通信 およびそ の他の公 益事業	サービ ス業	公 務	分類 不能 の産 業
総 数											
1954年平均	39,580	16,670	550	590	1,650	6,950	6,310	1,850	3,760	1,240	10
1955年平均	41,120	17,150	530	510	1,750	7,110	6,700	1,920	4,270	1,150	40
1955年 1 月	36,100	13,000	570	520	1,500	6,990	6,450	1,850	3,980	1,240	20*
" 2 月	37,360	13,980	520	550	1,710	6,910	6,540	1,830	4,080	1,220	40*
" 3 月	39,840	16,100	550	530	1,770	6,870	6,620	1,880	4,230	1,260	30*
" 4 月	41,300	17,440	440	540	1,780	6,790	6,980	1,850	4,230	1,210	40*
" 5 月	43,150	19,810	500	530	1,580	6,860	6,570	1,890	4,190	1,180	40*
" 6 月	43,020	19,540	540	490	1,550	7,020	6,750	2,020	3,970	1,100	40*
" 7 月	42,430	18,710	540	500	1,760	6,990	6,800	2,000	3,930	1,150	30*
" 8 月	41,480	17,620	580	490	1,720	6,970	6,900	1,900	4,080	1,190	30*
" 9 月	41,970	19,820	550	490	1,760	7,340	6,480	1,888	4,510	1,080	40*
" 10月	43,390	19,140	550	490	1,780	7,270	6,660	1,900	4,510	1,060	30*
" 11月	42,610	17,560	470	490	2,060	7,360	6,750	1,960	4,840	1,090	30*
" 12月	40,840	15,070	550	520	2,070	7,890	6,870	2,070	4,730	1,030	30*
男											
1955年 1 月	21,930	7,010	430	480	1,300	4,430	3,660	1,610	1,950	1,060	10*
" 2 月	22,730	7,480	420	480	1,500	4,430	3,700	1,610	2,060	1,050	20*
" 3 月	23,780	8,280	440	460	1,550	4,460	3,680	1,660	2,100	1,130	20*
" 4 月	23,950	8,550	380	480	1,550	4,300	3,830	1,640	2,120	1,070	20*
" 5 月	24,440	9,240	420	470	1,370	4,430	3,640	1,700	2,110	1,020	30*
" 6 月	24,240	9,050	460	440	1,350	4,470	3,750	1,790	1,970	950	20*
" 7 月	24,140	8,740	480	450	1,540	4,490	3,760	1,740	1,920	990	20*
" 8 月	24,060	8,560	500	440	1,540	4,420	3,910	1,630	2,040	1,010	20*
" 9 月	24,120	8,540	460	440	1,580	4,650	3,680	1,600	2,240	910	30*
" 10月	24,680	8,970	470	430	1,630	4,660	3,680	1,650	2,290	890	10*
" 11月	24,420	8,400	410	430	1,870	4,670	3,630	1,710	2,370	920	10*
" 12月	24,020	8,550	460	460	1,850	4,980	3,740	1,800	2,290	880	10*
女											
1955年 1 月	14,170	5,980	140	40*	200	2,580	2,790	230	2,030	180	10*
" 2 月	14,630	6,490	110	60*	210	2,480	2,840	220	2,020	160	20*
" 3 月	16,060	7,820	110	70*	220	2,410	2,930	220	2,140	140	20*
" 4 月	17,340	8,880	50*	60*	240	2,480	3,140	210	2,110	140	20*
" 5 月	18,710	10,570	80*	60*	210	2,430	2,930	190	2,080	160	20*
" 6 月	18,790	10,490	90*	50*	200	2,550	3,010	230	2,000	150	20*
" 7 月	18,290	9,970	70*	50*	220	2,500	3,040	260	2,010	160	10*
" 8 月	17,420	9,060	70*	60*	190	2,550	2,990	260	2,040	180	20*
" 9 月	17,850	9,280	90*	60*	180	2,690	2,810	280	2,270	170	20*
" 10月	18,710	10,160	80*	50*	160	2,610	2,980	250	2,230	170	20*
" 11月	18,200	9,160	60*	60*	200	2,700	3,120	250	2,470	170	20*
" 12月	16,830	7,530	90*	60*	220	2,920	1,130	270	2,440	150	20*

〔備考〕 1) 産業はその人が調査期間中おもに従事した従業先の事業の種類によって分類されている。

2) *印の数字は誤差率が多い。

3) 総理府統計局「労働力調査報告」による。

第36表 農・非農、週間合計就業時間別就業者数 (単位 1,000人)

年 月	全 産 業				農 林 業				非 農 林 業						
	休業中	従業中 ²⁾	1～34 時 間	35～48 時 間	49時間 以上	休業中	従業中 ³⁾	1～34 時 間	35～48 時 間	49時間 以上	休業中	従業中 ²⁾	1～34 時 間	35～48 時 間	49時間 以上
1955年平均	560	40,560	10,150	11,400	19,000	240	16,910	6,400	3,700	6,850	330	23,650	3,790	7,720	12,110
1955年 1 月	740	35,360	12,600	10,500	12,240	440	12,560	8,090	2,610	1,860	300	22,800	4,510	7,880	10,370
” 2 月	700	36,650	11,460	11,480	13,690	370	13,600	7,410	3,660	2,530	330	23,060	4,060	7,820	11,140
” 3 月	740	39,110	12,920	11,560	14,620	340	15,760	8,590	4,060	3,110	400	23,340	4,330	7,500	11,490
” 4 月	640	40,660	10,580	12,660	17,400	290	17,150	6,620	4,340	6,170	350	23,510	3,960	8,310	11,220
” 5 月	450	42,700	7,160	10,640	24,870	140	19,660	4,060	3,230	12,380	310	23,030	3,100	7,410	12,500
” 6 月	460	42,570	7,530	10,420	24,590	150	19,390	4,310	3,150	11,930	310	23,180	3,210	7,270	12,660
” 7 月	560	41,870	8,340	11,180	22,320	180	18,530	4,890	3,780	9,870	380	23,340	3,450	7,400	12,450
” 8 月	640	40,840	11,190	11,420	18,190	230	17,400	7,110	3,970	6,320	410	23,450	4,090	7,450	11,870
” 9 月	460	41,510	11,120	12,470	17,870	170	17,660	6,950	3,680	7,020	290	23,850	4,170	8,790	10,850
” 10月	450	42,940	8,820	11,290	22,780	140	19,000	5,320	3,910	9,770	320	23,940	3,500	7,380	13,020
” 11月	410	42,200	9,190	11,770	21,210	160	17,400	5,750	4,120	7,520	250	24,800	3,440	7,650	13,690
” 12月	500	40,340	10,860	11,720	17,760	230	14,840	7,210	3,900	3,730	270	25,500	3,640	7,820	14,030

〔備考〕 1) 産業はすべてその人が調査週間中おもに従業した従業先の事業の種類により分類されている。

2) 週間合計就業時間は副業の就業時間も含む。

3) 就業時間の不詳を含む。

4) 総理府統計局「労働力調査報告」による。

産業別、従業上の地位別、就業時間別に回顧してみよう。

農林・非農林業別就業者 第37表によると、一四歳以上人口いわゆる生産年齢人口は一九四八年以来五四年にかけて年々約一〇〇万を増加しているが、四九年ではその増加人口と、さらに非農林業、非労働力の収縮部分とが農林業部門に吸収されていたことを

示す。これに反して五〇年には生産年齢人口の増加にほぼ見合う増加が非農林業にあらわれ、農林業就業者は収縮して非労働力人口がそれとほぼ同じだけ増加した。

同様の傾向は五一年においても一層顕著に現われている。五二年以降でも生産年齢人口増加の主要部分が非農林業部門に吸収されて

第37表 増加生産年齢人口の吸収状態 (単位 万人)
(労働力人口の対前年増減数)

年 別	14歳以上 人 口	勞 働 力 人 口					非勞働力 人 口
		総 数	就 業 者			完 全 失業者	
			総 数	農 林 業	非農林業		
1949年	＋ 95	＋ 160	＋ 146	＋ 171	－ 23	＋ 14	－ 65
1950年	＋ 39	－ 28	－ 34	－ 67	＋ 32	＋ 6	＋ 67
1951年	＋ 102	＋ 44	＋ 50	－ 126	＋ 174	－ 5	＋ 58
1952年	＋ 118	＋ 115	＋ 107	＋ 20	＋ 87	＋ 8	＋ 3
1953年	＋ 87	＋ 195	＋ 196	＋ 76	＋ 120	－ 2	－ 107
1954年	＋ 97*	＋ 45	＋ 33	－ 46	＋ 79	＋ 13	＋ 46

〔備考〕 1) *印は就業状態の不詳を含む。
2) 総理府統計局，第2回「労働力調査総合報告書」による。

第38表 農・非農別就業者の推移

年 別		就 業 者 数			14歳以上人口に対する就業率			就 業 率 の 指 数		
		全産業	農林業	非農林業	全産業	農林業	非農林業	全産業	農林業	非農林業
総 数	1948年	万人 3,460	万人 1,637	万人 1,822	% 64.2	% 30.4	% 33.8	100.0	100.0	100.0
	1949年	3,606	1,808	1,799	65.7	33.0	32.8	102.3	108.6	97.0
	1950年	3,572	1,741	1,831	64.7	31.5	33.1	100.8	103.6	97.9
	1951年	3,622	1,617	2,005	64.4	28.7	35.6	100.3	94.4	105.3
	1952年	3,729	1,637	2,092	64.9	28.5	36.4	101.1	93.8	107.7
	1953年	3,925	1,713	2,212	67.3	29.4	37.9	104.8	96.7	112.1
	1954年	3,958	1,667	2,291	66.8	28.1	38.6	104.0	92.4	114.2
男	1948年	2,119	809	1,309	83.4	31.8	51.5	100.0	100.0	100.0
	1949年	2,161	870	1,290	82.7	33.3	49.3	99.2	104.7	95.7
	1950年	2,164	865	1,300	82.1	32.8	49.3	98.4	103.1	95.7
	1951年	2,189	809	1,380	82.3	30.4	51.9	98.7	95.6	100.8
	1952年	2,242	819	1,424	82.2	30.0	52.2	98.6	94.3	101.4
	1953年	2,322	846	1,476	83.6	30.5	53.2	100.2	95.9	103.3
	1954年	2,323	820	1,503	82.5	39.1	53.4	98.9	91.5	103.7
女	1948年	1,341	828	513	47.1	29.1	18.0	100.0	100.0	100.0
	1949年	1,446	937	508	50.4	32.6	17.7	107.0	112.0	98.3
	1950年	1,408	877	532	48.8	30.4	18.4	103.6	104.5	102.2
	1951年	1,433	808	625	48.3	27.3	21.1	102.5	93.8	117.2
	1952年	1,486	818	668	49.3	27.1	22.1	104.7	93.1	122.8
	1953年	1,602	867	736	52.5	28.4	24.1	111.5	97.6	133.9
	1954年	1,634	847	788	52.5	27.2	25.3	111.5	93.5	140.6

〔備考〕 総理府統計局，第2回「労働力調査総合報告書」による。

いたことを示すが、五三年では非農林業における増加が生産年齢人口の増加をかなり上回り、また農林業就業者も大幅に増加している。非労働力人口は一〇七万を収縮しその労働力化が目立っている。

また、就業者の動き（第38表）には男女別にかんがりの差がある。

まず、産業全体でみると男子の就業率は四八年以降毎年八二・八四％と顕著な変化を示していないのに、女子のそれは年によって増減はあるが上昇の方向にあるといつてよく、とくに非農林業における上昇が目立ち、五四年は四八年に比べて約四割上回っている。したがって、就業者の男女別構成比率をみると、農林業におけるそれが男子四九・五％、女子五〇・五％を上下しているのに対し、非農林業ではこの比率が四八年の男子七一・八％、女子二八・二％から次第に女子の比重を増し、五四年には男子六五・六％、女子三四・四％と女子の比率が三〇％以上を占めるに至った。この女子就業者の顕著な増加傾向は配偶関係別構成にも明らかに変化を与えている。第39表によって五二年以降毎年九月分の調査結果についてみると、女子ことに二〇―三九歳代の有配偶者が増加していて、いわゆる共かせぎが多くなつてきていることを示す。

産業別就業者 就業者の各産業部門別の動きを、第40表によって同一分類を採用している五一年以降の指数でみると、全産業の平均に対し毎年の指数がそれを上回っている産業はサービス業、卸小売業および建設業であり、これに対し農林業、運輸通信業の指数はおおむね平均を下回っている。

製造業は平均に最も近い増加傾向を示し、漁業および鉱業の年次傾向については、標本誤差が比較的に大きく明確な判断を下し難い。

なお、これらの産業を第一次、第二次、第三次産業に区分してそ

第39表 就業者の配偶関係別構成の推移

年 別		就 業 者 数				配 偶 関 係 別 構 成 比			
		総 数	未 婚	有配偶	その他	総 数	未 婚	有配偶	その他
総 数	1952年 9 月	万人 3,756	万人 1,116	万人 2,290	万人 350	% 100.0	% 29.7	% 61.8	% 9.3
	1953年 9 月	3,958	1,174	2,426	358	100.0	29.7	61.3	9.0
	1954年 9 月	3,993	1,147	2,476	370	100.0	28.7	62.0	9.3
男	1952年 9 月	2,257	647	1,508	102	100.0	28.7	66.8	4.5
	1953年 9 月	2,326	676	1,553	97	100.0	29.1	66.8	4.2
	1954年 9 月	2,344	657	1,579	108	100.0	28.0	67.4	4.6
女	1952年 9 月	1,499	469	782	248	100.0	31.3	52.2	16.5
	1953年 9 月	1,632	497	873	262	100.0	30.5	53.5	16.1
	1954年 9 月	1,649	490	897	262	100.0	29.7	54.4	15.9

〔備考〕 総理府統計局，第2回「労働力調査総合報告書」による。

第40表 産業別就業者の推移

年 別	全産業	農林業	非 農 林 業										
			総 数	漁業および水産殖業	鉱 業	建設業	製造業	卸小売金融保険不動産業	運輸通信の他の公益事業	サービス業	公 務	分類不能の産業	
就業者数	1951年 万人	3622	1617	2,005	52	51	136	630	515	184	323	114	1
	1952年	3729	1637	2,092	52	61	146	653	541	190	337	111	0
	1953年	3925	1713	2,212	66	62	159	674	577	192	370	114	0
	1954年	3958	1667	2,291	55	59	165	695	631	185	376	124	1
同 指 数	1951年 %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	...
	1952年	103.0	101.2	104.3	100.0	119.6	107.4	103.7	105.0	103.3	104.3	97.4	...
	1953年	108.4	105.9	110.3	126.9	121.6	116.9	107.0	112.0	104.3	114.6	100.0	...
	1954年	109.3	103.1	114.3	105.8	115.7	121.3	110.3	122.5	100.5	116.4	108.8	...

〔備考〕 総理府統計局，第2回「労働力調査総合報告書」による。

第41表 第一次・第二次・第三次産業別就業者の推移

年 別	就 業 者 数 (万人)			同 指 数 (%)		
	全産業	第一次産業	第二次産業	第三次産業	全産業	第一次産業
1951年	3622	1669	817	1137	100.0	100.0
1952年	3729	1689	860	1179	103.0	101.2
1953年	3925	1779	895	1253	108.4	106.6
1954年	3958	1722	919	1316	109.3	103.2

〔備考〕 総理府統計局，第2回「労働力調査総合報告書」による。

第42表 就業者の一次・二次・三次産業別構成比の推移

年 別	全産業 %	第一次産業 %	第二次産業 %	第三次産業 %
1948年	100.0	49.0	…	…
1949年	100.0	52.0	…	…
1950年	100.0	50.7	…	…
1951年	100.0	46.1	22.6	31.4
1952年	100.0	45.3	23.1	31.6
1953年	100.0	45.3	22.8	31.9
1954年	100.0	43.5	23.2	33.2

〔備考〕 総理府統計局，第2回「労働力調査総合報告書」による。

の推移をみると第41表のごとくである。さらにこれを男女別に分けてみると、前記非農林業部門における女子の増加は第三次部門に特にいちじるしく、五一年と五四年の比較では第二次産業就業者の女子の割合は二八％から三〇％へと二％増に対して、第三次産業では三四・二％から三八・四％へと四・二％を増加している。また、それぞれその産業部門における構成比率の変化を五一年と五四年とで比べてみると(第42表)、第一次産業は四六・一％から四三・五％へ五％を減じているのに、第二次、第三次産業においては三％、六％と相対的な増加を示し、特に第三次産業における増加がいちじるしい。

従業上の地位別就業者 従業上の地位別就業者の推移は第43表のごとくであるが、農林業と非農林業とでかなり異なった動きを示している。まず農林業についてみると(第44表)、三割強が自営業主、六割強が家族従業者で、雇用者は全体の三％を占めるに過ぎない。そのうち業主の割合はわずかに減少し、家族従業者の割合は増加の傾向を示している。男女別にみると、男子では業主が五五・五八％、家族従業者三八・四〇％、雇用者四・五％で、女子では業主九一・四％、家族従業者八五・八九％、雇用者二％と構成上かなりの差異がある。農林業業主の減少についてはとくに女子のそれが目立ち、四九年の一二三万に比べると五四年の八一万は実に三〇％をこえる減少である。

一方、非農林業の就業者数は四九年の一八〇〇万から五四年の二二九〇万へと五ヵ年間に約五〇〇万を増加したが、その従業上の地位別構成をみると、四九年で自営業主二一・七％、家族従業者一二・二％、雇用者六六％であったが、五四年には業主二一・四％、家族従業者一四・七％、雇用者六三・八％となって、自営業主の比率がほとんど変化しなかったのに、家族従業者の比率が増加し、雇

第43表 従業上の地位別就業者の推移

年 別	就 業 者 数				対 前 年 増 減			
	総 数	自営業主	家 族 従 業 者	雇 用 者	総 数	自営業主	家 族 従 業 者	雇 用 者
1948年	万人 3,460	万人 942	万人 1,243	万人 1,274	万人 ...	万人 ...	万人 ...	万人 ...
1949年	3,606	1,006	1,359	1,242	+ 146	+ 64	+ 116	- 32
1950年	3,572	1,011	1,297	1,265	- 34	+ 5	- 62	+ 23
1951年	3,622	998	1,254	1,370	+ 50	- 13	- 43	+ 105
1952年	3,729	1,012	1,295	1,421	+ 107	+ 14	+ 41	+ 51
1953年	3,925	1,027	1,418	1,480	+ 196	+ 15	+ 123	+ 59
1954年	3,958	1,030	1,408	1,518	+ 33	+ 3	- 10	+ 38

〔備考〕 総理府統計局、第2回「労働力調査総合報告書」による。

用者の比率がそれに
応じて減少してい
る。また、四九年に
対する五四年の増加
率でみると、業主二
五・六％、家族従業
者五三・二％、雇用
者二三・一％となっ
て、家族従業者の増
加率が目立って高
い。このように非農
林業就業者のなか
で、家族従業者の増
加がいちじるしく、
雇用者の割合が相対
的に減少しているこ
とは、既述の第三次
部門における就業者
の増加とくに零細商
業、サービス部門の
膨張と密接な関連を
もつものと想像され
る(第45表)。

就業時間別就業者
調査週間中に従事
したあらゆる仕事の
就業時間の合計によ

第44表 従業上の地位別農林業就業者の推移

年 別		就 業 者 数 (万人)				同 構 成 比 (%)			
		総 数	自営業主	家 族 従業者	雇用者	総 数	自営業主	家 族 従業者	雇用者
総 数	1948年	1,637	559	1,028	51	100.0	34.1	62.8	3.1
	1949年	1,808	615	1,139	54	100.0	34.0	63.0	3.0
	1950年	1,741	611	1,073	56	100.0	35.1	61.6	3.2
	1951年	1,617	560	1,005	52	100.0	34.6	62.2	3.2
	1952年	1,637	564	1,026	47	100.0	34.5	62.7	2.9
	1953年	1,713	551	1,104	58	100.0	32.2	64.4	3.4
	1954年	1,667	539	1,072	59	100.0	32.3	64.3	3.4
男	1948年	809	467	308	35	100.0	57.7	38.1	4.3
	1949年	870	492	341	38	100.0	56.6	39.2	4.4
	1950年	865	491	334	40	100.0	56.8	38.6	4.6
	1951年	809	462	309	38	100.0	57.1	38.2	4.7
	1952年	819	470	316	33	100.0	57.4	38.6	4.0
	1953年	846	470	337	39	100.0	55.6	39.8	4.6
	1954年	820	450	323	39	100.0	54.9	39.4	4.8
女	1948年	828	92	720	16	100.0	11.1	87.0	1.9
	1949年	937	123	798	17	100.0	13.1	85.2	1.8
	1950年	877	121	739	16	100.0	13.8	84.3	1.8
	1951年	808	97	696	14	100.0	12.0	86.1	1.7
	1952年	818	94	710	14	100.0	11.5	86.8	1.7
	1953年	867	81	767	19	100.0	9.3	88.5	2.2
	1954年	847	81	749	17	100.0	9.6	88.4	2.0

〔備考〕 総理府統計局，第2回「労働力調査総合報告書」による。

第45表 従業上の地位別非農林業就業者の推移

年 別		就 業 者 数 (万人)				同 構 成 比 (%)			
		総 数	自営業主	家 族 従業者	雇用者	総 数	自営業主	家 族 従業者	雇用者
総 数	1948年	1,822	383	215	1,223	100.0	21.0	11.8	67.1
	1949年	1,799	391	220	1,188	100.0	21.7	12.2	66.0
	1950年	1,831	399	224	1,208	100.0	21.8	12.2	66.0
	1951年	2,005	(84)438	249	1,318	100.0	21.8	12.4	65.7
	1952年	2,092	(88)448	269	1,375	100.0	21.4	12.9	65.7
	1953年	2,212	(94)476	314	1,422	100.0	21.5	14.2	64.3
	1954年	2,291	(97)491	337	1,462	100.0	21.4	14.7	63.8
男	1948年	1,309	312	86	911	100.0	23.8	6.6	69.6
	1949年	1,290	311	84	895	100.0	24.1	6.5	69.4
	1950年	1,300	309	84	907	100.0	23.8	6.5	69.8
	1951年	1,380	332	88	960	100.0	24.1	6.4	69.6
	1952年	1,424	334	91	998	100.0	23.5	6.4	70.1
	1953年	1,476	339	105	1,033	100.0	23.0	7.1	70.0
	1954年	1,503	347	106	1,051	100.0	23.1	7.1	69.9
女	1948年	513	71	129	313	100.0	13.8	25.1	61.0
	1949年	508	80	135	293	100.0	15.7	26.6	57.7
	1950年	532	91	140	300	100.0	17.1	26.3	56.4
	1951年	625	106	160	358	100.0	17.0	25.6	57.3
	1952年	668	114	178	377	100.0	17.1	26.6	56.4
	1953年	736	137	210	389	100.0	18.6	28.5	52.9
	1954年	788	144	231	412	100.0	18.3	29.3	52.3

〔備考〕 1) ()内は雇用者のある自営業主。

2) 総理府統計局，第2回「労働力調査総合報告書」による。

第46表 就業時間別従業中の就業者の推移 (1949年=100)

年 別	総 数	1～19 時 間	20～34 時 間	35～48 時 間	49～59 時 間	60 時 間 以 上
全 産 業	1949 年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1950 年	100.1	116.8	99.6	98.4	99.2
	1951 年	101.7	106.6	94.4	99.9	105.6
	1952 年	104.9	119.5	99.4	99.7	110.9
	1953 年	110.3	146.5	107.0	96.5	122.6
	1954 年	111.2	135.0	104.3	98.4	127.8
農 林 業	1949 年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1950 年	97.7	120.5	107.8	94.0	89.3
	1951 年	91.0	105.0	94.5	88.6	85.0
	1952 年	92.5	116.9	99.0	86.8	84.5
	1953 年	96.5	141.1	103.2	86.2	89.8
	1954 年	93.9	125.1	99.0	85.0	90.4
非 農 林 業	1949 年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1950 年	102.6	107.1	85.2	101.3	110.6
	1951 年	112.3	110.7	94.3	107.1	129.3
	1952 年	117.3	126.2	100.0	107.9	141.3
	1953 年	124.0	160.7	114.2	103.3	160.4
	1954 年	128.4	160.7	114.2	107.0	170.7

〔備考〕 総理府統計局，第2回「労働力調査総合報告書」による

って、就業者数の時間別の分布を年次別にみると、就業者数の約三〇％を占める三五―四八時間の者の数は、四九年から五四年まで一一〇〇万台に終始し、就業者の毎年の増加にかかわらずほぼ一定の数を保っているのに対し、これより短時間および長時間の階層では、標準的な就業時間である三五―四八時間から遠ざかるほど大きく、一一九時間の就業者は四九年に比べ五四年はその三五％増、六〇時間以上の就業者はその二七・八％増となっている（第46表）。したがって就業者の平均就業時間は四一―四二時間であり大きな動きがないにもかかわらず、時間別分布の分散が次第に大きくなってきている。いま就業者のうち休業中のものを別にして従業中のもののみについて就業時間の分布をみると（第47表）、三五―四八時間のものの割合は四九年から五四年までに三二・七％から二九％へと相対的な減少を示しているのに対し、六〇時間以上では二〇・九％から二四・一％へと、また一一九時間では八・六％から一〇・五％へと増加して注目される（その中間的な二〇―二四時間、四九―五九時間の階層ではその割合は比較的に一定している）。さらに就業時間を農林・非農林業別にみると明らかな差異がある。平均就業時間では、農林業の三七―四〇時間に対して非農林業は四六―四八時間と約八時間の開きがあり、就業時間の分散についてみれば農林業が非農林業より大である。六〇時間以上の長時間就業者の割合は農林、非農林の間に大きな開きはないが、三

第47表 従業中の就業者の時間別構成および平均就業時間の推移

年 別	就 業 者 数 (万人)						時 間 別 構 成 比 (%)						平均就 業時間	
	総 数	1～19 時 間	20～34 時 間	35～48 時 間	49～59 時 間	60時間 以 上	総 数	1～19 時 間	20～34 時 間	35～48 時 間	49～59 時 間	60時間 以 上		
全 産 業	1949年	3,509	303	484	1,148	840	735	100.0	8.6	13.8	32.7	23.9	20.9	時間 42.5
	1950年	3,514	354	482	1,130	818	729	100.0	10.1	13.7	32.2	23.3	20.7	41.1
	1951年	3,568	323	457	1,147	865	776	100.0	9.1	12.8	32.1	24.2	21.7	42.5
	1952年	3,682	362	481	1,145	879	815	100.0	9.8	13.1	31.1	23.9	22.1	42.3
	1953年	3,870	444	518	1,108	898	901	100.0	11.5	13.4	28.6	23.2	23.3	41.9
業	1954年	3,902	409	505	1,130	918	939	100.0	10.5	12.9	29.0	23.5	24.1	42.7
農 林 業	1949年	1,749	219	308	448	380	394	100.0	12.5	17.6	25.6	21.7	22.5	40.3
	1950年	1,709	264	332	421	340	352	100.0	15.4	19.4	24.6	19.9	20.6	37.5
	1951年	1,592	230	291	397	339	335	100.0	14.4	18.3	24.9	21.3	21.0	38.5
	1952年	1,618	256	305	389	334	333	100.0	15.8	18.9	24.0	20.6	20.6	37.9
	1953年	1,687	309	318	386	321	354	100.0	18.3	18.9	22.9	19.0	21.0	37.1
業	1954年	1,642	274	305	381	326	356	100.0	16.7	18.6	23.2	19.9	21.7	37.9
非 農 林 業	1949年	1,760	84	176	700	460	341	100.0	4.8	10.0	39.8	26.1	19.4	46.0
	1950年	1,805	90	150	709	478	377	100.0	5.0	8.3	39.3	26.5	20.9	46.4
	1951年	1,976	93	166	750	526	441	100.0	4.7	8.4	38.0	26.6	22.3	47.0
	1952年	2,064	106	176	755	545	482	100.0	5.1	8.5	36.6	26.4	23.4	47.2
	1953年	2,182	135	201	723	577	547	100.0	6.2	9.2	33.1	26.4	25.1	46.9
業	1954年	2,260	135	201	749	592	582	100.0	6.0	8.9	33.1	26.2	25.8	47.6

〔備考〕 総理府統計局，第2回「労働力調査総合報告書」による。

四時間以下の短時間就業は非農林業の一三—一五％に対して農林業では三三—三七％と全就業者の三〇％以上を占めている。また、年次別の動きを就業時間の分散からみると、農林業就業者の場合には分散の拡大する傾向はあまり顕著ではないが、非農林業の場合にはこの傾向がきわめて顕著にあらわれていて、全産業の場合に指摘した標準就業時間就業者の相対的減少、短時間および長時間就業者の増加の傾向は主として非農林業における同様の变化に基づいていることが明らかである。

第二章 労働移動

一九五五年中における労働移動の状況を労働者統計調査部編「毎月勤労統計調査結果表」から算出された「産業別常用労働者雇用指数」と同「地域別就業調査結果速報—全国分—」（昭和三十一年一月刊）によってみよう。

毎月勤労統計調査 「毎月勤労統計調査」は雇用、給与および労働時間の変動を調べるためのもので、「鉱業、建設業、製造業、卸売および小売業、金融および保険業、不動産業、運輸通信およびその他の公益事業ならびにサービス業（一部を除く）」において、常時三〇人以上の常用労働者を雇用している全事業所のうちから一定の割合で抽出された約九三〇〇事業所、労働者約三〇〇万人を対象として実施されている。なお、本年鑑には「昭和二十九年事業所統計調査」の結果を考慮して改訂された新雇用指数が掲載してある。

地域別等就業調査 「地域別等就業調査」は就業者ならびに入職および離職者について、全国、各都道府県、主要地域別にその分布および構成状況を明らかにするためのもので、「毎月勤労統計調査」

と同一産業範囲に属する常用労働者五人以上の事業所のうちから一定の割合で抽出された約四万六千事業所を対象とし、就業者に関する事項については一九五五年七月一日（日雇労働者については同六月一日より三〇日までの一ヵ月間）現在で、入職者および離職者に関する事項については五四年七月一日より五五年六月末日までの一ヵ年間にについて調査してある。なお入職者、離職者の規定は次のとおりである。

入職者—調査期間中に新たに雇用契約を結んで入職した者で、再雇用を含み、同一企業内の他事業所からの転勤者や休職からの復職者を含まない。

離職者—調査期間中に雇用契約がなくなって離職した者で、一時解雇者を含み、同一企業内の他事業所への転勤者や休職者を含まない。

雇用指数 まず、「常用労働者雇用指数」（一九五一年＝一〇〇）によつて一九五五年中における雇用の推移をみると（第48表）、全産業平均は一一〇・〇と前年に比べて一・四％を減少した。産業部門別にみると、前年に引き続いて鉱業の大幅減少と、卸売および小売、金融および保険業における増加が目立っている。また、製造業が鉱業ほどではないが減少を示して注目される。すなわち、鉱業における減少率は六・一％といちじるしく高く、製造業も一・五％を減少し、それとは逆に卸売および小売、金融および保険業ではそれぞれ四・六％、三・七％の増加率を示す。

製造業内の各業種についてみると、そのうち石油および石炭製品部門で九・八％と最高の増加率を示し、次いでその他四・五％、ゴム製品四・一％、衣服および身回品三・四％、精密機械二・九％、印刷出版および類似品二・二％を増加した。一方減少を示したのは主として生産財関係部門で、機械四・六％、輸送用機械四・三％、

第48表 産業別雇用指数 (1951年=100)

年 月	産 業 別	調査産 業総数	鉱 業	製 造 業										
				合 計	食料品	煙 草	紡 織	衣服お よび身 回品	木材お よび木 製品	家具お よび装 備品	紙お よび類 似品	印刷出 版お よび類 似品	化 学	石油お よび石 炭製品
1951 年	平 均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952 年	平 均	99.8	102.5	99.0	106.4	97.5	93.4	103.7	95.5	101.1	103.8	105.4	98.2	104.7
1953 年	平 均	100.4	96.2	100.1	108.4	99.9	89.0	99.3	93.5	105.8	107.1	112.3	98.2	108.0
1954 年	平 均	111.4	81.3	113.0	139.7	120.3	95.8	113.8	103.9	142.3	132.3	133.3	110.2	127.6
1955 年	平 均	110.0	75.2	111.5	140.1	121.3	92.8	117.2	102.3	141.1	131.6	135.5	111.5	135.4
1955 年	1 月	109.5	77.0	110.4	141.2	120.7	92.7	109.5	103.0	136.3	129.9	133.0	109.4	132.7
	2 月	109.1	76.3	110.1	140.5	120.5	92.0	108.8	103.1	134.9	129.8	133.2	109.3	132.7
	3 月	109.5	75.7	110.6	142.7	120.0	92.1	111.9	102.7	137.6	129.5	134.2	110.2	134.9
	4 月	110.8	74.9	112.6	143.6	121.7	95.0	118.5	103.3	142.7	132.0	136.1	111.8	136.1
	5 月	110.6	74.9	112.2	142.0	121.8	94.1	119.9	103.2	142.6	131.5	136.0	111.6	134.8
	6 月	110.3	74.7	111.9	140.2	122.0	93.6	119.4	102.6	142.1	131.2	135.9	111.4	134.3
	7 月	110.3	74.7	111.9	139.1	121.8	93.9	119.2	102.1	142.0	132.1	135.9	112.2	134.3
	8 月	110.1	74.7	111.7	137.9	121.6	93.4	118.7	102.5	142.6	132.3	135.9	112.3	135.1
9 月	110.1	74.7	111.6	137.2	121.5	92.8	120.1	102.1	143.7	132.2	135.9	112.2	135.8	
10 月	110.1	74.6	111.5	137.4	121.4	92.0	120.3	101.1	143.4	133.0	136.2	112.3	136.5	
11 月	110.1	74.7	111.5	138.9	121.3	91.3	119.9	100.9	142.8	132.7	136.9	112.7	137.9	
12 月	110.1	75.0	111.5	139.9	121.3	91.2	119.6	101.0	142.9	132.7	136.5	112.6	139.4	

第4表つづき

産業別 年 月	製造業										卸売および小売業	金融業および保険業	運輸およびその他の公益事業
	ゴム製品	皮革および皮革製品	ガラスおよび土石	第一次金属	金属製品	機械	電気機械器具	輸送用機械	精密機械	その他			
1951年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952年平均	93.7	79.6	101.2	101.4	98.9	99.8	103.0	102.0	106.5	95.9	102.6	102.6	98.6
1953年平均	98.2	82.1	101.8	102.4	101.2	105.9	100.9	105.0	119.3	99.3	108.1	108.6	98.8
1954年平均	107.6	98.7	116.1	110.7	127.5	119.1	124.6	109.2	142.7	143.8	138.5	142.6	110.7
1955年平均	111.7	99.0	116.0	107.3	127.2	114.5	121.3	104.9	145.6	148.3	143.1	146.3	110.0
1955年	1月	94.5	112.5	106.9	125.2	114.9	121.0	104.2	142.4	143.6	139.2	143.2	110.2
	2月	107.7	94.4	112.7	106.6	114.1	120.2	104.2	143.7	143.6	139.1	142.9	110.1
	3月	109.3	96.6	114.5	107.0	114.5	119.7	104.0	144.4	145.8	141.4	144.2	110.0
	4月	111.4	100.3	117.0	107.9	116.3	121.6	105.2	146.8	150.6	144.3	147.5	110.4
	5月	110.8	99.8	117.2	107.8	115.6	121.5	105.0	146.2	150.4	144.0	147.4	110.3
	6月	110.9	99.8	117.6	107.9	115.1	121.4	104.9	146.1	150.0	144.0	147.5	110.0
	7月	114.0	99.2	117.3	107.7	113.8	122.2	104.3	145.9	149.0	144.2	147.5	109.9
	8月	113.8	100.3	117.0	107.4	113.8	121.4	104.7	146.1	149.2	143.8	147.5	109.9
	9月	114.7	101.6	117.1	107.2	114.2	120.7	105.2	146.8	149.0	143.7	147.5	109.7
	10月	114.9	101.3	116.4	107.0	114.3	121.4	105.5	146.5	149.1	144.3	146.9	109.9
	11月	113.7	100.5	116.3	107.2	113.9	122.1	105.9	146.6	149.5	144.6	146.8	110.0
	12月	112.8	100.1	116.0	107.0	113.6	122.8	106.3	146.3	149.6	144.6	146.8	110.0

〔備考〕 1) 月末推計労働者数(常用労働者30人以上を雇用する民官公営の全事業所)より算出せるもの。 2) 毎月勤労統計調査による。

第一次金属三・四％、電気機械器具三・三％と、鉱業の減少とともにこれらの部門における産業合理化の進捗を物語っている。紡織業も三％の減少率を示した。

労働移動 「地域別等就業調査結果速報」によって雇用の概況をみると、五五年七月における調査産業総数一〇人以上事業所の推計全常用労働者数（「常用労働者」と通常臨時工あるいは臨時雇と呼ばれる「臨時労働者」を含む）は九四三万人であり、そのうち六七五万人（七二％）が男子、二六八万人（二八％）が女子労働者である。常用および臨時別では、前者が八七九万人（九三％）、後者が六四万人（七％）である。また、臨時労働者五三万人（ただし三〇人以上事業所）について、それがいかなる雇用契約によって雇用されているかをみると、そのうち二八万人（五三％）は「二ヵ月をこえる契約期間」すなわち労働基準法においておおむね解雇予告を必要とされるものであり、契約期間が「一ヵ月以上二ヵ月以内」の者が一三万人（二五％）、日雇契約または一ヵ月未満の契約であるが、失業保険（一般）の被保険者資格をもつとみられるものがそれぞれ五万八千人（一一％）、二万六千人（七％）となっている。

なお、五五年中における日雇労働者の延数は一一五〇万人で、このうち過半の六六四万人（五八％）が建設業であり、製造業が二四二万人（二二％）、運輸通信およびその他の公益事業が一五二万人（一三％）である。

入職状況 五四年七月から五五年六月に至る一ヵ年間の調査産業総数一〇人以上事業所の入職者数は二〇四万人であり、男は一二四万人（六一％）、女は八〇万人（三九％）である。また、常用・臨時別にみると前者は一四九万人（七三％）、後者は五五万人（二七％）となる。これらを入職経路、前職経歴、年齢別にみると第49・50表の通りである。

入職経路 公共職業安定所（P.E.S.O.）経由が一九％、学校紹介九％、縁故入職四五％、その他二七％であり、産業別のP.E.S.O.経由率は製造業の二六％に対し、流通部門はいずれも一〇％前後の低率である。規模別にこれをみると（第51表）、五〇〇人以上規模の三二％に対し、一〇〇—四九九人が二三％、三〇—九九人および一〇—二九人規模がそれぞれ一八％および一三％であり、五—九人規模は一〇％と逐次低下している。

前職経歴 入職者のうち四三％が未就業者であり、このうち二七％は新規学卒者である。また、五七％を占める既就業者の内訳は前職が農林水産業であった者が九％、鉱業、建設業および製造業部門に属していたものが一五％、流通産業部門が三三％であって、これらのうち二六％すなわち既就業者の約半数が新しく就いた職業についての有経験者である。年齢、入職者の年齢別構成は二〇—二九歳層の四％を中核として、一九歳以下の三四％がこれにつき、三〇—三九歳が一五％、四〇—四九歳および五〇歳以上がそれぞれ八％、四％という結果であって、規模別にはおおむね小規模事業所程、相対的に高年齢層の比重が高い。次に、これらの入職者と在籍労働者数との関係すなわち入職率という点からみると、二三・四％（月平均二・〇％）となり、男子は二〇・二％、女子は三二・四％である。なお、これを常用のみでみると一八％（月平均一・五％）となる（第51表）。

離職状況 一方、離職者数は一八四万人で、このうち男子は一二二万人（六一％）、女子は七二万人（三九％）で、これを常用・臨時別にみると、前者が一三七万人（七四％）、後者が四七万人（二六％）となる。勤続年数、離職理由、年齢別の構成についてみると第52・53表のごとくである。

勤続年数 離職の過半を占める五四％は勤続一ヵ年未満のもの

入職経路内訳別入職者数（10人以上計）

前 職 経 歴					入 職 経 路			
業 者	既 就 業 者				安定所	学校紹介	縁 故	その他
その他	農林業か らの転職 者	鉱工建設 業からの 転職者	その他の 産業から の転職者	(内有経 験者)	経 由			
334,142 (16.4)	189,803 (9.3)	302,125 (14.8)	664,156 (32.6)	529,174 (26.0)	380,348 (18.7)	190,717 (9.4)	911,203 (44.7)	555,324 (27.2)
7,965 (9.0)	12,857 (14.6)	48,345 (54.8)	13,669 (15.5)	45,864 (52.0)	12,521 (14.2)	1,525 (1.7)	54,481 (61.8)	19,695 (22.3)
14,421 (8.9)	35,269 (21.8)	61,261 (37.9)	38,727 (23.9)	57,578 (35.6)	34,431 (21.3)	3,708 (2.3)	59,311 (36.6)	64,369 (39.8)
171,547 (15.4)	90,954 (8.2)	212,695 (19.1)	325,914 (29.3)	297,667 (26.8)	283,711 (25.5)	95,260 (8.6)	477,280 (42.9)	256,022 (23.0)
60,061 (21.7)	10,794 (3.9)	11,440 (4.1)	94,237 (34.1)	44,411 (16.1)	33,574 (12.2)	41,070 (14.9)	115,168 (41.6)	86,463 (31.3)
13,822 (15.7)	6,087 (6.9)	4,031 (4.6)	31,882 (36.2)	8,289 (9.4)	5,324 (6.0)	22,034 (25.0)	33,339 (37.9)	27,413 (31.1)
404 (17.0)	88 (3.7)	147 (6.2)	1,231 (51.7)	502 (21.1)	180 (7.6)	108 (4.5)	1,176 (49.4)	916 (38.5)
47,461 (15.8)	63,144 (21.0)	16,199 (5.4)	113,650 (37.8)	78,749 (26.2)	29,705 (9.9)	16,457 (5.5)	160,689 (53.4)	93,766 (31.2)
32,882 (19.4)	5,879 (3.5)	9,268 (5.5)	83,573 (49.2)	53,692 (31.6)	15,333 (9.0)	14,263 (8.4)	69,070 (40.7)	71,049 (41.9)

第50表 産業別性別ならびに常用臨時別入職率（10人以上規模計）

産 業	全 常 用			常 用	臨 時
	計	男	女		
調 査 産 業 計	23.4	20.2	31.4	18.0	133.0
鉱 業	20.6	19.7	29.8	17.0	90.8
建 設 業	23.5	23.4	23.9	12.9	45.6
製 造 業	24.8	20.1	34.0	19.1	115.0
卸 売 お よ び 小 売 業	25.6	23.2	30.9	23.7	111.0
金 融 お よ び 保 険 業	17.0	15.4	19.9	15.6	108.0
不 動 産 業	20.0	17.4	25.6	17.9	59.5
運輸通信およびその他の公 益事業	19.2	19.2	18.9	8.7	244.0
サ ー ビ ス 業	28.8	23.2	34.4	26.8	71.0

〔備考〕 1) 入職率は1954年7月～1950年6月の1ヵ年間における入職者数を1950年7月の規模区分により、その労働者数にて除したものである。離職率も同様である。

2) 労働異動における調査産業総数は建設業と「卸売り業、および「サービス業、の中の「カフェー、バー、キャバレー、ダンスホールおよびこれに類する事業所」を含まない。

第49表 産業および年齢、前職経歴、

産 業	計	年 齢					未 就
		19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
							新 規 学卒者
調 査 産 業 総 数	2,037,592 ^人 (100.0)	693,761 (34.0)	807,125 (39.6)	295,095 (14.5)	156,259 (7.7)	85,352 (4.2)	547,366 (26.9)
鉱 業	88,222 (100.0)	11,212 (12.7)	37,765 (42.8)	21,816 (24.7)	11,852 (13.5)	5,577 (6.3)	5,386 (6.1)
建 設 業	161,819 (100.0)	15,531 (9.6)	71,573 (44.2)	41,316 (25.5)	21,803 (13.5)	11,596 (7.2)	12,141 (7.5)
製 造 業	1,112,273 (100.0)	422,865 (38.1)	412,103 (37.1)	153,030 (13.8)	81,650 (7.3)	42,625 (3.8)	311,163 (28.0)
卸売および小売業	276,275 (100.0)	118,134 (42.8)	105,988 (38.4)	28,554 (10.3)	14,695 (5.3)	8,904 (3.2)	99,743 (36.1)
金融および保険業	88,110 (100.0)	24,815 (28.2)	26,781 (30.4)	16,352 (18.5)	12,327 (14.0)	7,835 (8.9)	32,288 (36.6)
不 動 産 業	2,380 (100.0)	484 (20.3)	985 (41.4)	457 (19.2)	293 (12.3)	161 (6.8)	510 (21.4)
運輸通信およびその他の公益事業	300,617 (100.0)	71,921 (23.9)	142,586 (47.4)	49,889 (16.6)	23,724 (7.9)	12,497 (4.2)	60,163 (20.0)
サ ー ビ ス 業	169,715 (100.0)	44,330 (26.1)	80,917 (47.7)	24,997 (14.7)	11,718 (6.9)	7,753 (4.6)	38,113 (22.4)

第51表 規 模 別 入 職 経 路

規 模 別	計	入 職 経 路			
		安定所経由	学 校 紹 介	縁 故	そ の 他
5 0 0 人 以 上	247,204 (100.0)	78,875 (31.9)	26,045 (10.5)	93,757 (37.9)	48,527 (19.7)
1 0 0 ～ 4 9 9	479,393 (100.0)	107,858 (22.5)	44,979 (9.4)	226,069 (47.1)	100,488 (21.0)
3 0 ～ 9 9	579,952 (100.0)	101,321 (17.5)	59,211 (10.2)	245,950 (42.4)	173,470 (29.9)
1 0 ～ 2 9	731,043 (100.0)	92,294 (12.6)	60,482 (8.3)	345,428 (47.3)	232,839 (31.8)
5 ～ 9	265,427 (100.0)	26,877 (10.1)	17,424 (6.6)	139,651 (52.4)	82,075 (30.9)

離職理由内訳別離職者数（10人以上計）

続 年 数					離 職 理 由			
9ヵ月 以上1 年未満	1年以上 2年未満	2年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年 以上	事業所の 都合によ る解雇	本人の責 による解 雇	本人の都 合による 解雇	死 亡 そ の 他
163,815 (8.9)	291,913 (15.8)	328,385 (17.8)	162,647 (8.8)	59,096 (3.2)	587,551 (31.9)	52,111 (2.8)	1,089,140 (59.1)	114,482 (6.2)
11,180 (9.7)	14,493 (12.6)	21,199 (18.5)	15,368 (13.4)	6,348 (6.0)	44,174 (38.5)	2,179 (1.9)	60,762 (53.0)	7,611 (6.6)
11,899 (9.3)	12,729 (10.0)	9,669 (7.6)	3,126 (2.5)	812 (0.6)	71,622 (56.1)	1,875 (1.5)	52,044 (40.8)	2,017 (1.6)
96,366 (9.3)	177,376 (17.2)	197,101 (19.1)	94,919 (9.2)	27,161 (2.6)	340,668 (33.0)	23,742 (2.3)	619,164 (59.9)	49,328 (4.8)
23,440 (10.5)	44,081 (19.9)	47,223 (21.3)	16,230 (7.3)	3,534 (1.6)	50,399 (22.7)	10,710 (4.8)	152,812 (68.9)	7,851 (3.6)
4,305 (7.1)	9,454 (15.6)	13,199 (21.8)	9,866 (16.3)	4,181 (6.9)	9,496 (15.7)	3,142 (5.2)	42,568 (70.2)	5,426 (8.9)
186 (8.7)	477 (22.2)	410 (19.1)	109 (5.1)	80 (3.7)	570 (26.5)	120 (5.6)	1,325 (61.7)	134 (6.2)
12,842 (4.7)	22,504 (8.3)	24,036 (8.8)	16,384 (6.0)	15,423 (5.7)	117,123 (43.0)	6,328 (2.3)	109,224 (40.1)	39,685 (14.6)
15,496 (11.2)	23,528 (17.0)	25,217 (18.2)	9,771 (7.0)	1,869 (1.3)	25,121 (18.1)	5,890 (4.2)	103,285 (74.5)	4,447 (3.2)

第53表 産業別性別ならびに常用・臨時別離職率（10人以上規模計）

産 業	全 常 用			常 用	臨 時
	計	男	女		
調 査 産 業 総 数	21.3	18.8	28.2	16.6	113.0
鉱 業	26.8	26.0	35.0	24.0	82.4
建 設 業	18.5	18.1	22.0	9.7	36.8
製 造 業	23.0	18.4	32.1	18.4	96.5
卸 売 お よ び 小 売 業	20.6	18.0	26.1	19.0	86.4
金 融 お よ び 保 険 業	11.7	10.1	14.7	10.6	83.1
不 動 産 業	18.0	15.3	23.9	16.1	54.4
運輸通信およびその他の公 益事業	17.4	17.7	15.1	7.8	223.0
サ ー ビ ス 業	23.6	19.7	27.4	21.8	58.4

第52表 産業および年齢、勤続年数、

産 業	計	年 齢					勤	
		19 歳 以 下	20 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 歳 以 上	6 ヶ月 未 満	6 ヶ月以 上9 ヶ月 未 満
調査産業総数	1,843,284 (100.0)	379,074 (20.6)	864,787 (46.9)	298,497 (16.2)	167,334 (9.1)	133,592 (7.2)	641,125 (34.8)	196,303 (10.7)
鉱 業	114,726 (100.0)	7,556 (6.6)	47,762 (41.6)	28,805 (25.1)	17,776 (15.5)	12,827 (11.2)	32,797 (28.6)	12,841 (11.2)
建 設 業	127,558 (100.0)	9,457 (7.4)	58,270 (45.7)	32,997 (25.9)	17,285 (13.5)	9,549 (7.5)	69,154 (54.2)	20,169 (15.8)
製 造 業	1,032,902 (100.0)	246,709 (23.9)	471,640 (45.7)	158,991 (15.4)	90,092 (8.7)	65,470 (6.3)	321,136 (31.1)	118,843 (11.5)
卸売および小 売業	221,772 (100.0)	58,369 (26.3)	110,131 (49.7)	27,242 (12.3)	14,587 (6.6)	11,443 (5.1)	63,370 (28.6)	23,894 (10.8)
金融および保 険業	60,632 (100.0)	2,875 (4.7)	26,837 (44.3)	12,310 (20.3)	8,902 (14.7)	9,708 (16.0)	13,126 (21.6)	6,501 (10.7)
不 動 産 業	2,149 (100.0)	208 (9.7)	1,041 (48.4)	399 (18.6)	247 (11.5)	254 (11.8)	586 (27.2)	301 (10.0)
運輸通信およ びその他の公 益事業	272,360 (100.0)	42,193 (15.5)	130,480 (47.9)	48,243 (17.7)	26,100 (9.6)	25,344 (9.3)	165,409 (60.7)	15,762 (5.8)
サ ー ビ ス 業	138,743 (100.0)	21,164 (15.3)	76,896 (55.4)	22,507 (16.2)	9,630 (6.9)	8,546 (6.2)	44,701 (32.2)	18,161 (13.1)

で、このうち六ヵ月未満のものが三五%、一―二年および二―五年勤続のものはそれぞれ一六―一八%であり、五―一〇年のもの九%、一〇年以上のものは三%を占めている。これを常用のみで見ると、一年未満のものが四二%で、このうち六ヵ月未満のものは二二%になり、臨時ではその七三%が六ヵ月未満の者であるが、一年以上勤続のもの一〇%を占める。

離職理由 離職理由は勤続年数や年齢と異なり、その客観的区別がかなりむずかしいが、調査産業総数の結果では「事業所の都合による解雇」が三二%、「本人の都合による退職」が五九%となっている。

年齢 年齢別にみると、二〇―二九歳層で四七%を占め、一九歳以下の二一%、三〇―三九歳の一六%がこれに次ぎ、四〇―四九歳および五〇歳以上ではそれぞれ九%、七%となっている。また、離職率をみると二一・三%（月平均一・八%）で、常用のをみると一六・六%（月平均一・四%）となる。

一般職業紹介 一九五五年における職業紹介状況を労働省職業安定局の業務報告（第54表）によってみると、公共職業安定所における新規一般求職申込件数は月平均で三九万〇四七六件、五四年に比べて一万四七四五件（三・九%）を増加した。これを月間有効求職でみると月平均一万七三八九件（一〇・一%）を増加して一二八万二九九五件の多きに達したが、一方、月間有効求人はいく月平均で三五万二六三一件、前年に比べて五二九〇件（一・七%）を増加したのみなので、有効求人は有効求職の二七・五%にしか当らず、五三年の三五・一%、五

第54表 一般労働職業紹介状況

年 月	新規求職 申込件数	月間有効 求職者数 A	新規 求人数	月間有効 求人 数 B	紹介件数 C	就職件数 D	採用率 D/C	充足率 D/B	就職率 D/A
1951 年 平均	345,448	913,810	176,309	293,758	232,497	135,415	58.2	46.1	14.3
1952 年 平均	348,569	1,002,630	182,540	307,764	238,012	135,641	57.0	44.1	18.5
1953 年 平均	332,223	992,475	197,605	348,809	250,825	142,560	56.8	40.9	14.4
1954 年 平均	375,731	1,165,607	196,280	347,543	259,060	146,195	56.4	42.1	12.5
1955 年 平均	390,476	1,282,995	206,420	352,631	291,817	158,444	54.1	44.9	12.3
1955 年 1 月	669,913	1,509,615	419,119	500,110	421,637	170,467	40.4	34.1	11.4
2 月	355,710	1,504,771	229,590	541,027	386,088	212,767	55.1	39.3	14.1
3 月	391,430	1,440,794	212,852	494,638	351,214	219,745	62.6	44.4	15.3
4 月	385,484	1,353,320	191,032	400,857	285,249	166,361	58.3	41.5	12.3
5 月	387,088	1,308,139	168,460	323,787	258,607	146,946	56.8	45.4	11.2
6 月	372,691	1,268,792	171,511	276,018	257,187	144,694	56.3	52.4	11.4
7 月	381,889	1,245,782	168,389	254,192	249,373	136,985	54.9	53.9	11.0
8 月	370,231	1,216,635	183,637	263,253	256,793	129,643	50.5	49.2	10.7
9 月	372,186	1,202,849	206,575	302,804	283,829	140,972	49.7	46.6	11.7
10 月	346,690	1,169,208	192,929	312,295	279,226	147,108	52.7	47.1	12.6
11 月	332,305	1,108,389	180,702	302,815	264,175	150,552	57.0	49.7	13.6
12 月	320,096	1,067,654	152,254	259,777	208,426	135,094	64.8	52.0	12.7

〔備考〕 1) 一般とは常用労働（雇用期間の定めなきとき、または4ヵ月以上の期限ある仕事）と臨時労働（1ヵ月乃至4ヵ月の雇用
期限ある仕事）を併せいう。

2) 「公共職業安定所事業状況報告」による。

年 月	求 延 職 数	月 間 有 効 求 職 者 数	新 規 求 入 数 (延 数)	紹 介 件 数 (延 数)	就 職 件 数 (延 数)	就 職 実 人 員	失 業 対 策 事 業 就 労 実 人 員	月 間 不 就 労 者 数	
1951 年 平 均	7,283,421	884,273	5,929,034	5,901,175	5,806,514	339,008	237,126	1,382,246	
1952 年 平 均	6,981,638	351,120	5,654,213	5,635,277	5,519,555	315,155	235,376	1,346,366	
1953 年 平 均	6,927,656	344,149	5,930,604	5,915,600	5,783,590	314,963	232,011	1,012,055	
1954 年 平 均	7,519,732	371,558	6,435,551	6,410,322	6,223,833	337,367	250,974	1,111,193	
1955 年 平 均	9,099,258	440,555	7,616,199	7,606,780	7,349,631	400,333	290,365	1,492,478	
1955 年	1 月	8,112,962	427,155	6,778,035	6,763,278	6,584,588	381,690	275,493	1,349,684
	2 月	8,235,550	434,361	6,949,635	6,954,412	6,729,459	390,912	275,777	1,281,138
	3 月	9,328,955	431,659	8,013,443	8,004,470	7,685,415	397,346	280,816	1,324,485
	4 月	8,571,013	420,844	7,059,756	7,013,887	6,724,534	381,022	276,295	1,557,126
	5 月	8,671,083	502,285	7,129,346	7,085,471	6,837,866	380,898	277,949	1,585,612
	6 月	8,922,857	433,189	7,258,549	7,269,795	7,001,367	400,460	284,860	1,653,062
	7 月	9,227,784	439,219	7,641,503	7,630,432	7,407,780	401,635	289,620	1,597,352
	8 月	9,519,413	442,816	7,941,150	7,933,318	7,715,614	403,807	295,216	1,586,095
	9 月	9,131,310	445,873	7,333,883	7,338,626	7,080,614	400,909	295,939	1,792,684
	10 月	9,464,816	452,839	7,735,802	7,736,469	7,428,630	408,689	298,719	1,728,347
	11 月	9,376,532	458,751	7,911,223	7,892,238	7,588,411	417,432	304,162	1,484,294
	12 月	10,628,825	476,652	9,642,059	9,658,965	9,411,297	439,193	329,537	969,860

〔備考〕 1) 日雇とは日々改めて紹介され、あるいは1ヵ月末満の雇用期限を定めて紹介される仕事をいう。
2) 「公共職業安定所事業状況報告」による。

四年の二九・五％に比べてさらにいっそう低下した。同時にまた、就職率も五四年の一二・五％から一二・四％に低下して、この年における就職事情の悪化を物語っている。

日雇職業紹介 右のような一般職業紹介における就職難にともなうて、日雇就労を希望するものが増加した(第55表)。すなわち、五四年一月から増加し始めた日雇登録者数は五五年中を通じて月毎に増加し、月平均で七万八千九百七人(二一・三％)を増して四万〇五五五人となり、二月のごときは四万七千六百五十二人の多きに達した。そのうち失対事業紹介適格者は月平均で三〇万五三三〇人、全日雇登録者の六九・三％を占める。

就労状況についてみると、五四年に比べて月平均一一万五千七百八(一八・一％)を増加して七三万四千九百三十一となった。そして、失対事業への就労の増加と同時に、この年には民間事業への就労もかなり増加したので、日雇就労中失対事業の占める割合は七一・二％から六九・八％に低下している。しかし、この就労の増加にもかかわらず、それ以上に求職のための出頭数の増加(二〇・七％)がいちじるしかったので、いわゆるアブレは月平均で三八万一千二百八(三四・三％)を増加した。

第三章 新規学校卒業者の就職状況

既述のように、「労働力調査」の完全失業者数は五五年三月に八万四千と調査開始以来の最高を記録し、「毎月勤労統計調査」結果による雇用指数も、五四年平均一一一・四に対して五五年二月には一〇九・一まで減少するなど、四月の学校卒業者入職期をひかえて、その就職問題はきわめて憂慮すべき状態であった。そこで、以下五

第56表 新規学校卒業者職業紹介状況

	中 学 校			高 等 学 校		
	計	男	女	計	男	女
求 職 者 実 数 (求職申込件数)	313,706 (389,643)	159,417 (195,584)	154,289 (194,559)	130,129 (209,006)	69,937 (106,335)	60,192 (102,671)
新 規 求 人 数	427,299	230,142	197,157	151,838	88,230	63,608
他府県への求人 連絡数	71,184	30,637	40,547	3,731	2,996	745
就 職 件 数	293,518	144,837	148,575	106,575	58,658	47,917
他府県からの連 絡求人に対する 就職件数	44,118	15,180	28,938	2,020	1,561	499
就 職 率 (%)	93.6	90.9	96.4	81.9	83.9	79.6
補 導 所 入 所 数		12,860	3,105	2,464	1,041	1,423

五年春の中学、高校卒業者の就職状況を労働省職業安定局の資料によってみると次の通りである。

五五年三月の中学校、高等学校の卒業者はそれぞれ一六六万七千四百八十八人、七万六千四百二十九人と推定され、そのうち就職を希望するものは五四年一〇月末の進路見込調査によると中学校四万三千一百八十四、高等学校三万六千六百一十七、合わせて七万七千九百八十一の多きに達していた。そして、縁故就職希望者を除いて五

五年六月末までに公共職業安定所ならびに職業安定法第二五条の三の学校において取り扱った求人、求職、就職等の状況は第56表の通りである。中学校の場合は公共職業安定所の取扱が多く、求人のごときは学校に比べ五・九倍に達している。高等学校については学校の取扱が多く、求職、就職はもとより求人ですら学校の取扱数が公共職業安定所の取扱数の一・八倍に及んでいる。

その状況を前年度に対比すると、求職者実数においては中学校一・四％の増、高等学校一・四％の減、また、求人数においては中学校は前年度とほぼ等しく、高等学校は三・一％減で、就職件数は高等学校五・八％減に対し中学校は一〇・七％の増加であったが、求職取消件数が中学校において一九・四％、高等学校において三七・七％、取消求人数が公共職業安定所取扱分の場合で中学校三二・七％、高等学校三三・四％に上っていて注目された。

都道府県別にみて就職件数の最も多いのは中学校では東京の二万三一五九、高等学校では同じく東京の一万一三一六であるが、中学校については愛知、大阪、兵庫、神奈川、北海道、長野、新潟の各道府県が就職件数一万をこえている。

産業別就職状況 中学校、公共職業安定所ならびに職業安定法第二五条の三による学校において受理した求人の総数は四二万六八六三（対前年比〇・一％増）であり、その紹介によって就職した者の総数は二八万九七四六に達する。その主要産業別求人、就職状況は第57表の通りで、製造業、卸売および小売業、サービス業の三産業で求人、就職総数のそれぞれ九五・七％、九五・五％を占めており、とくに女子は求人の九七・二％、就職の九七％がこの三産業に集中している。次に製造業を中分類別にみると第58表記載の各産業がいずれも求人数二万をこえているが、製造業全体の求人数が前年度に比し一一・七％減となっているばかりでなく、第一次金属製造業

第57表 中学校卒業者の主要産業別求人就職状況

産 業 名	求 人			就 職		求 人 充足率
	求人数	全数に 対する 百分比	対前年 増減 (%)	就職者数	全数に 対する 百分比	
製 造 業	278,943	65.3	△ 11.7	191,606	66.1	68.6
	136,762	59.6	△ 9.7	87,717	61.3	64.1
卸売および小売業	86,713	20.3	37.0	53,644	18.5	61.9
	62,762	27.6	36.7	34,349	24.0	55.2
サ ー ビ ス 業	43,172	10.1	44.3	31,433	10.9	72.8
	18,438	8.2	30.3	12,278	8.5	66.5
建 設 業	8,117	1.9	23.8	5,603	1.9	69.0
	7,688	3.3	28.1	5,244	3.7	68.2
運輸通信およびその他	6,185	1.5	△ 7.5	4,372	1.5	70.6
	2,719	1.2	△ 3.2	1,824	1.3	67.0

【備考】 △印は減少を示す。

および電気、輸送用、精密の各機械器具製造業がことごとく三〇％を上まわるいちじるしい減少率を示していることと、紡織業、機械および武器製造業の二主要産業がそれぞれ一六・六％、二八・七％とかなり大幅に減少していることが目立つ

第58表 中分類別主要製造業求人求職状況

産 業 名	求人数	就職者数	採用(率)
紡 織 業	86,644	60,229	69.5
食 料 品 製 造 業	29,143	19,596	67.2
機 械 お よ び 武 器 製 造 業	21,158	16,380	77.4
衣 類 お よ び 身 回 り 品 製 造 業	20,863	13,831	66.2
金 属 製 品 製 造 業	20,338	14,085	69.2

の場合にはそれらの産業がおのの全求人数の〇・三％、〇・一％に当るに過ぎなかったのに比しはなはだしく相違する。次に中分類別にみた主要製造業の状況は第60表の通りで、製造業全体としては食料品製造業、ガラスおよび土石製品製造業がそれぞれ二五・五％、一七・四％と前年より増加しているほかは一、二の微増産業があるのみで、他はことごとく減少しており、特に輸送用、電気および精密の各機械器具製造業、第一次金属製造業、機械および武器製造業の五つがいずれも三〇％をこえるいちじるしい減少率を示している。また、中学校における紡績業のような他に抜んで求人が多い

ている。なお、紡織業はかつてのように多くはないとしても、現在でも女子に対する求人全数の三九・二％を占め、とくに愛知県のごときは紡織業の求人のみで一万九千九百八十八（うち女子が一万八千三百一十四）の多きを算えている。高等学校、公共職業安定所ならびに職安法第二五条の三による学校で取り扱った求人の総数は一五万〇九百二十四（対前年比三・二％減）であり、就職者数は一〇万五千七百六十四であって、その主要産業別求人、就職状況は第59表の通りである。ここでも製造業が最高の求人数をもつが、全体の三三％に過ぎず、卸売および小売業の三〇・四％と大差ない。また、金融および保険業者や公務がそれぞれ全体の一一・四％、三・一％を占めていることも、中学校

第59表 高等学校卒業者の主要産業別求人就職状況

産 業 名	求 人			就 職		求 人 充足率
	求人数	全数に 対する 百分比	対前年 増減	就職者数	全数に 対する 百分比	
製 造 業	49,802	33.0	△ 12.9	34,327	32.5	68.9
卸 売 お よ び 小 売 業	45,948	30.4	12.3	33,233	31.4	72.3
金 融 お よ び 保 険 業	17,137	11.4	△ 14.8	10,783	10.2	8.2
運輸通信およびその他の公 益事業	13,763	9.1	4.3	8,707	8.2	63.2
サ ー ビ ス 業	12,035	8.0	8.2	9,091	8.6	75.5

〔備考〕 対前年度増減欄の△は減少を示す。

第60表 中分類別主要製造業求人求職状況

産 業 名	求人数	就職者数	求人充足 率(%)
食 料 品 製 造 業	6,152	4,533	73.6
化 学 工 業 業	5,757	3,967	68.9
機 械 お よ び 武 器 製 造 業	5,068	3,432	67.7
紡 織 業 業	5,064	3,674	77.5
電 気 機 械 器 具 製 造 業	4,212	2,531	60.0

ものがなく、求人数の最も少ないゴム製品製造が全体の一七％を占める。職業別就職状況 中学校、公共職業安定所で取り扱った求人、求職者、就職者の総数はそれぞれ三六万五千八百六十六、二九万〇四二〇、二万三千七百一十七

第 61 表 中学校卒業者の職業分類別求人・求職・就職状況

職 業 分 類	求 人				求 人 充足率
	求 人 数	全数に 対する 百分比	求職者数	就職者数	
自由専門的および管理的職業	7,827	2.1	8,362	6,121	78.2
書記的および販売的職業	67,361	18.4	54,034	39,887	59.2
うち販売および類似の職業	(60,078)	(16.4)	(39,971)	(34,598)	(57.6)
奉 仕 的 職 業	15,963	4.4	13,078	10,604	66.4
農業、漁業、林業および類似職業	1,000	0.3	1,146	876	87.6
技能、半技能、単純技能職業	273,715	74.8	213,800	179,698	65.7
うち製造および関連活動の職業	(169,389)	(46.3)	(112,099)	(103,226)	(60.9)
〃 見 習	(78,591)	(21.5)	(82,722)	(61,436)	(78.2)

七であり、それを職業別にみると第61表の通りである。中分類（技能、半技能、単純技能職業にあつては中間分類）によると就職者数五千をこえる主要職業中求人充足率が七〇%を上まわるものは自由専門的職業の七九・四%、見習の七八・二%、書記的および類似的職業の七二・六%の三つであるが、そのいずれもが、求人数に比し求職者数が多く、特に書記的および類似的職業のごときは求人数の約二倍の求職数があり、その傾向がいちじるしい。また、第61表に計上された就職者数のうちには学校から連絡をうけた求職者を公共職業安

第 62 表 高等学校卒業者の職業分類別・求人・求職就職状況

職 業 分 類	求 人				求 人 充足率
	求 人 数	全数に 対する 百分比	求職者数	就職者数	
自由専門的および管理的職業	2,490	4.7	2,153	1,400	56.2
書記的および販売的職業	34,407	64.8	42,095	22,774	66.2
うち書記的および類似的職業	(20,923)	(39.4)	(32,057)	(14,019)	(67.0)
奉 仕 的 職 業	2,144	4.0	987	906	42.2
農業、漁業、林業および類似職業	120	0.2	195	112	93.3
技能、半技能、単純技能職業	13,962	26.3	10,879	8,399	60.1
うち製造および関連活動の職業	(8,088)	(15.2)	(6,586)	(4,701)	(58.1)
合 計	53,123	100.0	56,309	33,591	63.2

定所であつた就職せしめた場合を含んでいるため就職率については厳密な意味では正確を欠くが、一応求職者に対する就職率を算出してみると、書記的および類似的職業は三・六%、自由専門的職業は七二・五%、見習は七四・二%となり、いずれも全職業の平均的就職率八一・六%をかなり下回つて、これらの職業が比較的就職困難な職業であることを明らかにしている。

高等学校、中学校と同じく公共職業安定所の取扱による職業別求人、求職、就職状況は第62表の通りであり、高等学校の場合、公共職業安定所の取扱数は学校

第63表 学校種別卒業者の卒業後の状況 (1953年)

	卒業者	進学者 (就職して進学しているものを含む)	就職者 (就職して進学しているものを含む)	就職して進学しているもの (再掲)	その他	無業者 (その他の再掲)
中学校	1,531,488	779,263	613,242	63,430	202,413	183,343
高等学校	計 680,191	134,106	329,628	10,375	226,832	194,136
	通学 591,059	124,062	256,572	3,923	214,348	183,243
	定時 89,132	10,044	73,056	6,452	12,484	10,893
新制大学	計 81,887	5,794	65,784	476	10,785	3,468
	昼間 70,620	5,531	56,867	334	8,556	3,271
	夜間 11,267	263	8,917	142	2,229	197
短期大学	計 23,903	3,350	14,446	1,189	7,296	5,330
	昼間 16,616	1,552	8,671	141	6,534	5,051
	夜間 7,287	1,798	6,775	1,048	762	279
旧制大学	4,475	180	662	12	3,645	22
専門学校	計 1,093	189	742	44	206	132
	昼間 786	149	482	6	161	132
	夜間 307	40	260	38	45	—
大学予科	588	586	1	—	1	1

〔備考〕 文部省「産業教育調査報告書」による。

の取扱数より相当少ないから、これのみで全体の傾向を断定することは困難と思われるが、技能、半技能、無技能職業に対し書記的および販売的職業の占める地位がいちじるしく高いこと等中学校卒業者の場合といちじるしく傾向を異にする。中分類によると、就職者数一千をこえる職業のうち求人充足率の高いものは、運輸の九六％、非製造活動の八八・七％と販売および類似の八七・二％で、自由専門的職業の五六・二％、金属加工職業の五四・三％は最も求人充足率が低い。また、中学校の場合のような前提を考慮に入れて求職者に対する就職率をみると、主要職業のうち求職者に対する就職率が六〇％を下回っているものは書記的および類似的職業の四三・七％、金属加工の職業の五六％であり、特に書記的および類似的職業は五〇％を割っている。

なお、文部省調査局編「昭和二九年度、産業教育調査報告書」(昭和三〇年二月刊)によつて、中学、高等学校、大学各学校種別卒業者の卒業後の状況ならびにそのうち就業者の産業別就職先についてみれば第63・64・65表のごとくである。

第 64 表 学校種別・年度別卒業者の卒業後の状況 (百分比)

	卒業 者	進学者 (就職して 進学してい るものを含 む)	就職者 (就職して進学して いるものを含む)		就職して進学してい るもの (再掲)		その他	無業者 (その他の再掲)			
			構 成	指 数	構 成	指 数		構 成	指 数		
中 学 校	1948年	100.0	73.5	51.0	39.1	68.8	4.4	75.1	14.3	12.5	71.3
	1949年	100.0	90.8	42.5	45.2	98.3	4.0	81.7	16.3	14.6	102.8
	1950年	100.0	97.9	45.6	46.3	108.6	4.5	100.9	12.6	11.4	85.1
	1951年	100.0	96.3	47.6	47.5	109.5	4.7	102.1	9.6	8.0	60.1
高 等 学 校	1952年	100.0	100.0	48.4	41.7	100.0	4.4	100.0	14.3	12.9	100.0
	1953年	100.0	87.7	50.9	40.0	84.1	4.1	83.4	13.2	12.0	81.6
	1948年	100.0	23.4	24.5	48.4	22.9	1.6	19.9	28.7	21.6	19.4
	1949年	100.0	43.2	30.3	44.9	39.1	2.0	47.2	26.8	22.6	37.4
新 制 大 学	1950年	100.0	75.8	23.6	46.3	70.7	1.7	69.0	31.8	27.7	80.0
	1951年	100.0	96.6	21.6	49.6	96.6	1.7	87.9	30.5	24.3	90.2
	1952年	100.0	100.0	21.5	49.0	100.0	1.9	100.0	31.4	26.1	100.0
	1953年	100.0	116.1	19.7	48.5	113.3	1.5	92.6	33.3	28.5	127.0
短 期 大 学	1950年	100.0	23.8	7.2	76.1	22.8	—	—	16.7	5.5	37.6
	1951年	100.0	35.3	3.7	81.0	35.9	—	—	15.3	3.2	32.8
	1952年	100.0	100.0	7.0	79.8	100.0	—	—	13.2	3.7	100.0
	1953年	100.0	102.9	6.5	80.3	103.6	—	—	13.2	4.2	119.3
短 期 大 学	1950年	100.0	4.8	15.2	59.3	4.7	—	—	25.5	21.2	4.7
	1951年	100.0	59.2	14.1	56.8	55.3	—	—	29.1	20.4	57.9
	1952年	100.0	100.0	9.8	60.8	100.0	—	—	29.4	21.9	100.0
	1953年	100.0	137.5	9.0	60.5	136.7	—	—	30.5	22.3	140.1

〔備考〕 1) 大学，短期大学では「就職して進学しているもの」の年度別比較が不可能なため全部空欄にし，かつ進学者に「就職して進学しているもの」を含めなかった。

2) 指数の基準年度は1952年度である。

3) 文部省「産業教育調査報告書」による。

第65表 学校種別卒業者のうち就業者の産業別就職先

	年 度	計	農業	林業及び狩猟	水産物養殖	鉱業	建設業	製造業	卸売及び小売業	金融及び保険業	運輸及び通信の他の事業	サービス業	公務	その他
中 学 校	1953年度 { 構 成 数	100.0	30.3	0.6	2.2	0.5	2.0	41.0	10.5	0.3	1.9	7.7	0.5	2.5
	1952 年 度	84.1	76.2	87.6	88.1	71.2	90.3	88.9	82.7	67.3	94.1	95.6	65.9	67.9
高 等 学 校	1953年度 { 構 成 数	100.0	33.5	0.5	2.1	0.5	1.8	38.1	10.7	0.4	1.7	6.8	0.7	3.2
	1952 年 度	100.0	14.4	0.4	0.6	1.1	3.6	28.0	18.6	7.9	8.4	6.0	7.6	3.4
新 制 大 学	1953年度 { 構 成 数	100.0	113.9	114.3	126.4	82.8	125.6	122.9	124.4	98.5	123.2	127.3	89.8	91.2
	1952 年 度	100.0	14.6	0.4	0.5	1.5	3.3	26.1	17.2	9.2	7.8	5.5	9.7	4.2
短 期 大 学	1953年度 { 構 成 数	100.0	0.6	0.2	0.3	0.8	2.7	23.6	8.6	9.8	6.4	36.5	7.7	2.8
	1952 年 度	103.6	52.6	81.8	123.2	66.2	97.7	106.2	110.0	107.0	109.3	117.8	66.9	82.7
	1953年度 { 構 成 数	100.0	1.3	0.2	0.2	1.2	2.9	23.0	8.1	9.5	6.1	32.1	11.9	3.5
	1952 年 度	100.0	1.1	0.1	0.1	0.6	2.9	18.6	8.5	5.6	6.9	36.3	14.6	4.7
	1953年度 { 構 成 数	136.7	76.8	100.0	89.5	129.0	181.0	128.2	154.3	128.4	115.8	192.5	97.3	90.0
	1952 年 度	100.0	2.0	0.2	0.2	0.6	2.2	19.8	7.5	6.0	8.1	25.7	20.5	7.2

〔備考〕 1) 指数の基準年度は1952年度である。
2) 文部省「産業教育調査報告書」による。

第四章 失 業

第一節 概 況

わが国のような社会的諸事情のもとでは、失業者は「国勢調査」

や「労働力調査」で定義する「完全失業者」に含まれないいわゆる

不完全就業者ないしは潜在失業者として広範囲に存在する。そして、「労働力調査臨時調査」はわが国における潜在失業の状況を明らかにするためのものであるが、潜在失業について特別に定義していない。それは、「就業者」を「平常の就業状態」における就業時間、失業的意識の有無、就業に対する所得等によって細かく区分して、潜在失業に関する資料として役立てるためのものであって、同結果報告では、潜在失業者は一応「転職希望者」、「追加就業希望者」等として捉えられている。

（注）「労働力調査臨時調査」の調査対象には「労働力調査」

第66表 継続・非継続希望別平常の就業者

継続・非継続別	平常仕事がおもな者		平常仕事に従な者	
	実数	割合	実数	割合
総数	万人 3,712	% 100.0	万人 584	% 100.0
変りたくない者 (継続希望者)	3,367	90.7	448	83.9
変りたい者 (転職希望者)	284	7.7	49	9.2
やめたい者 (休止希望者)	10	0.3	14	2.6

〔備考〕 不詳の者を除いてあるので実数，割合とも総数は一致しない。

第67表 従業上の地位別転職希望者

農 非 農， 従 業 上 の 地 位			総 数	うち求職者 中	職 率 希望
全産業	総数	万人	284	133	7.7
	自営業者		62	21	6.2
	家族従業者		63	35	5.2
	雇用者		159	77	10.6
農林業	総数		69	31	4.6
	自営業者		19	4	3.6
	家族従業者		44	26	4.7
	雇用者		6	2	14.0
非農林業	総数		215	102	9.8
	自営業者		43	17	9.2
	家族従業者		19	9	6.9
	雇用者		153	76	10.5

産業別に転職希望者をみると（第68表）、非農林業二一五万、転職率九・八％となり、農林業の六九万、四・六％に比してかなり高い転職希望率を示す。非農林業の内訳では、建設業が最高の二〇・四％、ついで漁業および水産養殖業の一三・七％で、最低は運輸通信・公益事業の五・六％である。

転職希望者を第69表によってその理由別にみると、最も多いのは耕地が少ないとか、事業不振、給料が少ないことなどによる「収入が少ないから」の一・二万、三九・四％である。これ

の全調査対象の三分の一すなわち約四千世帯（その常住者一四歳以上のもの一万五千人）が標本として選ばれている。したがって標本の大きさが異なるために、それだけ誤差率も大きく、その推計数は「労働力調査」の推計数と一致しない場合がある。

そこで、本章第一節では総理府統計局編「労働力調査臨時調査報告」（昭和三十三年三月刊）とそれに基づく失業対策審議会の潜在失業に関する推計結果によって、潜在失業について概観し、第二節ではその一形態と考えられる臨時・日雇労働者についてとくに観察する。以下「昭和三十三年三月、労働力調査臨時調査」の結果によって、主として転職希望者についてみると次の通りである。

転職希望者 一九五五年三月における一四歳以上人口は六〇八四

万であるが、そのうち平常仕事がおもなものは六一％に当る三七・二万、仕事に従なものの（家事、通学その他を主とするもの）は八・八％に当る五三四万、それ以外の一七八六万（二九・四％）が仕事をしていないものとなっている。平常仕事がおもなものについてはその約八％、二八四万が転職を希望している（第66表）。

この転職希望者を従業上の地位別にみると（第67表）、最も多いのは雇用者で一五九万あり、ついで家族従業者の六三万、自営業主の六二万で、それぞれの転職希望率は一〇・六％、五・二％、六・二％となっている。また、これらの転職希望者のうちなんらかの求職活動を行って、積極的に転職を希望しているものは一三三万あり、四六・八％を占める。

第68表 産業別転職希望者

調査年月 産業	1955年3月			54年3月	
	転職希望者	うち本業を希望する者	本業としての転職希望率	本業としての転職希望者	本業としての転職希望率
全産業	万人 284	万人 250	6.7(7.7)%	万人 209	5.9%
農業	69	52	3.4(4.6)	41	2.9
林業	215	198	9.0(9.8)	168	7.7
漁業および水産養殖業	10	8	11.0(13.7)	5	8.3
鉱業	4	4	11.1(11.1)	5	6.4
建設業	30	30	20.4(20.4)	27	18.1
製造業	69	65	9.8(10.4)	50	7.6
卸小売および金融業 保険不動産業	48	42	7.3(8.3)	43	7.4
運輸通信、および その他の公益事業	11	8	4.0(5.6)	6	3.5
サービス業	34	31	8.4(9.2)	19	5.8
公務	9	9	6.8(6.8)	8	7.0

〔備考〕（ ）内は、全体の転職希望率を示す。

第69表 理由別転職希望者

転職希望理由	総数	うち求職中の者	割合
総数	万人 284	万人 133	100.0%
① 収入不足	112	54	39.4
② 仕事が不安定、一時的	66	38	23.2
③ 性格、体力に合わない	38	14	13.4
④ 環境がわるい、遠い、その他つとめづらい	13	7	4.6
⑤ ほかにしたい仕事、しなればならぬ仕事がある	14	10	5.0
⑥ いずれ独立するか他の人にまかせることになる	11	9	3.9
⑦ その他	5	2	1.8
⑧ 不詳	26	1	9.2

の六二・六%を占める。
新就職希望者 第70表によると平常の非就業者一七八万のうち一八・九%に当る三三七万が今後新たに仕事に就きたい希望を持っていることが示されている。そのうち本業として希望するもの一四〇万、副業として希望するものは一九四万である。また、求職活動を行っているものは一五九万で希望者全体の四七・二%を占める。
新就職希望者をその希望理由によってみると(第71表)、最も多いのは「遊んでいてはもったいない、働く時間ができたから」の一

につづいて「一時的に不安定な仕事だから」六六万、「性格、体力に合わないから」三八万等である。これらの理由のうち非失業的な理由とみられるものを除外して、「収入不足」および「仕事不安定・一時的」と答えたもののみを不満の意識をもつものとして計上すると、一七七万で、転職希望者

第70表 新就職希望者の有無別平常の非就業者
(単位 万人)

	男女計	男子	女子
平常の非就職者総数	1,786	449	1,337
{ 仕事につきたくない者 新たに仕事につきたい者	1,436 337(159)	367 77(56)	1,068 260(103)
{ うち本業希望者 本副不 希望者 希望者 詳	140(101) 194(58) 3	62(51) 15(6) 0	78(50) 179(53) 3
不詳	13	5	9

〔備考〕 () 内は求職中の者の数。

失業対策審議会の潜在失業に関する推計結果 次は失業対策審議会で算出した潜在失業に関する推計結果を示すと第72表の通りであ
つて、この資料では潜在失業者は不完全就業者として把握されてい
る。なお、この推計結果は次の点で考慮を要する。
一、推計は「労働力調査」の付帯調査として、一九五二、五
三、五四年の各三月に実施した「失業状況実態調査」の結果に基

二三万(三六・五%)
および「生活が困難に
なったから」の一〇一
万(三〇%)で、その
他「失業しているか
ら」四二万、「学校を卒
業したから」四二万な
どである。もちろん、
これらの大部分は女子
のしかも副業としての
希望であることに注意
を要するが、一応これ
らの理由のうち「失業
しているから」、「生活
が困難になったから」、
「学校を卒業したか
ら」の三つを現状に不
満の意識をもつものと
して計上すると一八五
万で、五五%を占め
る。

第71表 就職希望理由別新就職希望者

新就職希望理由	総数	うち本業を希望する者	総数の比	本業希望の構成比
総数	万人 337	万人 140(28)	% 100.0	% 100.0
① 失業している	42	40(20)	12.5	28.6
② 生活が困難になった	101	21(36)	30.0	15.0
③ 学校を卒業した	42	39(47)	12.5	27.8
④ 特技を得た	7	2(9)	2.1	1.4
⑤ 勤め先が決まった 事業を始める準備ができた	5	5(2)	1.5	3.6
⑥ 病気が直った	7	6(13)	2.1	4.3
⑦ 遊んでいてはもったいない 働く時間ができた	123	24(75)	36.5	17.1
⑧ その他	6	4(19)	1.8	2.9
不詳	4	0(6)	1.2	0

〔備考〕 () 内の数字は29年3月の本業としての就職希望者を示す。

第72表 潜在失業に関する推計結果

年 月 区 分	1952 年	1953 年	1954 年
	3 月	3 月	3 月
就業者総数 (1)	万人 3,556	万人 3,960	万人 3,889
就業状態の分類できない者			
所得調査非対象者 (2)	421	359	371
所得不詳	118	121	98
就業状態の分類できた者			
完全就業者	2,344	2,810	2,844
不完全就業者	681	670	576
業主、家族従業者	514	504	412
農林業業者	421	416	353
非農林業業者	93	88	59
雇用者	167	166	164

〔備考〕 1) 就業者は調査時の就業者に、調査時の非就業者のうち平常は就業者である者を加えてある。
2) 失業対策審議会「日本における雇用と失業」による。

づいて行われている。したがって、「労働力調査」のもっている制約（たとえば抽出率一三〇〇分の一）をまぬがれることができない。また、「労働力調査」でやっていない所得調査をおこなっているが、所得調査はそれだけでも困難であって、付帯調査という形ではその正確を期しえない。

二 完全就業か不完全就業かという就業形態の類型について

は、所得の大きさを中心にし、就業時間の適否、ついで就業についての不満足の意識いかんによってきめられた。したがって、完全就業者とは「所得の大きさが標準以上であって、就業時間が過度でない者および所得が標準以上であって、就業時間が過度である者のうちで、就業について不満足の意識をもっていない者」とされる。その反面「所得が標準以下であって、就業について不満足の意識をもっていない者および所得が標準以上であって、就業時間が過度である者のうち就業について不満足の意をもっている者」は不完全就業者とされている。

三 就業時間や就業についての意識は、わが国の現状では明確にとらえがたく、特に業主や家族従業者の場合には不明確さははなはだしい。したがって、これらの者については、便宜上所得が標準以上ならば完全就業、標準以下ならば不完全就業とみなすことにしてある。

四 就業によってどれほどの所得が得られれば、完全な就業状態とみることができるといふ点については、さまざまな論議ができるが、ここでは「現実の経済で、生活がはなはだ困難である」と一般にみとめられている就業者が、就業によって得ている所得の水準」を標準とすることとした。具体的には一九五二年について

業主および家族従業者 年所得二万五〇〇〇円

雇用者 一九歳以下 月所得 三〇〇〇円

〃 二〇歳以上 〃 四〇〇〇円

一九五三年以降については、国民消費水準の全国平均上昇率をもつて所得水準の引上率としている。すなわち、

一九五三年 一一六・三

一九五四年 一三一・六

第73表 全人口の平常の状態(万人)

1952年3月	1953年3月	1954年3月
推計総人口 14歳以上人口 非労働力人口 推計総人口 14歳以上人口 非労働力人口 推計総人口 14歳以上人口 非労働力人口	推計総人口 14歳以上人口 非労働力人口 推計総人口 14歳以上人口 非労働力人口 推計総人口 14歳以上人口 非労働力人口	推計総人口 14歳以上人口 非労働力人口 推計総人口 14歳以上人口 非労働力人口 推計総人口 14歳以上人口 非労働力人口
8,530 5,696 2,086	8,650 5,818 1,890	8,760 5,890 1,972
3,610 53 3,556	3,929 61 3,867	3,916 59 3,857
付帯調査による3月の就業者 業主および家族従業者 2,196	付帯調査による3月の就業者 業主および家族従業者 2,359	付帯調査による3月の就業者 業主および家族従業者 2,262
調査時の仕事と1951年中 の不詳の者 232△	平常は非就業者 310△ 7(B)	平常は非就業者 291△ 6(B)
1951年中就業が主でなか った家族従業者 189△	1953年になつてから仕事 を始めた者(非農林業) 19△	1954年になつてから仕事 を始めた者(非農林業) 21△
1,777(A)	2,021(A)	1,944(A)
所得調査の対象者(A) 1,777	所得調査の対象者(Aの計) 2,150	所得調査の対象者(Aの計) 2,088
雇用者 1,369(B)	平常は非就業者 30△ 52(A)	平常は非就業者 31(A) 42(A)
所得調査の対象者(B) 1,369	平常は業主または家族従 業者 1,444(B)	平常は業主または家族従 業者 1,451(B)
所得調査の対象者(B) 1,369	所得調査の対象者(Bの計) 1,451	所得調査の対象者(Bの計) 1,460

〔備考〕 1) 総理府「労働力調査」「同付帯調査」による。
2) △印は、3月の就業者のうち所得の調査対象としなかった者。

同推計結果によれば、一九五四年の完全就業者は二八四四万人で、不完全就業者が五七六万人、就業状態の分類できない者が四九六万人に及ぶ。就業者総数三八八九万人のうちに、不完全就業者が占める割合は一五％に近い。不完全就業者の内訳をみると、最も多いのは、農林業主および家族従業者の三五三万人である。これが全体の七割強を占め、次いで雇用者一六四万人（二九％）、非農林業の業主および家族従業者となっている。

なお、一九五二年からの推移をみると（第73表）、不完全就業者は五二年六八八万人、五三年六七〇万人、五四年五七六万人と、その推計数は減少している。しかし、同じ時期における失業に関する諸指標の示すところから判断して、このことは実際の潜在失業者の推移を反映したものだといえる。そして、失業対策審議会「潜在失業に関する調査報告書」（昭和二八年三月）の「あとがき」でも、本報告のうちに、重要な部分である所得については、「見方によってその標準のとり方に種々論議があろう」と指摘しているように、所得の大きさおよび国民消費水準の全国平均上昇率を指標として測定した点に、とくに推計方法上の問題があるであろう。

企業整備状況 労働省職業安定局調による一九五五年一カ年間ににおける企業整備実施状況をみると（第74表）、事業所数は七三六四、整理人員二五万六六四九人であって、これを前年一カ年間における企業整備事業所数八八〇八、整理人員二八万九七二人に比べれば、それぞれ一六・四％、一一・四％の減少で、これを月別にみると一月から六月までは月平均約二万四五〇〇人であったが、七月から二月では月平均一万八千に減少して、上半期に多く、下半期に少なくなっている。

（注）「企業整備状況」は各地の公共職業安定所の係員が、とくに大量の労働異動が発生した場合は発生するおそれのある事業所

第74表 企業整備実施状況（1955年計）

区 分 年 月	規 模 別 企 業 整 備 事 業 所 数					整 理 前 従 業 員 数	整 理 人 員
	計	500 人 以 上	499-100人	99-15人	14人以下		
1954 年 計	8,808	1,023	2,121	4,725	939	2,598,668	289,721
1955 年 計	7,364	891	1,659	3,805	1,009	2,334,042	256,649
1955年 1 月	614	74	154	316	70	120,552	21,345
2 月	482	65	101	248	68	152,612	12,915
3 月	707	85	183	346	93	276,984	28,378
4 月	593	77	132	316	68	206,878	24,271
5 月	847	78	185	475	109	214,471	29,215
6 月	859	87	185	463	124	274,955	31,199
7 月	762	77	141	414	130	192,891	19,134
8 月	644	80	134	339	91	198,341	19,733
9 月	435	77	102	209	47	203,182	18,372
10月	407	66	100	177	64	162,881	14,082
11月	443	51	98	238	56	163,903	16,366
12月	571	74	144	264	89	166,692	21,639

〔備考〕 労働省、「労働市場年報」（1955年）による。

第75表 企業整備実施状況（産業別・1955年計）

区 分 産 業 名	規 模 別 事 業 所 数					整 理 人 員
	計	500人 以 上	499 ～100人	99 ～15人	14 人 下	
合 計	7,364	891	1,659	3,809	1,009	256,649
農 業	8	—	1	5	2	155
林 業 お よ び 狩 獵 業	16	2	10	4	—	910
漁 業 お よ び 水 産 養 殖 業	28	1	7	18	2	796
鉱 業	434	84	104	214	32	26,033
建 設 業	611	23	155	374	59	25,388
製 造 業	4,937	533	1,025	2,631	748	150,697
食 料 品 製 造 業	514	42	108	281	83	17,344
紡 績 業	845	68	208	445	124	33,105
衣 服 お よ び 身 回 品 製 造 業	164	3	11	106	44	3,250
木 材 お よ び 木 製 品 製 造 業	445	—	26	287	132	6,435
印 刷 出 版 お よ び 類 似 業	76	8	15	41	12	1,777
化 学 工 業	325	120	95	93	17	14,890
ゴ ム 製 品 製 造 業	75	15	30	28	2	2,971
ガ ラ ス お よ び 土 石 製 品 製 造 業	298	14	49	170	65	6,863
第 一 次 金 属 製 造 業	315	75	67	131	42	9,982
金 属 製 品 製 造 業	311	9	66	190	46	6,862
機 械 お よ び 武 器 製 造 業	573	46	144	325	58	17,870
電 気 機 械 器 具 製 造 業	172	22	33	100	17	4,014
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	404	88	107	179	30	15,016
精 密 機 械 器 具 製 造 業	52	4	14	30	4	1,787
そ の 他 製 造 業	368	19	52	225	72	8,530
卸 売 お よ び 小 売 業	364	5	57	216	86	6,828
卸 売 業	250	1	33	158	58	4,525
小 売 業	114	4	24	58	28	2,303
金 融 お よ び 保 険 業	53	5	3	30	15	1,239
不 動 産 業	5	—	—	4	1	46
運 輸 通 信 お よ び そ の 他 の 公 益 事 業	416	61	201	136	18	13,096
陸 運 業	173	19	65	79	10	5,485
水 運 業	69	8	34	24	3	2,971
そ の 他 の 運 輸 業	129	16	81	27	5	3,492
通 信 業	13	5	7	1	—	285
光 熱 お よ び 動 力 供 給 業	15	10	5	—	—	312
水 道 業 お よ び 衛 生 業	17	3	9	5	—	551
サ ー ビ ス 業	423	161	69	147	46	28,674
家 事 使 用 人 を 使 用 す る 世 帯 業	—	—	—	—	—	—
修 理 業	100	14	14	48	24	6,637
興 行 娛 楽 業	38	—	3	25	10	773
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	254	146	48	53	7	20,706
医 療 保 健 業	8	1	2	4	1	120
自 由 業	23	—	2	17	4	438
公 務 業	69	16	27	26	—	2,787
分 類 不 能 の 産 業	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 労働省,「労働市場年報」(1955年)による。

の雇用主をその都度訪問して調査した結果であつて、雇用主の訪問が大企業にかたよつてゐるために、比較的小規模の事業所の企業整備の状況を網羅してゐない。特に大都市においてその傾向が強く、したがつて、この数字はわが国における企業整備の全体を示すものではなく、大体の動向を知るためのものである。

企業整備を実施した事業所を第75表によつて産業別にみれば、製造業が最も多く総数の六七%を占め、次いで建設業、鉱業、サービス業、運輸通信及その他の公益事業の順に多く、この四つの産業を合計すれば二五・六%を占める。整理人員についてみると、製造業が最も多く一五万〇六九七(五二%)、サービス業の二万八六七四(九・九%)がついで多いが、それは主として駐留軍関係労務者の整理によつてゐる。以下鉱業、建設業の順に多い。さらに製造業の整理人員についておもなものをあげると、紡織業(製造業全数に対し二二%)、機械及武器製造(一一・九%)、輸送用機械器具製造(一〇%)、化学工業(九・九%)などである。

失業保険業務状況 失業者の動きを示す別の資料「公共職業安定所失業保険業務状況」(労働省職業安定局調)をみると、第76表のごとく、まず一般失業保険受給者実人員では年間平均四六万九二八二人で、前年より三九一七人(〇・八%)増加した。一方、日雇失業保険もまた初回受給者三四・六%、給付延人員三四・二%を増加して、それぞれ一二万五八一六人、六二万六八五〇人となった。

第二節 臨時・日雇労働者

日雇労働者 公共職業安定所の窓口を訪れるのは、主として失業保険の受給者と求職者であつて、この両者はいわば顕在的な失業者である。失業保険受給者もまた同時に求職者で離職後の六ヵ月間

第76表 失業保険業務状況 (一般、日雇)

年 月	一 般 失 業 保 険					日 雇 失 業 保 険		
	離職票 受付件数	初回 受給者数	受給者 実人員	支給 終了者	受給期間 満了者数	初回 受給者数	受付 延人員	1人平均 受給日数
1951年 平均	45,912	39,436	245,417	25,461	21,236	77,794	530,508	6.82
1952年 平均	64,376	56,605	320,746	28,680	17,132	95,711	599,445	6.26
1953年 平均	85,409	78,101	355,332	37,792	21,534	137,367	1,110,971	8.09
1954年 平均	94,424	83,148	465,364	39,600	29,326	93,490	466,861	4.99
1955年 平均	98,841	73,408	469,282	47,566	36,262	125,816	626,850	4.98
1955年 1 月	118,639	119,046	563,394	56,876	31,821	144,201	976,808	6.77
2 月	73,806	89,085	562,079	45,847	23,845	89,385	365,477	4.09
3 月	75,474	75,339	565,927	50,250	32,317	103,079	475,695	4.61
4 月	88,915	73,183	531,184	48,665	36,996	122,437	614,334	5.02
5 月	89,122	78,993	502,444	50,949	36,974	160,600	828,092	5.16
6 月	76,408	74,947	475,218	50,000	32,227	129,171	631,416	4.89
7 月	74,698	71,350	445,448	45,073	29,642	123,929	549,768	4.43
8 月	70,160	61,605	434,323	48,418	28,676	146,304	663,734	4.54
9 月	58,690	58,200	416,304	43,774	28,341	153,743	791,543	5.15
10 月	58,795	50,630	388,309	45,383	38,704	155,265	742,541	4.78
11 月	65,697	53,678	370,185	43,465	50,758	136,687	660,229	4.83
12 月	95,690	74,846	376,572	42,092	64,847	44,995	223,057	4.96

〔備考〕 「公共職業安定所事業状況報告」による。

に就業し、もしくは職安の紹介による就業を正当な理由なくして拒否した場合には保険金の支給を打ち切られる。

これらの求職者を対象とする職安の職業紹介業務は一般と日雇とに区別される。そして、日雇労働者の失業対策・公共両事業への就労斡旋、失業保険関係の業務を除いては職安の業務は任意的なものであつて、その利用率はきわめて低い。いいかえると職安の窓口を訪れる求職者の大部分は、縁故採用、学校紹介等にたよりえない就業事情の比較的困難な人々によつて占められている。求職者が一様に安定した常用を希望するのは当然であらう。しかし、求職者のうちの老齢者、無技能の壮年婦人などをはじめかなりの部分の人々は一般求職を断念して、日雇就労なканずく失業対策事業への就労を希望し、そこに定着する傾向をもつようになってきている。このような戦後の日雇労働者の特徴として次の点が指摘されている（「戦後の日雇労働者の性格」、労働省統計調査部編「労働統計調査月報」五五年一月号掲載）。

一 戦後の日雇労働者の複雑化 戦後における日雇労働者の形成は、(イ)近代賃労働者、(ロ)農民的出稼型労働者、(ハ)中産階級および非労働力（婦人、無業者）からの転化等の各層からなっているが、戦前に比べて特に(イ)および(ロ)の進出がいちじるしい。したがつて、その性別、年齢、学歴等においていちじるしい格差を生じ、それだけ今日の日雇労働者の性格を複雑化している。二 戦後の日雇労働者の停滞化傾向 戦後においては、日雇労働者の老齢化傾向と停滞性が指摘できる。すなわち、今日の日雇労働者の過半数が二年以上にわたつて停滞しており、固定化した「失対事業グループ」を形成している。この停滞層は勤労意識が失われやすくやがて被救恤層に転落する恐れを十分にもつ。三 その他、女子およびインテリの日雇化、血縁関係の稀薄化等が戦後の特徴

としてあげられる。

以下、労働省職業安定局編「昭和二九年一月実施、日雇労働者生活実態調査結果報告書」（一九五五年二月刊）によつて、登録日雇労働者の状態をとくにその構成について概観しよう。

（注）「日雇労働者生活実態調査」失業対策審議会によつて、一九五〇年九月に第一回調査が実施され、その後毎年継続しておこなわれているが、五二年度以後は労働省が調査を担当するようになった。調査対象には、六大都市一七八三人、中市（八都市）九六五人、小都市（七都市）三九三人が選ばれている。そして、抽出調査であるので調査結果は主として比率で示されている。

なお、一九五四年月平均の登録日雇労働者数は全国で三七万一千五五八人であり、そのうち失対事業紹介適格者数は二六万〇一九人であつた。

（一）日雇労働者の前職 登録日雇労働者中前職のあつたもの（一ヵ月以上継続して従事した仕事のある者）は六〇—七〇％台を示し（第77表）、男女別にみると男子の八〇—九〇％に対し、女子は六大都市平均三五・二％といちじるしく低い。

前職ある者の離職理由の構成は第78表のごとく、前回までと大差ない結果を示す。希望退職については、従来定義が不明瞭であつたが、企業整備にあつて希望退職者を募集する形式がきわめて多いので、経営上の理由に基づかないで自分からすすんで退職した場合に限定してある。また、前職あるものの従業上の地位をみると、雇用者七二・八％、自営業主二二・九％、家族従業四・三％（大都市）となつている（第79表）。すなわち、登録日雇労働者の大部分は前職があり、その過半は雇用者であつて、大都市日雇総数の五七％（中市四七％、小都市四四％）が雇用者として定職をもつていたことになる。雇用事業所の産業別構成は第80表の通りで、製造業

第77表 日雇労働者の前職の有無別構成

都市の種類	男女別 前職の有無	総 数			男			女		
		計	前職 ある者	前職 ない者	計	前職 ある者	前職 ない者	計	前職 ある者	前職 ない者
		%								
大都市		100.0	76.9	23.1	100.0	82.1	9.9	100.0	35.2	64.8
中都市		100.0	61.5	38.5	100.0	82.4	17.6	100.0	29.2	70.8
小都市		100.0	68.0	32.0	100.0	92.0	7.9	100.0	41.2	58.8

第78表 日雇労働者の前職あるもの、離職した理由の構成

			計	企業 整備	希望 退職	企業 閉鎖	経営 不振	仕事 完了	本人の 健康	家庭の 都合	その他
大都市	計		100.0	18.3	15.4	16.5	17.8	4.9	9.4	8.3	9.3
	男		100.0	19.1	15.5	16.6	17.8	5.1	9.2	6.9	9.6
	女		100.0	12.5	14.9	15.6	17.6	3.9	10.6	18.1	6.8
中都市	計		*100.0	20.4	10.2	13.3	15.8	6.7	11.3	11.5	11.7
	男		100.0	21.7	10.6	14.3	15.2	6.5	11.2	8.8	11.6
	女		*100.0	14.8	8.3	9.0	18.2	7.4	6.3	23.2	11.8
小都市	計		100.0	16.2	9.4	8.5	16.4	7.2	9.6	17.3	15.4
	男		100.0	18.1	11.1	8.8	18.2	2.1	11.3	12.6	16.9
	女		100.0	11.6	5.3	7.9	11.8	19.7	5.3	26.4	11.8

〔備考〕 *印は不明を含む。
労働省「日雇労働者生活実態調査結果報告書」による。

第79表 日雇労働者の前職の従業上の地位または労働者の種類別構成

従業上の地位等 都 市			総数	自 営 業 主			家 族 従業者	雇 用 者				
				計	雇用者 あるもの	雇用者 なきもの		計	事務者	技術者	業 用 労務者	日 雇 労務者
			%									
大	都	市	100.0	22.9	4.7	18.2	4.3	72.8	5.4	5.2	54.1	8.1
中	都	市	*100.0	20.9	3.3	17.6	2.9*	76.0	4.5	9.2	52.8	9.3
小	都	市	100.0	31.6	7.3	24.3	3.9	64.5	5.8	4.5	42.8	11.5

第80表 日雇労働者の前職雇用者の産業の構成

	総数	農林業	漁業 水産	鉱業	建設業	製造業	卸小売 金融等	運輸通 信公益	サービ ス産業	公務	その他
大都市	100.0	1.1	0.9	2.9	11.6	46.3	6.4	13.5	5.0	8.7	3.5
中都市	100.0	2.4	2.5	4.7	17.9	25.9	5.0	10.4	3.4	17.6	10.3
小都市	100.0	6.7	2.4	4.2	18.8	36.1	4.1	13.4	3.0	5.3	5.9

〔備考〕 労働省「日雇労働者生活実態調査結果報告書」による。

が最も多く、次いで運輸通信公益事業、建設業等となっている。
(二) 前職を離職してからの状況 前の定職を離れてから、日雇求職者となるまでの期間の構成をみると(第81・82表)、日雇になるまでの期間は一年未満の者が多く、四分の三に達している。これを前回までの調査の結果と比較すると、三ヵ月未満で日雇になった者の割合がいちじるしい増加を示す。また、前職を離職してから日

第 81 表 日雇労働者の離職後日雇になるまでの期間別構成

	計	1 月 未 満	1～3月 未 満	3～6月 未 満	6 月～ 1年未 満	1～2年 未 満	2 年 以 上
大 都 市	100.0	19.9	21.8	14.1	19.8	11.8	12.6
中 都 市	100.0	25.7	12.2	14.8	20.8	13.7	12.8
小 都 市	100.0	30.1	14.4	14.4	16.3	12.5	12.4

第 82 表 日雇労働者の離職後日雇になるまでの期間の推移
(大都市)

	計	3月未 満	3月～	6月～	1年以上
1951 年 度	100.0	34.6	13.9	16.9	34.5
1952 "	100.0	33.4	13.9	14.2	38.5
1953 "	100.0	31.1	14.0	20.7	34.2
1954 "	100.0	41.7	14.1	19.8	24.4

〔備考〕 労働省「日雇労働者生活実態調査結果報告書」による。

第 83 表 日雇労働者の離職後の期間別、生活維持方法別日雇労働者数
(前職あるもの)

生活維持の方法 離職後の期間		計	失 業 保 険	生 活 保 護	被扶養者 お よ び 仕 送 り	財産収益 お よ び 売 食 い	浮 動 的 (不特定) 職 業	その他
大 都 市	計	100.0	15.1	3.0	9.1	28.9	17.9	26.1
	1 月 未 満	100.0	1.6	1.8	4.8	17.3	12.8	61.7
	1～3月 "	100.0	5.6	2.2	8.6	45.2	16.4	22.0
	3～6月 "	100.0	15.8	4.3	13.3	35.8	15.8	14.9
	6月～1年 "	100.0	46.8	2.1	6.2	24.6	10.0	10.4
	1～2年 "	100.0	15.4	6.9	7.7	28.3	24.6	17.1
	2 年 以 上	100.0	2.2	2.4	17.7	18.5	36.8	22.4
中 都 市	計	100.0	16.8	4.4	3.7	20.3	21.2	33.6
	1 月 未 満	100.0	1.3	5.3	2.6	7.1	12.2	71.4
	1～3月 "	100.0	5.6	2.8	2.8	29.4	27.0	32.2
	3～6月 "	100.0	15.1	4.6	3.4	26.4	28.6	21.8
	6月～1年 "	100.0	52.0	0.8	0.8	20.1	13.1	13.2
	1～2年 "	100.0	15.0	7.4	8.6	24.6	24.3	19.9
	2 年 以 上	100.0	5.3	6.8	6.3	26.5	35.1	19.9
小都市	計	100.0	13.2	5.3	6.1	14.2	24.6	36.5

〔備考〕 労働省「日雇労働者生活実態調査結果報告書」による。

第84表 男女別日雇になってからの期間の構成

		計	3月未満	3～6月未満	6月～1年未満	1～2年	2～3年	3年以上
大都市	計男女	100.0	2.3	4.6	9.4	13.4	12.4	57.9
		100.0	2.2	4.9	9.8	13.3	12.1	57.8
		100.0	2.5	3.8	8.4	13.8	13.2	58.3
中都市	計男女	100.0	2.2	4.6	5.0	12.4	13.4	62.4
		100.0	2.1	5.2	4.9	11.7	13.3	62.7
		100.0	2.4	3.5	5.2	13.5	13.5	61.9
小都市	計男女	100.0	5.2	6.3	7.9	16.2	17.4	46.9
		100.0	3.0	6.0	9.5	14.6	17.8	49.1
		100.0	7.7	6.6	6.2	18.2	16.8	44.5

第85表 日雇になってからの期間の推移

		総数	1月未満	1月～3月～	6月～	1年～	2年～
大都市	1950 年	100.0	1.0	9.7	21.3	34.8	14.3
	1951 年	100.0	0.5	5.1	9.3	13.6	29.0
	1952 年	100.0	0.3	4.4	5.0	9.6	62.2
	1953 年	100.0	0.5	2.4	5.2	7.9	70.3
	1954 年	100.0	2.3	4.6	9.4	13.4	70.3
中都市	1953 年	100.0	0.4	3.2	5.3	6.8	66.3
	1954 年	100.0	2.2	4.9	5.0	12.4	75.8
小都市	1953 年	100.0	1.9	6.0	6.8	9.1	59.0
	1954 年	100.0	5.2	6.3	7.9	16.2	64.3

〔備考〕 労働省「日雇労働者生活実態調査結果報告書」による。

第86表 日雇労働者の就労先別平均稼働日数

	計	安定所紹介による就労日数					安定所 をない で就 労した 日数	その他 の仕 事した 日数
		計	失業 事業	公共 事業	民間 事業	その他		
大都市	計	20.7	19.4	14.2	1.0	4.1	1.0	0.3
	適格者	21.1	20.2	16.6	0.8	2.8	0.6	0.3
	不適格者	18.9	15.0	—	2.5	12.4	3.5	0.4
中都市	計	21.1	19.7	18.6	0.3	0.7	1.1	0.3
	適格者	21.4	20.3	19.6	0.2	0.4	0.9	0.3
	不適格者	14.7	* 8.7	—	2.3	5.6	5.6	0.4
小都市	計	20.0	17.7	15.3	0.5	2.0	1.2	1.1

雇になるまでの期間別におもな生活維持方法をみると、第83表の通りで、前回とやや結果が異なるのは浮動的不(特定)職業の定義を社会通念上職業と認め難いようなバタヤ、モク拾い等に限定したためであって、転々と職業を変えていったものは「その他」に含めてある。全体としては、以上のごとき不安定な収入に依存した者が最も多く、次いで財産収益および売食いとなっている。離職後の期間の

長い者は概して前者に依存するところが大きく、短い者は失業保険、財産売食い、親族の扶養等に依存しているものと思われる。(三) 日雇になってからの期間 日雇労働者の停滞傾向がしばしば指摘されるが、今回の調査結果を前回に比べると、その期間はさらに延長したものと考えられる(第84・85表)。日雇になって三年以上になるものは大都市五八%、中都市六二%を占める。

第 87 表 日雇労働者の稼働日数の推移 (大都市総数)

	総 数	安定所紹介により就労した者				安定所 を通じ雇 用をな ない	そ の 他 の 仕 事
		計	失 対 事 業	公 共 事 業	民 間 事 業		
1950年度	18.8	15.9	10.7	1.3	3.9	2.4	0.5
1951年度	18.5	16.9	11.8	1.1	4.0	1.3	0.3
1952年度	20.3	18.8	13.2	1.6	4.0	1.2	0.3
1953年度	22.7	20.9	13.2	1.7	5.9	1.6	0.2
1954年度	20.7	19.4	14.2	1.0	4.1	1.0	0.3

〔備考〕 1) *印は不明を含む。 2) 労働省「日雇労働者生活
実態調査結果報告書」による。

(四) 平均就労日数 平均就労日数は第86表の通りである。すな
わち、大都市で二〇・七日であり、そのうち安定所紹介によるもの
一九・四日、安定所を通じないもの一・三日となっており、安定所
紹介日数のうち失対事業で一四・二日、民間事業等で四・一日であ
った。就労日数を決定する要因として大きいものは、安定所を通じ
ない雇用を含めて、民間事業への就労機会があるか否かにかかって
いると思われる。この
点、失業対策事業適格
者はより安定した就労
日数を保っている。累
年比較の結果(第87表)
は、大都市対前年二日
の減少で、これは大都
市においては失業対策
事業への就労増加が、
民間事業等の求人減少
をカバーしえなかつ
たことを示す。

臨時工 全国金属労
働組合に加盟する一二
組合の臨時工の就業状
態並に労働条件は第
88・89表のごとくであ
る(日本労働組合総評
議会編「調査時報―臨
職・臨時工特集号―」
一九五五年十一月刊)。

第 88 表 組合員と臨時工との比率 (全国金属) —1955年 6 月現在—

支 部	組合 員数 (A)	臨時 工数 (B)	比率 $\frac{A}{B}$	平均年齢		平均勤続年数		平均家族	
				組合員	臨時工	組合員	臨時工	組合員	臨時工
石 川 製 作	600	29	4.8	32	32.8	8.2	0.9	2.12	—
津 田 駒	391	112	4.8	34	32	9.7	0.6	2.4	1.3
浅 田 鉄 工	53	10	29.6	35	23	6	0.3	2	0
北 国 農 機	36	3	8.3	30	30	3.8	0.4	1.5	1
大 同 工 業	574	350	61.0	30	—	7.1	1.1	1.98	0.9
松 山 織 機	123	41	33.3	34.2	26.5	6.5	0.7	2.6	1.6
金 沢 産 業	170	94	55.3	34.1	26	4.1	1.1	2.1	0.5
オリエンタル・チェーン	52	30	57.6	—	24	—	0.8	0.6	0.7
北 陸 機 械	265	54	20.4	37	31.6	7.5	0.4	2.7	—
江 沼 チ ェ ー ン	150	37	24.6	27.4	23	4.9	1.6	1.16	4
日 本 海 衝 器	57	15	26.3	34.2	30	4.6	0.6	3	2.5
松 川 織 機	106	14	13.2	—	30	—	2.8	—	—
計	2,577	789	30.2	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 総評「調査時報」臨時工特集号による。

第89表 臨時工の労働条件（賃金，家族手当，規定，福利厚生と比較内容）

支 部 名	組合員（上段）臨時工（下段）				家 族 手 当	臨時工に適用されるもの					組 合 員（上 段） 臨 時 工（下 段）					
	平 均 賃 金	賃 金 最 高		賃 金 最 低		組 合 員	臨時工	退職金 規定	労働協約 （部分）	就業規則	慶弔金 規定	社 宅 寮	食 堂	浴 場	慰 安 会	
		男	女	男												女
石 川 製 作	14,615 9,414	28,982 13,000	14,361 5,900	4,041 7,500	4,645 4,500	平 均 504円	無	無	無	臨時工のみ の規則あり	無	有	有	有	有	
津 田 駒	11,406 7,500	22,500 14,500	7,000	4,400 4,000	4,000	平 均 452	無	無	無	同上	無	有	無	有	有	
浅 田 鉄 工	7,896 5,600	14,922 10,871	5,471	3,025 3,025	3,078	平 均 325	1人 に付 150	無	無	同上	組合員臨時 工共に無	無	有	無	有	
北 国 農 機	10,000	18,030	13,880	4,957	5,380	無	無	無	無	部分適用		無	無	有	有	
大 同 工 業	12,785 8,358	30,410 22,577	12,600 8,083	4,180 4,028	5,236 4,028	2人迄600,5 人迄450,6人 以上350	1～5人 350, 5人 以上なし	無	無	臨時工の 規則あり	有	有	無	有	有	
松 山 織 機	14,981 6,520	19,761 11,180	5,863 5,200	8,894 3,500	4,238 4,160	平 均 186	無	無	無	同上	無	有	無	有	有	
金 沢 産 業	13,064 9,008	21,821 13,000	11,690 6,971	4,821 5,200	4,410 4,680	平 均 599	無	有	無	同上	有	有	有	有	有	
オリエンタル・ チェーン	9,700 5,000	7,300	5,500	4,500	3,000	1人迄300 1人増100	無	無	無	部分適用	有	無	有	無	有	
北 陸 機 械	15,184 8,040	29,352 11,500	8,767 8,700	5,000 5,000	7,084 5,610	無	無	無	部分適用	臨時工のみ の規則あり	有	無	無	有	有	
江沼チェーン	9,471 4,725	26,950 13,000	9,597 5,000	4,092 3,600	3,862 2,600	1人500, 2人 400, 3人300, 4人200, 5～6 人100	無	無	無	同上	無	無	有	有	有	
日 本 海 衡 器	10,000 7,250	16,800 11,250	4,750	4,375 4,750	4,000	平 均 350	無	無	無	同上		無	無			
松 川 織 機	7,580	10,660	5,304	8,060	5,304		3人迄100 3人以上50	無	無	同上	無	無	無	有		
平 均	11,982 7,181	22,954 12,621	8,597 6,406	4,779 4,869	4,659 3,788		有 3 無 8	有 1 無 11	有 1 無 11	有 12 無 0	有 4 無 5					

〔備考〕 総評「調査時報」臨時工特集号による。

第三編 労働条件

第一章 賃 金

第一節 名目賃金、労働の価格

および実質賃金

一九五五年の名目賃金の平均は「毎月勤労統計」による産業総数一万八六二四円、製造業一万六七一七円であり、前年に比べて前者は五・八％、後者は五・〇％の上昇である。前年の上昇率は鉱業六・九％、製造業六・四％であつて、戦後、その伸びが最低といわれた一九五四年に比べても年間としての上昇率は下回り、五五年もひきつづき賃金水準は停滞したといつてよいであろう。これは輸出増加を中心とする景気の波及が賃金面には及ばず産業予備軍が賃金水準上昇にとって死錘となつてゐること、さらにそれを利用して独占資本が依然として賃金ストップ政策を強行していることに基づくものである。国家公務員や公共企業体の労働者は、過去二年にわたつて賃上げが停止されており、また五五年の春季闘争による賃上額も労働省調査によればわずかに五・二％であり、これは定期昇給の率に相当する程度だといつてよい。ただ五五年の上昇率は、前年に比べ

ると鉱業のほうが製造業よりもやや高くなつてゐるが、これは石炭産業が前年よりいくらか景気をもちなおしてきたためだと思われる（注）（第90表）。

（注） 毎月勤労統計は五五年五月分調査から新サンプル調査によつておこなわれることになつたので、賃金額では前年の数字と比較することは不可能である。新サンプル調査が始められた理由は、従来の調査では産業別規模別の精度にアンバランスがあつたため、「きまつて支給する給与」の精度を産業別規模別に一定限度以上のものにしようとしたことにある。

前年にたいする賃金上昇率を産業中分類別にみると、鉱業が最も高く、卸小売が最も低い。製造業中分類別にみると、最も比率の高いのは、化学工業（九・一％）であり、ついで、家具および装備品製造業（七・四％）、木材および木製品製造業（七・一％）となつてゐる。化学工業はいわゆる陽の当る産業の代表的なものである。硫酸、医薬品などの部門が好調であつた。鋼船製造および修理業においても対前年比一一三％と景気の好転をものがたつてゐる。これに反し前年に上昇率のもっとも高かつた石油および石炭製品製造業は、一・七％の上昇率をみせてゐるにすぎない。これは前年に高額の臨時給与が支給され、五五年は例年なみの臨時給与だつたためである。このほかに上昇率が低かつた産業は、その他の製造業一・

現金給与総額（常用労働者）

（単位 円）

業 内 訳								
木材および木製品製造業	家具および装備品製造業	紙および類似品製造業	印刷出版および類似産業	化学工業	石油および石炭製品製造業	ゴム製品製造業	皮革および皮革製品製造業	硝子および土石製品製造業
*10,567	*11,079	*23,216	*17,138	*19,971	*21,720	*13,990	*13,759	*16,509
*10,309	*10,739	*19,162	*17,692	*16,925	*19,641	*13,029	*14,266	*15,501
* 9,975	*11,922	*18,671	*17,172	*16,652	*19,552	*12,808	*14,299	*16,020
*10,483	*12,670	*18,433	*18,174	*17,845	*19,291	*13,071	*14,296	*15,511
9,861	10,857	17,875	16,917	17,417	20,645	12,250	12,600	14,937
10,682	11,251	20,706	19,348	21,216	37,947	13,232	13,595	19,264
11,131	11,902	29,818	22,269	24,746	24,323	17,758	15,698	20,165
11,802	11,274	21,385	17,690	18,940	19,820	13,077	13,066	16,734
10,340	11,052	18,541	16,939	17,595	19,092	12,719	13,230	15,095
10,117	11,220	18,886	17,665	18,241	19,073	12,782	13,245	15,623
10,266	11,625	18,960	18,108	18,272	24,550	12,450	13,442	15,509
16,059	16,046	39,419	31,034	36,090	44,786	24,773	20,871	28,455
10,966	11,803	22,089	19,179	20,326	24,203	14,328	14,364	17,444

金 融 お よ び 保 険 業	不動産業	運輸通信 およびその 他の公益事業	運輸通信および その他の公益事業			建設業	建設業内訳	
			運輸業	通信業	その他の 公益事業		総合 工事業	職 別 工事業
*20,269	—	*19,088	*18,701	*18,778	*21,960	*13,230	*13,080	*14,416
*19,237	—	*17,839	*17,155	*18,492	*20,767	*13,030	*12,800	*14,862
*30,118	—	*19,163	*17,738	*22,520	*21,681	*13,255	*13,022	*15,114
*24,637	—	*17,984	*17,389	*18,032	*21,456	*13,292	*13,122	*14,612
18,858	17,764	18,219	17,749	17,650	21,575	13,194	12,770	16,156
28,500	30,552	23,936	18,830	29,884	40,727	15,607	15,349	17,351
25,741	21,992	25,373	26,601	18,550	30,101	15,427	15,175	17,089
20,028	18,109	21,017	20,500	20,846	23,965	14,222	13,988	15,753
28,573	17,550	18,866	18,210	18,543	22,800	13,600	13,324	15,386
23,309	17,407	18,965	18,217	18,471	23,669	13,368	13,101	15,059
20,278	17,994	19,378	18,912	18,088	23,934	13,907	13,484	16,534
42,042	40,363	41,911	38,868	43,846	54,692	23,175	23,137	23,230
25,133	—	21,812	20,739	21,975	27,277	14,609	14,365	16,297

第90表 月別・産業別一ヵ月平均

年 月	総 数	鉱 業	製造業	製				
				武 器 製造業	食料品 製造業	煙 草 製造業	紡織業	衣服およ び身回品 製 造 業
1955年 1月	*17,040	*17,670	*15,525	—	*14,939	*17,862	*9,677	*9,004
2月	*16,026	*16,209	*14,854	—	*13,468	*16,352	*9,649	*8,446
3月	*16,859	*16,817	*14,700	—	*14,281	*25,042	*9,195	*8,180
4月	*16,690	*17,502	*15,192	—	*15,069	*15,809	*9,690	*8,178
5月	15,792	16,666	14,397	12,957	12,678	16,188	9,123	7,769
6月	19,482	17,907	17,015	15,719	17,660	25,771	11,137	8,229
7月	21,653	20,775	19,973	16,827	16,990	18,487	11,064	9,397
8月	17,479	19,480	15,599	13,344	14,288	15,898	10,181	8,755
9月	16,849	17,107	14,983	14,231	13,771	17,292	9,742	8,075
10月	16,663	17,460	15,036	13,394	13,207	15,821	9,362	8,095
11月	16,881	17,396	15,541	13,402	13,683	16,093	9,389	8,240
12月	32,077	26,861	27,784	22,996	28,161	39,573	17,749	13,212
1955年平均	18,624	18,488	16,717	—	15,683	20,016	10,497	8,798

第90表つづき

年 月	製 造 業 内 訳							卸 売 および 小売業
	第一次 金属 製造業	金 属 製品 製造業	機 械 製造業	電 気 機器 製造業	輸送用 機器 製造業	精 密 機 械 製造業	そ の 他 の 製造業	
1955年 1月	*20,736	*14,915	*14,635	*16,330	*18,266	*16,153	*13,684	*18,512
2月	*19,453	*15,254	*15,174	*15,728	*18,805	*16,069	*12,279	*16,164
3月	*19,463	*14,469	*14,873	*15,629	*18,402	*15,530	*11,837	*16,600
4月	*20,040	*15,347	*15,414	*16,234	*19,471	*15,880	*11,910	*17,472
5月	19,688	14,891	14,704	15,896	18,490	14,369	9,951	15,275
6月	21,937	16,990	16,182	19,613	19,603	17,421	10,491	18,323
7月	30,484	18,276	17,960	22,511	29,351	21,645	11,641	19,979
8月	20,808	15,136	16,277	16,207	19,335	15,804	11,313	16,221
9月	20,601	15,244	15,434	16,259	19,315	15,531	10,417	15,679
10月	21,122	14,974	15,474	16,151	19,425	15,245	10,328	15,827
11月	23,923	15,297	15,910	16,320	20,205	15,492	10,518	15,777
12月	37,082	25,486	24,905	29,428	35,337	28,379	16,635	29,731
1955年平均	22,945	16,357	16,412	18,026	21,334	17,293	11,750	17,963

- 〔備考〕 1) 総数には不動産業を含み、建設業は含まない。
 2) *印の数字は旧調査によるもの。
 3) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

七%、煙草製造業二・四%、ガラスおよび土石製品製造業二・四%、機械製造業二・五%などである。前年に低かった電気機械器具は三・九%、金属製品製造業は六・一%とやや上昇に転じていることがめだっているといえよう。

次に鉱業、製造業別の名目賃金の月別推移は第91表の通りであるが、まず鉱業で前年と異なる点は、二月がマイナス八・四で前年のマイナス一九・七より低落が少なくなっている点であるが、これは前年二月に炭鉱のストライキが行われたことによるものである。その他の月は前年の推移とほとんど変わらない。製造業で前年と異なっているのは、四月がプラス三・三を示し、前年のプラス〇・七よりも上昇率がいくらか大幅なことである。これは私鉄、合化労連、化学同盟、紙パルプ、電機労連、電産などの春季賃上闘争が相ついで妥結したためである。しかし上昇率がそれほど大きくなかったのは合化労連が六・一・一%のアップをみたほかは、一般的にいつて定期昇給を含めてわずかに五%以外にとどまったためである。前年

に比べて七月の上昇率が高く八月の低落率が大きかったのは、今年には夏期手当が比較的早期に妥結、支給されたため、七月に集中したからであろう。

次に名目賃金の推移を労働の価格（単位時間当り賃金）の観点から検討しよう。五五年における一ヵ月当り平均実労働時間数は、鉱業一九一・三時間、製造業一九八時間であり、前年に比べると前者は〇・九%、後者は〇・四%の増加である。労働時間増大の傾向は下半期において特に顕著であり、鉱業一九四・九時間、製造業二〇一・九時間でいずれも戦後最高を示している。五四年は不況による生産制限などの影響にあつて労働時間が減少傾向をみせていたが、五五年に再び増大に転じたのは、輸出の増大に基づく景気の回復過程において生産性向上運動が進展してきていることを物語るものである。これに対し定期給与の推移をみると、鉱業、製造業とも下期における上昇が顕著であり、賃金の増加が主として労働時間の増加によるものであることは製造業内の家具および装備品、化学、造船

第91表 鉱業、製造業における平均現金給与総額の対前月比

産業別	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鉱業	業	17,670	16,209	16,817	17,502	(16,666) 17,188	17,907	20,775	19,480	17,107	17,460	17,396	26,861
		-26.0	-8.3	+3.8	+4.1	-1.8	+7.4	+16.0	-6.2	-12.2	+2.1	-0.4	+54.4
製造業	業	15,525	14,854	14,700	15,192	(14,397) 14,902	17,015	19,973	15,599	14,983	15,036	15,541	27,784
		-39.4	-4.3	-1.0	+3.3	-1.9	+18.2	+17.4	-21.9	-4.0	+0.4	+3.4	+78.8

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査」による。
2) () 内は新調査による賃金。

などの賃金と労働時間の推移をみても明らかであろう。労働の価格の低下がいつそうおしすすめられたことは明らかだといわねばならない。

このような傾向は、労働強度の要因を考慮にいれるとさらに明瞭になる。すなわち、経済企画庁算定生産指数を労働省、雇用指数で除して算出した労働省の労働生産性指数の推移をみると、鉱業は五四年平均一二九・九に対して、五五年平均一四〇・八（八・四％の増加）、製造業は五四年平均二三三・六に対して、五五年平均一四七・五（一〇・四％の増加）となっており、鉱業、製造業ともに労働生産性はめだって増加している。このような労働生産性の増加をもたらした原因は、新しい機械の採用と労務管理の強化に基づく、労働密度の増大によって、生産の増大をはかったことにあるといつてよい。労働時間が延長され、労働強化がおこなわれているにもかかわらず、賃金水準が年間としてはいまださほどの改善をみていないことは、賃金の実質的な水準の低下をいみするのである。

実質賃金指数を経済企画庁算出の資料（第92表）と労働省算出の資料（第93表）によってみると、五五年の平均は五四年平均に比べるといずれもかなりの上昇をみている（前者では五四年一〇八・二から五五年一一四・五、後者では五四年三三六・二から五四年三五九・六）。実質賃金上昇の原因は、消費者物価指数が豊作などの影響により年平均として一・一％の低下を示したためである。しかしまえにものべたように労働時間が延長され、労働強化がおこなわれているのであるから、五五年は実質賃金が向上したと単純にいうわけにはいかないことに注意すべきであろう。

実質賃金の月別推移を労働省算出の資料に基づいて検討すると、調査産業総数において対前年同期増加率が高いのは、七月（プラス一六・七）、九月（プラス八・六）、十月（プラス九・一）である。

第93表 労働省算出実質賃金指数

	調査産業総数		製造業	
	指数	対前年同期増加率	指数	対前年同期増加率
1947年平均	100	—	100	—
1953年 "	334.7	8.8	337.4	6.3
1954年 "	336.2	0.4	337.7	0.1
1955年 "	359.6	7.0	358.5	6.2
1955年 1月	321.2	3.2	322.5	0.2
2月	301.4	3.4	307.8	0.7
3月	318.6	2.4	302.1	1.9
4月	313.6	4.6	314.5	4.4
5月	306.0	3.7	310.9	4.2
6月	379.3	0.4	369.2	1.3
7月	423.8	16.7	435.7	11.3
8月	339.8	4.6	338.0	4.6
9月	328.6	8.6	325.7	8.7
10月	320.7	7.4	322.5	8.4
11月	333.6	9.1	342.3	9.4
12月	634.9	14.2	612.9	14.0

第92表 経済企画庁算出実質賃金指数

年 月	製造工業 労働者平均 賃金（円） （現総額）	製造工業実 質賃金指数 1934～ 1936=100	（同税引）
1953年平均	13,595	107.9	103.5
1954年 "	14,335	108.2	105.6
1955年 "	14,977	114.5	112.2
1955年 1月	13,580	103.5	101.8
2月	13,221	100.5	99.2
3月	13,019	99.5	98.4
4月	13,549	102.0	100.7
5月	13,218	100.5	99.5
6月	14,696	116.8	113.7
7月	16,920	135.6	131.2
8月	13,726	109.0	108.0
9月	13,310	106.4	105.7
10月	13,325	104.7	104.0
11月	13,847	110.7	109.6
12月	23,190	185.9	175.7

〔備考〕 経済企画庁「経済月報」による。

第94表 産業中分類別賃金格差および現金給与
総額上昇率

産 業 別	30/29年	格 差
総 数	5.8%	110.5
鉱 業	7.6	110.3
製 造 業	5.0	100.0
食 料 品 製 造 業	4.9	96.5
煙 草 製 造 業	2.4	117.7
紡 織 業	5.0	62.7
衣服および身回品製造業	5.0	51.5
木材および木製品製造業	7.1	66.9
家具および装備品製造業	7.4	74.2
紙および類似品製造業	6.3	132.1
印刷出版および類似産業	6.1	114.0
化 学 工 業	9.1	122.2
石油および石炭製品製造業	1.7	144.5
ゴ ム 製 品 製 造 業	4.2	86.0
皮革および皮革製品製造業	3.5	88.7
ガラスおよび土石製品製造業	2.4	104.5
第 一 次 金 属 製 造 業	3.9	132.9
金 属 製 品 製 造 業	6.1	96.1
機 械 製 造 業	2.5	97.7
電気機械器具製造業	3.7	106.9
輸送用機械器具製造業	4.3	127.1
医療機械、理化学機械、写真機 光学機械器具および時計製造業	6.0	106.9
そ の 他 の 製 造 業	1.7	74.8
卸 売 お よ び 小 売 業	2.5	111.4
金 融 お よ び 保 険 業	6.6	150.8
運輸通信およびその他の公益事業	6.3	125.1
運 輸 業	6.4	124.1
通 信 業	6.7	131.4
そ の 他 の 公 益 事 業	3.9	163.1
建 設 業	7.4	87.3
総 合 工 事 業		85.9
職 別 工 事 業		97.4

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

七月の増加率が高いのは、景気回復にともない臨時給与が若干増加したためであり、九月、十月が増加しているのは、やみ米、野菜などの価格が低下した結果、消費者物価指数がこの時期に下がったからである。実質賃金をさらに労働生産性との関連でみると、五四年十一月にたいして五五年十一月の比率は、労働生産性が一二三・七、実質賃金が一〇九・三となっており、実質賃金の上昇が労働生産性の増大にはるかにおよばないことが示されている。労働生産性が上れば賃金も上るという独占資本の主張は、事実によって否定されているのである。

戦前基準（一九三四～六年）の実質賃金は、労働省の算出による

と五三年一〇七・三、五四年一〇八・〇、五五年一一四・五であり、五五年は戦前の賃金を一四・五%も上回ったことになっている。しかし前年の年鑑にも紹介したように鉄鋼労連の調査によると五四年の賃金は戦前の六〇%前後と算定されており、このほうが生活実感からいって妥当だといえるであろう。

第二節

賃金の産業別・規模別・地域別格差

賃金の産業別格差を大分類別にみると（第94表）、まず鉱業は五四年に一〇七・七であったのが、一一〇・三と若干の回復をみせ、

また金融および保険業は一四八・三から一五〇・八、運輸通信およびその他の公益事業は一三一・〇から一二五・一とそれぞれ拡大をみている。ところが反対に卸売および小売業は一一四・一から一一・四と低落をみせている。いうまでもなく格差の拡大をみた産業は独占資本が多く含まれ、逆に格差の低落した産業は中小企業が多い産業だといってよい。

次に賃金の産業別格差を中分類別にみると、製造業を一〇〇として指数のもっとも高いのはその他の公益事業一六三・一であり、逆にもっとも低いのは衣服および身回品製造業五一・五である。前年に比べて最高最低の格差はいっそうひらいてきている（前年は総数を一〇〇としてその他の公益事業一四二・〇、衣服身回品四六・九）。

前年に比較して格差の拡大してきた産業は、化学工業九・一（前年よりの上昇率）、鉱業七・六、建設業七・四、家具および装備品製造業七・四、木材および木製品製造業七・一、通信業六・七などである。前年低すぎたために上昇率の高かった鉱業をのぞくと、そのほかは比較的好況の産業であるといつてよい。格差の縮小している産業は、その他の製造業一・七、石油および石炭製品製造業一・七、（昨年夏季に高額の臨時給与を支給したため上昇率は低い）煙草製造業二・四、ガラスおよび土石製品製造業二・四などである。

産業別にみて賃金が高いのはその他の公益事業一六三・一（製造業を一〇〇）、金融および保険業一五〇・八、石油および石炭製品製造業一四四・五、第一次金属製品製造業一三三・九、紙および類似品製造業一三二・一などであり、相変わらず賃金が高いのは衣服および身回品製造業五一・五、繊維業六二・七、木材および木製品製造業六六・九などである。

次に賃金の規模別格差を対前年上昇率を通じてみると（第95表）、

第95表 賃金の規模別上昇率（対前年）

	現金給与総額 一人平均月間当り			きまって支給する給与 一人平均一時間当り		
	規模	"	"	"	"	"
	500人以上	100~499	30~99	500以上	100~499	30~99
53年	112.9	113.2	114.4	111.5	110.4	112.3
54 "	107.0	104.9	107.9	107.7	106.0	108.1
55 "	105.6	104.7	105.0	105.1	104.1	104.7

〔備考〕 「毎月勤労統計」による。

一人平均月間当り現金給与総額では五〇〇人以上が五・六%の上昇であるのにたいして、一〇〇~四九九人四・七%、また三〇~九九人五・〇%の上昇であり、規模別格差が前年より拡大していることは明らかである。このことは一人平均一時間当りの定期給与でみるとさらに明瞭になる。すなわち、五〇〇人以上の上昇率五・一%に対して、一〇〇~四九九人四・一%、三〇~九九人四・七%にすぎない。大企業よりも中小企業のほうが労働時間が増大していることの反映であろう。

規模別の現金給与額の推移を第96・97表によってみると、まず鉱業では五〇〇人以上を

上を一〇〇とすると、一〇〇~四九九人の企業の場合上期は二月八二・六、三月八三・二といった指数を示しているにもかかわらず、下期は七月七八・一と下り、一〇月以降は八〇台でおちついており、また三〇~九九人の企業の場合上期は二月六八・三、三月六六・六、四月六七・〇とかなり高い指数を示しているが、下期は八月五九・一、一二月六一・七と低下している。要するに下期は規模別の賃金格差が拡大する傾向を示しているといつてよい。製造業の場合にこ

第96表 鉱業における規模別一人平均月間現金給与額 (単位 円)

500人以上=100

規模別 月別	規模計	500人以上	100～499人	30～99人
1955年 1月	17,670*	18,746(100.0)*	15,016(80.1)*	11,666(62.2)*
2月	16,209*	17,048(100.0)*	14,085(82.6)*	11,648(68.3)*
3月	16,817*	17,680(100.0)*	14,709(83.2)*	11,773(66.6)*
4月	17,502*	18,598(100.0)*	14,506(78.0)*	12,462(67.0)*
5月	16,666	18,095(100.0)	14,118(78.0)	11,782(65.1)
6月	17,907	19,481(100.0)	14,913(76.6)	12,989(66.7)
7月	20,775	22,556(100.0)	17,613(78.1)	13,642(60.5)
8月	19,480	21,307(100.0)	16,421(77.1)	12,586(59.1)
9月	17,107	18,403(100.0)	15,083(82.0)	11,832(64.3)
10月	17,460	18,877(100.0)	15,172(80.4)	11,912(63.1)
11月	17,396	18,800(100.0)	15,131(80.5)	11,925(63.4)
12月	26,861	29,059(100.0)	23,440(80.7)	17,925(61.7)

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。
2) *印の数字は旧調査によるもの。

のような傾向が、いっそう顕著である。すなわち、五〇〇人以上の企業を一〇〇とすれば、一〇〇と四九九人の企業では上期は二月八〇・八、三月八〇・四などの指数を示しているのに対して、下期は七月六五・〇、十一月七二・四、十二月七〇・三という具合に低く、

第97表 製造業における規模別一人平均月間現金給与総額 (単位 円)

500人以上=100

規模別 月別	規模計	500人以上	100～499人	30～99人
1955年 1月	15,525*	18,589(100.0)*	14,343(77.2)*	11,476(61.7)*
2月	14,854*	17,286(100.0)*	13,973(80.9)*	11,565(66.9)*
3月	14,700*	17,194(100.0)*	13,825(80.4)*	11,325(65.9)*
4月	15,192*	17,841(100.0)*	14,222(79.7)*	11,719(65.7)*
5月	14,397	17,644(100.0)	13,208(78.9)	11,121(64.4)
6月	17,015	21,599(100.0)	15,774(73.0)	11,843(54.8)
7月	19,973	26,914(100.0)	17,487(65.0)	12,854(47.8)
8月	15,599	18,847(100.0)	14,631(77.6)	12,026(63.8)
9月	14,983	18,324(100.0)	13,867(75.7)	11,463(62.5)
10月	15,036	18,634(100.0)	13,727(73.7)	11,376(61.0)
11月	15,541	19,414(100.0)	14,050(72.4)	11,691(60.2)
12月	27,784	36,392(100.0)	25,577(70.3)	17,826(49.0)

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。
2) *印の数字は旧調査によるもの。

また三〇〇と九九人の企業においても上期は二月六六・九、三月六五・九であるのに、下期は七月四七・八、十二月四九・〇というように極端に低落している。このように鉱業、製造業とも下期に規模別格差が拡大しているのは、輸出景気が賃金面に波及してきた下期

第98表 零細企業の賃金

	平均賃金			格 差		
	1人 (A)	2~4人 (B)	5~9人 (C)	(A)	(B)	(C)
卸 小 売 業	円 5,402	円 6,287		% 33.9		% 39.4
織物・衣服および身回品小売業	4,700	5,294		29.5		33.2
飲 食 料 品 小 売 業	6,097	5,806		38.2		36.4
飲 食 店	2,711	3,805		17.0		23.9
サ ー ビ ス 業	(1,900) 4,200	(2,000) 5,200	(1,400) 7,000	23.5	29.1	39.1
理 髪 理 容 業	(2,100) 3,600	(3,300) 3,900	(2,000) 5,500	20.1	21.8	30.7
映 画 業	(900) 6,000	(600) 6,000	(200) 6,900	33.5	33.5	38.6
映画以外の興行・ 娯楽・劇場および付随事業	(2,100) 4,200	(1,600) 5,800	(1,600) 5,900	23.5	32.4	33.0
絹 人 絹 織 物		4,423				36.3
玉 糸 座 繰 製 糸		3,219				26.4
家 具 建 具		6,005				49.3
手 す き 和 紙		4,431				36.4

- 〔備考〕 1) 卸小売業は通産省「商業統計表」による27年分の賃金。格差は「毎勤」卸小売業を100として算出。
- 2) サービス業は総理府統計局「事業所統計調査結果報告」による29年の賃金。格差は「毎勤」全産業を100としたもの。()内は現物給与見積額。
- 3) 業種の賃金は労働省基準局調、(27年2月)格差は「毎勤」製造業を100としたもの。

において中小企業において賃金引上げを支える組織力が弱いことと、失業情勢がさほど好転をみせないところから、産業予備軍の圧力を受けやすい条件におかれていることに基づくものである。

以上のように大企業と中小企業の賃金格差はますます拡大し、しかも零細な中小企業の雇用が増加しつつある現状からいって、最低賃金制の実施がどうしても必要な段階にたちいたっているといつてよいであろう。一〇人以下の零細企業の賃金格差を第98表によってみると、毎月勤労統計卸小売業を一〇〇として、卸小売業三九・四％、織物衣服および身回品小売業三三・二％、飲食料品小売業二六・四％、飲食店二三・九％、サービス業三九・一％、理髪理容業三〇・七％、映画業三八・六％など、いずれもいちじるしく低率である。また絹人絹織物ほかの四業種は、毎勤製造業を一〇〇として、絹人絹織物三六・三％、玉糸座繰製糸二六・四％、家具建具四九・四％、手すき和紙三六・四％となっている。これらの零細企業の平均賃金は、三千円から六千円の間に分布しているのであり、平均以下の賃金をもらう労働者がいちじるしく多いと思われるから、これらの零細企業の極低賃金労働者の賃金を引き上げることが、わが国の労働者の生活を改善するための前提条件だ

第99表 鉱業、製造業における府県別平均賃金指数
(東京=100) (1955年)

	鉱業	製造業
北海道	59.6	98.9
青森	*	71.6
岩手	53.0	92.7
宮城	34.2	70.8
秋田	50.0	73.6
山形	40.8	54.7
福島	49.2	70.0
茨城	42.1	80.1
栃木	44.1	69.9
群馬	46.7	57.4
埼玉	46.9	67.1
千葉	*	83.4
東京	100.0	100.0
神奈川	*	111.9
新潟	54.3	71.4
富山	*	77.3
石川	*	55.6
福井	*	52.2
山梨	*	42.7
長野	*	59.0
岐阜	50.0	60.8
静岡	47.4	75.3
愛知	30.9	69.6
三重	52.5	71.8
滋賀	*	66.1
京都	*	79.2
大阪	*	88.3
兵庫	54.0	93.3
奈良	*	58.5
和歌山	*	78.4
鳥取	*	50.4
岡山	*	61.5
広島	54.1	72.7
徳島	*	82.0
香川	46.9	105.8
愛媛	*	57.8
高松	—	62.0
福岡	55.7	73.8
佐賀	*	64.8
大分	51.6	114.9
熊本	48.2	64.3
鹿児島	49.4	115.7
沖縄	35.1	79.6
	36.4	74.9
	*	76.2
	48.0	52.3

〔備考〕 1) *印は調査事業所
4以下のため本表に
は掲載しないもので
あり、—印は調査事
業所のないことを示
す。
2) 労働省「毎月勤労
統計調査」より算出。

といてよい。

賃金の地域別格差(第99表)は、東京を一〇〇として、鉱業でもっとも高いのが北海道五九・六、ついで愛媛五五・七、新潟五四・三、岡山五四・一などである。北海道が高いのは大炭鉱があるためであり、愛媛は別子銅山があるからであろう。低いのは愛知三〇・九、宮城三四・二、熊本三五・一などであるが、前年にくらべると鉱業の地域別格差は多少縮小している。製造業でもっとも高いのは福岡一一四・九、神奈川一一・九、山口一〇五・八、北海道九八・九などであり、前年ももっとも高かった神奈川が福岡といれかわり、山口が高くなってきたことなどがめだつ。賃金が低いのは、山梨四二・七、鳥取五〇・四、福井五二・二、鹿児島五二・三などであるが、これらの地域は零細企業が多いことに基づくものであるう。

第三節 賃金の労働者種類別・男女別・

年齢別・学歴別格差

賃金を労働者の種類別にみると(第100表)、まず現金給与総額では管理、事務および技術労働者を一〇〇として鉱業六七・二、製造業六〇・二となっており、定期給与は鉱業七三・一、製造業六三・八、臨時給与は鉱業三三・三、製造業四一・二である。つぎに労働者の種類別に定期給与額の対前年上昇率をみると(第101表)、事務管理職員(男)、技術管理職員(女)などの管理職員(比較的上層の労働者)はいずれも七%の上昇であるのに対して、汽かん工、起重機運転工、電工、自家用貨物自動車運転手など(比較的下層の労働者)の賃金はいずれも二%の上昇であるにすぎない。また事務職員(男)、事務職員(女)、内線電話交換手、技術職員、邦文タイピストなどの中間的な労働者の賃金は三・五%の上昇である。このことから明らかなように上層の労働者と、下層の労働者の賃金は次第に格差をひらきつつあるといつてよいであろう。

賃金の男女別格差をみると(第102表)、まず現金給与総額では男子を一〇〇とすると、女子は鉱業四三・九%、製造業三九・五%であり、前年前者が四五・〇%、後者が四〇%であるのにくらべると

第三編 労働条件

第100表 常用労働者の種別・給与内訳別一人平均一ヵ月間現金給与額ならびに臨時・日雇労働者一人一日平均現金給与額（規模計、1955年平均）

労働者の種類 給与内訳 産業別	常用労働者									臨時および日雇労働者の一人一日平均現金給与額
	合 計			生産労働者			管理，事務および技術労働者			
	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	
総 数	18,624	15,939	2,685	*	*	*	*	*	*	369
鉱 業	18,488	16,789	1,699	17,015	15,762	1,253	25,319	21,553	3,766	313
製 造 業	16,717	14,606	2,111	14,593	12,985	1,608	24,246	20,347	3,899	345

〔備考〕 *印は種別別の調査を行っていない。

労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

いずれも格差が拡大している。このことは同一労働同一賃金の原則からますますはなれつつあることをいみする。特別に支払われた給与では、女子は鉱業四五・七％、製造業三三・一％であり、製造業がいちじるしく低く、前年の三四・一％よりもさらに低下している。

学歴別に賃金をみると（第103表）、学歴が高いほど賃金も高くなることはいずれの産業においても共通している。すなわち、全産業では旧制大学、新制大学卒を一〇〇とすると、旧高専、短大卒は

第101表 職種別賃金前年上昇率

	平均月間きまって支給する給与額		
	29年4月	30年4月	対前年比
	円	円	%
事務管理職員（男）	32,972	35,357	107
技術管理職員（女）	32,051	34,279	107
事務職員（男）	17,893	18,700	105
事務職員（女）	8,089	9,484	104
内線電話交換手（女）	10,359	10,809	104
守 衛（男）	18,605	19,379	104
技術職員（男）	20,596	21,220	103
邦文タイピスト（女）	10,369	10,650	103
運 搬 夫（男）	14,323	14,054	104
汽 罐 工（男）	18,927	19,415	102
起重機運転工（男）	21,729	22,157	102
電 工（男）	16,448	16,759	102
自家用貨物自動車運転手（男）	13,339	13,542	102

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査」による。

九三・四、旧中、新高卒は八四・二、小学、新中卒は七三・七である。金属鉱業と第一次金属は、旧高専、短大卒が一〇九・二、一〇一・七とそれぞれ高くなっているのは、これらの産業の場合、高専出の技術者が多いためである。

勤続年数または経験年数別に賃金をみると（第104・105表）、まず事務職員（男子）では、年数がたつにしたがって賃金が増加してお

第 102 表 常用労働者の性格一ヵ月平均現金給与額（規模計 1955年平均）

産業別	性別	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
総数	数	18,624	21,878	9,550	15,939	18,677	8,275	2,685	3,201	1,275
鉱業	業	18,488	19,368	8,502	16,789	17,590	7,690	1,699	1,778	812
製造業	業	16,717	20,889	8,249	14,606	18,173	7,351	2,111	2,716	898

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

第 103 表 学 歴 別 賃 金 格 差

学 歴 別	全 産 業	金 属 鉱 業	第一次金属製造業	紡 織 業
学 歴 計	21,180(90.7)	22,197(95.1)	23,343(100.0)	21,145(90.6)
小 学・新 中 卒	18,289(73.7)	16,019(60.3)	19,975(81.4)	17,819(66.7)
旧 中・新 高 卒	20,908(84.2)	21,367(80.4)	23,098(94.1)	19,736(73.9)
旧 高 専・短 大 卒	23,190(93.4)	29,014(109.2)	24,959(101.7)	22,825(85.4)
旧 大・新 大 卒	24,817(100.0)	26,569(100.0)	24,544(100.0)	26,719(100.0)

- 〔備考〕 1) 年令30歳以上35歳未満の男子事務職員。
2) 労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

第 104 表 勤続年数または経験年数別賃金格差
(旋盤工, 男)

勤続年数または 経験年数別	第一次金属製造業	機械製造業
6ヵ月未満	8,470(34.1)	5,310(26.8)
6ヵ月以上1年未満	11,623(46.9)	6,774(34.1)
1年以上2年未満	9,135(36.8)	6,437(32.4)
2年以上3年未満	11,265(45.4)	7,402(37.3)
3年以上5年未満	14,661(59.1)	9,631(48.5)
5年以上10年未満	19,110(77.0)	14,200(71.6)
10年以上15年未満	19,425(78.3)	16,385(82.6)
15年以上20年未満	23,456(94.6)	18,824(94.9)
20年以上	24,806(100.0)	19,841(100.0)

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

以上一五年未満七八・三、三年以上五年未満五九・一、六ヵ月未満三四・一となっており、事務職員のほうが経験あるいは勤続が増加すれば、賃金上昇のカーブが高いことを示している。いずれにせよ、わが国の賃金は、勤続の要因に大きく左右されるといってよい。

年齢別に賃金をみると（第106・107表）、一般的傾向として年齢が高くなれば賃金は上昇しているが、しかし事務職員における最高は、三五歳以上四〇歳未満（金属鉱業、紡織工業）、四〇歳以上五〇歳未満（第一次金属）であり、また旋盤工の最高はいずれも四〇

り、たとえば第一次金属では二〇年以上を一〇とすると、一〇年未満五・一・二、六ヵ月未満三五・二となっている。旋盤工の場合、は、同じ第一次金属においても二〇年以上を一〇とすると、一〇年未満五・一・二、六ヵ月未満三五・二となっている。

第105表 勤続年数または経験年数別賃金格差（事務職員・男）

勤続年数または 経験年数別	全産業	金属鉱業	第一次金属 製造業	紡織業
6ヵ月未満	9,868(29.2)	11,929(44.6)	11,699(35.2)	13,325(40.2)
6ヵ月以上1年未満	11,951(35.4)	13,167(49.2)	14,567(43.9)	14,436(43.5)
1年以上2年未満	11,990(35.5)	13,579(50.7)	13,579(40.9)	14,329(43.2)
2年以上3年未満	13,173(39.0)	14,161(52.9)	15,581(46.9)	13,925(42.0)
3年以上5年未満	15,294(45.3)	16,046(59.9)	16,981(51.2)	16,285(49.1)
5年以上10年未満	18,282(54.2)	17,897(66.8)	20,351(61.3)	20,080(60.6)
10年以上15年未満	23,959(71.0)	25,468(95.1)	27,231(82.0)	26,152(78.9)
15年以上20年未満	27,130(80.4)	26,087(97.4)	28,831(86.9)	27,734(83.6)
20年以上	33,754(100.0)	26,774(100.0)	33,192(100.0)	33,156(100.0)

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

第106表 年齢別賃金格差（事務職員・男）

年齢別	金属鉱業	第一次金属 製造業	紡織業
18歳未満	5,943(23.3)	5,404(19.0)	4,875(20.3)
18歳以上20歳未満	8,188(32.1)	9,306(32.7)	7,061(29.4)
20歳以上25歳未満	11,575(45.4)	13,642(48.0)	10,357(43.1)
25歳以上30歳未満	16,217(63.6)	17,578(61.8)	16,045(66.8)
30歳以上35歳未満	22,197(87.1)	23,343(82.1)	21,145(88.1)
35歳以上40歳未満	25,487(100.0)	26,941(94.7)	24,014(100.0)
40歳以上50歳未満	24,380(95.7)	28,439(100.0)	23,468(97.7)
50歳以上60歳未満	24,284(95.3)	25,443(89.5)	20,759(36.4)
60歳以上	19,445(76.3)	17,431(61.3)	18,025(75.1)

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

第107表 年齢別賃金格差（旋盤工，男）

年齢別	第一次金属 製造業	機械製造業
18歳未満	5,513(21.3)	5,252(25.6)
18歳以上20歳未満	9,024(34.9)	7,325(35.7)
20歳以上25歳未満	13,177(50.9)	10,593(51.6)
25歳以上30歳未満	17,769(68.7)	15,172(73.9)
30歳以上35歳未満	20,747(80.2)	17,177(83.6)
35歳以上40歳未満	23,361(90.3)	19,814(96.5)
40歳以上50歳未満	25,882(100.0)	20,540(100.0)
50歳以上60歳未満	24,499(94.7)	18,247(88.8)
60歳以上	12,391(47.9)	15,888(77.4)

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

歳以上五〇歳未満である。年齢がそれ以上高くなると賃金はふたたび低落の傾向を示す。年齢別に賃金の最高最低の格差

属一〇〇対二一・三、機械一〇〇対二五・六である。一般的にいつて事務職員のほうが最高最低の格差は大きいといえるであろう。

五五年における賃金形態の動向は、労働省が三月に発表した「生

第四節 賃金支払形態

をみると、事務職員の場合、金属鉱業一〇〇対二三・三、第一次金属一〇〇対一九、紡織一〇〇対二〇・三、旋盤工の場合、第一次金

産報償による合理的賃金制度の構想」に示されているような能率給職階制の確立と、査定的な定期昇給制度の強化の傾向を深めたといつてよい。

まず職階制あるいは職務給は、公務員、電気、石油、肥料、紙パルプ、電力などの各産業に拡大してきた。とくに電力産業の賃金形態は、五五年一二月協定によって完全に職階制にきりかえられ、かつて労働運動に大きな影響を与えた電産型賃金体系は姿を消してしまふことになった。すなわち東京電力では、まず基本給が職務評価および人事考課に基づいて横に一八職級（職務評価によるもの）、縦に五二号俸（人事考課によるもの）にわかれている。たとえば一職級（下級職階）は一号俸が六千八〇〇円、最高が四五号俸で一万六千四〇〇円となっており、一八職級（上級職階）は一号俸二万七千円、最高四一号俸で五万三千円となっている。職務は職能により(1)管理職Ⅱ監督的職務にある役職者一〇職級以上、(2)一般職(A)Ⅱ主として被監督的職務にある机上勤務者七〇九職級、(3)一般職Ⅱ主として現業機関の被監督的職務に従事するものを監督する職務にある者六職級、(4)一般職(C)Ⅱ主として現業機関の被監督的職務に従事する者五職級以下というように労務管理体制に即応した形で職階制がしかれることになった。いうまでもなくこれには人事考課が結合し、成績の査定がおこなわれるしくみになっている。

この職階制に対して電産関東は「高い級俸には学歴のない人はつけないようになっていたため、すべてが学歴偏重になったりする。また職務給実施により情実その他のものが入りこむ余地が少なくなる」といつているが、職務すなわち椅子に賃金がついていゝのだから、椅子を与える時に情実が作用する余地が十分あるわけである」と批判している。

また中部電力においても次のような内容の「職階制実施基本書」

が組合との間に協定された。

職務評価要綱

1 職務評価の目的

職務の経営内における相対的価値を決定し、その価値に従いこれを職階に分類格付け、基本給決定の基準とし、併せて業務形態の整備ならびに適正業務量決定の資とする。

2 職務評価の対象

(1) 現業・非現業の各職務とする。

(2) 次のものは評価対象外とする。

- (イ) 使用者の利益を代表する職務（特別管理職以上）
- (イ) 待遇者・休職者その他これに準ずる者

3 職務評価の方法

評価の対象とする職務の中から、業務の各系統にわたり基準となる職務を選び、この基準職務について点数法をもって以下の方法により評価を行い、その他の職務については、この基準職務と各要素の比較を行うことによりその価値を決定する。

(1) 職務の調査分析

各職務に必要な労働の質と量を把握するため、その内容を具体的詳細に調査分析するとともに、職務記述書を作成する。

(2) 職務の評価

(1)の資料に基づき、各職務を次表の評価要素ごとに「職務等級区分基準表」（次表の別表）に従い評価する。

4 評価点数の算出

評価点数は、ウェーバー方式による要素の等級別点数に、ウェイトを乗じて算出したものの総和をもってその職務の評点とする。

(1)

評価等級に対して「 $Y=10 \times 1.1^{x-1}$ 」の算式による次表の

点数を付する。

責 任		現 出 力					潜 在 力		要 素
		身 体 的 負 荷			精 神 的 負 荷				
物 的 責 任	人 的 責 任	作 業 環 境	災 害 危 険	肉 体 負 荷	心 的 緊 張	応 用 性	習 熟	基 礎 知 識	要 素 の 定 義
業務運営上の責任および結果に対する責任の程度	職務が必要とする統率力・教育方・協同性等の程度	職務遂行場所の環境条件の程度	職務が惹起する災害および職務病の程度	職務の遂行上要求される肉体的消耗の程度	職務の遂行上要求される感覚的緊張の程度	職務上起る問題を理解し、推理し、処理するに当り要する頭腦的活動の程度	職務を平均人が普通にを行うために必要な経験度・業務関連知識・技能習得の程度	職務を遂行するために必要な理論的基礎的知識の程度	

(2)

ウェイト

評価要素ごとの点

数に乘ずるウエ

は下表による。

5 職級区分および職務

級

以上により評価され

た各職務の評点を、次

表の評点区分によつて

職級に区分し、職級表

を作成する。

	等 級
四四四三三三三二二二一一一〇〇〇〇 ・ ・ ・ ・ ・ 五二 七五二 七五二 七五二 七五二	
	点
三三三二二二一一一一一一一 八四一八六三一八九六四三二一〇九八七七 ・ ・ ・ ・ ・ 五 五 五 五 五 五	数
	等 級
九八八八八七七七七六六六五五五四 ・ ・ ・ ・ ・ 七五二 七五二 七五二 七五二 七	
	点
二一一一一一一一 一九七五四三一〇九九八七六六五五四四 一二五九四一九八九〇一四七一六一六二	数

基礎知識	習用	応理	肉體	災害	作業	人々	人物
四	四	二	二	一	一	四	四

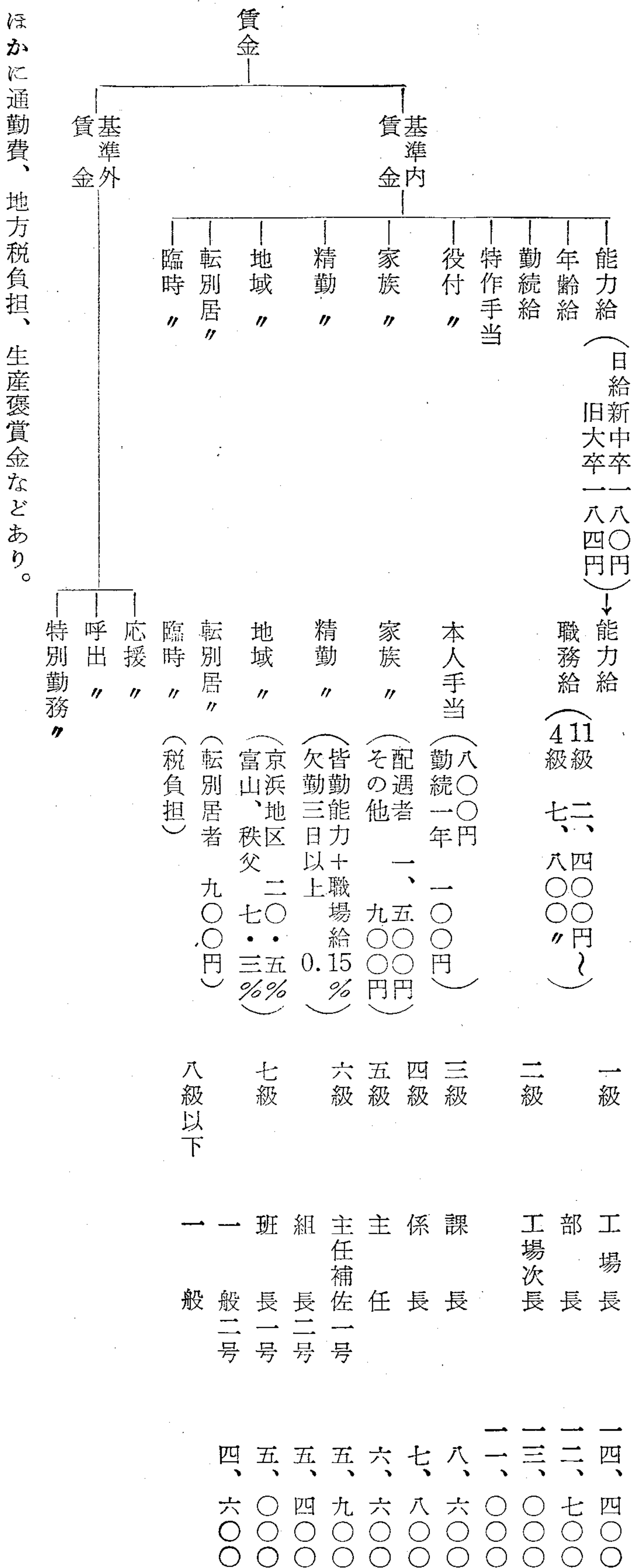
化学産業にも職階制が次第に一般化しつつあるが、たとえば昭和 電工の賃金体系と職階は次のようなものである。

評点区分	職編入級	評点区分	職編入級	評点区分	職編入級	評点区分	職編入級
三〇点超過～二六一点まで	一	四〇九点超過～四三三点まで	六	六二点超過～七三三点まで	二	一、〇三三点超過～一、〇九九点まで	一六
二六一点超過～二四四	二	四五三	七	七三	三	一、〇九九	一七
二四四	三	五〇〇	八	七八	三	一、一九二	一八
二四〇	四	五五〇	九	八五八	四	一、二九八	一九
二三〇	五	六〇四	一〇	九三三	五	一、三九四	二〇
二〇九		六六一		一、〇二三		一、五〇七	

昭和電工賃金体系

旧体系

新体系



ほかに通勤費、地方税負担、生産褒賞金などあり。

職階	職級	評点区分	評点	職務給
四		六五〇—七七九	七一〇	七、八〇〇
五		五七〇—六四九	六〇〇	六、六〇〇
六	一	五〇〇—五六九	五四〇	五、九〇〇
六	二	四七〇—四九九	九〇	五、四〇〇
七	一	四三五—四六九	四五〇	五、〇〇〇
七	二	四〇〇—四三四	四二〇	四、六〇〇
八	一	三六〇—三九九	三八〇	四、二〇〇
八	二	三三〇—三六四	三四五	三、八〇〇
九	一	三〇〇—三二九	三一五	三、五〇〇
九	二	二八〇—二九九	二九〇	三、二〇〇
一〇	一	二六〇—二七九	二七〇	三、〇〇〇
一〇	二	二三〇—二五九	二四五	二、七〇〇
一一		二二九	二一五	二、四〇〇

昭和電工の職務給の職務評価の方法は、知識3、習熟3、肉体的努力2、環境1、災害危険度1、心理緊張2、応用性2、業務責任3、指導統率責任3という九の要素について一級—九級の点数で全部の職務を評価し、その点数区分にしたがって職務の格付けがおこなわれる。ところでこの職務評価においては、責任要素が二〇分の六といふかなり高い比率を占めているので、格付けが職制に重点をおく結果にならざるをえない。

以上のような職階制は、労働者になにをもたらしているであろうか。資本家は職階制が同一労働と同一賃金を実現するものと主張しているが、実際には、差別賃金が一般化し、給与の中たるみが発生していることは否定することができない。紙パ労連では職階制が労働者になにをもたらしたかという点について、次のような結果を発表している。

賃金実体のとらえ方とその闘い方 —紙パ労連—

要 約

(一) 賃金における差別待遇の実体例には

○ 職員工員の身分差によるもの、それは月給と日給、昇給率、資格給、賃金支払日、一時金、福利厚生面の面にまで多種多様にある。

○ 学歴による差別、それは初任給の差から昇給率、昇格基準にまで及んでいる。合理的と呼ばれる職階給のなかにも、学歴差による差別賃金が資本家の秘密内規的なもので加味されている。

○ 男女性別による差別、初任給、昇給率、一時金等、その差別は甚だしい。

○ 入社年次による差別、戦前と戦後、大量採用時と少数採用時、好況時と不況時、インフレ時とデフレ時というように初任給の差とその後賃上げ、昇給等の積み重ねで修正されていないものや、かえって開きが大きくなっているものがある。

○ 職場別にも作業の軽重難易、安全衛生上の危険度、残業休出深夜業等の程度の不平等からくるさまざまな形の差別賃金がある。

○ 工場別には不当な地域給なども差別賃金の一つであるが、新しく建設された工場など、興人佐伯にみるような現地採用者二〇％減などの差別賃金が行われているところもある。

○ 忘れてならないのは上層非組合員（部課長クラス）と組合員、組合員と臨時工、常備工、日傭等の差別賃金である。これらの差別賃金ははたして公正な差等賃金—即ち、異なった質と量の労働であるから異なった賃金を与えられるのは当然と見逃してよいが、異質量を正確にはかる科学的精確な方法尺度があるのかもしれない。資本家は同一労働同一賃金原則を悪用して差別賃金を

与え、労働者のイガミ合いと労働強化競争をあり、分裂支配によつて賃金支払絶対額をできるだけ少なくしながら己の懐を肥やしている。この言い古された原則にわれわれが目ざめない限り、差別待遇撤廃の闘争はただ内部で差別尺度の基準に首を突込み味方同志のイガミ合いになるだけであり、従つて資本家の剰余価値部分奪取の方向にむかない。賃金闘争の二大眼目——最低生活保証と差別待遇撤廃はいかにして闘争力を充実させM部分を此方へ取つてくるかの観点からなされなければならない。

前記のような差別待遇の実体について職場に入りアピールしながら、不満改善の要求のポイントをつかみ出し、同じ年齢別、同じ勤続年数別、同じ家族数別に、問題になっている差別原因（身分とか学歴とか男女とか）別の賃金調査を行つて撤廃闘争の一参考資料にする。

(二) 中ダルミ人員分布の多い中堅熟練労働者を低く押え、ここからごっそり超過利潤をしぼりとりとする資本家の狙いから出てくる。大体この層は三十歳前後から四十歳くらいまでで、学歴の低い、家族持ちで熟練度の高いいわゆる働き盛りの労働者が多い。資本家は移動の少ないこの層の弱味につけこんで、高い労働力にもかかわらず低賃金に縛りつけておくことによつて、莫大な二重の搾取を行う事が出来るからだ。

賃金傾向線としてはむしろ常識的に考えて中フクラミであるべきである。この層が組合運動や闘争にどう働くかという事はわれわれが賃上げ闘争を組む上において、闘争力を結集するために特に注意すべき重要な問題である。

中ダルミ現象は年齢別、勤続年数別、家族数別等の賃金分布、人員分布を調査することによつて大体察知されるが、その原因は○職階級そのものの矛盾からくるもの。

○基本給の内容のきめ方が学歴や成績査定（人事考課）等を重視し、年齢や勤続を軽視する場合も出て来る。

○昇進ルートが円滑にゆかず、頭打ちがあつたり、役付と一般職に大きな格差のある場合も起る。

○入社年次によるもの。

○賃上げの際一律プラス・アルファの用い方の不手際からきているもの。

等種々雑多である。中ダルミとは何を基準にして言うかは、一概にいえませんが、

○年齢別、勤続別、家族数別の傾向を基準に調べてみる。

○その会社における標準的な昇進状態を基準として調べる。

そうすると差別待遇を受けている層や個人が判ってくる。いろいろの要素を考えなければならぬからこれが絶対的だという基準はない。現在の職務評価や能力評定は要素のとり方、ウェイトの定め方に矛盾がある。

中ダルミを是正してゆく基本的な考え方は

○大多数の組合員がこれをみとめ、何とかしなくてはならぬという空気があれば勇敢に是正すべきである。一方部分的な中ダルミも統一と団結の面から慎重に考慮せねばならない。

○中ダルミ問題も根本的には「喰えない賃金」であるから最低生活保障給の突き上げを併行しなければならない。

○是正の方法としては現在あるがままの傾向線（年齢別、勤続別、家族別、職階別、職種別等）の平均線以下のものをとりあえず平均線まで引上げる方法を考えてゆく。そしていかにしたら資本家の搾取率を少くすることが出来るかの観点から賃金体系の改正や一律プラス・アルファの使い方を大衆討議できめてゆくべきである。

次に前年から賃金ストップ政策の一環として各産業に採用されはじめた定期昇給制度は、五五年にはますます一般化する傾向を示すにいたった。定期昇給制度の特質はなによりも企業の賃金支払総額を増加させないことと、昇給にあたつて査定が行われることにあつた。たとえば私鉄の京浜急行では「従業員の特質・能力の判定を過去一カ年にあげた成績によつて評定し、昇給査定の基礎資料にする」ときめられてあり、勤務・協調力・責任感・能率・知記技術・理解力・判断力・企画力・創意工夫力・指導力・統率力などの項目を通じて評定を行う仕組みになっている。また京成電鉄では「昇給は人事評定により勤務成績を査定しこれに基づいておこなう」と決められ、速度・正確度・執務態度・責任感・実践力・協同・智識技能などの項目を通じて査定がおこなわれる。

定期昇給制度にたいして前にあげた紙パ労連の資料では次のようにのべられてある。

要約

資本家の行う定期昇給は労務費を増加させるものでないから資本家の腹はいたまない。成績査定で賃金奴隷を作り、職制の権力をつよめ、労働強化を押しつけて組合員の団結をみだすのが狙いである。しかし定期昇給制度の既得権は確保すべきである。従つて定期昇給の配分で組合の案をつらぬき、その上に賃上げをつみ重ねて要求するという考え方で闘う。中小企業で苦しい所は定期昇給の実施や履行を要求し、組合の示す配分をかちとる事は賃金ストップを破つて行く上に大切な事だし、頭をかかえているより是非共やらなければならない点である。

第五節 定期給与と臨時給与

五五年における臨時給与（特別に支払われた給与）が現金給与総額に占める比率（第108表）は、年平均において鉱業一〇・一％、製造業一・四五％であり、前年が前者は一〇・二、後者は一四・二であつたのに比べると鉱業は保合、製造業は若干の上昇をみている。

次に臨時給与が現金給与総額中に占める比率を月別にみると、まず鉱業では七月（一八・六）、十二月（三四・六）が大きな比率を

第108表 鉱業・製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合

	鉱業	製造業
1955年 1月	7.9	8.2
2月	0.5	1.3
3月	0.2	2.0
4月	4.2	1.8
5月	2.4	1.4
6月	7.7	15.2
7月	18.6	28.4
8月	14.1	7.2
9月	0.9	2.0
10月	1.3	2.3
11月	0.4	3.8
12月	34.6	44.6
1955年平均	10.1	14.5

〔備考〕 労働省「毎勤」より算出。

示しており、また製造業でも七月（二八・四）、十二月（四四・六）の比率が高い。しかし、鉱業・製造業とも七月、十二月の比率は前年よりやや下回っている。

夏季、年末特別給与の支給事業所分布を第109表によってみると、夏季手当では五五年において、〇・五月～〇・七五月までの企業が七・六％を占めてもっとも多く、次に多いのが〇・七五月から一月までの企業が一三・〇％で、前年の九・七％よりも増加している。また支給しない事業所は前年の三五・一％から三四・五％に減少をみている。年末手当では、五五年において、〇・五月～〇・七五月までの企業が一四・八％でもっとも多く、ついで〇・二五月～〇・五月までが一三・四％となっており、〇・七五月から一月までの企

第110表 産業別にみた定期給与と臨時給与（常用労働者）

(單位:円)

業 業 別		月別		1 月		2 月		3 月		4 月		5 月		6 月	
産 業 別		給与内訳		定 期	臨 時	定 期	臨 時	定 期	臨 時	定 期	臨 時	定 期	臨 時	定 期	臨 時
		給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額
総鉄製	造 製 造	15,734*	1,306*	15,854*	172*	15,778*	1,081*	16,099*	591*	15,551	241	15,746	3,736		
武食煙紡衣木家紙印化石油	造 製 造	16,282*	1,388*	16,131*	78*	16,775*	42*	16,764*	738*	16,272	394	16,520	1,387		
材具おおよび類お	造 製 造	14,259*	1,266*	14,662*	192*	14,410*	290*	14,912*	280*	14,190	207	14,410	2,605		
服材具おおよび類お	造 製 造	13,396*	1,543*	13,339*	129*	12,957*	1,324*	13,427*	1,642*	12,437	241	12,231	5,429		
衣服材具おおよび類お	造 製 造	16,367*	1,495*	16,352*	0*	17,887*	7,155*	15,809*	0*	16,188	0	16,205	9,566		
衣食物草	造 製 造	9,058*	619*	9,582*	66*	9,141*	54*	9,639*	51*	9,079	44	9,311	1,826		
木家紙印化石油	造 製 造	7,692*	1,312*	8,142*	304*	8,119*	61*	8,173*	5*	7,700	69	7,609	6,200		
家具おおよび類お	造 製 造	9,746*	821*	10,283*	26*	9,930*	45*	10,354*	129*	9,840	21	9,949	7,333		
家具おおよび類お	造 製 造	10,818*	261*	11,734*	0*	11,859*	63*	12,298*	372*	10,802	55	10,946	3,055		
家具おおよび類お	造 製 造	18,099*	5,117*	18,433*	729*	17,774*	897*	18,266*	167*	17,446	424	18,211	2,495		
家具おおよび類お	造 製 造	16,469*	669*	17,252*	440*	16,928*	244*	17,379*	795*	16,515	402	16,505	2,843		
家具おおよび類お	造 製 造	16,867*	3,104*	16,775*	150*	16,476*	176*	16,888*	957*	16,465	952	16,600	4,616		
家具おおよび類お	造 製 造	19,489*	2,231*	19,640*	1*	18,972*	580*	19,291*	0*	18,739	1,906	18,847	19,100		
家具おおよび類お	造 製 造	12,829*	1,661*	12,997*	32*	12,670*	138*	13,071*	0*	12,120	130	12,148	1,084		
家具おおよび類お	造 製 造	12,875*	884*	14,266*	0*	14,299*	0*	14,285*	11*	12,554	46	12,395	1,200		
家具おおよび類お	造 製 造	15,235*	1,274*	15,235*	266*	14,813*	1,207*	15,292*	219*	14,859	78	14,941	4,323		
家具おおよび類お	造 製 造	19,560*	1,176*	19,205*	248*	19,457*	6*	19,950*	90*	19,665	23	19,755	2,182		
家具おおよび類お	造 製 造	14,144*	771*	15,167*	87*	14,461*	8*	15,174*	173*	14,700	191	14,691	2,299		
家具おおよび類お	造 製 造	14,205*	430*	14,958*	216*	14,666*	207*	15,316*	98*	14,653	51	14,918	1,264		
家具おおよび類お	造 製 造	15,350*	980*	15,655*	73*	15,607*	22*	16,172*	62*	15,641	255	16,076	3,537		
家具おおよび類お	造 製 造	17,598*	668*	18,477*	328*	18,381*	21*	19,408*	63*	18,458	32	18,924	6,739		
家具おおよび類お	造 製 造	15,137*	1,016*	15,802*	267*	15,444*	86*	15,849*	31*	14,364	5	15,127	2,294		
家具おおよび類お	造 製 造	10,770*	2,914*	11,899*	380*	11,583*	254*	11,861*	49*	9,897	54	10,034	4,577		
家具おおよび類お	造 製 造	16,520*	1,992*	15,902*	262*	15,727*	873*	16,040*	1,432*	14,559	716	14,500	3,823		
家具おおよび類お	造 製 造	19,547*	722*	19,074*	163*	19,388*	10,730*	19,907*	4,730*	18,704	154	19,179	9,321		
家具おおよび類お	造 製 造	17,799*	1,289*	17,700*	139*	17,711*	1,452*	17,746*	233*	17,157	607	17,723	12,829		
家具おおよび類お	造 製 造	17,094*	1,607*	17,011*	144*	16,760*	978*	17,238*	151*	18,068	151	18,197	5,739		
家具おおよび類お	造 製 造	18,465*	313*	18,463*	29*	19,397*	3,123*	17,845*	187*	17,583	166	17,693	1,137		
家具おおよび類お	造 製 造	20,834*	1,126*	20,460*	307*	20,376*	1,305*	20,605*	851*	21,321	254	21,277	11,973		
家具おおよび類お	造 製 造	12,680*	550*	12,971*	59*	13,088*	167*	13,167*	125*	12,911	283	12,986	19,450		
家具おおよび類お	造 製 造	12,499*	581*	12,783*	17*	12,862*	160*	12,991*	131*	12,668	102	12,720	2,621		
家具おおよび類お	造 製 造	14,111*	305*	14,464*	398*	14,893*	221*	14,538*	74*	14,609	1,547	14,783	2,568		

産 業 別	月 別		7		8		9		10		11		12	
	給与内訳		定 期 給与額	月 時 給与額	定 期 給与額	月 時 給与額	定 期 給与額	月 時 給与額	定 期 給与額	月 時 給与額	定 期 給与額	月 時 給与額	定 期 給与額	月 時 給与額
総 数	製造業	製造業	15,724	5,929	15,803	1,676	15,973	876	16,088	575	16,289	592	16,635	15,442
鉄 鋼	製造業	製造業	16,907	3,868	16,735	2,745	16,945	162	17,233	227	17,334	62	17,564	9,297
食 料	製造業	製造業	14,295	5,678	14,449	1,150	14,678	305	14,685	351	14,943	598	15,375	12,409
食 料	製造業	製造業	12,459	4,368	13,305	39	13,372	859	13,394	0	13,402	0	14,164	8,832
食 料	製造業	製造業	12,182	4,808	12,447	1,841	12,556	1,215	12,570	637	12,837	846	13,130	15,031
食 料	製造業	製造業	15,807	2,680	15,898	0	15,409	1,883	15,821	0	16,093	0	16,422	23,151
食 料	製造業	製造業	9,255	1,809	9,315	866	9,529	213	9,171	191	9,182	207	9,862	7,887
食 料	製造業	製造業	7,745	1,652	7,697	1,058	7,994	81	8,009	86	8,200	40	8,506	4,706
食 料	製造業	製造業	10,086	1,045	10,234	1,568	10,173	167	9,984	133	10,266	0	10,788	5,271
食 料	製造業	製造業	10,694	1,208	10,824	450	11,036	16	11,202	18	11,621	4	12,255	3,791
食 料	製造業	製造業	18,150	11,668	17,989	3,396	18,003	538	17,801	1,085	18,347	613	18,344	21,075
食 料	製造業	製造業	16,352	5,917	16,585	1,105	16,816	123	17,142	523	17,447	661	18,036	12,998
食 料	製造業	製造業	16,891	7,855	17,014	1,926	17,085	510	17,154	1,087	17,315	957	17,465	18,625
食 料	製造業	製造業	18,801	5,522	19,128	692	18,939	153	18,993	80	18,956	5,594	19,071	25,715
食 料	製造業	製造業	11,842	5,916	11,876	1,201	12,526	193	12,442	340	12,333	117	12,546	12,227
食 料	製造業	製造業	12,261	3,437	12,608	458	13,179	51	13,224	21	13,442	0	14,229	6,642
食 料	製造業	製造業	14,793	5,472	14,881	1,853	14,994	101	15,035	588	15,381	128	15,798	12,657
食 料	製造業	製造業	19,721	10,763	20,020	788	20,122	479	20,743	379	21,161	2,762	21,378	15,704
食 料	製造業	製造業	14,674	3,602	14,652	484	15,185	59	14,909	65	15,210	87	16,063	9,423
食 料	製造業	製造業	14,669	3,291	14,976	1,301	15,217	217	15,337	137	15,760	150	16,301	8,604
食 料	製造業	製造業	15,857	6,654	15,956	251	16,197	62	16,092	59	16,278	42	16,719	12,709
食 料	製造業	製造業	18,393	10,958	18,676	659	19,280	35	19,325	100	19,776	429	20,091	15,246
食 料	製造業	製造業	14,744	6,901	14,677	1,127	15,124	407	15,216	29	15,382	110	15,940	12,439
食 料	製造業	製造業	9,797	1,844	10,023	1,290	10,206	211	10,195	133	10,447	71	10,656	5,979
食 料	製造業	製造業	14,564	5,415	14,651	1,570	14,785	894	14,745	1,082	14,956	821	15,209	14,522
食 料	製造業	製造業	19,233	6,508	19,106	922	19,199	9,374	19,631	3,678	19,430	848	19,623	22,419
食 料	製造業	製造業	17,933	4,059	17,628	481	17,333	217	17,173	234	17,199	795	17,934	22,429
食 料	製造業	製造業	18,230	7,143	18,249	2,768	18,302	564	18,590	375	18,772	606	19,016	22,895
食 料	製造業	製造業	17,657	8,944	17,813	2,687	17,905	305	18,039	178	18,375	537	18,429	20,439
食 料	製造業	製造業	18,205	3,45	17,663	3,183	17,707	836	18,184	287	18,061	27	18,848	24,998
食 料	製造業	製造業	21,228	8,873	21,455	2,510	21,336	1,464	22,120	1,549	22,012	1,922	22,373	32,319
食 料	製造業	製造業	13,241	2,186	13,467	755	13,414	186	13,309	59	13,706	201	14,197	8,978
食 料	製造業	製造業	12,997	2,178	13,275	713	13,142	182	13,064	37	13,432	52	13,907	9,260
食 料	製造業	製造業	14,851	2,238	14,722	1,031	15,174	212	14,865	194	15,407	1,127	15,969	7,621
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,744	6,901	14,677	1,127	15,124	407	15,216	29	15,382	110	15,940	12,439
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	9,797	1,844	10,023	1,290	10,206	211	10,195	133	10,447	71	10,656	5,979
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,564	5,415	14,651	1,570	14,785	894	14,745	1,082	14,956	821	15,209	14,522
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	19,233	6,508	19,106	922	19,199	9,374	19,631	3,678	19,430	848	19,623	22,419
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	17,933	4,059	17,628	481	17,333	217	17,173	234	17,199	795	17,934	22,429
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	18,230	7,143	18,249	2,768	18,302	564	18,590	375	18,772	606	19,016	22,895
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	17,657	8,944	17,813	2,687	17,905	305	18,039	178	18,375	537	18,429	20,439
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	18,205	3,45	17,663	3,183	17,707	836	18,184	287	18,061	27	18,848	24,998
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	21,228	8,873	21,455	2,510	21,336	1,464	22,120	1,549	22,012	1,922	22,373	32,319
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	13,241	2,186	13,467	755	13,414	186	13,309	59	13,706	201	14,197	8,978
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	12,997	2,178	13,275	713	13,142	182	13,064	37	13,432	52	13,907	9,260
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,851	2,238	14,722	1,031	15,174	212	14,865	194	15,407	1,127	15,969	7,621
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,744	6,901	14,677	1,127	15,124	407	15,216	29	15,382	110	15,940	12,439
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	9,797	1,844	10,023	1,290	10,206	211	10,195	133	10,447	71	10,656	5,979
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,564	5,415	14,651	1,570	14,785	894	14,745	1,082	14,956	821	15,209	14,522
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	19,233	6,508	19,106	922	19,199	9,374	19,631	3,678	19,430	848	19,623	22,419
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	17,933	4,059	17,628	481	17,333	217	17,173	234	17,199	795	17,934	22,429
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	18,230	7,143	18,249	2,768	18,302	564	18,590	375	18,772	606	19,016	22,895
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	17,657	8,944	17,813	2,687	17,905	305	18,039	178	18,375	537	18,429	20,439
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	18,205	3,45	17,663	3,183	17,707	836	18,184	287	18,061	27	18,848	24,998
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	21,228	8,873	21,455	2,510	21,336	1,464	22,120	1,549	22,012	1,922	22,373	32,319
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	13,241	2,186	13,467	755	13,414	186	13,309	59	13,706	201	14,197	8,978
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	12,997	2,178	13,275	713	13,142	182	13,064	37	13,432	52	13,907	9,260
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,851	2,238	14,722	1,031	15,174	212	14,865	194	15,407	1,127	15,969	7,621
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,744	6,901	14,677	1,127	15,124	407	15,216	29	15,382	110	15,940	12,439
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	9,797	1,844	10,023	1,290	10,206	211	10,195	133	10,447	71	10,656	5,979
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,564	5,415	14,651	1,570	14,785	894	14,745	1,082	14,956	821	15,209	14,522
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	19,233	6,508	19,106	922	19,199	9,374	19,631	3,678	19,430	848	19,623	22,419
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	17,933	4,059	17,628	481	17,333	217	17,173	234	17,199	795	17,934	22,429
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	18,230	7,143	18,249	2,768	18,302	564	18,590	375	18,772	606	19,016	22,895
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	17,657	8,944	17,813	2,687	17,905	305	18,039	178	18,375	537	18,429	20,439
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	18,205	3,45	17,663	3,183	17,707	836	18,184	287	18,061	27	18,848	24,998
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	21,228	8,873	21,455	2,510	21,336	1,464	22,120	1,549	22,012	1,922	22,373	32,319
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	13,241	2,186	13,467	755	13,414	186	13,309	59	13,706	201	14,197	8,978
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	12,997	2,178	13,275	713	13,142	182	13,064	37	13,432	52	13,907	9,260
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,851	2,238	14,722	1,031	15,174	212	14,865	194	15,407	1,127	15,969	7,621
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,744	6,901	14,677	1,127	15,124	407	15,216	29	15,382	110	15,940	12,439
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	9,797	1,844	10,023	1,290	10,206	211	10,195	133	10,447	71	10,656	5,979
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	14,564	5,415	14,651	1,570	14,785	894	14,745	1,082	14,956	821	15,209	14,522
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	19,233	6,508	19,106	922	19,199	9,374	19,631	3,678	19,430	848	19,623	22,419
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	17,933	4,059	17,628	481	17,333	217	17,173	234	17,199	795	17,934	22,429
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	18,230	7,143	18,249	2,768	18,302	564	18,590	375	18,772	606	19,016	22,895
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	17,657	8,944	17,813	2,687	17,905	305	18,039	178	18,375	537	18,429	20,439
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	18,205	3,45	17,663	3,183	17,707	836	18,184	287	18,061	27	18,848	24,998
卸金不 運輸通 の他 の公 益事	製造業	製造業	21,228	8,8										

〔備考〕 1) 総数には不動産業を含み、建設業は含まない。2)
3) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

第109表 夏季・年末特別給与支給事業所の分布

	夏 季		年 末	
	1954年	1955年	1954年	1955年
0.25月未満	8.8%	8.8%	7.5%	7.2%
0.25月以上0.50 "	13.8	14.6	13.4	13.4
0.50 " 0.75 "	21.9	17.6	14.8	14.8
0.75 " 1.0 "	9.7	13.0	12.4	10.6
1.0 " 1.5 "	6.5	7.7	25.8	23.6
1.5 " 2.0 "	2.6	2.5	4.9	6.4
2.0 " 2.5 "	0.9	0.8	1.4	1.6
2.5 " 3.0 "	0.4	0.4	0.6	0.7
3.0 "	0.2	0.2	0.3	0.3
支給しない事業所	35.1	34.5	18.9	21.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計」による。何ヵ月分といふ支給するからわける。特別に除く。労働給分といふ場合より。給与には超過の何ヵ月分といふ場合より。給与には超過の何ヵ月分といふ場合より。

業は前年の一二・六%から一〇・六%に減少している。さらに支給しない企業は前年の一八・九%から二一・四%に増加している。以上のことを要約すれば、五五年は前年に比べて夏季手当が若干よく、年末手当がいくらかわるかったといえるであろう。

臨時給与を産業別にみると（第110表）、七月にもっとも多く支給されている産業は、紙および類似品製造業（一万一六六八円）、次に運送用機械器具製造業（一万九五八円）、第一次金属製造業（一万七六三円）となっており、また一二月にもっとも多く支給された

産業はその他の公益事業（三万二三一九円）、ついで石油および石炭製品製造業（二万五七一五円）、金融および保険業（二万二四一九円）の順となっている。前年の傾向と大差ないといつてよいであろう。

第六節 賃金不払の状況

一九五五年における賃金不払事件件数は、第112表のように、当年把握した件数では、五四年が二万五〇八六件であるのたいして五年は二万七一一〇件であり、八・一%の増加を示している。また総不払件数でも、五四年二万七九八二件であるのに対して、五五年は三万一八六五件に増加している。

ところが賃金不払事件金額では、当年新たに増加した不払金額が前年の九一六万二三九二円から、七三八万二〇五二円に、また総不払金額が前年の九六〇万五八〇一円から八八万七六六六円にそれぞれ減少をみている。このように件数では増加し、金額で減少しているのは、大企業の賃金不払が減少し、中小企業の賃金不払が増大したことをいみするものといつてよい。すなわち、経済情勢が五五年において若干好転したとはいふものの、依然として中小企業の経営危機が深刻であることを物語るものである。

この点は、企業規模別の賃金不払発生件数の月別推移をみるとさらに明瞭になる（第113表）。すなわち、三〇〇人以上の大企業の比率をみると毎月一%台であり、下期にはとくに減少の傾向を示している。前年が五乃至七%であったから、五五年においては大企業の賃金不払は非常に少なくなったといつてよい。一〇〇〜二九九人の規模になると毎月三%から四%の比率を示して、やや増加し、さらに一〇〜九九人の企業ではぐんとふえて三〇%台を示している。し

第三編 労働条件

第111表 賃金不払事件金額 (単位 1,000円)

年 月 別	項 目	前年(月) より未解決 の不払金額	当年(月) 新に増加し た不払金額	総不払金額	解決金額	差 引 不払金額
1950年		1,215,209	13,886,350	15,101,559	13,889,159	1,212,400
1951年		1,212,400	6,246,970	7,459,370	6,869,910	589,460
1952年		589,460	4,733,233	5,322,693	5,007,795	314,898
1953年		314,898	3,895,032	4,209,929	3,766,520	443,409
1954年		443,409	9,162,392	9,605,801	8,129,987	1,475,814
1955年		1,475,814	7,382,052	8,857,866	7,692,360	1,165,507
1955年	1月	1,475,814	528,125	2,003,939	460,114	1,543,825
	2月	1,543,825	650,285	2,194,111	554,021	1,640,090
	3月	1,640,090	582,833	2,222,923	606,001	1,616,922
	4月	1,616,922	663,637	2,280,559	562,045	1,718,514
	5月	1,718,514	641,511	2,360,025	616,541	1,743,484
	6月	1,743,484	720,241	2,463,725	704,035	1,759,690
	7月	1,759,690	654,031	2,413,721	670,635	1,743,086
	8月	1,743,086	626,953	2,370,039	749,248	1,620,791
	9月	1,620,791	666,734	2,287,525	692,149	1,595,376
	10月	1,595,376	568,385	2,163,761	588,897	1,574,864
	11月	1,574,864	587,489	2,162,353	617,913	1,544,440
	12月	1,544,440	491,828	2,036,268	870,761	1,165,507

〔備考〕 労働省労働基準局監督課調。

第112表 賃金不払事件件数

年 月 別	項 目	前年(月) より未解決 の件数	当年(月) 把握した 件数	総不払件数	解決件数	差 引 不払件数
1950年		3,413	29,640	33,053	27,624	5,429
1951年		5,429	19,170	24,599	20,798	3,801
1952年		3,801	17,880	21,681	18,749	2,932
1953年		2,932	20,180	23,112	20,216	2,896
1954年		2,896	25,086	27,982	23,227	4,755
1955年		4,755	27,119	31,865	26,747	5,117
1955年	1月	4,755	2,064	6,819	2,029	4,790
	2月	4,790	2,167	6,957	1,998	4,959
	3月	4,959	2,129	7,088	2,084	5,004
	4月	5,004	2,027	7,031	1,963	5,068
	5月	5,068	2,224	7,292	2,099	5,193
	6月	5,193	2,164	7,357	2,045	5,312
	7月	5,312	2,402	7,714	2,180	5,534
	8月	5,534	2,641	8,175	2,535	5,640
	9月	5,640	2,325	7,965	2,335	5,630
	10月	5,630	2,140	7,770	2,192	5,578
	11月	5,578	2,250	7,828	2,031	5,797
	12月	5,797	2,577	8,374	3,257	5,117

〔備考〕 労働省労働基準局監督課調。

第113表 賃金不払事件規模別状況

規 模 別 年 月	300人以上		100～299人		10～99人		1～9人		計	
	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比
1955年1月	86	1.8	185	3.9	1,831	38.2	2,688	56.1	4,790	100.0
2月	90	1.8	196	4.0	1,874	37.8	2,799	56.4	4,959	100.0
3月	89	1.8	190	3.8	1,870	37.4	2,855	57.0	5,004	100.0
4月	93	1.8	191	3.8	1,883	37.2	2,901	57.2	5,068	100.0
5月	95	1.8	203	3.9	1,901	36.6	2,994	57.7	5,193	100.0
6月	99	1.9	206	3.9	1,958	36.8	3,049	57.4	5,312	100.0
7月	100	1.8	210	3.8	1,979	35.8	3,245	58.6	5,534	100.0
8月	95	1.7	195	3.4	1,995	35.4	3,355	59.5	5,640	100.0
9月	88	1.6	193	3.4	2,000	35.5	3,349	59.5	5,630	100.0
10月	84	1.5	189	3.4	1,947	34.9	3,358	60.2	5,578	100.0
11月	82	1.4	198	3.4	2,048	35.3	3,469	59.9	5,797	100.0
12月	64	1.2	148	2.9	1,704	33.3	3,201	62.6	5,117	100.0

〔備考〕 件数は各月末現在未解決件数である。

労働省労働基準局監督課調。

かしこれらの規模の企業は大企業と同様に下期になるといくらか好転している。ところが一〇九人の企業では、毎月五〇％台の比率であるばかりでなく、下期になるとかえって比率が増加し、六〇％台をこえている。このように賃金不払の状況では、大企業と中小企業がきわだった対照をみせているといってよいであろう。

第二章 労働時間

一九五五年中における労働時間の推移を、「毎月勤労統計結果表」における一人平均月間実労働時間数の推移によってみると第114表の通りである。

〔注〕「毎月勤労統計調査」は五五年五月に設計の変更、調査事業所の抽出替等をおこない、同月には新旧両対象による重複調査がおこなわれているが、両調査の結果には若干の食い違いを生じた。以下の各表の労働時間数および出勤日数の実数の五五年平均および半期別の平均は、この食い違いを調整せずに算出しているが、増減比率および格差はすべてこれを調整して算定されているので注意されたい。

一九五〇年以降毎年の月間総実労働時間数の推移（第115表）では五四年を除くほかは各年とも前年より増加をみており、最近数年間一貫して上昇傾向を続けたということができる。しかし、これを産業別にみると製造業および卸売ならびに小売業は大体増加傾向にあるといえるが、運輸通信およびその他の公益事業は明らかに減少の傾向をたどり、また鉱業、金融および保険業では一貫した傾向が認められず、産業別傾向はそれぞれ異なった動きを示している。とくに製造業の総実労働時間数の推移についてみると、五四年は

第114表 産業別1人平均月間総実労働時間数の推移（1055年，規模計，男女計）

産業別	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総鉄製	数業業	181.5	192.0	189.9	197.5	189.9	198.7	196.9	198.5	198.5	196.5	195.7	202.5
器	造製	183.6	182.4	194.6	188.7	186.4	190.6	194.2	190.1	193.3	195.8	196.4	199.6
料	造製	178.1	198.5	189.5	202.6	193.5	202.9	199.6	231.0	203.5	199.3	200.7	207.1
武食煙紡衣木家紙印化石油	造製	—	—	—	—	197.6	217.9	208.1	215.1	212.2	205.8	202.5	213.4
服材具	造製	188.7	203.2	189.7	203.6	199.2	205.1	203.8	204.9	206.1	203.0	204.7	212.3
おおよ	造製	166.6	169.3	192.1	174.1	170.2	168.6	175.7	177.6	170.9	175.3	166.3	165.5
おおよ	造製	178.6	202.5	189.1	205.9	197.2	203.4	202.6	200.4	205.1	197.1	195.2	208.3
おおよ	造製	173.0	191.8	182.7	204.1	197.5	199.4	197.5	194.9	200.5	198.0	200.2	207.9
おおよ	造製	183.5	206.3	196.2	208.4	201.5	203.2	206.2	206.3	203.6	201.0	204.3	214.9
おおよ	造製	182.0	212.2	201.6	215.4	206.4	210.7	204.5	209.1	212.1	208.4	215.0	222.5
紙印刷	造製	191.8	209.1	193.2	208.9	204.8	213.6	209.8	209.5	213.3	208.4	211.9	213.2
油	造製	193.3	209.4	207.3	214.0	207.7	217.9	212.2	212.5	213.0	216.8	219.9	227.8
おおよ	造製	172.7	185.7	175.6	187.1	179.0	189.9	187.2	189.4	189.7	183.6	187.1	186.4
おおよ	造製	185.0	199.1	188.2	194.5	183.1	194.4	194.8	195.0	194.6	189.9	192.6	198.1
おおよ	造製	176.2	199.5	191.0	201.4	190.6	196.7	194.2	194.2	202.6	197.3	194.8	197.3
おおよ	造製	163.7	194.4	183.6	197.4	197.0	202.1	199.2	199.7	206.6	205.1	207.1	215.2
おおよ	造製	181.7	199.4	190.1	201.9	195.3	202.2	196.7	200.1	202.4	198.3	200.3	206.5
おおよ	造製	183.9	193.9	196.8	203.7	194.7	202.2	199.5	201.3	199.8	200.0	200.2	205.4
おおよ	造製	184.0	211.6	189.7	212.2	199.3	212.2	206.4	208.7	212.4	208.9	213.3	219.6
おおよ	造製	174.6	198.5	184.0	203.7	194.6	207.6	201.0	209.7	208.5	204.8	207.6	213.3
おおよ	造製	169.5	193.2	184.0	197.2	181.2	199.5	194.7	195.3	200.3	195.8	198.5	203.0
おおよ	造製	169.1	196.3	189.0	203.2	189.3	204.0	198.2	200.6	207.6	203.4	204.9	208.8
おおよ	造製	172.3	198.0	184.9	199.5	188.6	203.8	198.3	199.4	202.1	196.9	199.4	204.1
おおよ	造製	173.8	203.6	191.7	207.1	198.3	205.9	199.8	205.7	207.0	202.1	207.5	211.7
おおよ	造製	180.8	185.2	182.9	192.8	184.7	196.0	194.7	196.9	193.3	193.2	191.7	198.3
おおよ	造製	164.1	170.8	179.4	181.2	166.3	181.9	177.4	181.1	178.0	178.3	170.3	184.6
おおよ	造製	—	—	—	—	188.7	195.1	195.2	198.5	194.0	191.6	187.8	193.2
おおよ	造製	191.6	187.2	192.8	193.7	189.2	195.8	196.1	199.4	194.4	195.2	190.9	197.9
おおよ	造製	196.4	192.5	195.4	200.3	195.7	201.9	201.4	205.6	201.1	201.7	199.3	202.5
おおよ	造製	184.2	176.2	188.7	177.6	175.9	182.4	184.4	184.6	177.7	180.1	170.8	189.5
おおよ	造製	176.0	175.5	184.5	182.5	177.5	186.4	187.5	191.4	186.9	186.7	179.9	187.1
おおよ	造製	180.8	187.8	193.5	191.8	191.9	196.7	198.0	203.5	197.7	196.3	198.2	205.7
おおよ	造製	180.3	186.7	192.9	190.8	191.2	195.2	197.1	203.0	196.5	195.5	196.6	...
おおよ	造製	184.8	197.1	197.8	199.6	197.3	206.8	204.0	206.8	205.7	201.4	208.3	...

〔備考〕 1) 1955年5月より産業分類の区分に変更がある。総数には建設業は含まない。 2) 「毎月勤労統計調査」による。

第115表 産業別月間総実労働時間数およびその対前年同期増減率 (単位 時間および%)

調査産業	総数	鉱業	製造業	卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信およびその他の公益事業
1950年平均	189.4 ()	186.5	189.0	185.9	172.2	—
51年 "	192.2 (+1.5)	190.0 (+1.9)	192.8 (+2.0)	185.8 (—0.1)	172.3 (+0.1)	195.8 (—)
52年 "	192.5 (+0.2)	183.9 (—3.2)	194.4 (+0.8)	187.9 (+1.1)	177.7 (+3.1)	195.6 (—0.1)
53年 "	194.4 (+1.0)	191.5 (+4.2)	196.7 (+1.2)	188.0 (+0.1)	177.0 (—0.4)	195.3 (—0.2)
54年 "	163.6 (—0.4)	190.2 (—0.7)	195.9 (—0.4)	188.4 (+0.2)	175.9 (—0.6)	194.4 (—0.5)
55年 "	194.8 (+0.4)	191.3 (+0.9)	198.0 (+0.4)	190.9 (+1.0)	176.1 (+0.5)	193.7 (—0.1)

〔備考〕 1) 55年の対前年同期増減率は55年5月に調査の設計の変更、調査事業所の抽出替等が行われたので新旧両調査の食い違いを調整した上で算定した。本表の実数はこれを調整していないから本表の55年平均を54年平均で割って増減率を算定しても()内の率と必ずしも一致しない。

2) 「調査産業総数」には上掲のほか不動産業を含む6業種。

年初から次第に減少の傾向をたどったのに対し、五五年ではこれが逆に増加の傾向を示している。すなわち、五五年平均は一九八・〇時間で五四年の一九五・九時間よりわずか〇・四%増とほとんど変化がないといつてよいが、これを上半期平均と下半期平均に分けて前年同期と比較してみると上半期は〇・九%減、下半期は〇・六%増となつて両年に前述のごとき傾向の差異がみられる(第116表)。

規模別労働時間 製造業における総実労働時間数の規模別格差を規模五〇〇人以上を一〇〇とした比率によって五五年平均についてみると(第117表)、一〇〇—四九九人が一〇四・六、三〇—九九人が一〇七・七となつてゐるが、これを五四年平均の一〇四・一および一〇六・三に比べると規模別格差はやや拡大している。そして、特に三〇—九九人の規模とそれ以上の規模との格差が拡大しているが、これは五〇〇人以上あるいは一〇〇—四九九人の規模では五五年の総実労働時間数が五四年のそれとほぼ保合あるいはわずかな増

加であつたのに対し、九九—三〇〇人の規模の増加率が大きかつたことによつてゐる。

労働者の種類別労働時間 製造業労働者の種類別格差についてみると(第118表)、五五年平均では生産労働者を一〇〇として管理事務および技術労働者は九七・三であつた。五四年平均で九八・六であつたのと比べてやや拡大しているが、これは生産労働者の総実労働時間数の五五年平均が五四年平均より一・一%増加したのに対し、管理・事務および技術労働者のそれは逆に〇・五%減とわずかながら減少したためである。また生産労働者、管理・事務および技術者について、それぞれの性別格差をみると第118表のごとく前者においてはやや拡大、後者はやや縮小の傾向がみられている。すなわち、男子の総実労働時間数を一〇〇とした女子のその比率は生産労働者では五四年平均が九三・五、五五年平均が九三・〇とわずかに拡大、管理・事務および技術労働者では五四年平均九四・九、五五年

第116表 所定内、所定外別実労働時間数および出勤日数（製造業）
（単位 時間）

	総実労働 時間数 A	所定内 労働時 間数 B	所定外 労働時 間数 C	C/B ×100	出勤日 数 D	1日当り 労働時間 数 (A/D)
54 年 平 均	195.9 (-0.4)	178.4 (+0.6)	17.6 (-9.1)	9.9	23.7	8.3
" 上半期 "	195.2 (+0.9)	176.1 (+0.9)	19.1 (-1.2)	10.8	23.1	8.3
" 下半期 "	196.6 (-1.7)	180.5 (+0.3)	16.1 (-19.0)	9.9	24.1	8.2
55 年 平 均	198.0 (+0.4)	179.7 (+0.2)	18.3 (+1.7)	10.0	23.9	8.3
" 上半期 "	194.2 (-0.9)	177.1 (+0.3)	17.1 (-11.4)	9.6	23.5	8.2
" 下半期 "	201.9 (+1.6)	182.3 (+0.2)	19.6 (+17.3)	10.5	24.2	8.3

〔備考〕（ ）内は対前年同期増減率。

第117表 事業所規模別総実労働時間数（製造業）
（単位 時間）

	500人以上	100～499人	30～99人
54 年 平 均	190.5(100.0)	198.4(104.1)	202.5(106.3)
" 上半期 "	191.1(100.0)	197.0(103.1)	200.3(104.8)
" 下半期 "	189.8(100.0)	199.8(105.3)	204.7(107.9)
55 年 平 均	190.9(100.0)	199.6(104.6)	207.2(107.7)
" 上半期 "	187.7(100.0)	196.2(104.5)	202.3(107.3)
" 下半期 "	194.0(100.0)	203.0(104.6)	212.1(108.0)

〔備考〕（ ）内は500人以上を100とした比率。

第118表 労働者の種類および性別総実労働時間数（製造業）
（単位 時間）

	生 産 労働者	管理事務技術 労働者	生 産 勞 働 者		管理事務技術 労働者	
			男	女	男	女
54 年 平 均	196.4 (100.0)	194.1 (98.8)	201.0 (100.0)	188.0 (93.5)	196.4 (100.0)	186.4 (94.9)
" 上半期 "	195.8 (100.0)	193.1 (98.6)	201.2 (100.0)	185.8 (92.3)	195.5 (100.0)	185.0 (94.6)
" 下半期 "	197.1 (100.0)	195.1 (99.0)	200.7 (100.0)	190.2 (94.8)	197.3 (100.0)	187.9 (95.2)
55 年 平 均	200.0 (100.0)	194.4 (97.3)	203.8 (100.0)	190.6 (93.0)	196.4 (100.0)	187.5 (95.3)
" 上半期 "	196.9 (100.0)	191.0 (97.0)	199.3 (100.0)	187.5 (93.8)	192.9 (100.0)	184.4 (95.5)
" 下半期 "	203.0 (100.0)	197.9 (97.6)	208.2 (100.0)	193.8 (92.3)	200.0 (100.0)	190.6 (95.1)

平均九五・三とやや縮小して逆の傾向を示している。
所定内労働時間 最近数年間において所定内労働時間は全般的に漸増の傾向を示しており（第119表）、これが労働時間数の動きの大きな特徴点をなしている。まず、製造業における所定内労働時間数が事業所規模別にいかなる推移を示すかをみると第120表のごとくで

ある。すなわち、五一年、五四年および五五年の各下半期平均の所定内労働時間数は各規模とも増加の傾向で、その増加の度合は小規模事業所のほうが高く、五五年下半期平均を五一年下半期平均と比較した場合、五〇〇人以上の規模は一・二％増、一〇〇―四九九人の規模は二・一％増に対し、三〇―九九九人の規模は四・三％増と

第119表 産業別、月間所定内労働時間数およびその対前年増減率
(単位 時間および%)

	調査産 業総数	鉱業	製造業	卸売 および 小売業	金融 および 保険業	運輸通信 およびその 他の公益 事業
1950年平均	174.2	167.3	174.9	173.6	161.1	—
51年 "	174.9 (+0.4)	168.5 (+0.7)	175.7 (+0.5)	175.4 (+1.0)	159.2 (-1.2)	177.8 (—)
52年 "	175.3 (+0.2)	162.4 (-3.6)	176.9 (+0.7)	177.0 (+0.9)	162.9 (+2.3)	179.1 (+0.7)
53年 "	176.5 (0.7)	171.4 (+5.5)	177.2 (+0.2)	177.2 (+0.1)	163.1 (+0.1)	179.1 (0)
54年 "	177.5 (+0.6)	172.4 (+0.6)	178.4 (+0.7)	177.8 (+0.3)	163.8 (+0.4)	179.9 (+0.4)
55年 "	178.4 (+0.4)	173.9 (+1.1)	179.7 (+0.2)	179.9 (+0.8)	164.1 (+0.5)	179.3 (+0.3)

第120表 事業所規模別の所定内労働時間数（製造業）
(単位 時間)

	500人以上	100～499人	30～99人
1951年下半期平均	171.8	179.7	182.9
54年 "	174.1	183.3	188.7
55年 "	174.0	182.0	189.7
55年の51年に対する増減率(%)	+1.2	+2.1	+4.3

〔備考〕 51年は3月まで規模区分が51年4月以降と異なっているので51年が下半期平均しかとれないので各年の下半期を比較してある。

最も高い増加率を示す。ところで、所定内労働時間数変動の要因は二つに大別できるであろう。すなわち、その一つは労働協約、就業規則などに定められた所定労働時間の長さあるいは休日、休暇制度の変更にもなるもの、つまり制度的な面の変革に直接的に關係するものであり、他の一つは欠勤率の変動等にもなるものである。

給を主としたものから能率給的なものを主とするように変化してきていること、あるいは労働管理が整備されてきていることが原因と考えられるであろう。また、所定内労働時間の延長ということに關しては、最近数年労働時間の力關係の変化ということから従来法定限度である一日八時間を下回って定められていたものが、法定の限度

そして、このうちどれが主要な原因であるかを直接的に裏付ける適当な資料を欠くが、前述の要因のうち欠勤率の変動と休日、休暇制度の変革があればそれは「毎月勤労統計調査」の上では出勤日数の変動となつてあらわれてくるはずであるから、次に出勤日数の動きについてみると第121表のごとくである。これによれば五〇年乃至五一年頃に比べて、それ以降がやや増加しているということがいえる程度で大きな変動はない。なお、鉱業の五年平均が二二・二日と他の年に比べて少ないのは炭労ストの影響である。このように出勤日数に大きな変動がみられないから、したがって前述のような所定内労働時間数増加の要因としては、欠勤率の低下などの出勤日数の増加として現われてくるもののほかに遅刻、早退などの減少および制度的な面の変更（休日、休暇制度の変更、所定労働時間の延長）が考えられるわけである。もちろん、はつきりしたことはないが、欠勤率の低下あるいは遅刻、早退などの減少については五〇年乃至五一年頃に比べて、給与体系が生活

第121表 出勤日数およびその対前年同期増減率 (単位 日および%)

年 度	調査産業数 総	鉱 業	製 造 業	卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信およびその他の公益事業
1950年平均	23.6	22.8	23.4	24.4	23.8	—
51年 "	23.5(−0.4)	23.0(+0.9)	23.6(+0.9)	24.4(0)	23.7(−0.4)	23.8(—)
52年 "	23.7(+0.9)	22.2(−3.9)	23.7(+0.4)	24.6(+1.2)	23.8(+0.4)	23.8(−0.4)
53年 "	23.7(0)	23.3(+5.0)	23.7(0)	24.6(0)	23.9(+0.4)	23.7(−0.4)
54年 "	23.7(0)	23.3(0)	23.7(0)	24.5(−0.4)	23.8(−0.4)	23.8(0)
55年 "	23.9(+0.4)	23.3(+0.4)	23.8(+0.4)	24.7(0)	23.9(0)	23.8(+0.4)

まで拡大されたというような場合が考えられ、前述したようにとくに小規模事業所において所定内労働時間数の増加傾向が大きいことがこれを裏書きしているとも考えられる。この点に關しては日経連が最近における労働時間短縮の動きに対して「中小企業あるいは一部の業種では操業の機械化が不十分なために労働の効率、したがって生産性はきわめて低いので、逆に現行八時間労働制の延長を要望する意見が強い」(注)と反駁していることが注目される。

(注) ILO事務局が第一三一回ILO理事会に提出した「労働時間の短縮に関する報告書」(日本ILO協会)所定外労働時間 第122表は五〇年以降各年平均について所定外労働時間数を示したものである。製造業所定外労働時間は年平均で五五年は五四年に比べて一・七%とわずかな増加がみられる程度であるが、上半期、下半期別にみればかなり変動が大

第122表 産業別月間所定外労働時間数およびその対前年増減率 (単位 時間および%)

調査産業総数	鉱 業	製 造 業	卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信およびその他の公益事業
1950年平均 15.2	19.2	15.2	12.3	12.0	—
51年 17.4 (+14.5)	21.5 (+12.0)	17.1 (+12.5)	10.4 (−15.4)	13.1 (+ 9.2)	18.0 (—)
52年 17.2 (− 1.1)	21.5 (0)	17.5 (+ 2.3)	10.9 (+ 4.8)	14.8 (+13.0)	16.5 (− 8.3)
53年 17.9 (+ 4.1)	20.1 (− 6.5)	19.5 (+11.4)	10.8 (− 0.9)	13.9 (− 6.1)	16.2 (− 1.8)
54年 16.1 (−10.1)	17.8 (−11.4)	17.6 (− 9.7)	10.7 (− 0.9)	12.1 (−12.9)	14.5 (−10.5)
55年 16.4 (0)	17.4 (− 0.6)	18.3 (+ 1.7)	11.0 (+ 1.9)	12.0 (0)	14.4 (− 5.5)

きく、五四年は上半期の一九・一時間から下半期は一六・一時間に減少し、五五年は上半期の一六・九時間から下半期は一八・九時間に増加している。したがって、前述したごとく五五年の総実労働時間の推移が五四年と異なっているのはこのようである。労働時間数の変動に起因している(第123表)。このよう

な所定外労働時間数の変動を、上半期に対する下半期の増減率によつて、五四年および五五年の兩年につき中分類別に示すと第123表のごとくである。すなわ

第123表 製造業中分類別所定外労働時間数の下半期平均の上半期平均に対する増減率(%)

業 別	1954年	1955年
食 料 品 製 造	+ 5.7	- 1.3
煙 草 製 造	-13.5	-74.6
紡 織 業	+ 5.1	+15.0
衣 服 身 回 品 製 造	+20.8	+41.1
木 材 木 製 品 製 造	+ 9.4	+ 8.0
家 具 お よ び 装 備 品 製 造	+ 9.5	+ 7.0
紙 お よ び 類 似 品 製 造	-10.9	+ 1.8
印 刷 出 版 お よ び 工 業	- 2.4	+ 7.5
化 石 油 石 炭 製 品 製 造	-13.4	+ 6.3
ゴ ム 製 品 製 造	+ 6.2	- 0.9
皮 革 お よ び 同 製 品 製 造	- 6.8	+ 4.2
ガ ラ ス お よ び 土 石 製 品 製 造	-12.9	+39.8
第 一 次 金 属 製 品 製 造	-11.1	+ 6.4
機 械 製 品 製 造	-23.5	+ 0.8
電 氣 機 械 器 具 製 造	- 5.8	+15.7
輸 送 機 械 器 具 製 造	-31.1	+29.3
精 密 機 械 器 具 製 造	-33.7	+29.8
そ の 他 機 械 器 具 製 造	-26.6	+22.6
	-22.1	+21.2
	-14.9	+ 1.9

び精密機械製造業などの機械関係部門であり、これらの産業では五
四年下半期は同年上半年期に対して三〇%前後の減少を示したが、三
〇年下半年期は同年上半年期に対し逆に三〇%前後の増加を示してい
る。そして、製造業中における労働者数の比重のかなり大きいこれ
らの産業における動きが前述の製造業平均の動きに大きく影響して
いるわけである。

第三章 労働災害と職業病

ち、動きの大きいのは機械製造業、電気機械製造業、輸送機械製造業、およ

第一節 労働災害の概況

一九五五年中における労働災害の発生状況を、労働省労働基準局の資料（昭和三一年度、「安全週間の指標」、昭和三一年月刊）によつてみると次の通りである。

(注) 以下の数字(度数率、強度率を除く)は、労働基準法施行規則第五七条に基づく事業主からの労働者死傷報告を労働基準局でまとめたもので、いわゆる「産業安全」監督のための参考資料として作成されている。災害によつてうける身体の被害とその程度はさまざまであるが、災害のために休業したものを休業傷害といい、治療をうけて休業するまでもなかった軽度の怪我を不休傷害と呼び、ここでは死亡事故と休業傷害についてだけのべられる。そして、休業傷害のうちでも休業八日未満の負傷者については、労働基準法施行規則の改正によつて、従来毎月報告する立前になつていたものが四半期毎に報告するよう改められた結果、報告洩れが多くなつた。もともと休業八日未満の負傷災害の報告率は余りよくなかつた上に、この改訂によつていっそう報告洩れが多くなつてきているので、八日未満の休業傷害については統計的觀察が不可能になつてゐる。

全国的な規模の労働災害統計には、そのほかに、「労働災害統計結果表」（労働省統計調査部調査）がある。これは労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害の発生状況を毎月あるいは年間にまとめて調査するもので、その結果は産業別の度数率、強度率として公表されるが、第129表がそれである。

両統計共に未報告、調査洩れがあつて、その実数は必ずしも業務上災害発生の全体を示すものとはいいがたく、労働者災害補償保

險法による労災補償申請件数と合わせて、わが国における労働災害の大体の動向を示すにすぎない。

また、鉱山における災害に関しては、とくに通産省鉱山保安局で調査した統計がある。

なお、第129表における度数率、強度率の計算方法ならびに労働災害の程度の区分、労働損失日数計算の基準は次の通りである。

労働災害発生件数 $\times 1,000,000$

労働時間数

労働損失日数 $\times 1,000$

労働時間数

一、死亡—即死のみならず、負傷または疾病が原因で死亡したものの（一件当り労働損失日数 七五〇〇日）。

二、永久全労働不能—死亡災害以外で労働災害の結果、永久的に有給労働に全然従事できないもの（同 七五〇〇日）。

三、永久の一部労働不能—死亡および永久全労働不能災害以外で、（1）身体の一部を完全に喪失したもの。（2）身体の一部の機能を永久に不能にしたもの（同 五五〇〇—五〇〇日）。

四、一時労働不能—一—三以外のもので、不休災害を除き、一日以上労働不能（負傷当日は除く）となった災害をいい、かつ医師の認定したもの（暦日による休業日数に三六五分の三〇〇を乗じた日数）。

死亡者数 一九五〇年以降死亡者数は五四年まで年々増加の傾向を示したが（第124表）、五五年中における全産業（鉱業を除く）の死亡者数は四一五〇人で、これを前年に比べると約五〇〇〇人の減少である。この死亡者数の減少は主として建設事業におけるこの年の事業量の減少、したがってまた災害が減少したことによっている。製造工業および運輸事業においても死亡者数は前年に比べて減

第124表 産業別死傷災害の推移

年次	全産業 (除鉱業)	製造工業	鉱業	建設事業	運輸事業	貨物取扱事業	農林業	その他事業
死亡件数								
1950年	3,373	1,262	754	976	423	221	202	289
51年	3,439	1,174	922	1,090	361	287	312	215
52年	3,576	1,066	873	1,276	345	227	354	308
53年	4,136	1,037	876	1,671	365	247	507	309
54年	4,637	1,030	962	1,936	322	231	449	669
死傷件数								
1950年	219,667	113,374	57,425	48,169	20,268	26,987	6,799	3,970
51年	240,978	121,212	64,152	52,418	16,497	36,900	9,994	3,957
52年	243,066	112,223	64,598	63,554	15,647	34,478	12,280	4,884
53年	270,850	115,985	60,492	82,090	15,350	35,716	15,686	6,023
54年	295,233	118,294	54,754	101,908	15,988	32,307	19,203	7,533

〔備考〕 各年とも1～12月の間に発生した死亡および休業8日以上之死傷件数。

少しているが、林業と貨物取扱業では逆に増加している。

全産業（鉱業を除く）を一〇〇とした死亡者数の産業別分布で見ると、建設業が三九%と最も高い割合を占め、次いで製造工業二四%、林業一二%、漁業その他、の事業一二%、運輸事業七%、貨物取扱業六%の順に多い（第125表）。

重傷者数 休業八日以上之重傷者数もまたこの数

第125表 産業別、都道府県別、死亡災害発生状況（1955年）

産業別 府県別	製造業 製工	建設業 建事	運輸業 運事	貨物業 貨取	農林業	漁業	その他 (除業)	業を計 除く
合計	984	1,628	295	249	512	276	206	4,150
北海道	65	101	24	26	78	171	14	479
青森	9	18	1	2	6	6	2	44
岩手	11	10	3	4	10	7	1	46
宮城	12	18	5	2	3	5	7	52
秋田	10	27	5	1	18	1	1	63
山形	9	15	1	2	6	0	0	33
福島	10	34	3	2	21	12	2	84
茨城	4	11	4	1	0	5	1	26
栃木	9	20	3	2	11	0	5	50
群馬	7	36	10	1	14	0	1	69
埼玉県	18	18	3	0	7	0	5	51
千葉県	15	24	9	1	2	1	2	54
東京都	106	128	54	13	4	1	28	334
神奈川県	63	53	11	31	0	2	12	172
新潟県	17	39	8	4	1	3	6	78
富山県	19	24	2	4	1	7	2	59
石川県	12	19	2	1	0	14	1	49
福井県	5	9	3	1	8	0	2	28
山梨県	6	10	3	0	13	0	0	32
長野県	15	28	10	1	29	0	2	85
岐阜県	15	32	6	2	21	0	1	77
静岡県	33	140	7	7	23	1	9	220
愛知県	57	50	17	15	2	0	14	155
三重県	7	47	2	4	15	7	3	83
滋賀県	6	27	3	1	4	0	0	41
京都府	16	24	9	2	18	6	4	79
大阪府	92	72	17	35	1	0	15	232
兵庫県	78	60	20	28	17	2	13	218
奈良県	3	29	4	0	13	0	0	49
和歌山県	7	49	0	5	9	6	2	72
鳥取県	6	5	0	1	4	0	2	18
島根県	5	25	2	0	28	7	1	68
岡山県	12	22	2	1	9	0	0	52
広島県	32	38	8	6	13	0	3	100
徳島県	33	45	6	10	14	4	6	118
香川県		32	1	3	5	2	0	48
愛媛県	12	13	5	1	1	0	4	36
高知県	17	28	1	3	9	0	5	63
福岡県	9	35	1	2	21	1	1	70
佐賀県	48	75	10	12	1	0	4	150
長崎県	8	9	3	0	1	0	1	22
熊本県	13	21	1	4	2	2	4	47
大分県	8	18	1	3	15	0	3	48
宮崎県	17	25	3	2	6	0	8	61
鹿児島県	9	45	0	2	15	1	3	75
沖縄県	18	22	2	1	9	8	0	60

年来、死亡者数の推移とはほぼ同じ傾向を示して、五五年中における重傷者数は二万八千三百九人で、前年より約八千人の減少となっている。産業別分布状況をみると、製造工業（四一％）が首位を占め、建設事業（三二％）がこれにつき、貨物取扱業二％、林業八

のあった五五年中の重大災害について、災害の種類別にその発生状況をみると第127表のごとくである。

％、運輸事業五％、その他の事業三％を占める（第126表）。

- 〔備考〕 1) 本表中死亡件数欄は昭和30年1～12月の間に発生した死亡件数を昭和31年4月18日現在で特別に調査したものである。
- 2) 休業8日以上負傷件数欄は昭和31年3月末日までに労働基準監に提出のあった労働者死傷者報告による。

第三編 労働条件

第126表 産業別、都道府県別重傷（災害休業八日以上）発生状況（1955年）

府県別	産業別	製造工業	建設事業	運輸事業	貨物取扱業	農林業	漁業	その他（除鉱業）	鉱業を除く計
合計		116,838	89,460	15,080	31,233	22,120	2,081	6,617	283,435
北海道		4,064	6,840	532	2,569	4,678	671	249	20,303
青森		1,005	1,343	190	231	195	43	195	3,202
岩手		762	1,068	147	220	349	24	57	2,627
宮城		768	681	178	177	41	—	290	2,135
秋田		906	1,234	133	229	370	84	47	3,003
山形		823	1,002	87	229	123	9	82	2,355
福島		1,400	1,443	172	309	463	25	75	3,887
茨城		709	517	130	146	35	139	49	1,725
栃木		1,505	809	235	128	266	—	52	2,995
群馬		1,237	1,641	243	111	382	—	59	3,673
埼玉		2,289	819	289	184	113	—	89	8,783
千葉		924	832	154	197	104	207	63	2,431
東京		14,939	5,939	3,037	2,096	84	—	1,115	27,210
神奈川		7,112	3,119	607	4,623	40	74	508	16,083
新潟		2,223	2,127	371	568	230	86	92	5,697
富山		1,434	1,428	191	770	87	9	94	4,013
石川		1,123	777	121	107	95	122	51	2,396
福井		466	1,050	74	99	271	44	21	2,025
山梨		554	531	85	56	349	—	28	1,603
長野		1,441	1,984	348	143	1,029	—	119	5,064
岐阜		1,602	1,640	94	236	789	—	29	4,390
静岡		5,571	5,990	808	758	749	86	251	14,213
愛知		9,179	4,010	1,220	1,861	121	72	323	16,804
三重		2,115	2,678	151	385	917	2	47	6,295
滋賀		598	836	106	52	128	—	39	1,759
京都		1,736	1,349	414	166	450	3	184	4,302
大阪		16,871	5,139	974	5,030	24	—	604	28,642
兵庫		7,226	3,177	1,235	3,559	630	7	369	16,203
奈良		491	1,326	91	47	810	—	21	2,786
和歌山		1,573	3,412	134	467	706	62	30	6,384
鳥取		524	424	120	71	663	29	27	1,858
島根		552	1,258	101	110	904	25	55	3,005
岡山		1,532	1,244	173	112	491	2	128	3,682
広島		3,974	2,037	161	852	824	5	219	8,072
山口		2,036	2,436	266	609	802	57	98	6,244
徳島		614	1,199	91	170	382	20	30	2,506
香川		785	992	225	212	51	5	66	2,336
愛媛		1,488	1,113	103	300	353	12	43	3,412
高知		673	1,280	103	197	1,090	36	36	3,415
福岡		4,717	4,795	574	1,662	84	—	330	12,162
佐賀		443	882	91	95	104	27	63	1,705
長門		1,943	1,168	133	301	58	69	62	3,734
熊本		1,189	1,526	86	239	441	8	57	3,546
大分		1,282	2,096	150	229	396	1	83	4,237
宮崎		735	1,299	73	95	603	2	37	2,844
鹿児島		987	970	139	226	252	14	51	2,639

第127表 1955年災害の種類別重大災害調 (1955年)

項 目 業 別	被害者数 (死亡者数) 件数	災 害 の 種 類															海 難	そ の 他
		爆 発	火 災	土 落 砂 崩 壊 石	落 盤	雪 崩	ト の ラ ッ ク 落	左 乗 以 物 外 事 の 故	足 等 か ら 墜 落	ト の 逸 走 覆	倒 壊	破 裂	中 毒 薬 傷	高 熱 物	索 の 切 た は 鎖 断	物 来 体 の 落 下		
合 計	1,085(377)	360(93)	8(2)	83(31)	48(31)	25(12)	138(20)	50(7)	42(5)	10(4)	79(16)	40(10)	11(2)	26(7)	7(1)	7(2)	137(130)	14(4)
製 造 工 業	149	40	2	19	8	4	17	7	7	2	10	8	2	5	2	2	11	3
	346(80)	235(57)	8(2)				4(0)	12(0)				40(10)	11(2)	26(7)		4(1)		6(1)
	48	27	2				1	1				8	2	5		1		1
建 設 工 業	444(141)	122(36)		74(28)	43(31)	16(5)	63(12)	16(5)	34(5)	10(4)	56(12)				7(1)			3(2)
	67	12		17	7	2	10	2	5	2	7				2			1
土 石 採 取 業	17(3)			4(1)	5(0)		3(1)											5(1)
	4			1	1		1											1
運 輸 事 業	73(5)	3(0)					57(5)	9(0)	4(0)									
	5	1					2	1	1									
貨 物 取 扱 事 業	10(1)						3(1)	3(0)	4(0)									
	3						1	1	1									
林 業	58(17)			5(2)		9(7)	8(1)	10(2)			23(4)					3(1)		
	11			1		2	2	2			3					1		
漁 業	137(130)																137(130)	
	11																11	

〔備考〕 1) 本表は一時に労働者3名以上の死傷のあった事故について集計した。
2) その他はクレーンの吊荷転落，踏切事故およびフライホールの脱出各1件である。

第128表 年月および産業別災害率

年 月	調査産業合計		林		業		鉱		業		建設業		製造業		運輸通信およびその他の公益事業		サービス業（自動車修理業）	
	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率
1952 年 報	39.24	3.02	89.06	8.68	117.62	9.61	59.59	6.99	26.59	1.56	26.03	2.33	30.07	1.74				
1953 年 報	32.96	2.95	109.15	7.48	93.48	9.18	63.85	7.89	21.54	1.48	22.35	2.07	17.47	0.87				
1954 年 報	29.53	2.85	107.75	13.22	85.82	8.51	65.44	9.20	18.66	1.33	19.06	1.90	24.27	1.37				
1955 年 報	24.49	2.59	20.97	3.99	76.17	9.41	47.28	6.73	15.78	1.18	16.75	1.73	20.73	1.12				
1955年1月	24.32	2.30	86.42	1.44	73.87	7.80	53.43	6.62	15.04	1.07	15.25	1.40	22.22	0.61				
	24.49	2.17	75.38	11.25	77.44	6.39	52.09	8.32	15.54	0.92	16.12	1.59	18.45	0.30				
	25.95	2.09	121.95	1.13	78.31	8.09	48.50	4.24	16.14	0.78	16.39	1.55	21.92	0.25				
	24.12	2.13	70.62	17.85	77.78	8.97	51.90	5.49	15.49	1.03	15.08	1.01	20.69	0.56				
	24.39	2.09	69.15	0.81	75.93	7.79	53.36	5.78	15.44	0.85	15.32	1.51	18.01	0.65				
	24.38	2.33	93.88	26.31	76.66	10.17	54.42	7.12	15.26	0.87	15.63	1.12	19.98	0.18				
	24.12	2.21	61.69	14.54	70.90	7.81	51.74	5.91	15.86	1.00	15.59	1.57	17.16	0.17				
	25.29	2.10	127.22	2.31	76.43	7.88	49.38	4.83	17.19	1.02	17.30	1.60	21.95	0.77				
	24.90	2.14	106.69	62.27	78.99	7.32	45.16	5.74	16.27	0.99	16.54	1.46	16.67	0.70				
	24.62	2.32	21.33	4.60	80.60	9.43	42.70	5.62	15.56	0.75	16.99	1.72	19.69	4.12				
11月	23.34	2.74	21.40	4.54	75.95	14.84	40.37	4.37	14.75	0.86	16.40	1.37	25.11	2.23				
12月	22.09	1.99	21.38	2.83	74.01	7.10	36.56	4.82	13.99	0.93	15.09	1.42	23.63	2.12				

〔備考〕 1) 本表の毎月の数字は「毎月労働災害統計調査」の結果によるものであり，年報告結果表との比較の参考として掲げたものである。

2) 1954年1月よりサービス業に機械修理業，屑鉄処理を追加した。

3) 1955年10月より林業の調査対象として314の営林署が加えられたため，1955年年報，および1955年10～12月の林業の数字をそれ以前と直接比較することは出来ない。

第129表

産	業	度				強				度				
		合		死	亡	数		率	合		死	亡	率	
		計	率			永久全労働不能	永久一部労働不能		一時労働不能	計			率	永久全労働不能
調査	林産業	計	24.49	0.20	0.01	1.93	22.35	2.59	0.49	0.08	0.75	0.27		
林産業	業	業	20.79	0.35	0.01	0.93	19.68	3.99	2.65	0.11	0.68	0.55		
金	坑	業	76.17	0.76	0.06	8.54	66.81	9.41	5.69	0.47	2.56	0.69		
金	坑	業	33.85	0.45	0.03	2.72	30.65	5.05	3.35	0.20	1.16	0.34		
石	坑	業	63.22	0.86	0.07	4.97	57.32	9.85	6.47	0.52	2.22	0.64		
炭	坑	業	15.59	0.19	—	1.32	14.08	2.07	1.41	—	0.50	0.16		
炭	坑	業	87.41	0.82	0.07	10.20	76.82	10.45	6.17	0.55	2.95	0.78		
坑	坑	業	181.18	1.26	0.12	15.47	114.33	15.91	9.49	0.87	4.38	1.17		
坑	坑	業	18.09	0.12	0.01	1.86	16.10	1.79	0.92	0.06	0.63	0.18		
原油	お	業	15.68	0.10	—	1.47	14.11	1.53	0.73	—	0.60	0.20		
非	金	業	42.41	0.71	0.03	2.54	39.13	7.38	5.33	0.21	1.37	0.47		
建設	品	業	47.28	0.60	0.01	2.91	43.76	6.73	4.52	0.07	1.58	0.56		
建設	品	業	15.78	0.06	0.00	1.15	14.57	1.18	0.49	0.03	0.51	0.15		
食	料	業	16.49	0.03	—	0.73	15.73	0.77	0.19	—	0.43	0.15		
煙	草	業	5.09	0.02	—	0.31	4.76	0.26	0.14	—	0.07	0.05		
紡	織	業	5.09	0.01	0.00	0.41	4.67	0.42	0.09	0.02	0.25	0.06		
衣	服	業	3.00	—	—	0.22	2.78	2.22	—	—	0.20	0.02		
木	材	業	44.60	0.13	—	2.32	42.15	2.35	0.99	—	0.92	0.44		
家	具	業	23.01	—	—	1.66	21.35	0.61	—	—	0.41	0.20		
紙	お	業	22.99	0.11	—	1.70	21.18	2.22	0.80	—	1.17	0.25		
印刷	お	業	7.44	0.03	0.01	0.50	6.90	0.66	0.23	0.04	0.32	0.07		
化学	学	業	14.21	0.07	0.00	1.23	12.91	1.28	0.56	0.03	0.54	0.15		

石油および石炭製品製造業	11.68	0.04	—	0.41	11.23	0.57	0.30	—	0.12	0.15
ゴム製品製造業	12.91	0.03	—	0.70	12.18	0.72	0.24	—	0.37	0.11
皮革および皮革製品製造業	20.56	—	—	1.01	19.55	0.82	—	—	0.64	0.18
ガラスおよび土石製品製造業	19.07	0.13	—	1.02	17.92	1.84	1.00	—	0.64	0.20
第一次金属製造業	21.82	0.15	0.01	2.06	19.60	2.27	1.13	0.05	0.85	0.24
金属製品製造業	34.00	0.06	0.01	2.53	31.40	1.97	0.47	0.07	1.11	0.32
機械製造業	23.12	0.06	0.01	1.52	21.53	1.19	0.43	0.06	0.50	0.20
電気機械器具製造業	8.55	0.02	0.00	0.73	7.80	0.54	0.18	0.02	0.27	0.07
輸送機械器具製造業	29.21	0.12	0.00	1.82	27.27	1.85	0.89	0.03	0.64	0.29
医療機械、器具、時計製造業	7.98	0.01	—	0.50	7.47	0.33	0.09	—	0.18	0.06
光学機械器具および時計製造業	14.70	—	—	0.81	13.89	0.37	—	—	0.26	0.11
その他の製造業	16.75	0.15	0.01	0.79	15.80	1.73	1.10	0.04	0.34	0.25
運輸およびその他の公益事業	20.18	0.15	0.00	0.94	19.09	1.87	1.16	0.03	0.38	0.30
通信業	1.80	0.03	—	0.04	1.73	0.33	0.26	—	0.03	0.04
その他の公益事業	7.28	0.21	0.02	0.52	6.53	2.24	1.60	0.13	0.38	0.13
サービス業（自動車修理業および機械修理業ならびに屑鉄処理業のみ）	20.73	0.06*	—	1.42	19.25	1.12	0.42	—	0.49	0.21

〔備考〕「昭和30年労働災害統計結果表」による。

第二節 炭鉱の労働災害

「昭和三〇年一月—十二月、鉱山保安統計年報、概報」（通産省鉱山保安局編）によって一九五五年中における炭鉱の労働災害発生状況をみると第130表の通りである。なお、五五年中の数字は災害月報の速報集計で後日追加訂正されることになっている。

同年報によると、五五年の年間累計で災害回数五万二一七一、死亡六六二、重傷二万二一四、軽傷二万九〇九と前年に比べていずれも減少を示している。

原因別労働災害の発生状況 原因別に災害の発生状況をみると（第131表）、災害回数の三割、死亡者の半ば以上は坑内における落盤または側壁の崩壊もしくはガスまたは炭塵の爆発によるものである。ことにガス爆発によってしばしば一挙に多数の死亡者を出して

第130表 石炭鉱山月別災害調査

月 別	月末鉱山 労働者数	災害回数	罹 災 者 数					稼働延100万人当災害率					
			死 亡	重 傷	軽 傷	計	回 数	死 亡	重 傷	軽 傷	計		
1952年	427,730	101,474	679	33,697	67,677	102,053	898.64	6.01	298.42	599.34	903.77		
1953年	403,864	81,751	696	30,092	51,756	82,544	717.68	6.11	264.17	454.36	724.64		
1954年	350,851	63,315	709	25,881	37,281	63,871	646.54	7.24	264.28	380.70	652.22		
1955年	319,481	52,171	662	22,114	29,909	52,685	571.21	7.29	243.39	329.19	579.87		
1955年 1月	329,833	4,175	34	1,825	2,341	4,200	564.89	4.60	246.93	316.75	568.28		
2月	327,357	4,292	43	1,858	2,406	4,307	589.78	5.91	255.13	320.62	591.84		
3月	316,784	4,521	50	1,979	2,522	4,551	583.31	6.47	255.90	326.12	588.48		
4月	323,720	4,524	58	1,843	2,635	4,536	607.88	7.79	247.64	354.06	609.49		
5月	315,046	4,184	38	1,738	2,465	4,241	572.60	5.20	237.85	337.35	580.40		
6月	312,532	4,176	65	1,722	2,484	4,271	559.90	8.74	231.43	333.84	574.01		
7月	312,268	3,941	46	1,757	2,155	3,958	522.07	6.09	232.75	285.48	524.32		
8月	313,812	4,289	45	1,803	2,447	4,295	591.00	6.20	248.44	337.18	591.82		
9月	317,630	4,501	55	1,794	2,685	4,534	597.85	7.31	238.29	356.64	602.23		
10月	318,694	4,668	57	1,897	2,769	4,723	598.69	7.31	243.30	355.14	605.74		
11月	322,802	4,379	115	1,864	2,534	4,513	561.46	14.74	239.00	324.90	578.64		
12月	323,297	4,521	56	2,034	2,466	4,556	574.74	7.12	258.58	313.49	579.19		

〔備考〕 通産省,「鉱山保安統計年報」による。

いる。ついで比重の大きいのは運搬関係事故で災害回数の一三・一%、死亡者の二割近くを占める。死亡者は少ないが災害回数でこれにつぐものは取扱中の器材鉱物等のため、飛石または転石、転倒、工具のためというのが比較的高い割合を示す。以上いずれも坑内におけるもので、坑外における比率は災害回数で九%、死亡六%とい

ちじるしく低い。

重大災害の発生状況 第132表によって五五年中における炭鉱の重大災害を示す。

わが国は鉱山災害事故では世界一という自慢にならない記録をもっている。鉱山保安局の調べによると(第133表)。一八六六年(慶

第131表 石炭鉱山事由別災害調査

事 種	由 別	回 数	総 計										損失日数
			死 亡		負 傷				合 計				
			実 数	%	重	傷	実 数	%	実 数	%			
落 ば ん	また は 側 壁 の 崩 壊	15,186	29.1	327	49.5	6,748	30.5	8,273	27.8	15,348	29.1	3,322,571	
ガ ス	また は 炭 じん の 爆 発	24	—	103	15.6	89	0.4	26	0.1	218	0.4	783,925	
ガ ス	中 毒 また は 窒 息	24	—	13	2.0	5	—	14	—	32	0.1	97,747	
自 然	発 火	8	—					13	—	13	—	78	
発 破	また は 火 薬 類 の た め	116	0.2	16	2.4	108	0.5	20	0.1	144	0.3	184,922	
立 抗 巻 揚 装 置 の た め	チェーン また は ロープ の 切 断	11	—			6	—	5	—	11	—	265	
抗	そ の 他	40	0.1	1	0.1	16	0.1	23	0.1	40	0.1	12,027	
	前 項 以 外 の 運 搬 装 置 の た め	チェーン また は ロープ の 切 断	48	0.1	7	1.1	23	0.1	21	0.1	51	0.1	56,278
		鉱 車 の 逸 走 また は 脱 線	1,339	2.6	30	4.5	600	2.7	728	1.4	1,358	2.6	299,068
		鉱 車 に 接 触 また は 挟 撃	3,619	6.9	65	9.8	1,839	8.2	1,722	5.8	3,626	6.9	258,609
		そ の 他	1,760	3.4	14	2.1	790	3.6	962	3.2	1,766	3.4	210,814
出 火	水 災	30	0.1	1	0.1			3	—	4	—	7,531	
		2	—										
機 械	の た め	763	1.5	4	0.6	369	1.7	390	1.3	763	1.4	105,064	
電 気	の た め	86	0.2	4	0.6	46	0.2	38	0.1	88	0.2	35,099	
高 圧	ガ ス の た め												
飛 石	の た め	4,244	8.1	1	0.1	1,631	7.4	2,639	8.8	4,271	8.0	133,161	
工 具	の た め	2,771	5.3			919	4.2	1,857	6.3	2,776	5.2	86,776	

内	落 取 墜 転 踏 そ	下物またの器材鉋物のため	2,195 6,347 359 2,981 672 4,830 47,455	4.2 12.2 0.7 5.7 1.3 9.3 91.0	3 2 7 1 23 622	0.5 0.3 1.1 0.1 3.5 94.0	1,010 2,675 221 1,262 1,761 20,189	4.6 12.1 1.0 5.7 0.3 8.0 91.3	1,185 3,679 130 1,723 601 3,098 27,150	4.0 12.3 0.4 5.8 2.0 10.4 91.0	2,198 6,356 358 2,986 672 4,882 47,961	4.2 12.0 0.7 5.7 1.3 9.3 91.0	90,746 202,735 73,138 90,979 5,499 304,830 6,861,882
外	岩 火 風 運搬装置のため	破または火薬類のため	1 6 3 734 28 272 249 35	— — — 1.4 0.1 0.5 0.5 0.1	1 1 9 9 7 4 3	0.1 0.1 1.3 1.1 0.6 0.5 0.5	340 15 126 122 21	1.5 0.1 0.6 0.6 0.1	386 15 140 121 11	1.3 0.1 0.5 0.4 —	1 735 30 273 247 35	— 1.4 0.1 0.5 0.5 0.1	7,500 107,440 1,230 61,159 63,344 26,393
抗	機電汽し劇高飛工粉	械気かんの破裂め	9 11 200 295	— — 0.4 0.6	3 1 2 2	— — 0.3 0.3	8 1 63 87	— — 0.3 0.4	6 10 137 208	— — 0.5 0.7	9 11 200 295	— — 0.3 0.6	125 104 3,036 6,719
外	落取	下物または倒壊物のため	230 839 251	0.4 1.6 0.5	2 1 3	0.3 0.1 0.5	97 326 152	0.4 1.5 0.7	131 514 99	0.4 1.7 0.3	230 841 254	0.4 1.6 0.5	21,678 29,762 40,180

第132表 石炭鉱山重大災害調 (1955年)

回数	月	日	管内	鉱山名	災害の種類	罹災者数			
						死	重	軽	計
1	1	11	福岡	豊州	ガス爆発	5	2	2	9
2	3	17	札幌	大和田	ガス突出	7	1	3	11
3	3	17	福岡	西戸崎	落ばん	3	—	—	3
4	3	27	"	第二筑前	運搬	1	2	3	6
5	4	11	"	二子	落ばん	5	—	—	5
6	4	16	"	佐世保	硬山崩壊	(73)	—	—	—
7	5	25	"	伊方	運搬	2	2	2	6
8	5	29	"	端島	落ばん	3	1	—	4
9	6	3	札幌	大夕張	ガス爆発	5	25	15	45
10	6	9	"	真谷池	落ばん	4	—	—	4
11	6	11	平	常磐	"	6	—	—	6
12	6	16	福岡	田川	ガス爆発	10	6	2	18
13	7	6	"	多久	発破	1	2	2	5
14	9	14	"	目尾	運搬	2	2	1	5
15	9	21	"	日の丸	ガス爆発	9	1	5	15
16	10	10	札幌	赤平	"	5	5	3	13
17	11	1	"	茂尻	"	60	—	17	77
18	11	7	四国	勝浦	落ばん	2	2	2	6
19	11	9	福岡	赤池	ガス突出	11	3	3	17
20	12	9	"	平山	落ばん	3	—	—	3
21	12	16	札幌	高根第一	"	3	—	—	3

〔備考〕 1) 本表は、同時に死亡3名以上または死傷者5名以上を生じた災害である。

2) 通産省「鉱山保安統計年報」による。

第133表 各国における重大災害状況

炭 鉱 名	国 別	変災年月日	死者数
湖一順城一鍋ト坑フ径坑	中 フ ラ ン ス 国	昭和17. 4. 26	1,527
本ク撫方シ若ラ桐オ井西安泰	中 フ ラ ン ス 国	明治39. 3. 10	1,099
	中 日 本	大正 6. 1. 11	917
	イ ギ リ ス 本	" 3. 12. 15	687
	イ ギ リ ス 本	" 2. 12. 18	439
	イ ギ リ ス 本	" 3. 12. 1	423
	イ ギ リ ス 本	" 1. 11. 12	367
	イ ギ リ ス 本	" 6. 12. 21	369
	イ ギ リ ス 国	慶応 2. 12. 12	361
	中 国	昭和15. 5. 22	341
	中 国	" 17. 10. 11	301

〔注〕 本表は死亡者300名以上を生じたもの。

〔備考〕 通産省「鉱山保安統計年報」による。

転 踏 そ の 計	倒 抜 他	587	1.1	2	0.3	269	1.2	314	1.0	585	1.1	31,296
		140	0.3			19	0.1	121	0.4	140	0.3	1,368
		826	1.5	7	1.1	284	1.2	546	1.8	837	1.6	75,502
		4,716	9.0	40	6.0	1,924	8.7	2,759	9.0	4,724	9.0	484,336
総	計	52,171	100.0	662	100.0	22,114	100.0	29,909	100.0	52,685	100.0	7,346,218

応二年）から今日までの、死亡者三〇〇人以上を出した世界の一大爆発事故のうち六つまでをわが国の炭鉱災害で占め、そのうちには、かつて大陸で経営していた炭鉱災害を含む。一番大きいのは死者一五二七人を出した一九四二年（昭和一七年）四月の満州本溪湖炭鉱の爆発事故、国内では死者六八七人にのぼった九州方城炭鉱のガス爆発事故（大正三年一二月）だった。これほどの危険がともなう炭鉱、鉱山の取締りは、一九三五年ごろまでは鉱業法の中に「鉱業警察取締規則」と「石炭鉱業爆発取締規則」の二つがあったが、その後は戦争気構えで保安は二義的なものとなり、もっぱら増産が要求された。終戦直後も石炭の増産は要求されたが、このときには朝鮮の熟練労働者がヤマを去って能率が極度に低下したので、占領軍司令部の指示で鉱山保安政策を強化することになり、単独の法律「鉱山保安法」を施行、これにともなう細目の規則を定め、政府の保安体制を固めた。すなわち、立入検査権をもち違反に対しては捜査もできる司法警察権を持つ鉱務監督官二二〇人を置いて、坑内ガスの発生防止に重点をおく巡回検査を行い、炭鉱別に最も回数が多いところは月一回の監督官検査をおこなっていた。しかし、四九年度の予算削減で監督の実施方法をかえ、従来から保安状況がよく大事故がほとんどなかったような大手の炭鉱は年一回もしくは随時におこなう程度にした。ところが、同年八月三十一日大手筋の太平洋炭鉱でガス爆発事故がおこり、三九人が死亡したのをはじめ、三〇年に入ってから、十一月一日には、北海道茂尻のガス爆発では死者六〇人、軽傷者一七人を生ずるに至った。また、九州佐世保のボタ山崩壊では一挙に七三人の死亡者を出している。

第三節 職業病

業務上疾病 一九五五年中における「業務上疾病および食中毒発生病況」（労働省労働基準局労働衛生課調）は第134表の通りである。なお、同表記載業務上疾病一号から三八号までの各号該当疾患は労働基準法施行規則（第三五条）によって左のごとく規定されている。

一、負傷に起因する疾病。二、重激なる業務による筋肉、腱、関節の疾病並に内臓脱。三、高熱、刺戟性のガスもしくは蒸気、有害光線又は異物による結膜炎その他の眼の疾患。四、ラジウム放射線、紫外線、エックス線その他の有害放射線による疾病。五、暑熱な場所における業務による日射病及熱射病。六、暑熱な場所における業務又は高熱物体を取扱う業務に因る第二度以上の熱傷及寒冷な場所における業務又は低温物体を取扱う業務に因る第二度以上の凍傷。七、粉じんを飛散する場所における業務に因るじん肺症病及これに伴う肺結核。八、地下作業に因る眼球震盪症。九、異気圧下における業務に因る潜函病その他の疾病。一〇、製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及皮膚炎。一一、さく岩機、鋳打機等の使用により身体に著しい振動を与える業務による神経炎その他の疾病。一二、強烈な騒音を発する場所における業務による耳の疾患。一三、電信手、タイピスト、筆耕手等の手指の痙攣及書痙。一四、鉛、その合金又は化合物による中毒及その続発症。一五、水銀、そのアマルガム又は化合物による中毒及その続発症。一六、マンガン又はその化合物による中毒及その続発症。一七、クローム、ニッケル、アルミニウム又はそれらの化合物による潰瘍その他の疾病。一八、亜鉛その他の金属蒸気による金属熱。一九、砒素又はその化合物による中毒及その続発症。二〇、燐又はその化合物による中毒及その続発症。二一、硝気又は亜硫酸ガスによる中毒及その続発症。二二、硫化水素による中

毒及その続発症。二三、二硫化炭素による中毒及その続発症。二四、一酸化炭素による中毒及その続発症。二五、青酸その他のシアン化合物による中毒並びにその続発症、その他の疾病。二六、鉍酸、苛性アルカリ、塩素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物、その他の腐蝕性又は刺戟性の物による腐蝕、潰蝕、潰瘍及炎症。二七、ベンゼン又はその同族体並びにそのニトロ及アミノ誘導体による中毒並びにその続発症。二八、アセトン又はその他の溶剤による中毒並びにその続発症、その他の疾病。二九、前二号以外の脂肪族又は芳香族の炭化水素化合物による中毒及その続発症、その他の疾病。三〇、煤煙、鉍物油、桐油、ウルシ、タール、セメント等による蜂窩織炎、湿疹その他皮膚疾患。三一、煤煙、タール、ピッチ、アスファルト、鉍物油、パラフィン又はこれらの物質を含む物に因る原発性上皮癌。三二、第一四号乃至三十一号にかかげるもの以外の毒性、劇性、その他の有害物に因る中毒及その続発症又は皮膚及粘膜の疾患。三三、患者の検診、治療及看護その他病原体によつて汚染の惧れある業務による各種伝染性疾患。三四、湿潤地における業務によるウイルス病。三五、屋外労働に起因する恙虫病。三六、動物又はその屍体、獣毛、革その他の動物性の物及ボロその他の古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及痘瘡。三七、前各号の外中央労働基準委員会を経て労働大臣の指定する疾病。三八、その他の業務に起因することの明かな疾病。

五五年中における業務上疾病総数一万七〇九七件のうち、件数が多いと考えられるものは主として災害性の疾病たとえば負傷に起因する疾病（四、七一五件で最高を占める）、眼疾患、火傷、凍傷、重激な作業による筋肉や関節の疾患である。そして、職業病という名称で呼ばれる一連の疾病は、その報告件数が甚だ少ないが、実際

には意外に広範囲にわたつて労働者の間に職業性疾患が浸潤しているといわれており、それが「業務上疾病および食中毒発生状況」において報告されていない事情については次のように指摘されている（川上輝夫「労働衛生への関心」、神奈川県労働部発行「労働神奈川」一九五四年八月号掲載）。

労働基準法では、衛生上有害な業務に従事する労働者に対しては、一年に二回以上定期的に健康診断を行うことを要求しているが、そのねらいは、少くとも一回はその業務の有害性からする人体への影響というものを把握する点にある。にもかかわらず、どのような有害因子をもつ業務においても、一律に胸部レントゲン写真撮影する。換言すれば結核検診をもつて二度目の健康診断をおきかえているというのが実情のようである。このような手段をもつてしては、到底有害因子による影響は把握できるものではない。胸部X線撮影によつて把握できるものではなく、尿を検査し血液を調べ更に慎重に全身の検査を行つてゆくなど合目的な手段を尽さぬ限り知ることのできるものではない。従つて多くの場合このような誤のために、鉛による中毒も単に胃腸病だとかあるいは神経痛だとかいう診断のもとに、一括して私病の中に葬り去られているという傾向が少くないのである。……

職業性疾患というものは周知のように、かなりの年月を経過して始めて徴候を現わしてくるものである。勿論、末期に至れば廃人となるはおろか、労働者の生命をも絶つものであるが、そのような最悪の事態に至らなくても、その間に人体の生理機能は除々ながら破壊され正当な労働力を発揮することを困難ならしめるに至るものである。

24	"	70	10	10	14	20	6	1	1	2			5		6	2	147
25	"			6	2	8								1			17
26	"	37	23	76	29	219	10	16	3	9	5		6	10	24	11	478
27	"	2	5	1	9	76	1	1			1		2		5		103
28	"		7		4	3		1	1								15
29	"	1		1	8	12	1			1			2		2	3	27
30	"	25	41	8	29	16	4	5	10	6			2	1	47		201
31	"	4	4	1	2	2									1	1	15
32	"	13	12	10	19	54	2	3	2	4			2		14	2	148
33	"			1		1									1	22	25
34	"															1	3
36	"	2	1		24	20	5	41	5	2			2	3	27	12	377
38	"	6	105	6	2	20	464	722	389	404	70	225	195	66	1,299	294	17,097
計		314	2,813	2,897	2,787	1,573											6
食																	560
中																	32
毒																	1,928
計																	12
6月 {件数員}																	500
7月 {件数員}		2	5	4	3	2	1	13	1	5			1	1	1	1	4
8月 {件数員}		45	80	224	240	319	933	5	226	1							6
9月 {件数員}		2	3				17	3	5	5					1	1	406
10月 {件数員}		16	236					369							11	18	147
計		4	9	5	3	4	1	26		2	1		1	2	11	1	60
計		61	337	229	240	515	17	1,718		10	5		5	375		18	3,541

〔備考〕 業務上疾病についての号別の内8号, 16号, 35号, 37号は該当がない。また食中毒の1月, 2月, 3月, 4月, 5月, 11月, 12月も同様である。

第四章 婦人・年少労働者の状態

第一節 婦人労働者の状態

バス女子車掌の労働状態 これを労働省婦人少年局がおこなった
実態調査によってみることにする。

(注) この調査は一九五四年一二月におこなわれたもので、調
査対象は全国から抽出された五五事業場——私営四〇、公営九、
国営六、女子従業員は二八一二人でその約九〇％が車掌である。
またこのほとんどが路線バス車掌で八二％、観光バス七％となっ
ている。バス女子車掌の平均年齢は二〇歳（事務その他二六・六
歳）、平均勤続年数は路線バス二・九年、観光バス一・八年（事
務その他四・八年）で年齢が若く勤続年数の短いのが特徴であ
る。

なおこのバス女子車掌の労働状態については、一九五三年一〇
月日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）によって優れた実態調
査がおこなわれている。これについては本年鑑第27集を参照され
たい。

労働時間 まずバス営業所の始発時刻と最終車の到着時刻は第135
表のごとくである。企業の事情によってまちまちであるが、始発は
午前六時前あるいは五時前というのも相当みられ、終車の到着も一
〇時三〇分以後からさらに一二時すぎというのも相当多い。

バス女子車掌の一人一ヵ月平均労働時間は路線バス二〇四時間、
観光バス二一七時間となっているが、これを具体例によってみると

第 135 表 バス営業所の始発時刻と
最終車の到着時刻

営 業 所 総 数					55
始 発 時 刻	午前 4 時 前	4 時 ~ 5 時	5 時 前	前	—
	" 5 時	5 時 ~ 6 時	6 時 前	前	2
	" 6 時	6 時 ~ 7 時	7 時 前	前	14
	" 7 時	7 時 ~ 8 時	8 時 前	前	29
	" 8 時	8 時 以	後	明	8
	不				1
最 終 車 到 着 時 刻	午後 9 時 前	9 時 ~ 10 時 30 分	10 時 30 分 ~ 12 時 30 分	12 時 以	12
	" 9 時	9 時 ~ 10 時 30 分	10 時 30 分 ~ 12 時 30 分	12 時 以	22
	" 10 時 30 分	10 時 30 分 ~ 12 時 30 分	12 時 以	後	12
	12 時 不			明	7

〔備考〕 労働省婦人少年局調査。

第136表のごとく種々様々で、毎日きわめて変化が多い。すなわち、
バスのダイヤにまつたく左右されて、一般に乗車時間と休憩、中休
み時間との配分状態やその長さがきわめてまちまちであること、乗
務と乗務との間の車の待ち時間（中休時間）は三〜四時間から多い
ときには七〜八時間になることもあるが、この中休時間の長さによ
って出勤から退社までの拘束時間が大きく影響され、中休時間を含
めた拘束時間が一〇時間から一二時間というのも普通の状態となっ
ていること（注1）、出勤、退社時刻が非常にまちまちで、六時前の
早朝出勤や退社が一〇時以後という深夜業の場合が生じていること
（注2）、さらに乗車勤務のほかに、乗車前には車内の掃除、ガラス
拭き、ラジエーターの整備、切符や釣銭の受領、乗務後には切符の
売上金の整理などかなりの時間をとられ、短い場合でも一日二
〇分、普通三〇分から一時間以上に及んでいること、などがみら

れる。

(注1) 私鉄総連の調査(前掲)によると、中休時間中も会社によってなんらかの拘束を受けている場合が多い。

	京王帝都	東武交通
拘束しない	一八・一%	一六・四%
拘束している	八一・九	八三・六

詰所にいなければいけないといわれる

一〇・五	一六・四
------	------

外出するとき行先を明らかにさせられる

四三・五	四〇・二
------	------

会社の用事をさせられる

二一・五	一九・〇
六・三	七・九

(注2) 私鉄総連は一九五五年一〇月女子バス車掌の深夜業

(午後一〇時以後、ただし二交替制によるときは午後一〇時三〇分以後)について調査をおこなったが、深夜業のおこなわれている五企業の状態は第137表のごとくである。

一週間に一人平均一回は深夜業をやらねばならない状態であり、その原因はいずれも旅客からの要望、地理的条件、他社との相互乗入れによることなどがあげられ、また男子車掌による交替ができない理由としては、男子車掌がいなかったため、あるいは交替乗務できるだけの男子車掌が不足しているためとなっている。さらに運行路面、車体、休憩室その他の設備の状態も悪いものが多い、労働条件をさらに悪化させている(私鉄総連「私鉄月報」一九五六年三月号より)。

生理休暇、疾病、生理休暇をとりにくいと答えたものは三七・四%、とりたくともまったくとれない状態にあるものは一一・一%である(第138表)。また三二%のものは生理日でもまったく乗務を予

備にきりかえてもらえず、二七%のものはたまにしかやってもらえない(第139表)。こうして生理が不順になったままなおらないものは三四・七%を占めている(第140表)。

さらに一日の乗務が終わったあとと身体の疲労を訴えるものが多く、その疲労の激しいものが相当多い。なんでもないと答えているものは八%にすぎない(第141表)。

このような仕事の無理から病気になるものが多く(第142表)、健康だと答えているものは三〇%にすぎない。なかでも食事時間が不規則で食後少ない休憩時間のうち振動の激しい立通しの乗務時間をくり返すために胃腸を患うものが非常に多く、その他疲労の激しさ、生理日に休暇のとりにくいこと、とくに冬季などの屋外勤務による冷えこみなどによる疾病が多くなっている。

なお切符売上金の検査制度は調査員の乗務検査、見はり、私物箱の検査などの方法によって、調査対象五五営業所のうち三九営業所がおこなっているが、これにたいする女子車掌の態度は第143表のごとくで、他に不正の出来ない方法を考えてやめてほしい(二三%)、不愉快だから今すぐやめてほしい(四%)という要求も相当多い。就職の動機や勤めてからの一家の生計との関係をみると第144表のごとくで、ほとんどのものが直接間接生活のために働いている状態が示されている。

(注) 全日通労働組合が五五年の夏から秋にかけておこなった女子従業員にたいする実態調査を紹介しておく(全日通労働組合婦人部「日通に働く婦人労働者の実態」より)。

調査は日通の全女子労働者三八七人(五五年一〇月末現在)を対象としておこなわれたが、調査票の回収されたのは二二七六人(五八・九%)であった。また日通の女子労働者は事務関係がほとんどで全体の七〇%を占め、作業員は七・八%にすぎない。

第136表 バス女子車掌の勤務内容

		時間	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
例 1	月	出勤 5.20(準備30)		50	1時間毎に10分休憩					40	40		45分毎に5分休憩		40	(後始末40) 退社 14.20						
	火								出勤 13.30(準備30)		0	45	約45分毎に10分～15分休憩					5	(後始末30) 退社 22.35			
	水	出勤 5.30(準備30)		0	40	0	1時間毎に10分休憩					50	(後始末30) 退社 14.20									
	木								50分毎に5分休憩			10	45	50			40	0		15	(後始末40) 退社 22.55	
	金	出勤 5.40(準備30)		10	1時間毎に10分休憩					45	40		10	(後始末30) 退社 14.40					25	(後始末30) 退社 22.55		
例 2	日	公休日																				
	月	出勤 7.0(準備15)		15	10分休憩 (後始末40)					40	10 30		10 30	30	0	0						
	火	出勤 7.0(準備15)		15	10分休憩 (後始末40)					15		10分休憩	30	15	40	0	35					
	水	出勤 6.30(準備15)		45	50	10	45	15	50	20	35	(後始末15) 退社 11.50										
	木	出勤 7.0(準備15)		15	10分休憩 (後始末25)					40	10 30		10分休憩 2回	40	0	0						
	金	出勤 7.0(準備15)		15	(後始末40)					15		5分休憩	30	15	15分休憩		30					
	土	出勤 6.30(準備15)		45	50	10	45	15	50	20	40	(後始末10) 退社 11.50										
	日	公休日																				

〔備考〕——「乗務時間、……」休憩または中休み時間。準備または後始末とは乗車前後の作業をいう。食事時間が明示されていないが、これは休憩時間の適当なときに食事する。数字はすべて「分」で表わしてある。労働省婦人少年局調査より。

掌 深 夜 業 の 状 態

22時以後のバス運行は男子車掌に交替乗務をさせることが出来ないか	深夜業が行われる場合の勤務形態はどういうものか	女子深夜勤務時間を労働協約に協定しているか	週休制になっているか	下記の状態について		
				運行路面	車 体	休憩室その他の設備
男子車掌がいらない為交替できない	日勤時差出勤	協定していない	週休制になっている	よい(80%) 悪い(20%)	よい(70%) 悪い(30%)	悪い
男子車掌は20歳以上になると車掌を嫌う人が多く、技工に職場転換するため男子車掌が少なく、交替は不可能である	二交替勤務	協定していない	週休制になっている	よ い	よ い	よい
1系統の路線に男子車掌が1名位しかいないため交替乗務すれば男子車掌は毎日深夜業になるからできない	日勤時差出勤	協定していない	週休制になっていない	悪 い	よ い	悪い
男子車掌と交替制をとっているが、人員不足の関係からある程度、女子車掌の深夜業になっている	二交替勤務	協定していない	週休制になっている	悪 い	悪 い	悪い
男子車掌が少ないため交替乗務は不可能である	二交替勤務	協定していない	週休制になっている	普 通	よ い	悪い

第 139 表 バス女子車掌——生理日に乗務を予備にきりかえてもらえますか

総 数	100 %
もらえない	30.2
もらえない	32.3
たまにももらえることもある	27.4
予備の人との申し合せによる	1.0
とる必要をみとめない	0.3
わからな	2.2
その他	0.7
不明	5.9

〔備考〕 労働省婦人少年局調査。

第 138 表 バス女子車掌と生理休暇

	車 掌 (含ガイド)	そ の 他 の 女子従業員
総 数	100 %	100 %
いつでも請求すればとれる	32.1	25.4
とろうと思えばとれるがとりにくい	37.4	16.8
とりたくても全くとれない	11.1	6.0
とる必要を感じない	13.3	39.4
その他	2.1	1.3
不明	4.0	11.1

〔備考〕 労働省婦人少年局調査。

第 140 表 バス女子車掌生理の状況

	車掌(含ガイド)	その他の女子従業員
総 数	100 %	100 %
最初は不順だったが今は順調になった	16.6	5.1
不順になったままなおらない	34.7	8.2
変りな	42.2	63.5
不明	6.5	23.2

〔備考〕 労働省婦人少年局調査。

第 137 表 バ ス 女 子 車

組 合 名	22時を過ぎる勤務は何回あるか		深夜業に合った場合の賃金増の有無	22時30分の時刻には勤務から解放されているか			22時30分に及ぶダイヤ運行はどういう理由か		
	1人平均1週間に	1人平均1月間に		されているか	解放されていない場合の仕事の内容	退社時間	1	2	3
東京急行	1	4	有				他社と相互乗入から	地理的条件から	
京浜急行		2	有	されていない (但し、1営業所に1人位)	計 算	22.30	旅客の強い要望から	地理的条件から	
遠州鉄道		2	有				旅客の強い要望から	地理的条件から	
丹波交通	1	3	有				旅客の強い要望から	他社と相互乗入から	地理的条件から
土佐電鉄	1	6	有	されていない	乗車券の精算	23.00	旅客の強い要望から	地理的条件から	

〔備考〕 私鉄総連調査。

第 142 表 バス女子車掌に多い身体の疾患

総	数	100 %
な	し	30.1
あ る	消化器疾患	32.4
	呼吸器疾患	11.4
	婦人科的疾患	7.3
	泌尿器的疾患	2.2
	慢性疲労	5.3
	その他	2.7
	不明	2.0
	計	63.3
不	明	6.6

〔備考〕 労働省婦人少年局調査

第 141 表 バス女子車掌——1日の乗務が終わったあと身体の調子はどうか

総	数	100 %
な	ん	で
な	い	8.1
少	し	疲
れ	る	42.8
家に帰るとぐったりして何もしたくない		37.0
翌日になっても疲れがなおらない		2.0
そ	の	他
		1.0
不	明	9.1

〔備考〕 労働省婦人少年局調査。

第 143 表 バス女子車掌の検査制度に対する意見

総	数	100 %
不正をしないことがはっきりするからやってもらうほうがよい		51.8
他に方法がないとすればやむを得ないと思う		16.3
他に不正の出来ない方法を考えてやめてほしい		22.9
不愉快だから今すぐやめてほしい		4.3
その	の	0.7
不	明	4.0

〔備考〕 労働省婦人少年局調査。

第 144 表 バス女子従業員の就職動機および家計との関係

		車 掌 (含ガイド)	その他の 女子従業員
就 職 動 機	総 数	100 %	100 %
	家 計 を 助 け る た め	40.8	25.0
	自 分 の 生 活 費 を 得 る た め	11.5	18.8
	家 族 を 養 う た め	2.7	13.0
	社 会 人 と し て の 経 験 を 得 る た め	12.5	16.0
	家 計 補 助 と 社 会 経 験 を 得 る た め	24.1	19.4
	結 婚 費 を 得 る た め	5.3	2.2
	家 に い て も す る こ と が な い か ら	1.8	1.6
家 計 と の 関 係	教 養 を た か め 身 の 回 り を と の え る 明	0.1	0.3
	不 明	1.2	3.7
	総 数	100 %	
	家 族 と 離 れ て 独 立 し て 生 活 し て い る	7.1	
	家 族 と 離 れ て 独 立 し て 生 活 し 毎 月 送 金 し て い る	6.0	
	自 分 が 主 に な っ て 家 族 の 生 活 を 支 え て い る	9.2	
	家 族 の 一 員 と し て 給 料 の 中 か ら 毎 月 家 に 入 れ る	69.4	
	家 族 と 一 緒 に 生 活 し て い る が 家 に は 給 料 を ま っ た く 入 れ な い	6.5	
	不 明	1.8	

〔備考〕 労働省婦人少年局調査。

その他のタイプリスト七・八％、交換手九・七％、看護婦二・九％などとなっている。	
調査としては概括的なものであるが、就職の動機および勤めてからの家計との関係をみると次の通りで、一家の生計を支えるために就職し、自分の労働で家計を支えているものが多い。	
就職動機	
一家の生計を支えるため	五四・六％
社会人としての経験をうるため	三〇・四％
身のまわりをととのえるため	九・一％
結婚費用をうるため	三・九％
家にいても仕方がないから	二・一％
生計との関係	
家族と一緒に生活しているが、一部を毎日家へ入れている	五二・〇％
自分が主として生計を支えている	三二・八％
家族と一緒に生活しているが、給料は家へ入れていない	八・六％
家族と分離して生活している	六・六％
勤務年数は以上のような事情も反映されて一般に長く、七年のものが最も多くて二五・五％、五年以上のものは七〇％を占め、一〇年以上のものが二五・八％もいる。	
一年以上	二・五％
一年以上	七年以上
一年以上	二五・五％
二年	三・六％
二年	一〇年
二年	一九・七％
三年	四・七％
三年	一三年
三年	三・九％
五年	一八・一％
五年	一五年
五年	二・二％
五年	一九・七％

賃金（五五年四月～六月の三ヵ月平均）は全平均で本給七五三九円、基準内を含めた額九七八〇円、基準外を含めた額一万〇三七九円、手取り八四八六円となっている。

また時間外労働は一日平均一時間やっているが、これが半強制の形で拘束時間と同じように働かされたり、時間外勤務が拘束時間に組入れられて当然に働かねばならないように強制されている状態のあること、またお茶くみや掃除による時間外労働は平均五七分となっているが、記入状態の不十分さから実際はもっと多く費されていること、などが指摘されている。さらに日曜日に休めないと答えたものが七・八％、祝祭日に休めないものが九・九％

いる。

生理休暇調査 大阪労働協会「月刊労働」七五・七六号に紹介されている後藤清氏「生理休暇の実態調査」についてみよう。

この調査は一九五四年八月におこなわれたが、まず生理休暇の取得状況では、調査対象者四三一九人のうち休んでいないという者が二二一七人で全体の五三・六％を占めている。一日休む者が一〇四三人（二四・一％）、二日五六九人、三日四〇人、四日二人、五日三人、不定三三人、無回答三〇二人となっている。しかしこの調査では質問の趣旨が必ずしも徹底したとは思われず、生理休暇をとっていると答えた者のうち実際には休んでいないにもかかわらず、

第145表 生理休暇の形態

業 種 別	生理休暇	年次有給休暇	病気欠勤	早退	年次有給休暇 （病気欠勤）	生理休暇 （年次有給休暇）	生理休暇 （病気欠勤）	早退	無回答	その他	計
化学（中国地区）	110	58	8	4	1	4	1	3	51	5	244
通（東中国地区）	70	25	1			1			67	4	167
（中国地区）	47	25	2					2	54		130
（中国地区）	12	2	2	4(1)	3(2)				20	1(1)	38
（中国地区）	3	41(16)	18(11)					3	41(13)		108(44)
（中国地区）	360	55	6	1	4	21	1		10	7	86
（中国地区）	42(8)	262	32	8	15	6		3	69(23)	3	972
（中国地区）	27(8)	72(16)	6	1	1	4	1		36(12)		198(47)
（中国地区）	223	8	2	9		1		3	3	1	3
（中国地区）	19(19)	39(39)	5(5)	2(2)	1(1)	3(3)	4		85	2(2)	832
（中国地区）	531(3)	25(9)	17	2				2	79(79)	1	150(150)
（中国地区）	151	103(1)	3	3	1	23	1	2	204(14)	6	786(26)
（中国地区）	45(1)	186(1)	11	1	1	1	3		35(3)		328(4)
（中国地区）	34	45		2		9			103(18)		351(20)
（中国地区）	5	72(19)	1(1)					15	109		199
（中国地区）	1,679	1,049	116	38	27	73	11		48(2)	30	126(22)
計									1,281		4,319

〔備考〕（ ）内は事務員数を指す。大阪労働協会「月刊労働」第75. 6号より。

と り に く い 原 因

病院	紡績					公共企業体		計
阪神地区)	(東海地区)	(阪神地区)	(信州地区)	(中国地区)	(阪神地区)	(中国地区)	(阪神地区)	
	6	9(9)	99	3	17	34	4	225
	73	22(22)	103(1)	17	13	20	55(8)	563
	10	10(10)	20(4)	3(1)	8(1)	1	9(8)	124
	23	16(16)	23(4)	14	142	58	1	788
	84	4(4)	133(3)	36	17	10	5	501
	8		39	17	3	2	20(1)	278
	1		5	1		1		36
								12
	1	1(1)	1(1)	2	3			24
3	6	1(1)	11	2			1(1)	38
			6		1	2		13
	1	1(1)	1		2	2		15
	5	3(3)	1		1(1)		2(2)	18
			1		1		5	10
	111	79(79)	331(12)	231(3)	142(18)	66	24(2)	1, 625
	3	4(4)	12(1)	2	1	3		49
3	332	150(150)	786(26)	328(4)	351(20)	199	126(22)	4, 319

おくれるから。ニ. はずかしいから。ホ. 上役がいやな顔をするから。へ. 生理日が不

生 理 休 暇 と 生 理

あなたは入社してから生理について変調がありましたか								
生理日の苦痛がひどくなった	生理日が長くなった	生理が不順になった	生理が順調になった	量が多くなった	生理日苦痛生理不順	無回答	その他	計
26	16	87	10	11	14	11	26	244
37	20	31	5	7	4	8	3	167
15	5	41	3		7	9	8	130
3	1	6			2	4	4	38
14(6)	2	17(7)	3	2	2(2)	18(5)	6(3)	108(44)
21	4	15	2	1	6	13	7	86
162	25	249	29	39	19	113	49	972
28(2)	7	38(4)	3(3)	2	6(2)	32(8)	19(2)	198(47)
2	2	21(4)	5(2)	1	1(1)	12(2)	5	101(28)
		2					1	3
69	14	101	14	14	14	24	39	332
26(26)	3(3)	21(21)	2(2)			27(23)		150(150)
175(4)	33(1)	231(4)	31	20(2)	35(1)	96(5)	40(1)	786(26)
63(1)	9	108	12	12	18	27(1)	44(1)	328(4)
19(2)	9	102(7)	25	17	4	48(3)	20	351(20)
33	6	34	3	4	3	18	15	199
18(6)	6(2)	44(6)	2(1)		2	24(2)	6(1)	126(22)
711	162	1, 148	149	130	137	484	292	4, 319

第146表 生理休暇の

原因別	化 織	交 通			売薬化粧品		織 維 加 工	ゴ ム 製 品	製 紙
	(中国 地区)	(阪神 地区)	(東海 地区)	(中国 地区)	(阪神 地区)	(阪神 地区)	(阪神 地区)	(阪神 地区)	(阪神 地区)
イ ロ ハ ニ ホ へ ホ. ニ. ニ. ロ. イ. ロ. ロ. ロ. 無 回 計	7	1	1		5(1)	2	26	7	4
	20	57	37	3	7(3)		92	30(4)	14(1)
	13		5	1	2(2)		24	13(9)	5(4)
	105	27	8	3	14(6)	15	285	34(9)	20(6)
	6	7	23	2	15(6)	35	101	20(2)	3
	14	9	13	2	4(2)	1	117	25(4)	4
			1	1	1	4	16	5	
					3		8	1	
		1		1	1	5	7		1(1)
							4	1	7
		1					3		
		2	2	1	1		2		
イ. ロ. ロ. ロ. 無 回 計	1		3					1	1(1)
		1	2						
	72	60	33	21	53(21)	22	281	61(19)	38(14)
	2	3	1	3	3(3)	2	6		4(1)
	244	167	130	38	108(44)	86	972	198(47)	101(28)

〔備考〕 1) () 内は事務員数を指す。

2) イ. 手続がややこしい。ロ. 同僚に迷惑をかけるから。ハ. 自分の仕事
定なため係の人が信用してくれないから
大阪労働協会「月刊労働」第75. 6号より。

第147表 入社後の

業 種 別		あなたが入社してから生理休暇をとることについて変化がありましたか					計	な い
		変らない	とりにくくな った	とれな くなっ た	とれや すくな った	無 回 答		
化 交	織 通(中国地区)	166	27	1	12	38	244	43
	(阪神地区)	84	12	7	4	60	167	52
"	(東海地区)	62	3	1	28	36	130	42
"	(中国地区)	23	2		2	11	38	18
売薬化粧品	(阪神地区)	40(15)	4(1)	10(4)		54(24)	108(44)	44(21)
	(阪神地区)	4	17	57		8	86	17
織 維 加 工	(阪神地区)	525	115	4	62	266	972	287
ゴ ム 製 品	(阪神地区)	101(26)	9	9(1)	6(3)	73(17)	198(47)	63(26)
製 紙	(阪神地区)	57(19)	15		8	21(9)	101(28)	52(19)
製病院	(阪神地区)	1		2			3	
紡 績	(東海地区)	104	30	9	109	80	332	43
"	(阪神地区)	57(57)	9(9)	2(2)	6(6)	76(76)	150(150)	71(76)
"	(信州地区)	272(12)	298(3)	29	45	142(11)	786(26)	125(8)
"	(中国地区)	171(1)	41	1(1)	70	45(2)	328(4)	35(1)
"	(阪神地区)	196(4)	30		5	120(16)	351(20)	107(8)
公共企業体	(中国地区)	151	11		14	23	199	83
"	(阪神地区)	21(3)	17(11)	50(4)	1	37(4)	126(22)	24(4)
計		2,035	640	182	372	1,090	4,319	1,106

〔備考〕 () 内は事務員数を指す。大阪労働協会「月刊労働」第75. 6号より。

その工場規定の生理休暇有給日数をもって答にした場合のあることも指摘されており、実際の取得状況はずっと少ないことが推定されている。

次に「あなたは生理日に休みたいとき主として次のどの方法で休んでいますか」の問にたいする結果は第145表の通りである。年次有給休暇を利用したり病気欠勤にする者が多く、個々の企業によってはこうした場合によるほうがかえって多くなっている。また紡績業（阪神地区）や公共企業体におけるように、規定は有給であるにもかかわらず生理休暇を利用する者よりも年次有給休暇を利用する者が多いことは注目すべきである。以上のことと関連して、生理休暇がとりにくいと答えた者は四三一九人中二八六八人、六六・四％を占め、とりやすい八一二人、無回答六三九人となっている。この生理休暇のとりにくい原因は第146表の通りである。「はづかしいから」というのが七八八人、「同僚に迷惑をかけるから」五六三人、「上役がいやな顔をするから」五〇一人、「自分の仕事がおくれるから」一二四人で、職場の人員不足、労働基準法による生理休暇を好ましくないから負担と考える使用者の態度、あるいは職制のこれにたいする無理解などを物語っている。またこの報告は、生理休暇の有給・無給の差は生理日に休むか休まないかにたいして決定的な影響を与えるものではなく、以上のような企業の状態や休暇手続のはん雑、不備が大きな防げとなつてゐること、こうしたことから、ただ労働協約によつて生理休暇を有給とすればこと足れりとしている労働組合の態度には反省すべきものがあることなどの点を指摘している。さらに入社してから生理休暇をとりにくくなつた者が、四三一九人中六四〇人、とれなくなつたとの答が一八二人となつてゐる。また「あなたは入社してから生理について変調がありましたか」との問の結果は第147表のごとくで、生理が不順になつた、生理日の苦痛が

ひどくなつたなどの答えが多く、生理休暇が一般にとりにくい状態やしかもそういつた状態が強くなる傾向とあわせて、問題を投げかけてゐる。

第二節 年少労働者の状態

賃金 年少労働者の労働状態の実態調査資料としては適當なものがなないので、ここでは労働省統計調査部が五四年五月におこなつた個人別賃金調査に基づいて労働省婦人少年局が集計した、一八歳未満の年少労働者の賃金の状況を掲げることにする。これは常用労働者一〇人以上の企業における調査であるが、これによると製造業における年少労働者が総数の七九・七％を占めて最も多く、卸売・小売業の一・四％がこれにつぎ、この両方で年少労働者全体の九一％を占める。製造業においては紡織業（女）が最も多くて三八％、機械製造業（男）八％、食料品製造業（女）、電気機械器具製造業（女）七％などが多く、卸売・小売業では小売業の比率が高く、全体として男子年少者の比率が高い。またこれを企業規模別にみると一般に小規模企業に働くものが多くなつてゐるが、とくに年少労働者の多い製造業では一千人以上二五％、五〇〇～九九九人八％、一〇〇～四九九人二四％、三〇～九九九人二五％、一〇～二九人一八％で、一〇〇人未満の企業に働くものは四三％を占める。卸売・小売業ではその半数以上が三〇人未満の企業で、五〇〇人以上三％、一〇〇～四九九人一二％、三〇～九九九人三〇％、一〇～二九人五三％となつてゐる。

次にこうした年少労働者の賃金を、まず産業別にみると第148表のごとくである。これは調査期中（五四年五月）の分として算定された労働者にきまつて支給する現金給与額であるが、全産業平均では

五〇六一円、男子五〇〇二元、女子五一〇七円であり、製造業全体では五一七五円（男子五四一一円、女子五〇二七円）、そのうち労働者の多い紡織業（女子）では五一三九円、機械製造業（男子）五〇四一元、食料品製造業（女）四五三三元、電気機械器具製造業（女）五四七七円である。卸売・小売業は三二五四円（男子二九〇八円、女子四三七一元）で、そのうち労働者数の比率の高い小売業（男子）は二一〇三元である。またこの卸売・小売業の賃金は全産業中最も低い。

次にこれを賃金階層別にみると（第149表）、比率の最も高いのは四千元以上六千元未満の層で、総数（四〇万九〇三二人）の四五％を占め、次いで二千元以上四千元未満二三％、六千元以上八千元未満二一％となっている。産業別では製造業は四千元以上六千元未満の層、卸売・小売業は二千元未満の層に最も多く分布しており、運輸通信その他の公益事業をはじめ建設業、不動産業ではこれに反して比較的高い層に多く分布している。

企業の規模別では第150表のごとくで、一般に小規模企業ほど賃金が低くなっているが、なかでも年少労働者数の多い製造業三〇〇九人では五二四五円、これにつぐ一〇〇〇四九九人では五三三二円、卸売・小売業一〇〇二九人では三一三二円となっている。

長欠児童 文部省の調査によると一九五四年四月から五五年三月までの一年間における長期欠席児童（欠席五〇日以上）は総数で二七万五九六三人、小学校が一二万一四二八人、中学校が一万四三三五人となっていて、在学者に対する欠席率は低学年より高学年が高く、中学校は小学校に対していちじるしく高い。またこれを昨年度と比較すると総数で一万三四七二人の減少を示しているが、都道府県ごとの欠席率では、小学校では福岡県〇・一五％（一一一六人）の増加、中学校では北海道〇・一三％（一三六〇人）、栃木県〇・〇

三％（二四〇人）、埼玉県〇・〇七％（四一六人）、福岡県〇・〇二％（六二三人）の増加が注目される。またこれらの長欠児童の欠席理由別状況は第151表のごとくで、小学校では本人の疾病異常によるもの、中学では家庭によるもの——とくに家庭の無理解、家計を負擔するためなどによるものが多い。直接家庭の事情を原因とするもの以外に、学用品や衣服・履物がない場合、さらに本人の疾病異常による場合についても生活の貧困と結びついているものが多いものとみられる。この欠席理由別状況を昨年度と比較すると、疾病異常によるものがやや増加したこと（小学校二・七％、中学校〇・九％）、直接経済的原因による「教育費が出せない」ものが中学校で〇・二％増加したことなどが注目される。

次に欠席児童の労働状況をみると第152表のごとくである。一般に家業（事）を手伝う者が多いが、中学生では事業所へ勤めた者が、小学生では他家の手伝いに使われた者がそれぞれ比較的多くなっている。仕事の内容としては、事業所へ勤めた者のうち小学生は人夫・雑役夫（男子）、女中・給仕（女子）が多く、中学生は人夫・雑役夫、物品の販売、製造・加工（男子）、女中・給仕、物品の製造・加工（女子）が多い。家業の手伝いでは中学男子の農耕作業などの多いのを除いて一般に留守番・子守が多く、他家の手伝いでも大体同様である。保護者の職業別欠席率（在学者に対する比率）をみると第153表のごとくで小学校、中学校とも自由労働者、無業、林業、行商、露天商、水産業などの欠席率が高くなっている。

なお九州の炭鉱地帯における欠席児童の状態を、日本炭鉱労働組合九州地方本部、九州産業労働科学研究所「失業者」によってみる第154表のごとくである。これは九州福岡県の筑豊炭田における炭鉱失業者の実態調査であるが、調査対象八一五世帯の学童は小学生四八五人、中学生が一七二人で、そのうち半数以上が欠席してお

第148表 少年労働者の産業別平均賃金(単位円)

[illegible]

*印は調査労働者4人以下の場合につけられている。これは各労働者の特殊性が充分に相殺されずに高低何れかにかたよった平均賃金が表示される可能性があるので、利用に当って注意する。

第一部 労働者状態

階 級 別 年 少 勞 働 者 数

つ て 支 給 す る 給 与 額 階 級								
6,000円 以上 8,000円 未満	8,000円 以上 10,000円 未満	10,000円 以上 12,000円 未満	12,000円 以上 14,000円 未満	14,000円 以上 16,000円 未満	16,000円 以上 18,000円 未満	18,000円 以上 20,000円 未満	20,000円 以上 22,000円 未満	22,000円 以上 24,000円 未満
87,207	20,011	3,641	1,023	331	320	113	68	56
863	368	58	31	32	12	—	—	—
1,390	600	490	160	50	90	30	40	—
70,982	13,834	2,266	610	173	70	57	20	30
4,920	736	72	—	20	—	—	—	—
1,642	534	40	2	6	—	—	—	—
32	10	—	—	—	—	—	—	—
7,378	3,929	715	220	50	148	26	8	26
38,554	10,710	2,448	733	247	188	87	60	16
654	310	54	27	32	12	—	—	—
1,210	540	450	160	50	90	30	40	—
30,359	7,943	1,605	486	123	58	45	20	—
3,324	592	56	—	20	—	—	—	—
380	80	4	2	6	—	—	—	—
2	4	—	—	—	—	—	—	—
2,625	1,241	279	58	16	28	12	—	16
48,653	9,301	1,193	290	84	132	26	8	40
209	58	4	4	—	—	—	—	—
180	60	40	—	—	—	—	—	—
40,623	5,891	661	124	50	12	12	—	30
1,596	144	16	—	—	—	—	—	—
1,262	454	36	—	—	—	—	—	—
30	6	—	—	—	—	—	—	—
4,753	2,688	436	162	34	120	14	8	10
21.3%	4.9%	0.9 %	0.3 %	0.1 %	0.1 %	0.03%	0.02 %	0.01%
22.1	9.4	1.5	0.8	0.8	0.3	—	—	—
20.8	9.0	7.3	2.4	0.7	1.3	0.4	0.6	—
21.8	4.2	0.7	0.2	0.05	0.02	0.01	0.006	0.01
10.5	1.6	0.15	—	0.04	—	—	—	—
27.6	9.0	0.7	0.03	0.1	—	—	—	—
34.8	10.9	—	—	—	—	—	—	—
37.1	19.8	3.6	1.1	0.3	0.7	0.13	0.04	0.13
21.7	6.0	1.4	0.4	0.13	0.1	0.04	0.03	0.01
21.1	4.0	0.5	0.1	0.03	0.05	0.01	0.003	0.02

第 149 表 産 業 お よ び 賃 金

性 別 お よ び 産 業						月 間 き ま			
						計	2,000円 未 満	2,000円 以上 4,000円 未 満	4,000円 以上 6,000円 未 満
実	計	産 業 計	409,032	19,777	92,370	184,115			
		産 業	3,900	—	890	1,646			
		建 設 業	6,680	—	1,260	2,570			
		製 造 業	325,805	2,083	76,710	158,970			
		卸 売 お よ び 小 売 業	46,736	17,676	10,124	13,188			
		金 融 お よ び 保 険 業	5,940	6	1,640	2,070			
		不 動 産 業	92	—	6	44			
		運輸通信およびその他の公益事業	19,879	12	1,740	5,627			
男	産 業 計	178,040	17,406	35,778	71,813				
	産 業	2,778	—	554	1,135				
	建 設 業	5,350	—	930	1,850				
	製 造 業	125,332	518	26,141	58,034				
	卸 売 お よ び 小 売 業	35,676	16,876	6,940	7,868				
	金 融 お よ び 保 険 業	1,442	—	376	594				
	不 動 産 業	20	—	2	12				
	運輸通信およびその他の公益事業	7,442	12	835	2,320				
女	産 業 計	230,992	2,371	56,592	112,302				
	産 業	1,122	—	336	511				
	建 設 業	1,330	—	330	720				
	製 造 業	200,473	1,565	50,569	100,936				
	卸 売 お よ び 小 売 業	11,060	800	3,184	5,320				
	金 融 お よ び 保 険 業	4,498	6	1,264	1,476				
	不 動 産 業	72	—	4	32				
	運輸通信およびその他の公益事業	12,437	—	905	3,307				
比 率	計	産 業 計	100.0%	4.8%	22.6%	45.0%			
		産 業	100.0	—	22.8	42.2			
		建 設 業	100.0	—	18.9	38.5			
		製 造 業	100.0	0.6	23.5	48.8			
		卸 売 お よ び 小 売 業	100.0	37.8	21.7	28.2			
		金 融 お よ び 保 険 業	100.0	0.1	27.6	34.8			
		不 動 産 業	100.0	—	6.5	47.8			
		運輸通信およびその他の公益事業	100.0	0.06	8.8	28.3			
	男	産 業 計	100.0	9.8	20.1	40.3			
	女	産 業 計	100.0	1.0	24.5	48.6			

第150表 年少労働者企業規模別平均賃金

産 業 別			計	1,000人 以上	500人 ～999人	100人 ～499人	30人 ～99人	10人 ～29人
男	産 業 計		5,002	6,516	5,784	5,182	4,681	4,403
	鉱 業		5,815	4,911	5,787	6,500	6,539	6,698
	建 設 業		6,718	8,421	8,829	7,218	6,081	5,692
	製 造 業		5,411	6,365	5,801	5,352	5,245	5,019
	卸 売・小 売 業		2,908	5,487	2,985	3,075	2,349	3,132
	金 融・保 険 業		5,261	7,855	6,188	5,786	5,328	4,235
	不 動 産 業		6,012	—	—	—	5,282	*7,716
	運輸通信その他の公益事業		6,564	7,448	6,131	5,795	6,085	5,974
女	産 業 計		5,107	6,104	5,392	4,792	4,414	4,236
	鉱 業		5,071	5,520	3,194	5,289	4,918	3,944
	建 設 業		4,989	5,919	4,628	4,887	4,269	4,966
	製 造 業		5,027	5,873	5,332	4,765	4,414	4,300
	卸 売・小 売 業		4,371	5,993	5,211	4,636	4,240	4,017
	金 融・保 険 業		5,411	7,400	5,951	4,955	4,773	3,896
	不 動 産 業		5,865	*4,564	—	6,547	5,774	5,653
	運輸通信その他の公益事業		6,948	7,717	6,120	5,528	4,765	4,278

〔備考〕 *印については第148表の備考参照。労働省婦人少年局「働く年少者の労働状況」より。

第151表 欠席理由別長欠者数

理 由 別		小 学 校			中 学 校		
		男	女	計	男	女	計
本人によるもの	本人の疾病異常	28,567	26,131	54,698	13,973	14,811	28,784
	勉強にいらぬ	7,547	3,751	11,298	17,596	8,468	26,064
	友人にじめられる	170	128	298	172	142	314
	学用品がない	223	167	390	239	187	426
	衣服や履物がない	366	286	652	162	181	343
	学校が遠い	1,525	1,263	2,788	1,051	858	1,909
	その他	1,188	1,018	2,206	1,899	1,542	3,441
	計	39,586	32,744	72,330	35,092	26,189	61,281
家庭によるもの	家庭の無理解	13,973	16,175	30,148	20,439	23,157	43,596
	家庭の災害	117	170	287	306	486	792
	家族の疾病異常	1,080	2,285	3,365	2,273	4,709	6,982
	教育費が出せない	2,402	2,791	5,193	4,225	5,522	9,747
	家計の全部または一部を負担させなければならない	1,488	2,027	3,515	10,356	9,839	20,195
	その他	2,856	3,734	6,590	5,003	6,939	11,942
	計	21,916	27,182	49,098	42,602	50,652	93,254
合 計		61,502	59,926	121,428	77,694	76,841	154,535

〔備考〕 文部省「長期欠席児童生徒調査—昭和30年度—」。

第152表 労働の種類別長欠者数

仕 事 別		小 学 校			中 学 校		
		男	女	計	男	女	計
事業所へ勤めた者	農耕, 養蚕, 畜産, 伐木, 炭焼	20	7	27	330	113	443
	漁獲, 水産養殖	18	1	19	276	27	303
	採炭, 鉱, 採石	13	8	21	107	27	134
	人夫, 雑役夫, 運搬夫, 清掃夫, 道路工夫	115	44	159	1,728	466	2,194
	女中, 給仕, 小使員	54	254	308	514	2,875	3,389
	興行, 娯楽場係	12	18	30	126	439	565
	物品の販	48	11	59	1,001	388	1,389
	物品の製造, 加工, 修理	134	116	250	2,778	2,238	5,016
	廃品その他の配付と拾	14	1	15	137	28	165
	靴	4	—	4	17	2	19
	歌謡, 遊	15	32	47	16	64	80
	留守番, 子守, 看病等の家事手	56	188	244	172	676	848
	その他	82	67	149	1,091	816	1,907
	計	585	747	1,332	8,293	8,159	16,452
事業所へ勤める者	農耕, 養蚕, 畜産, 伐木, 炭焼	1,726	884	2,610	14,586	7,174	21,760
	漁獲, 水産養殖	346	63	409	3,007	463	3,470
	採炭, 鉱, 採石	7	4	11	64	13	77
	人夫, 雑役夫, 運搬夫, 清掃夫, 道路工夫	101	47	148	653	179	832
	女中, 給仕, 小使員	11	39	50	91	338	429
	興行, 娯楽場係	1	7	8	15	18	33
	物品の販	154	84	238	935	490	1,425
	物品の製造, 加工, 修理	109	83	192	1,317	706	2,023
	廃品その他の配付と拾	123	62	185	237	130	367
	靴	10	8	18	29	6	36
	歌謡, 遊	28	49	77	23	62	85
	留守番, 子守, 看病等の家事手	11,333	18,703	30,036	15,787	32,659	48,446
	その他	2,200	2,078	4,278	3,954	3,211	7,165
	計	16,149	22,111	38,260	40,694	45,450	86,148
その他の者	農耕, 養蚕, 畜産, 伐木, 炭焼	237	122	359	1,035	390	1,425
	漁獲, 水産養殖	53	19	72	368	80	448
	採炭, 鉱, 採石	6	3	9	53	4	57
	人夫, 雑役夫, 運搬夫, 清掃夫, 道路工夫	109	29	138	615	130	745
	女中, 給仕, 小使員	10	80	90	70	470	540
	興行, 娯楽場係	—	—	—	16	24	40
	物品の販	72	21	93	375	108	483
	物品の製造, 加工, 修理	32	30	62	347	208	555
	廃品その他の配付と拾	116	29	145	164	42	206
	靴	31	6	37	40	8	48
	歌謡, 遊	13	28	41	17	37	54
	留守番, 子守, 看病等の家事手	2,447	3,545	5,992	1,677	2,748	4,425
	その他	6,931	4,294	11,225	4,869	2,545	7,414
	計	6,144	2,731	8,875	5,084	1,627	6,711
合 計		32,935	33,795	66,730	63,721	62,030	125,751

〔備考〕 文部省「長期欠席児童生徒調査—昭和30年度—」。

「その他」とは親類や他家の手伝いが主であって、雇用関係のない者をいう。
これは必ずしも経済的原因による欠席児童の状態ではない。

第154表 小中学生の欠席状況

		小学校	中学校
欠 席 日 数	欠席なし	49.3%	49.4%
	1日	4.5	1.7
	2日	4.5	1.7
	3～5日	14.0	10.5
	10日以下	8.2	5.8
	15日以下	1.9	2.8
	16日以上 不明	15.5	25.6
計		100.0	100.0
欠 席 理 由	病	32.1%	12.7%
	雨	9.3	2.3
	学校費不払	4.5	5.7
	食糧事情	16.3	17.3
	家事都合	24.4	42.5
	学校ぎらい	2.8	1.2
	その他の他	4.9	14.9
	不明	5.7	3.4
計		100.0	100.0

〔備考〕 1) 欠席理由, 小学校246名, 中学校87名の欠席者を対象。
 2) 中学校その他の14.9%には中退6.9%をふくむ。
 3) 1955年2月の状態。
 日本炭鉱労働組合九州地本, 九州産業労働科学研究所「失業者」より。

第153表 長欠児童保護者の職業別欠席率
(在学者に対する比)

職 業 別		小 学 校		中 学 校	
		男	女	男	女
農 業		0.80	0.77	2.57	2.28
林 業		2.17	2.18	5.47	4.82
水 産 業		1.39	1.25	7.49	5.63
鉱 業		1.26	1.51	3.04	3.71
運 輸 業		0.65	0.71	1.68	1.76
自 宅 商		0.54	0.51	1.19	1.38
自 宅 工		0.65	0.65	2.28	2.27
行商, 露天商		1.60	1.77	5.07	6.38
自由労務者		3.25	3.59	8.41	9.88
工 員		0.86	0.92	2.73	3.63
公 務 員		0.55	0.52	0.71	0.75
学 校 職 員		0.60	0.52	0.55	0.51
会 社 員		0.67	0.59	0.82	1.00
そ の 他		1.68	1.70	4.20	5.11
無 業		3.15	3.16	5.59	1.92

〔備考〕 文部省「長期欠席児童調査—昭和30年度—」

第155表 いわゆる人身売買事件累年別検挙状況

年 次	区 分	検 挙 人 員	被 害 者		
			総 数	少 年 数	総数中少年の比率
1951年		3,868名	7,255名	4,180名	57.6%
1952年		6,727	13,436	6,575	49.0
1953年		5,549	7,249	3,268	45.0
1954年		5,511	8,635	2,897	33.5
1955年		10,269	14,291	4,764	33.3

〔備考〕 警察庁刑事部防犯課「少年の非行とその防止および少年の保護に関する資料」による。第159表まで同じ。

買 被 害 者 年 齢 別 調 (1955年中)

20～25		25～30		30 ～		総 数		合 計
男	女	男	女	男	女	男	女	
22	5,727	5	2,702	9	1,062	106	14,185	(13,444) 14,291
(5,519)	5,749	(2,630)	2,707	(1,016)	1,071	(13,444)	14,291	
40.2		18.9		7.6		100		

第157表 いわゆる人身売買被害者親元職業別調 (1955年中)

年齢別 職業別 性別			20歳未満		20歳以上		総数			対前年 増
			男	女	男	女	男	女	合計	
親元職業	農業	業	30	1,192	9	2,464	39	3,656	3,695	12,88
	漁業	業	3	235	2	563	5	798	803	425
	工業	業	2	139	2	157	4	296	300	109
	商業	業	2	219	1	325	3	544	547	160
	事務員			60		120		180	180	32
	日雇		15	978	13	1,542	28	2,520	2,548	1,110
	その他		10	802	2	1,409	12	2,211	2,223	825
	無職		8	903	7	2,135	15	3,038	3,053	1,285
業	該当なし			166		776		942	942	422
	計		70	4,694	36	9,491	106	14,185	14,291	5,656
合計			(4,279) 4,764		(9,165) 9,527		(13,444) 14,291			

表)。親元の職業では農業、日雇、無職、その他が多く(ただしこの無職、その他の内容は不明である)、前年に比べて無職、農業、日雇などがきわめて多くなっている(第157表)。売られた者の就業先は女子の接客業が大部分を占めている(第158表)。また被害者の就業経路では周旋人のあつせんによる場合が大部分で、知人、縁故等の紹介によるものも多い(第159表)。

次に労働省婦人少年局「年少者の不当雇用慣行——実態調査報告(関東甲信越篇)」によつてみよう。

(注) これは関東甲信越地区における公立中学校における長欠児童のうち調査当時引続き三〇日以上欠席しかつ親元を離れている児童と、五五年三月卒業生のうち学校および公共職安のあつせん以外の方法で就職しかつ調査時において親元を離れている児童について調査したもの、それによつて把握された対象者は親元調査の一〇五人、就

第156表 いわゆる人身売

年齢性別 区分	～14		14～16		16～18		18～20		小計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	14	58	15	468	30	2,327	11	1,841	70	4,694
合計	(34)	72	(398)	483	(2,163)	2,357	(1,684)	1,852	(4,279)	4,764
全体比	6.5		3.4		16.5		12.9		33.3	

〔備考〕 () 内は売春等淫行に係るものの数を示した数である。第159表まで同じ。

第 158 表 いわゆる人身売買被害者就業先別調 (1955年中)

就 業 先	20 歳 未 満			20 歳 以 上			総 数		合 計	前年との増減
	男	女	計	男	女	計	男	女		
農 漁 業	17	76	(44) 93	6	47	(15) 53	23	123	(59) 146	+ 66
接 客 業	1	3,990	(3,825) 3,991		8,707	(8,535) 8,707	1	12,697	(12,360) 12,698	+ 5,397
工 (鉦) 業	1	44	(3) 45		34	(7) 34	1	78	(10) 79	+ 64
そ の 他	48	415	(262) 643	30	518	(441) 548	78	933	(703) 1,011	- 21
未 就 業	3	169	(145) 172		185	(167) 185	3	354	(312) 357	+ 150
計	70	4,694	(4,279) 4,764	36	9,491	(9,165) 9,527	106	14,185	(13,444) 14,291	+ 5,656
合 計	(4,279) 4,764			(9,165) 9,527			(13,444) 14,291			

業先調査の七人では、一五歳を中心とし、一六歳以上のものが大部分を占めてい

この親元の居住地は新潟、東京、群馬などが多いが、(第161表)、その職業としては、第162表のごとく日雇人夫、農業、無職、工員などを始め貧困世帯であり、主な生計維持者の平均月収は七一六九円、生活保護被保護世帯は七四世帯中一〇世帯ある。世帯主および同居者の収入や別居者の送金額、生活扶助金を合計した親元の総収入は一世帯

第 160 表 人身売買性別年齢別該当者数

年齢	男	女	計	比率
13歳	2	7	9	12.1
14	3	16	19	25.7
15	10	16	26	35.1
16	3	14	17	23.0
17	1	2	3	4.1
計	19	55	74	100.0
比率	25.7	74.3	100.0	

〔備考〕 労働省婦人少年局「年少者の不当雇用慣行一実態調査報告 (関東甲信越篇)」による。第167表まで同じ。

第 159 表 いわゆる人身売買被害者就業経路別調 (1955年中)

経 路	20歳未満	20歳以上	計	%	前年との増減
誘 拐	(234) 253	(150) 159	(384) 412	2.9	+ 81
周旋人のあっせん	(2,293) 2,476	(5,670) 5,872	(7,963) 8,348	58.4	+ 3,766
店頭募集	(279) 295	(676) 680	(955) 975	6.8	+ 504
知人・友人等縁故の紹介	(958) 1,118	(1,574) 1,677	(2,528) 2,795	19.6	+ 1,121
そ の 他	(519) 622	(1,095) 1,139	(1,614) 1,761	12.3	+ 184
計	(4,279) 4,764	(9,165) 9,527	(13,444) 14,291	100.0	+ 5,656

第161表 人身売買年少者の親元居住地と雇用先

都 県	親 元 居 住 地			雇 用 先		
	男	女	計	男	女	計
茨 城	—	5	5	1	3	4
栃 木	1	4	5	—	2	2
群 馬	9	3	12	7	3	10
埼 玉	1	6	7	—	5	5
千 葉	—	3	3	1	2	3
東 京	3	12	15	8	17	25
神 奈 川	—	—	—	—	1	1
新 潟	1	18	19	—	16	16
山 梨	1	3	4	1	1	2
長 野	3	1	4	1	2	3
静 岡	—	—	—	—	3	3
計	19	55	74	19	55	74

月平均一万〇一七二円で、平均世帯員数は五人であるから一人当りの月平均生計費は二〇三四円という状態である。

この状態は人身売買の動機からもうかがわれる(第163表)。その動機として種々な理由が上げられているが結局生活の貧困ということに帰着する。

次に売られた児童の就業先は東京を中心に新潟、群馬それに親元の居住地には含まれなかった静岡などが目立っている。一般に関東甲信越の各県から東京へ集中する傾向がみられる(第161表)。その就業先の業種は芸者置屋、農業、料理飲食店などでこれは女子が多

第162表 人身売買年少者の親元の職業

職 業 別	男	女	計
日 雇 人 夫 業 員	17	2	19
農 工 (左官)	13	1	14
大 商 行 鉦 漁 病 院 表 屑 紙 新 女 会 教 雑 内 無	4	2	6
業 商 員 師 婦 師 い 居 達 中 員 員 役 職 職	4	—	4
	2	1	3
	2	1	3
	2	—	2
	1	—	1
	—	1	1
	1	—	1
	—	1	1
	1	—	1
	1	—	1
	1	—	1
	—	1	1
	8	4	12
計	59	15	74
比 率	79.8	20.2	100.0

く、男子は農業、小売業、大工、左官などとなっている(第164表)。

また労働時間は第165表のごとくきわめて長く、一二時間以上のものが五〇%を占め、八時間のものは七%にすぎない。賃金の支払形態は一般に実物給与が多く小遣程度のもので

第163表 人身売買の動機

	男	女	計	比 率
本人の希望	4	12	16	21.6
貧 困	7	28	35	47.2
家 計 補 助	1	4	5	6.7
愛 情 欠 除	1	7	8	10.8
技 能 習 得	2	1	3	4.1
家 庭 複 雑	2	1	3	4.1
学 校 嫌 い	1	—	1	1.4
単 なる 就 職	1	—	1	1.4
不 明	1	1	2	2.7
計	20	54	74	100.0

第164表 人身売買年少者就業先業種別・性別数

業種別 性別長欠・ 卒業生別	性 別		長欠・卒業生別		計	比 率
	男	女	長 欠	卒 業		
芸 者 置 屋		17	12	5	17	23.0
キ ャ バ レ		1		1	1	1.4
酒 場		1	1		1	1.4
料理 飲食 店	2	10	10	2	12	16.2
旅館		5	4	1	5	6.7
旅 業	6	8	12	2	14	18.9
農 糸	2		2		2	2.7
蚕 業	3	3	4	2	6	8.1
小 売 業	1	2	1	2	3	4.0
紡 織 業		2	2		2	2.7
その他の製造業		1	3	1	4	5.4
大 工 左 官 等	3	1	1		1	1.4
浴 場		1		1	1	1.4
理 容		1		1	1	1.4
そ の 他	3	2	4	1	5	6.7
計	20	54	56	18	74	100.0
比 率	27.0	73.0	75.6	24.4	100.0	

第165表 拘束労働時間

時 間 雇用先業種別	8時間 未 満	8～9	9～10	10～11	11～12	12時間 以 上	不定	不 明	計
芸 者 置 屋	1					9	4	3	17
キ ャ バ レ	1								1
酒 場						1			1
料理 飲食 店	1			1		10			12
旅館						5			5
旅 業	2	1				5	2	4	14
農 糸		1	1						2
蚕 業			1						1
竹 細 工 業						4		2	6
小 売 業		1				1		1	3
紡 織 業		1				1			2
その他の製造業		1						1	3
大 工 (左官) 場		1			1			1	1
浴 容							1		1
理 容									1
そ の 他			1	1		1		2	5
計	5	5	3	2	1	37	7	14	74
比 率	6.7	6.7	4.1	2.7	1.4	50.0	9.5	18.9	100.0

第167表 私生活の拘束の有無

種類	有	無	不明	計
面外通信居	2	51	21	74
会出信室	13	46	15	74
計	4	50	20	74
比率	2	37	35	74
	21	184	91	296
	7.1	62.2	30.7	100.0

第166表 賃金支払形態

賃金の支払形態	件数	%
現金のみ	15	20.3
実物給与併給	21	28.3
小遣のみ	4	5.4
小遣と実物給与	15	20.3
実物給与のみ	10	13.5
その他	—	—
不明	9	12.2
計	74	100.0

しないことが推察される（第166表）。外出、通信、面会などの自由にできない者も相当数ある（第167表）。

（注）労働基準法違反状況のうち、女子・年少者関係の違反件数について、ここで触れておこう。

労働省労働基準局の調査が、この全国的な状態をみる上での唯一の資料であるが、これによると五年における女子・年少者関係条文別違反件数は次のようである。男女同一賃金の原則（第四条）五〇、最低年齢（第五条）七三九、未成年者の労働契約（第五八条）三六、同上賃金（第五九条）六〇、年少者の労働時間および休日（第六〇条）八五八三、女子の労働時間および

休日（第六一条）一万四八八五、深夜業（第六二条）二九七八、危険有害業務の就業制限（第六三条）四九六、坑内労働の禁止（第六四条）六二、産前産後（第六五条）一五、育児時間（第六六条）五、生理休暇（第六七条）三二、帰郷旅費（第六八条）一二。すなわち、女子・年少者の労働時間および休日規定の違反件数がなかでも最も多く、深夜業禁止規定の違反、それに最低年齢、危険有害業務の就業制限の違反がこれに就いており、こうした傾向は各年とも同様である。

次にこの違反件数のうち、とくに多い女子・年少者の労働時間および休日規定、深夜業規定の違反状況を年別にみると次のようである。

女子の労働時間および休日——四八年九六一七、四九年二万二七九一、五〇年二万二九二六、五一年一万六八六、五二年一万五八〇五、五三年二万二八八二、五四年一万八一九一、五五年一万四八一五、年少者の労働時間および休日——四八年五七七八、四九年一万〇〇七八、五〇年一万一二二〇、五一年六七二一、五二年六一二六、五三年一万〇三〇七、五四年七九一九、五五年八五八三。深夜業——四八年一四〇八、四九年二九三四、五〇年三六六七、五一年二八四九、五二年二七九九、五三年三七八一、五四年二五三三、五五年二九七八。すなわち、年少者の労働時間および休日規定の違反と深夜業規定の違反件数が五五年において増加したことが注目される。ほかはそれぞれ減少傾向をみせており、その他の違反件数も同様の動きを示している。しかし、本章で紹介した労働条件の諸資料からもうかがうことができるように、この数字は、女子年少労働者の労働条件の実態やその好転の傾向を示すものではなく、かえって、労働基準法が無力化して来ている状態を示すものといえよう。

第四編 労働者の生活

第一章 家 計

物価 まず経済審議庁の「週間卸売物価指数」によって卸売物価の動きをみると第168表のごとくである。一九五五年の一月から二月にかけては鉄鋼、銅などを中心とした金属物価の騰貴（約一〇％）をはじめゴムを中心とする雑品の騰貴（約三％）に基づいて上昇を示し、二月中旬から六月中旬においては野菜類を主とする農産物の豊作による食料指数の大幅な下落（約一三％）や金属価格の下落などによって卸売物価は一般的に下落したが、その後ふたたび金属価格が大幅に騰貴し（約一五％）、ゴムなどの雑品価格も値上りするなど、年末に至るまで上昇を続けた。これを各商品種類ごとに年間の騰落率をみると（一月と二月との比較、△は下落を示す）、総合で三・三％、食料△一・四％、繊維△二・四％、燃料一・一％、金属二三・二％、機械△二・八％、建築△六・二％、化学二・六％、雑品△〇・一％、生産財五・四％、消費材△〇・七％となっており、金属指数の大幅な上昇がとくに目立っている。これは輸出に依存することのきわめて大きい日本経済において、年間を通じての輸出の好調に支えられた鉄鋼、造船、化学などをはじめとする輸出産

業およびその関連産業における活況を反映して、鉄鋼（厚板、薄板、屑鉄など）、銅の原料価格や化学製品（ソーダ製品、硫酸、カーバイドなど）が騰貴したためである。しかしこうした原材料価格の大幅な騰貴に比較して機械はやや下落を示し、また食料品は鮮魚や野菜などがわずかではあるが上昇している反面、豊作による主食の下落のため全体としては一・四％の下落を示している。

次に総理府統計局の「消費者物価指数」によってみると（第170表）五五年の指数（東京）は五四年に比べて総合では△一・四％、食料△三・六％、被服△三・五％、光熱一・五％、住居四・二％、雑費二・二％と、食料は昨年とは反対に下落を示し、被服は昨年に引きつづいて下落しているが、とくに住居指数はこれに反して家賃地代の騰貴から大幅な上昇を示し、年々一貫して大幅な上昇をつづけている。また食料費と住居費、雑費の一〇月の状態を昨年一〇月と比べてみると次の通りで、とくに食料費のうち大衆の動物性蛋白質の補給源である魚介類が八・五％騰貴していること（またこれではみられないが精麦、鶏卵、砂糖、みそ、食用油なども騰貴している）、住居費の家賃地代が一四・四％といちじるしく騰貴していること、および雑費における教育費の三％の上昇などが目立っている。

食料費 △三・五％

主食△一・五、非主食△四・七、魚介八・五、肉類△四・八、

第168表 週間東京卸売物価指数 (1950年6月18日～24日=100)

年 月	総合	食糧	繊維	燃料	金属	機械	建築	化学	雑品	特殊類別	
										消費財	生産財
1950年 7 月	130.0	103.8	105.8	99.7	110.8	100.3	99.6	97.9	100.1	102.9	103.0
9 月	116.1	112.8	131.8	101.6	142.3	106.0	104.6	102.2	116.3	114.2	117.1
11月	115.0	113.3	142.3	107.0	159.0	117.2	132.2	103.9	130.6	117.2	129.3
1951年 1 月	132.6	113.1	152.8	110.0	196.9	121.2	139.0	106.1	141.5	125.5	136.6
3 月	155.9	130.7	176.4	115.3	245.8	145.8	158.4	121.8	166.0	136.7	166.3
5 月	163.6	133.3	166.1	118.7	283.9	169.5	156.1	126.5	178.9	136.6	178.3
7 月	155.8	116.8	142.4	124.0	274.3	188.1	153.3	122.3	172.9	123.4	173.4
9 月	155.7	132.9	131.2	130.1	248.6	189.4	156.4	124.7	172.4	132.9	168.1
11月	161.3	136.2	129.5	141.6	263.2	192.2	167.1	128.7	174.4	135.4	175.4
1952年 1 月	157.6	134.9	117.6	149.4	245.8	189.8	163.8	132.4	171.9	133.9	170.6
3 月	158.7	136.5	109.6	150.8	266.9	191.0	165.4	127.3	160.7	133.0	172.7
5 月	153.3	126.4	107.6	157.9	249.2	191.6	168.4	121.1	148.5	125.7	168.4
7 月	151.4	129.1	111.8	158.0	238.0	187.5	166.4	113.4	141.2	127.9	164.1
9 月	152.8	132.3	110.2	159.6	239.3	185.9	181.0	111.7	135.7	129.9	165.2
11月	152.7	135.9	97.4	161.1	243.0	186.0	188.1	111.2	134.8	132.1	163.9
1953年 1 月	152.0	138.8	95.1	165.3	230.7	185.0	189.7	111.6	134.4	134.9	161.3
3 月	153.8	141.3	102.7	164.6	228.7	184.7	198.6	109.8	132.9	137.0	163.0
5 月	150.9	135.6	102.4	157.2	220.9	188.0	202.8	107.6	134.7	132.7	160.8
7 月	152.5	143.5	105.4	152.7	217.0	189.3	209.1	105.3	134.8	137.9	160.4
9 月	157.7	148.2	114.5	156.8	216.7	188.7	237.9	104.3	134.9	144.5	164.9
11月	159.5	160.1	105.5	158.2	216.6	186.9	240.3	105.7	135.2	151.4	163.9
1954年 1 月	161.1	161.9	107.3	159.2	216.7	186.9	246.3	107.6	135.7	153.0	165.5
3 月	159.1	157.0	104.6	157.0	217.5	185.2	245.7	108.4	133.5	148.6	164.7
5 月	153.5	150.7	98.3	151.3	210.3	184.6	232.9	106.5	131.5	142.9	159.2
7 月	150.4	154.6	91.3	151.3	200.9	183.2	224.2	102.3	126.6	143.8	154.0
9 月	148.0	154.5	92.3	148.5	188.1	181.1	225.4	100.4	124.4	143.8	150.3
11月	105.0	153.5	91.7	158.2	193.1	180.6	227.7	101.5	126.0	144.8	152.8
1955年 1 月	150.4	151.2	91.9	158.6	202.0	180.0	220.1	101.5	131.3	143.3	154.2
2 月	153.0	154.3	90.8	160.2	216.6	179.8	215.4	101.9	134.8	145.3	157.2
3 月	152.1	149.2	91.1	160.1	217.6	180.2	213.6	103.6	134.9	141.9	157.6
4 月	151.9	151.4	90.8	157.7	217.2	180.2	212.8	102.0	134.5	142.5	157.0
5 月	150.1	146.9	90.5	157.5	213.8	181.1	209.7	101.7	135.0	139.3	156.0
6 月	146.9	137.4	88.8	157.5	211.4	180.6	206.0	101.4	135.9	132.8	154.6
7 月	146.7	134.8	90.8	157.9	212.1	180.9	206.8	99.9	135.9	131.6	154.9
8 月	148.5	141.1	90.8	157.9	214.9	178.2	206.5	100.7	136.8	136.4	155.0
9 月	151.7	147.8	89.4	157.9	225.2	177.3	207.7	102.2	141.2	140.9	157.5
10月	155.0	153.6	88.3	158.7	240.6	177.2	208.3	102.1	139.9	144.8	160.5
11月	152.9	142.9	90.1	159.8	241.9	175.3	207.2	102.6	140.0	138.3	160.8
12月	153.5	143.9	89.0	160.4	244.6	175.2	206.7	104.0	140.0	138.8	161.5

〔備考〕 指数は各月中旬の土曜日に終る一週間の平均値。経済企画庁調査。

第169表 東京卸売・小売物価指数

年 月	卸売物価指数 (1952年 平均=100) 総平均	小 売 物 価 指 数 (1914年7月=100)				
		総平均	食糧品	燃料・燈火	衣料品	その他
1946年平均	—	2,900.3	3,405	2,524	2,097	2,811
1947年	—	7,811.5	8,646	8,384	4,746	8,526
1948年	—	22,912.6	23,920	21,558	15,698	26,353
1949年	—	37,283.7	43,450	31,949	25,758	37,394
1950年	—	36,628.7	40,754	37,214	28,139	36,409
1951年	—	47,411.9	52,395	46,972	41,547	44,619
1952年	100.0	46,138.0	52,685	57,001	36,113	41,905
1953年	100.4	47,450.1	55,927	61,742	34,854	41,517
1954年	99.7	50,400.9	62,957	61,606	34,352	41,856
1955年	97.9	49,305.9	61,191	60,189	32,757	42,009
1955年 1 月	98.4	50,570.2	64,185	61,921	33,114	41,483
2 月	98.9	50,921.3	64,885	61,558	32,997	41,802
3 月	99.1	50,562.4	64,022	60,937	32,714	42,107
4 月	98.3	50,310.4	63,430	59,768	32,714	42,316
5 月	97.5	49,917.3	62,575	59,768	32,714	42,209
6 月	96.5	49,437.6	61,541	59,768	32,594	42,142
7 月	97.0	48,254.0	58,799	58,916	32,681	42,148
8 月	97.5	48,515.2	59,501	58,418	32,860	42,024
9 月	97.7	48,555.1	59,581	58,733	33,095	41,837
10月	98.0	48,382.9	59,033	60,116	32,811	41,937
11月	97.8	48,053.6	58,131	60,993	32,670	42,016
12月	97.9	48,190.6	58,606	61,369	32,125	42,090

〔備考〕 日本銀行調査。

第170表 消費者物価指数 (1951年平均=100)

年 月	全都市 総合 指数	東京							
		総合 指数	食料指数			被服 指数	光熱 指数	住居 指数	雑費 指数
			食料	主食	非主食				
1949年平均	92.2	92.7	97.3	—	—	109.9	78.1	80.8	78.4
1950年 "	85.9	86.1	86.1	—	—	88.1	88.4	82.7	83.3
1951年 "	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952年 "	105.0	104.2	102.0	107.0	99.3	85.7	119.8	107.2	116.7
1953年 "	119.9	112.0	109.3	121.0	103.2	84.6	133.8	116.7	129.4
1954年 "	119.1	118.1	117.2	129.1	110.9	84.7	135.8	123.9	135.3
1955年 "	117.8	116.4	113.0	124.6	106.8	81.7	137.9	129.1	138.3
1955年 1 月	118.7	116.7	113.5	123.9	107.9	82.7	140.6	125.6	137.8
2 月	119.0	117.0	114.1	123.7	109.0	82.5	140.6	126.2	137.7
3 月	118.4	116.4	113.4	123.5	108.0	81.2	140.0	126.0	137.7
4 月	119.1	118.2	116.3	123.6	112.5	81.5	138.5	128.1	138.1
5 月	118.2	117.0	114.2	123.9	109.2	81.8	137.5	128.3	138.0
6 月	117.6	116.2	112.8	127.0	105.3	81.4	136.7	128.2	138.4
7 月	117.0	115.1	110.8	128.0	101.8	80.8	135.5	129.1	138.9
8 月	117.8	116.3	113.1	126.0	106.3	81.1	134.7	129.4	138.5
9 月	117.4	115.5	111.6	125.3	104.4	81.4	135.5	130.0	138.6
10月	119.0	117.5	114.6	124.6	109.4	81.6	137.4	132.4	138.6
11月	115.9	115.5	111.0	123.5	104.4	82.2	138.8	133.0	138.3
12月	115.7	115.2	110.1	121.6	103.9	82.0	139.4	133.2	139.0

〔備考〕 総埋府統計局調査。

第171表 勤労者世帯実収入の推移 一東京一 (単位 円)

年 月	実収入 合 計	世 帯 主 収 入			妻の収入	その他の 世帯員の 収 入	事業お よび内 職収入	その他の 実 収 入
		計	定 期	臨 時				
1951年平均	18,678	15,824	14,176	1,632	1,789		291	774
1952年 "	23,066	19,317	16,942	2,333	2,509		377	864
1953年 "	28,799	23,975	19,895	3,977	225	2,745	700	1,154
1954年 "	33,701	27,512	23,181	4,175	188	3,716	733	1,552
1955年 "	34,845	28,910	24,854	3,929	285	2,998	827	1,825
1955年 1 月	27,593	22,274	21,380	834	275	2,346	414	2,284
2 月	27,622	22,650	21,958	557	272	2,631	654	1,415
3 月	31,069	25,599	24,470	1,057	294	2,816	776	1,584
4 月	30,164	24,620	23,780	817	210	2,643	759	1,932
5 月	30,199	25,068	24,474	544	237	2,453	782	1,659
6 月	36,545	31,153	24,545	6,477	196	2,889	962	1,345
7 月	42,735	35,360	25,343	9,558	407	3,647	817	2,504
8 月	30,532	25,554	24,881	623	291	2,631	798	1,258
9 月	31,499	26,157	25,684	416	291	2,988	740	1,323
10月	34,042	26,632	25,885	504	167	2,906	810	3,527
11月	32,686	27,166	26,674	423	265	3,030	895	1,330
12月	63,457	54,687	29,174	25,338	518	4,989	1,520	1,743
1951年平均	100%	84.7%	75.9%	8.1%	9.6%		1.6%	4.1%
1952年 "	100	83.7	73.4	10.1	10.9		1.6	3.7
1953年 "	100	83.2	69.1	13.8	0.8	9.5	2.4	4.0
1954年 "	100	81.6	68.8	12.4	0.6	11.1	2.2	4.5
1955年 "	100	83.0	71.3	11.3	0.8	8.6	2.4	5.2

〔備考〕 世帯主収入の計には定期、臨時収入のほか、副業収入を含む。総理府統計局「家計調査報告」。

労働者世帯全体の五五年における状態についてみよう。

収入状況 これは第171・172表のごとくである。実収入総額は五四年に比べて三・四％増加し、このうち世帯主収入が占める比率はやや増大し、とくに臨時収入が減少して定期収入の比率が七・二％増加している。事業および内職収入は前年よりやや増加しているが、家族の収入は減少傾向を示している。

支出状況 これは第173・174表のごとくで、五五年における平均実支出

獣乳鳥卵△二・六、野菜△一六・六、乾物△一五・三、煮物漬物△一・六、調味料△〇・三、菓子果物△九・二、飲料△二・一、酒類〇。

住居費 六・一％

家賃地代一四・四、住宅修繕△〇・四、水道料〇、家具什器〇・三。

雑費 〇・九％

保健衛生△一・三、交通通信〇、教育三・〇、文房具△三・三、修養娯楽二・六、煙草〇。

総理府統計局「家計調査」まず勤

第172表 勤 労 者 世 帯 現 金 収 入 一東京一 (単位 円)

月 別	世帯数	一世帯当り人員	一世帯当り有業人員	収 入									
				総 額	実収入	実 収 入 以 外 の 収 入					前月から繰越	記入不備	
						総 額	貯金引出 年金保険 無尽取金	借入金	掛 買	その他			
1955年平均	429	4.69	1.46	48,003	34,845	4,683	2,777	503	986	417	8,464	11	
1955年 1 月	429	4.71	1.41	42,836	27,593	3,563	2,014	648	653	248	11,666	14	
2 月	424	4.71	1.46	40,018	27,622	3,778	2,139	684	664	291	8,605	13	
3 月	430	4.63	1.42	44,140	31,069	4,897	2,857	745	1,060	235	8,163	11	
4 月	419	4.69	1.43	42,702	30,164	4,800	2,690	728	1,072	310	7,725	13	
5 月	426	4.71	1.43	42,278	30,199	4,025	2,421	499	924	181	8,044	10	
6 月	431	4.76	1.45	47,978	36,545	3,663	1,948	375	1,025	315	7,760	10	
7 月	429	4.72	1.47	55,001	42,735	3,850	2,513	198	940	199	8,406	10	
8 月	433	4.63	1.46	42,956	30,532	3,722	2,723	251	583	165	8,690	12	
9 月	428	4.68	1.48	43,894	31,499	4,761	3,189	441	895	236	7,621	13	
10月	436	4.69	1.46	47,904	34,042	5,796	3,675	389	1,180	552	8,055	11	
11月	430	4.73	1.49	47,227	32,686	6,165	3,314	408	1,385	1,058	8,364	12	
12月	435	4.67	1.51	79,100	63,457	7,179	3,840	667	1,454	1,218	8,464	0	

〔備考〕 総理府統計局「家計調査報告」。

第173表 勤労者世帯実支出の推移 —東京— (単位 円)

年 月	平均 世帯 人員	実支出 合計	消 費 費										支 出		非消費 支 出					
			食 料 費			住居 費	光熱 費	被服 費	雑 費			租税	その 他							
			計	主食	魚介 肉、乳 卵				蔬菜 その他 の副食 他	保健 衛生	交通 通信			教育 文具	修養 娯楽	その他				
1951年平均	4.64	18,120	8,598	2,881	867	874	846	1,548	1,581	775	754	2,092	3,912	935	298	369	769	1,540	1,826	163
1952年 "	4.70	22,001	9,583	3,272	907	964	834	3,607		1,023	974	2,912	5,232	1,095	447	469	1,043	2,178	2,049	228
1953年 "	2.67	27,540	10,450	3,367	1,000	1,160	916	4,007		1,442	1,156	3,204	7,753	1,353	564	704	1,294	3,838	2,808	727
1954年 "	4.75	31,450	11,693	3,622	1,060	1,408	1,018	4,585		1,550	1,252	3,168	9,193	1,477	635	912	1,493	4,676	3,599	995
1955年 "	4.69	32,388	11,822	3,568	1,036	1,489	958	4,771		1,680	1,323	3,264	9,858	1,703	718	986	1,612	4,839	3,502	939
1955年	1月	4.71	27,567	9,797	2,891	969	1,224	556	4,157	1,147	1,592	2,065	9,251	1,309	692	806	1,382	5,062	2,822	893
	2月	4.71	26,344	10,342	3,211	1,017	1,286	695	4,133	1,043	1,559	2,017	7,864	1,457	488	906	1,228	3,785	2,679	840
	3月	4.63	30,790	11,570	3,602	1,062	1,505	723	4,678	1,383	1,505	3,005	9,382	1,486	637	1,504	1,509	4,246	3,000	945
	4月	4.69	29,145	11,521	3,630	1,071	1,363	909	4,548	1,341	1,266	2,463	9,397	1,620	674	1,592	1,520	3,991	2,272	885
	5月	4.71	29,010	11,899	3,548	1,037	1,478	1,043	4,793	1,353	1,055	2,534	8,902	1,628	661	961	1,604	4,048	2,371	896
	6月	4.76	32,171	11,986	3,703	1,035	1,483	1,193	4,572	1,627	1,086	3,213	8,791	1,829	537	806	1,495	4,124	4,532	936
1955年	7月	4.72	37,157	12,063	3,476	952	1,542	1,188	4,905	2,069	1,100	3,495	12,411	2,347	804	1,128	2,392	5,740	5,017	1,002
	8月	4.63	29,431	11,343	3,359	915	1,521	1,056	4,492	1,534	1,138	2,089	9,434	1,753	972	196	1,578	4,935	2,969	924
	9月	4.68	30,051	11,609	3,498	971	1,477	1,013	4,650	1,417	1,107	2,676	9,492	1,723	750	1,232	1,552	4,235	2,794	956
	10月	4.69	32,548	12,023	3,451	1,003	1,650	978	4,941	1,871	1,194	3,312	9,984	1,785	753	1,058	1,524	4,864	3,208	956
11月	4.72	32,678	12,070	3,788	1,051	1,539	901	4,791	1,989	1,427	3,756	9,528	1,563	770	790	1,491	4,914	2,928	980	
12月	4.67	51,771	15,644	4,654	1,353	1,800	1,239	6,598		3,384	1,851	8,542	13,862	1,939	884	855	2,075	8,109	7,436	1,052
1951年平均	—	100.0	53.3	17.9	5.4	5.4	5.2	9.6	9.8	4.8	4.7	13.0	24.2	5.8	1.8	2.3	4.8	9.5	10.1	0.9
1952年 "	—	100.0	48.6	16.6	4.6	4.9	4.2	18.3		5.2	4.9	14.8	26.5	5.6	2.3	2.4	5.3	11.0	9.3	1.0
1953年 "	—	100.0	43.5	14.0	4.2	4.8	3.8	16.7		6.0	4.8	13.3	32.3	5.6	2.3	2.9	5.4	19.0	10.2	2.6
1954年 "	—	100.0	43.5	13.5	3.9	5.2	3.8	17.1		5.8	4.7	11.8	34.2	5.5	2.4	3.4	5.6	17.4	11.4	3.2
1955年 "	—	100.0	42.3	12.8	3.7	5.3	3.4	17.1		6.0	4.7	11.7	35.3	6.1	2.6	3.5	5.8	17.3	10.8	2.9

〔備考〕 総埋府統計局「家計調査報告」。現金のみの数字である。比率算出に当っては実支出より非消費支出を除いてある。

第174表 勤 労 者 世 帯 現 金 支 出 ― 東 京 ― (単位 円)

月 別	世帯数	一世帯 当り人 員	一世帯 当り有 業人員	支 出										翌月への 繰 越 金	記入 不備
				総 額	実支出	実 支 出 以 外 の 支 出						その他			
						総 額	貯 金	年金保険 無尽掛金	借金返済	掛買払	その他				
1955年平均	429	4.69	1.46	48,003	32,388	6,838	3,311	971	766	1,397	393	8,766	11		
1955年 1 月	429	4.71	1.41	42,836	27,567	6,058	2,940	752	593	1,294	479	9,196	15		
2 月	424	4.71	1.46	40,018	26,344	4,886	1,999	808	712	1,176	191	8,773	15		
3 月	430	4.63	1.42	44,140	30,790	5,462	1,868	1,008	921	1,344	321	7,879	9		
4 月	419	4.69	1.43	42,702	29,145	5,125	2,175	862	744	1,148	196	8,419	13		
5 月	426	4.71	1.43	42,278	29,010	5,206	1,851	992	760	1,395	208	8,053	9		
6 月	431	4.76	1.45	47,978	32,171	6,683	3,076	1,007	854	1,496	250	9,113	11		
7 月	429	4.72	1.47	55,001	37,157	9,172	5,479	911	882	1,471	429	8,661	11		
8 月	433	4.63	1.46	42,956	29,431	5,089	2,015	1,025	519	1,140	390	8,424	12		
9 月	428	4.68	1.48	43,894	30,051	5,609	2,349	969	586	1,164	541	8,218	16		
10月	436	4.69	1.46	47,904	32,548	7,372	3,733	1,001	691	1,519	428	7,976	8		
11月	430	4.73	1.49	47,227	32,678	6,321	2,942	1,049	531	1,464	335	8,218	10		
12月	435	4.67	1.51	79,100	51,771	15,070	9,304	1,264	1,400	2,152	950	12,257	2		

〔備考〕 総理府統計局「家計調査報告」。

第 175 表 勤労者家計の収支 —東京—
(単位 円)

年 月	実 収 入	実 支 出	差 引
1951年平均	18,678	18,120	+ 558
1952年 "	23,066	22,001	+ 1,065
1953年 "	28,799	27,540	+ 1,259
1954年 "	33,701	31,450	+ 2,251
1955年 "	34,845	32,388	+ 2,457
1955年 1 月	27,593	27,567	+ 26
2 月	27,622	26,344	+ 1,278
3 月	31,069	30,790	+ 279
4 月	30,164	29,145	+ 1,019
5 月	30,199	29,010	+ 1,189
6 月	36,545	32,171	+ 4,374
7 月	42,735	37,157	+ 5,578
8 月	30,532	29,431	+ 1,101
9 月	31,499	30,051	+ 1,448
10月	34,042	32,548	+ 1,494
11月	32,686	32,678	+ 8
12月	63,457	51,771	+ 11,686

金額は、前年に比べて合計で九三八円増加し、項目別では食料費一二九円（うち主食△五四円、魚介△二四円、肉乳卵八一円、蔬菜△六〇円、副食その他一八六円）、住居費二三〇円、光熱費七一円、被服費九六円、雑費六六五円（うち保健衛生二二六円、修養娯楽一九九円、交際その他一六三円）、租税△九七円、社会保障費その他五八円となっており、食料費の主食、魚介、蔬菜、それに租税がわずかに減少し、その他の費目はそれぞれやや増加している。またこれを実収入中に占める比率によってみると、食料費（肉乳卵のみ増加）や租税の比率は減少し、住居費、雑費が増加している。こうした状態を前にみた消費者物価指数の下落と関連させてみると、平均され総括されたこの数字は、勤労者世帯の家計が前年に比べて

〔備考〕 総理府統計局「家計調査報告」。

やや好転したことを示しているようにみえる。では次に同じ家計調査によってこれを収入階級別にみよう。なお実収入、実支出の収支状態は第175表のごとくである。

実収入階級別世帯の家計の推移 まず実収入階級別勤労者世帯の分布状況を年別にみると（第176表）、五五年においては前年に比べて低所得階層と高所得階層の比率が増大し、一万円台から三万円に至るいわゆる中間層が減少していることが注目される。すなわち八千円未満の層は前年の二・八％から三・七％へと増加しているが、それ以上四万円未満に至る各層は、一万〇六〇円～二万円未満、二万八千円～三万三千円未満の層が増加しているほかはいずれも減少し、これに反して四万円以上の層の比率は増大しており、中間層の一部の上下階層への分解、所得の上下隔差の増加傾向を示している。次にこうした実収入階級別に実収入構成の動きをみると（第177表）、五四年まで減少傾向にあった世帯主収入の比率は、五五年においては前年に比べて増加をみせているが、一万二千円未満の層はかえって減少している。また世帯員収入の比率は、二万円未満の低所得層においては前年に比べていずれも増加しているが、とくに一万二千円未満の層では世帯主収入の比率の減少を反映して相当大幅に増加し、五二年以来の最高を示している。総収入に占める実収入の比率は実収入の低い階層ほど少なくなっており、この比率はどの階層とも年々減少傾向をみせているが（第178表）、一方貯金引出しの占める比率が一万二千円未満の低所得層と五万円以上の高所得層に多くなっているのは特徴的である。とくに借入金その他によるものの比率は家計のやりくりに苦しまざるをえない収入の少ない階層ほど高くなっており、それも一万二千円未満の層において大幅に増加しているのをはじめとし

第176表 現金実収入階級別勤労者世帯の世帯数分布（1～11月計，東京都，％）

現金実収入階級（円）	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
～ 3,999	4.5	3.5	1.8	1.8	2.0
4,000 ～ 7,999	6.8	4.8	3.3	1.0	1.7
8,000 ～ 11,999	17.2	10.2	5.9	4.0	3.7
12,000 ～ 15,999	24.8	16.7	11.7	8.7	7.8
16,000 ～ 19,999	16.9	18.0	14.4	10.5	11.1
20,000 ～ 23,999	12.0	15.5	14.5	13.3	12.4
24,000 ～ 27,999	6.5	9.6	11.5	12.0	11.5
28,000 ～ 31,999	* 11.3	7.1	9.3	10.1	10.4
32,000 ～ 35,999	—	4.3	8.4	8.1	7.5
36,000 ～ 39,999	—	3.4	6.4	6.5	6.1
40,000 ～ 43,999	—	* 6.9	3.2	5.6	6.0
44,000 ～ 47,999	—	—	3.1	4.3	3.4
48,000 ～ 51,999	—	—	1.8	2.9	4.4
52,000 ～ 55,999	—	—	1.2	1.7	2.7
56,000 ～ 59,999	—	—	1.0	1.9	1.6
60,000 ～ 63,999	—	—	* 2.9	1.7	1.6
64,000 ～ 67,999	—	—	—	1.3	1.0
68,000 ～ 71,999	—	—	—	0.9	1.0
72,000 ～ 75,999	—	—	—	0.8	1.2
76,000 ～ 79,999	—	—	—	0.7	0.5
80,000 ～ 83,999	—	—	—	* 2.2	* 2.4
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 11,999	28.5	18.5	11.0	6.8	7.4
12,000 ～ 19,999	41.7	34.7	26.1	19.2	18.9
20,000 ～ 23,999	12.0	15.5	14.5	13.3	12.4
24,000 ～ 31,999	* 17.8	16.7	28.0	22.1	21.9
32,000 ～ 39,999	—	7.7	14.4	14.6	13.6
40,000 ～ 59,999	—	* 6.9	10.3	16.4	18.1
60,000 ～	—	—	* 2.9	* 7.6	* 7.7

〔備考〕 *はそれ以上の階級を一括したもの。

総理府統計局「戦後10年の家計」による。第180表まで同じ。

第177表 勤労者世帯収入階級別実収入内訳（1月～11月平均，東京都）—比率—

現金実収入階級(円)		8,000～ 11,999	16,000～ 19,999	20,000～ 23,999	28,000～ 31,999	40,000～ 43,999	52,000～ 55,999	60,000～ 63,999
1952 年	世帯数	362	643	550	251	246	—	—
	世帯人員数	4.25	4.47	4.73	5.08	5.68	—	—
	有業人員数	1.25	1.29	1.44	1.93	1.81	—	—
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
	世帯主収入	86.7	89.6	84.8	83.5	77.9	—	—
	定期時	83.2	87.4	81.8	78.3	65.5	—	—
	臨時時	3.5	2.2	3.0	4.9	11.7	—	—
	その他の世帯員収入	5.8	5.6	9.9	11.3	16.4	—	—
	内職による収入	2.7	1.4	1.5	1.7	1.6	—	—
	その他の実収入	4.8	3.4	3.8	3.6	4.1	—	—
1953 年	世帯数	203	492	495	317	110	42	100
	世帯人員数	3.99	4.41	4.71	5.02	4.86	5.36	5.22
	有業人員数	1.30	1.33	1.34	1.53	1.60	1.83	1.77
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	90.0	92.8	92.4	92.9	92.6	91.8	92.4
	世帯主収入	82.7	87.2	85.1	81.9	78.4	76.9	82.3
	定期時	78.7	83.2	80.5	75.5	68.1	63.4	58.6
	臨時時	4.0	3.8	4.6	6.3	9.8	12.2	22.7
	副業	—	0.2	0.0	0.1	0.4	1.3	0.9
	その他の世帯員収入	7.3	5.6	7.3	11.0	14.2	14.9	10.1
1954 年	世帯数	149	392	496	376	208	65	62
	世帯人員数	3.83	4.16	4.54	4.95	5.14	5.45	5.52
	有業人員数	1.22	1.25	1.38	1.53	1.53	1.72	1.82
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.0	91.2	93.4	91.5	93.1	89.6	95.4
	世帯主収入	84.4	85.3	84.7	80.1	82.2	74.9	78.6
	定期時	80.7	82.5	80.9	75.3	73.3	65.8	67.8
	臨時時	3.7	2.7	3.7	4.7	8.3	8.6	9.1
	副業	—	0.0	0.0	0.0	0.6	0.4	1.7
	その他の世帯員収入	4.6	5.9	8.7	11.4	10.9	14.7	16.8
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	勤め先からの収入	89.1	92.7	93.8	93.5	93.5	91.4	86.8
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期時	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	副業	—	0.0	0.0	—	0.6	0.0	0.1
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84

第178表 勤労者世帯収入階級別総収入内訳（1月～11月平均，東京都）—比率—

現金実収入階級（円）		8,000～ 11,999	16,000～ 19,999	20,000～ 23,999	28,000～ 31,999	40,000～ 43,999	52,000～ 55,999	60,000～ 63,999
1952 年	世帯数	362	643	550	251	246	—	—
	世帯人員数	4.25	4.47	4.73	5.08	5.68	—	—
	有業人員数	1.25	1.29	1.44	1.93	1.81	—	—
	収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
	実収入	54.4	65.4	67.6	69.8	76.8	—	—
	貯金引出	5.1	2.7	3.6	3.5	3.3	—	—
	借入金その他 前月からの繰越金	3.3 37.0	2.5 29.1	2.0 26.6	2.2 24.4	0.8 18.9	—	—
1953 年	世帯数	203	492	495	317	110	42	100
	世帯人員数	3.99	4.41	4.71	5.02	4.86	5.36	5.22
	有業人員数	1.30	1.33	1.34	1.53	1.60	1.83	1.77
	収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実収入	54.8	66.9	68.1	71.5	76.1	77.0	82.2
	貯金引出	4.8	3.3	2.9	4.2	5.1	3.9	4.8
	借入金その他 前月からの繰越金	6.9 33.6	5.3 24.5	5.3 23.7	5.0 19.3	4.4 14.4	4.7 14.5	4.0 9.0
1954 年	世帯数	149	392	496	376	208	65	62
	世帯人員数	3.83	4.16	4.54	4.95	5.14	5.45	5.52
	有業人員数	1.22	1.25	1.38	1.53	1.53	1.72	1.82
	収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実収入	53.5	67.5	68.4	71.7	73.7	77.7	78.4
	貯金引出	6.4	3.6	3.7	4.4	4.4	7.3	5.1
	借入金その他 前月からの繰越金	5.1 35.0	5.5 23.4	5.2 22.7	5.2 18.8	4.8 17.1	4.4 10.5	3.7 12.8
1955 年	世帯数	177	522	587	492	282	127	74
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実収入	52.7	65.7	69.6	70.9	74.0	73.9	76.2
	貯金引出	7.5	3.9	4.8	4.7	6.0	6.3	10.1
	借入金その他 前月からの繰越金	10.1 29.7	6.4 24.0	5.5 20.1	4.6 19.8	4.2 15.7	4.1 15.7	2.6 11.1

第179表 実収入階級別収支差額の推移（東京都勤労者世帯）

現金実収入階級別	1952年	1953年	1954年	1955年
8,000～11,999	— 2,328	— 3,420	— 3,601	— 4,188
12,000～15,999	— 566	— 1,165	— 1,593	— 1,539
16,000～19,999	343	— 265	— 76	— 192
20,000～23,999	926	517	191	536
24,000～27,999	2,203	1,022	1,251	1,382
28,000～31,999	2,646	1,200	1,433	1,075
32,000～35,999	5,143	1,889	1,089	2,105
36,000～39,999	6,261	1,885	3,502	2,928
40,000～43,999	8,292	2,912	3,499	2,602
44,000～47,999	—	5,652	5,246	1,209
48,000～51,999	—	6,399	5,341	4,053
52,000～55,999	—	8,707	6,486	5,604
56,000～59,999	—	10,260	5,677	6,483
60,000～63,999	—	10,613	6,948	7,857

〔備考〕 実収入総額にたいする実支出総額の差。

て二万三千円未満の層においては、年々多くなって来ているのが注目される。なお収入差額の状態を示すと第179表のごとくである。一万二千円以下の層の赤字が前年に比べて増大したのをはじめ、二万円以下の層の赤字は五五年においてもやはり解決されずかえって増加している。二万円以上四万円未満の層においても決して好転して

はおらず、四万八千円以上の高所得層になつてはじめて安定した収支状態がみられるようになる。

次にこれを職員と労務者の区別によつてみると第180表のごとくある。職員の実収入の増加のテンポは労務者に比べていちじるしく大きく、年々大幅に上昇しているが、労務者の実収入は五三年ごろから増加の動きがにぶり、五五年においては前年に比べてかえって減少している。また世帯主収入の実収入に占める比率をみると、職員のほうが労務者に比べて高くなっており、職員における世帯主収入の比率は年々ほとんど変化がみられないが、労務者においては年々減少する傾向を示している。労務者の場合世帯主収入の低さを補うものとして家族の労働による収入の比率が大きく、五五年においても依然として高水準を示し、家族の事業・内職収入も年々増加している。消費支出は職員において年々増加して行っているのに反して、労務者においては実収入が減少したことから五五年には前年に比べて減少しており、労務者世帯の飲食費の比率が職員に比べて大きいのはもとより、そのうちの穀類の比率に年々わずかながら減少傾向がみられるとはいえ、それも五三年以降ほとんど停滞している状態である。

（注） 以上紹介した総理府統計局「家計調査」のほか、毎年定期的に継続しておこなわれている家計調査として、次のものを掲げておく。

(1) 東京都庁「東京都標準世帯家計調査」(第181表)一九四八年四月以降実施。五五年四月調査地域および調査世帯の一部変更が行われた。一、農家世帯(区・郡部・大島・八丈島)の調査を経費などの関係から一時中断し、新たに市部(八王子市、立川市)勤労世帯の調査を実施。これによつて調査地域および世帯数は次のようになる。(カッコ内は五四年四月～五五年三月まで)二三区内勤労

1 カ月間の収入と支出

(円)		比					率				
者		職 員					勞 務 者				
1954年	1955年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
131	157	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4.73	4.74	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1.53	1.56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36,023	35,667	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25,441	25,416	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23,639	23,537	93.7	94.4	93.4	93.3	92.3	95.6	94.9	94.0	92.9	92.6
19,876	20,130	84.8	85.0	84.7	83.1	84.3	84.2	81.4	79.9	78.1	79.2
19,876	20,129	84.7	84.7	84.2	82.4	83.8	84.2	81.4	79.9	78.1	79.2
17,392	18,106	75.1	73.1	69.0	69.0	71.3	77.1	74.1	69.6	68.3	71.2
2,484	2,023	9.1	11.6	15.2	13.4	12.5	7.1	7.3	10.3	9.8	8.0
—	1	0.1	0.3	0.5	0.7	0.5	0.0	0.0	0.0	—	0.0
146	156	8.9	9.4	0.9	0.5	0.9	11.4	13.5	0.6	0.6	0.6
3,617	3,251			7.8	9.7	7.1			13.5	14.2	12.8
883	912	1.5	1.6	2.3	1.7	1.9	1.6	1.8	2.8	3.5	3.6
172	102	—	—	0.9	0.4	0.9	—	—	0.2	0.7	0.4
711	810	—	—	1.4	1.3	1.0	—	—	2.6	2.8	3.2
919	967	4.8	4.0	4.3	5.0	5.8	2.8	3.3	3.2	3.6	3.8
3,208	3,154	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7,359	7,085	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
590	819	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36,023	35,667	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23,665	23,632	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21,556	21,812	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10,508	10,426	51.5	46.0	41.5	41.3	40.1	55.4	51.6	48.1	48.7	47.8
3,738	3,738	16.2	14.4	12.4	11.8	11.0	20.9	19.9	17.7	17.3	17.1
6,770	6,688	35.3	31.6	29.1	29.5	29.1	34.5	31.7	30.4	31.4	30.7
1,168	1,258	5.1	5.4	10.8	5.9	6.1	4.2	4.7	10.9	5.4	5.8
972	983	4.6	4.9		4.7	4.8	4.7	4.8		4.5	4.5
2,295	2,224	13.2	15.1	14.0	12.3	12.3	11.9	13.8	12.0	10.7	10.2
6,613	6,921	25.6	28.6	33.7	35.8	36.7	23.8	25.1	29.0	30.7	31.7
2,109	1,820	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,108	827	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
257	296	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
573	504	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
171	193	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4,348	4,558	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7,981	7,466	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
590	819	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第180表

職員・労務者別年平均

区 分	実					数		
	職 員					労 務		
	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1951年	1952年	1953年
世帯人数	215	186	192	215	272	116	136	117
世帯業人	4.62	4.61	4.60	4.77	4.67	4.67	4.82	4.78
有業人	1.36	1.34	1.38	1.47	1.41	1.39	1.52	1.53
収入総額	28,894	37,322	44,497	52,873	55,146	23,881	29,684	31,998
実収入総額	20,115	25,804	32,496	38,729	40,311	16,086	19,296	22,350
勤め先からの収入	18,855	24,375	30,346	36,141	37,215	15,371	18,311	21,020
世帯主収入	17,058	21,928	27,513	32,164	34,007	13,538	15,715	17,867
本業	17,034	21,857	27,355	31,913	33,806	13,537	15,712	17,863
定業	15,112	18,871	22,423	26,720	28,757	12,396	14,310	15,554
臨時業	1,922	2,986	4,932	5,193	5,049	1,141	1,402	2,309
副業	24	71	158	251	201	1	3	4
妻の収入	1,797	2,447	287	213	362	1,833	2,596	130
その他の世帯員収入			2,546	3,764	2,846			3,023
事業・内職収入	308	400	743	645	778	256	349	618
世帯主収入	—	—	278	140	365	—	—	50
その他の世帯員収入	—	—	465	505	413	—	—	568
その他の実収入	952	1,029	1,407	1,943	2,318	459	636	712
実収入以外の収入	2,060	2,651	4,238	4,845	5,568	1,152	1,342	2,674
前月からの繰越金	6,589	8,798	7,742	9,278	9,257	6,503	8,992	6,953
記入不備	130	69	21	21	10	140	54	21
現物総額	—	—	994	1,450	1,573	—	—	429
支出総額	28,894	37,322	44,497	52,873	55,146	23,881	29,684	31,998
実支出総額	19,713	24,719	31,066	36,178	37,461	15,254	18,271	21,441
消費支出総額	17,533	22,072	26,543	30,077	31,501	14,082	17,046	19,654
飲食費	9,035	10,163	11,015	12,412	12,629	7,807	8,798	9,455
穀類	2,846	3,184	3,285	3,551	3,469	2,951	3,394	3,486
その他の飲食費	6,189	6,979	7,730	8,861	9,160	4,856	5,404	5,969
住居費	888	1,189	2,866	1,777	1,922	589	793	2,157
光熱費	810	1,086		1,421	1,521	657	814	
被服費	2,322	3,329	3,708	3,692	3,867	1,682	2,346	2,352
その他の諸費	4,478	6,305	8,954	10,775	11,562	3,347	4,295	5,690
非消費支出総額	2,180	2,647	4,523	6,101	5,960	1,172	1,225	1,787
勤労所得税	2,180	2,647	2,990	4,044	3,829	1,172	1,225	954
その他の税			708	907	1,052			272
社会保障費	—	—	665	955	897	—	—	424
その他の非消費支出	—	—	160	195	182	—	—	137
実支出以外の支出	1,593	2,783	5,251	7,032	8,159	1,154	1,781	3,169
翌月への繰越金	7,478	9,774	8,157	9,636	9,515	7,378	9,564	7,355
記入不備	110	46	23	27	11	95	68	33
現物総額	—	—	994	1,450	1,573	—	—	429

第181表 東京都(区部) 勤労者世帯1ヵ月平均総収入・総支出(1955年) —東京都調査—

項 目 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
世帯人数	248	249	247	298	289	289	288	287	287	287	287	287
世帯人員	4.34	4.37	4.38	4.34	4.33	4.32	4.34	4.32	4.34	4.34	4.34	4.34
世帯主平均年齢	36.2	36.2	36.3	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.1	36.1	36.4
総収入	45,079	40,119	43,604	40,042	40,431	46,317	52,220	41,501	42,327	42,693	42,661	75,603
実収入	28,424	27,411	29,931	28,509	28,842	35,141	39,668	28,568	30,572	30,051	30,070	62,834
勤務先からの収入	25,097	25,390	27,390	25,821	26,446	32,676	35,649	26,186	28,239	26,841	26,758	57,180
定期的収入	22,040	22,765	22,924	22,483	23,115	23,402	23,134	22,865	23,643	23,479	23,219	25,322
臨時収入	3,057	2,625	4,466	3,338	3,331	9,274	12,515	3,321	4,596	3,362	3,539	31,858
内職収入	641	733	831	902	872	955	970	906	948	1,423	1,357	1,478
雑収入	2,686	1,288	1,710	1,786	1,524	1,510	3,049	1,476	1,385	1,787	1,955	4,176
実収入以外の収入	2,959	2,829	3,842	3,669	3,811	3,962	3,974	4,076	3,328	3,690	4,119	4,614
資産減額	1,888	1,544	2,134	—	—	—	—	—	—	—	—	—
負債増額	1,071	1,285	1,708	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現金	9,606	7,830	8,159	6,321	6,325	5,906	7,211	7,372	6,858	7,264	6,802	6,307
前月からの繰越実物	4,090	2,049	1,672	1,543	1,453	1,308	1,367	1,485	1,569	1,688	1,670	1,848
総支出	45,079	40,119	43,604	40,042	40,431	46,317	52,220	41,501	42,327	42,693	42,661	75,603
実支出	29,428	25,114	29,225	27,341	27,640	30,022	34,958	26,939	27,461	29,186	28,907	47,492
生計支出	25,509	21,437	25,077	24,242	24,416	24,658	29,723	23,482	23,541	25,417	25,393	39,513
飲食費	12,467	10,489	11,542	11,424	12,046	11,331	12,221	11,521	11,356	11,852	11,563	13,576
主食	3,592	3,107	3,451	3,403	3,447	3,290	3,367	3,331	3,286	3,340	3,404	3,655
副食その他	8,875	7,382	8,091	8,021	8,599	8,041	8,854	8,190	8,070	8,512	8,159	9,921
住居光熱費	3,047	2,747	2,660	2,648	2,746	3,098	3,453	2,358	2,807	3,030	2,757	5,591
住居設備	1,253	1,154	1,219	1,302	1,602	2,103	2,475	1,328	1,811	1,942	1,491	3,970

総収入と総支出の差は繰越金

光熱・水道料	1,794	1,593	1,441	1,346	1,144	995	978	1,030	996	1,088	1,266	1,621
被服費	2,266	1,919	3,289	2,868	2,664	3,188	4,730	2,312	2,602	3,592	3,860	9,261
その他諸費	7,729	6,282	7,586	7,302	6,960	7,041	9,319	7,291	6,776	6,943	7,213	11,085
その他の実支出	3,919	3,677	4,148	3,099	3,224	5,364	5,235	3,507	3,920	3,769	3,514	7,979
税金	2,330	2,265	2,676	1,732	1,902	3,928	3,766	2,025	2,423	2,199	2,056	6,296
その他	1,589	1,412	1,472	1,367	1,322	1,436	1,479	1,482	1,497	1,570	1,458	1,683
実支出以外の支出	5,738	5,128	5,328	4,913	5,435	7,525	8,329	5,948	5,644	4,919	5,513	13,468
資産増額	3,697	3,186	3,009	—	—	—	—	—	—	—	—	—
負債減額	2,041	1,942	2,319	—	—	—	—	—	—	—	—	—
翌月への繰越	7,913	8,165	7,577	6,357	6,039	7,395	7,403	7,023	7,567	6,909	6,389	9,894
現金	2,005	1,711	1,469	1,405	1,306	1,378	1,511	1,516	1,643	1,666	1,837	4,711
実物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
記入不備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勤務先からの収入対実支出	—4,331	+ 276	—1,835	—1,520	—1,194	+2,654	+ 691	— 803	+ 778	—2,345	—2,149	+ 9,688
実収入対実支出	—1,004	+2,297	+ 706	+1,168	+1,202	+5,119	+4,710	+1,579	+3,111	+ 865	+1,163	+15,342

〔備考〕「東京都標準世帯家計調査結果表」による。調査要領については175頁(注)参照。

世帯三〇〇(二五〇)、市部勤労世帯——八王子市一〇〇、立川市一〇〇(農家世帯三多摩一〇〇、島しょ五〇)。二、本年鑑に掲げてあるのは区部勤労世帯の状態であるがこの内訳は次のようになる(括弧内は五四年四月～五五年三月)。作業労務者——工場労務者、その他——一三一(九七)、事務労務者——銀行、会社員、教職員、官公吏など——一六七(一三二)で事務労務者が五六%を占める。その産業別構成は次の通りで前年度に比較して製造業の比率が減少しサービス、公務、卸売、金融業などの比率の増加したのが注目される。建設業(事五、作三(事三、作〇)、製造業(事四七、作七〇(事四一、作七一)、卸売・小売業(事二

一、作八(事一七、作三)、金融・保険業(事一五、作三(事一〇、作二)、運輸通信その他の公益事業(事二二、作二三(事二二、作二三)、サービス業(事二四、作一一(事一二、作七)、公務(事三七、作一三(事二七、作三)その他(事一、作〇(なし)。(2)炭鉱労働者生計調査(第182表)日本石炭鉱業連盟による調査で一九四七年七月以来おこなわれており、九州、北海道、常磐、山口各地方における炭鉱労働者を対象とする。(3)郵政職員生計調査(第183表)一九三七年八月以来郵政省により実施されたが、戦争中一時中断し、戦後復活した。(4)日本国有鉄道職員生計費調査(第184表)一九四〇年以来実

第182表 炭鉱労働者（坑内）生計費調査（1955年，全国一ヵ月平均）（単位 円）

項 目 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
調 査 炭 鉱 数	49	49	49	49	48	49	49	49	49	49	49	47
調 査 世 帯 数	152	155	157	158	144	156	157	157	155	156	155	147
平 均 世 帯 人 員	3,979	3,936	3,957	3,933	3,964	3,978	3,964	3,965	3,990	3,990	3,983	3,972
平 均 消 費 単 位	2,984	2,961	2,943	2,938	2,958	2,963	2,948	2,935	2,981	2,979	2,977	2,975
前 月 よ り の 繰 入	5,884	4,861	4,338	4,054	4,732	3,566	4,071	5,690	4,739	5,055	3,733	3,933
	20,257	19,879	19,824	21,113	21,409	20,575	25,518	24,300	21,077	21,469	21,264	30,715
	1,501	978	1,088	703	843	863	629	940	736	724	837	1,813
	21,759	20,857	20,913	21,816	22,253	21,438	26,147	25,241	21,814	22,193	22,101	32,528
	535	869	1,006	980	789	796	694	651	1,272	1,326	550	1,197
	1,450	1,442	1,526	1,340	1,667	1,845	1,608	1,629	1,874	1,665	1,833	1,819
	278	221	77	588	425	485	262	192	374	749	519	317
	783	885	1,105	1,395	707	591	527	604	1,062	1,307	756	648
	3,048	3,419	3,715	4,304	3,590	3,718	3,092	3,076	4,583	5,048	3,659	3,983
	24,807	24,277	24,628	26,121	25,843	25,157	29,240	28,318	26,397	27,242	25,761	36,512
世 帯 主 勤 務 先 収 入	15,952	15,802	16,287	16,709	16,985	15,913	17,630	19,398	16,918	18,815	17,026	25,710
	1,060	813	784	899	914	870	1,364	1,232	827	962	897	1,028
	1,041	1,036	1,031	1,021	1,039	1,027	1,069	1,067	1,072	1,055	1,049	1,096
	719	668	677	660	634	607	656	693	674	685	665	743
	18,774	18,320	18,781	19,290	19,752	18,419	20,722	22,392	19,492	21,518	19,639	28,578
一 般 世 帯 収 入	20,257	19,879	19,824	21,113	21,409	20,575	25,518	24,300	21,077	21,469	21,264	30,715
	1,501	978	1,088	703	843	863	629	940	736	724	837	1,813
	21,759	20,857	20,913	21,816	22,253	21,438	26,147	25,241	21,814	22,193	22,101	32,528
	535	869	1,006	980	789	796	694	651	1,272	1,326	550	1,197
	1,450	1,442	1,526	1,340	1,667	1,845	1,608	1,629	1,874	1,665	1,833	1,819
貯 金 引 出 金	278	221	77	588	425	485	262	192	374	749	519	317
	783	885	1,105	1,395	707	591	527	604	1,062	1,307	756	648
	3,048	3,419	3,715	4,304	3,590	3,718	3,092	3,076	4,583	5,048	3,659	3,983
	24,807	24,277	24,628	26,121	25,843	25,157	29,240	28,318	26,397	27,242	25,761	36,512
	15,952	15,802	16,287	16,709	16,985	15,913	17,630	19,398	16,918	18,815	17,026	25,710
家 計 費	1,060	813	784	899	914	870	1,364	1,232	827	962	897	1,028
	1,041	1,036	1,031	1,021	1,039	1,027	1,069	1,067	1,072	1,055	1,049	1,096
	719	668	677	660	634	607	656	693	674	685	665	743
	18,774	18,320	18,781	19,290	19,752	18,419	20,722	22,392	19,492	21,518	19,639	28,578
	15,952	15,802	16,287	16,709	16,985	15,913	17,630	19,398	16,918	18,815	17,026	25,710
諸 社 会 保 険 料	1,060	813	784	899	914	870	1,364	1,232	827	962	897	1,028
	1,041	1,036	1,031	1,021	1,039	1,027	1,069	1,067	1,072	1,055	1,049	1,096
	719	668	677	660	634	607	656	693	674	685	665	743
	18,774	18,320	18,781	19,290	19,752	18,419	20,722	22,392	19,492	21,518	19,639	28,578
	15,952	15,802	16,287	16,709	16,985	15,913	17,630	19,398	16,918	18,815	17,026	25,710
実 収 入	1,060	813	784	899	914	870	1,364	1,232	827	962	897	1,028
	1,041	1,036	1,031	1,021	1,039	1,027	1,069	1,067	1,072	1,055	1,049	1,096
	719	668	677	660	634	607	656	693	674	685	665	743
	18,774	18,320	18,781	19,290	19,752	18,419	20,722	22,392	19,492	21,518	19,639	28,578
	15,952	15,802	16,287	16,709	16,985	15,913	17,630	19,398	16,918	18,815	17,026	25,710
家 計 費	1,060	813	784	899	914	870	1,364	1,232	827	962	897	1,028
	1,041	1,036	1,031	1,021	1,039	1,027	1,069	1,067	1,072	1,055	1,049	1,096
	719	668	677	660	634	607	656	693	674	685	665	743
	18,774	18,320	18,781	19,290	19,752	18,419	20,722	22,392	19,492	21,518	19,639	28,578
	15,952	15,802	16,287	16,709	16,985	15,913	17,630	19,398	16,918	18,815	17,026	25,710
諸 社 会 保 険 料	1,060	813	784	899	914	870	1,364	1,232	827	962	897	1,028
	1,041	1,036	1,031	1,021	1,039	1,027	1,069	1,067	1,072	1,055	1,049	1,096
	719	668	677	660	634	607	656	693	674	685	665	743
	18,774	18,320	18,781	19,290	19,752	18,419	20,722	22,392	19,492	21,518	19,639	28,578
	15,952	15,802	16,287	16,709	16,985	15,913	17,630	19,398	16,918	18,815	17,026	25,710
実 収 入	1,060	813	784	899	914	870	1,364	1,232	827	962	897	1,028
	1,041	1,036	1,031	1,021	1,039	1,027	1,069	1,067	1,072	1,055	1,049	1,096
	719	668	677	660	634	607	656	693	674	685	665	743
	18,774	18,320	18,781	19,290	19,752	18,419	20,722	22,392	19,492	21,518	19,639	28,578
	15,952	15,802	16,287	16,709	16,985	15,913	17,630	19,398	16,918	18,815	17,026	25,710
家 計 費	1,060	813	784	899	914	870	1,364	1,232	827	962	897	1,028
	1,041	1,036	1,031	1,021	1,039	1,027	1,069	1,067	1,072	1,055	1,049	1,096
	719	668	677	660	634	607	656	693	674	685	665	743
	18,774	18,320	18,781	19,290	19,752	18,419	20,722	22,392	19,492	21,518	19,639	28,578
	15,952	15,802	16,287	16,709	16,985	15,913	17,630	19,398	16,918	18,815	17,026	25,710
諸 社 会 保 険 料	1,060	813	784	899	914	870	1,364	1,232	827	962	897	1,028
	1,041	1,036	1,031	1,021	1,039	1,027	1,069	1,067	1,072	1,055	1,049	1,096
	719	668	677	660	634	607	656	693	674	685	665	743
	18,774	18,320	18,781	19,290	19,752	18,419	20,722	22,392	19,492	21,518	19,639	28,578
	15,952	15,802	16,287	16,709	16,985	15,913	17,630	19,398	16,918	18,815	17,026	25,710
実 収 入	1,060	813	784	899	914	870	1,364	1,232	827	962	897	1,028
	1,041	1,036	1,031	1,021	1,039	1,027	1,069	1,067	1,072	1,055	1,049	1,096
	719	668	677	660	634	607	656	693	674	685	665	743
	18,774	18,320	18,781	19,2								

金額	貯保金返料																															
	実支出以外の支出																															
	借を合																															
出	金返	金返	金返	金返	金返	金返	金返	金返	金返	金返	金返	金返	金返																			
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計																			
望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越	望月への繰越																			
2,771	2,310	1,297	1,581	1,555	1,297	1,584	2,059	1,997	1,544	1,347	2,420																					
539	518	489	490	497	538	500	514	479	476	447	479																					
1,684	1,264	1,491	1,270	1,682	1,839	1,830	1,725	1,726	1,935	1,400	1,932																					
498	646	631	1,083	980	906	943	708	874	761	699	928																					
1,500	1,115	1,693	1,617	1,602	1,468	1,514	1,552	1,576	1,515	1,810	1,424																					
6,994	5,855	5,602	6,043	6,317	6,050	6,373	6,560	6,654	6,233	5,705	7,185																					
25,768	24,176	24,384	25,333	25,890	24,469	27,095	28,952	26,147	27,752	25,345	35,764																					
4,923	4,962	4,583	4,841	4,685	4,254	6,216	5,056	4,989	4,545	4,149	4,681																					
一消費単位当り家計費内訳	飲食費	主副嗜好品	居住水道	光熱費	被服の他諸費	家計合計	世帯主動務先収入÷実収入	実収入÷実支出	93.1	95.3	94.8	96.8	96.2	96.0	97.6	96.3	96.6	96.7	96.2	94.4												
																					1,091	1,204	1,187	1,137	1,250	1,180	1,194	1,205	1,170	1,176	1,280	1,650
																					1,110	1,129	1,209	1,238	1,247	1,158	1,201	1,269	1,206	1,245	1,140	1,567
																					564	580	622	563	639	542	646	814	565	586	503	850
																					2,766	2,914	3,020	2,938	3,136	2,881	3,042	3,289	2,942	3,008	2,924	4,069
																					149	123	171	207	233	212	167	201	311	357	189	375
																					52	52	50	44	43	40	42	46	43	44	47	67
																					860	892	918	1,004	888	889	1,135	1,136	832	1,263	1,153	2,016
																					1,516	1,353	1,373	1,491	1,439	1,345	1,592	1,934	1,544	1,642	1,405	2,113
																					5,346	5,386	5,534	5,687	5,742	5,370	5,980	6,609	5,675	6,316	5,719	8,642
世帯主動務先収入÷実収入													93.1	95.3	94.8	96.8	96.2	96.0	97.6	96.3	96.6	96.7	96.2	94.4								
実収入÷実支出													115.9	113.9	111.3	113.1	113.7	116.4	126.2	112.7	111.9	103.1	112.5	113.8								

〔備考〕 1) 日本石炭鉱業經營者協議会調。

- 2) 調査世帯は本人を含む3人4人5人家族世帯である。
- 3) 本表の金額は金銭収支のみを示し、実物収支見積額は含まない。
- 4) 各月の地方別実働労務者数の比率による加重算術平均である。

第183表 郵政省職員生計費調査 (1955年, 全国一世帯一ヵ月平均, 単位円) 一郵政省調査一

項目別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
調査世帯当り有業人員数	990 5.2 1.6	995 5.2 1.6	993 5.2 1.6	879 4.9 1.3	870 4.9 1.1	874 4.9 1.1	877 4.9 1.1	870 4.9 1.1	881 4.9 1.1	877 4.9 1.1	880 4.9 1.1	867 4.9 1.1	
収入	総額	47,603	41,935	46,419	40,035	39,127	52,330	44,480	43,482	41,353	43,623	42,680	78,238
	総勤世帯主収入総額	28,588	28,773	31,493	25,876	25,783	40,093	26,638	29,606	26,775	28,157	27,742	61,798
	本収入総額	23,462	25,034	27,476	23,868	23,812	38,244	24,833	27,421	24,753	25,940	24,442	58,584
	業収入総額	21,178	22,682	24,835	22,720	22,474	36,718	23,515	26,164	23,621	24,679	23,136	56,278
	業収入総額	21,165	22,662	24,821	22,700	22,465	36,705	23,505	26,160	23,616	24,663	23,125	56,256
	事業収入総額	18,348	18,381	19,035	19,116	19,022	19,044	19,065	24,060	21,222	21,571	20,190	20,065
	業収入総額	2,817	4,281	5,786	3,584	3,443	17,661	4,440	2,100	2,394	3,092	2,935	36,191
	業収入総額	13	20	14	20	9	13	10	4	5	16	11	22
	事業収入総額	2,280	1,907	1,805	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事業収入総額	2,846	1,832	2,212	2,008	1,971	1,849	1,805	2,185	2,002	2,217	3,300	3,214
入	総額	18,882	13,055	14,812	14,081	13,262	12,143	17,767	13,813	14,521	15,412	14,873	16,327
	収入総額	2,060	1,991	2,692	2,527	2,534	1,977	1,782	3,123	2,618	2,953	2,830	3,114
	収入総額	1,741	1,682	2,292	2,155	2,092	1,578	1,440	2,701	2,185	2,419	2,500	2,441
	収入総額	319	309	400	372	442	399	342	422	433	534	330	673
	収入総額	1,790	1,715	2,237	2,594	3,314	3,325	3,068	2,746	2,782	3,420	3,396	4,070
	収入総額	15,032	9,349	9,883	8,960	7,414	6,841	12,917	7,944	9,121	9,039	8,647	9,143
	収入総額	133	107	114	78	82	94	75	63	57	54	65	113
	収入総額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	収入総額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	収入総額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支出	総額	47,603	41,935	46,419	40,035	39,127	52,330	44,480	43,482	41,353	43,623	42,680	78,238
	総額	29,973	24,570	28,917	25,692	25,141	28,642	27,391	25,676	24,819	27,190	26,122	44,573
	総額	29,936	24,538	28,876	22,780	22,362	22,380	24,022	21,944	21,467	23,624	22,982	37,504
	総額	11,807	9,928	10,993	10,210	10,381	10,165	10,881	10,759	10,084	10,706	10,116	13,120
	総額	5,104	4,350	4,762	4,269	4,289	4,216	4,361	4,255	4,074	4,207	4,060	4,926
	総額	3,791	3,279	3,600	3,193	3,201	3,098	3,197	3,171	3,101	3,219	3,120	3,816
	総額	402	475	545	464	473	470	448	429	410	417	391	402
	総額	139	200	237	263	283	290	304	245	229	238	215	211
	総額	772	396	380	349	332	358	412	410	334	333	334	497
	総額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

実収 (△印は不足を示す)	実支 出	計											
		食料				生活				その他			
		穀類	野菜類	豆・油脂類	肉・卵・乳類	魚介類	生鮮魚類	塩干魚類	惣菜類	調味料	油脂類	菓子類	飲料類
849	771	872	865	929	979	1,038	1,014	938	1,016	1,007	1,246		
563	545	589	622	683	805	876	800	752	786	819	879		
286	226	283	243	246	174	162	214	186	230	188	367		
1,813	1,559	1,747	1,582	1,577	1,554	1,653	1,585	1,549	1,621	1,555	2,131		
683	581	651	886	873	868	877	838	853	891	889	1,188		
321	284	284	696	—	—	—	—	—	—	—	—		
809	694	812	696	704	686	776	747	696	730	666	943		
814	749	822	767	725	603	609	650	686	823	731	898		
995	884	984	871	866	917	956	937	865	883	834	1,107		
903	773	848	747	740	783	805	792	739	774	728	985		
92	111	136	124	126	134	151	145	126	109	106	122		
626	572	667	748	772	678	708	694	624	665	616	848		
396	250	266	220	241	191	282	499	409	465	393	571		
603	313	347	304	319	368	430	404	331	356	311	609		
97	93	110	141	149	167	270	209	115	108	102	130		
510	387	416	443	514	492	574	512	493	562	507	654		
1,622	1,254	1,685	1,516	1,780	2,243	2,116	1,754	2,091	1,977	2,102	4,456		
1,936	1,719	1,709	1,290	1,051	921	905	890	899	1,059	1,242	1,703		
3,047	2,215	3,364	2,998	2,975	3,277	3,548	2,221	2,619	3,549	3,624	9,058		
11,557	9,451	11,159	6,809	6,211	5,821	6,618	6,371	5,819	6,384	5,946	9,224		
37	32	41	2,912	2,779	6,262	3,369	3,732	3,352	3,566	3,140	7,069		
17,530	17,266	17,391	14,243	13,894	23,585	16,979	17,713	16,438	16,352	16,464	33,519		
404	531	820	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
5,184	4,209	4,406	3,420	3,482	5,586	5,436	4,587	4,234	4,560	3,956	12,184		
5,024	4,078	4,255	3,202	3,242	5,380	4,823	4,115	3,797	3,753	3,375	10,937		
160	131	151	218	240	206	613	472	437	807	581	1,247		
2,645	2,694	2,895	3,390	3,632	5,093	3,534	4,038	3,307	3,193	3,439	6,215		
9,297	9,832	9,270	7,433	6,780	12,906	8,009	9,088	8,897	8,599	9,069	15,120		
100	99	111	100	92	103	110	93	96	81	94	146		

〔備考〕 1) 3月迄の水道料は光熱費に含まれ、4月以降は住宅費に含まれている。

2) 「家計費以外の支出」の4月以降はその他の諸費から分れた非消費支出（税金・社会保障費・その他）の総額を記入。

第184表 日本国有鉄道職員生計費調査（一世帯一ヵ月平均）

項 目 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
調 査 世 帯 数	1,743	1,743	1,731	1,766	1,772	1,711	1,769	1,761	1,758	1,741	1,735	1,730	
人	4.2	4.2	4.2	4.0	—	—	—	—	—	4.2	4.2	4.2	
消 費 単 位	3.2	3.2	3.2	3.1	—	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	
収 入	定期 本手 の計	19,597	19,879	19,771	18,696	18,690	18,688	19,108	19,192	19,133	19,190	20,638	19,649
		3,554	1,716	3,503	1,885	1,298	1,477	1,334	1,283	1,284	1,439	1,469	1,715
		480	507	538	417	380	405	385	376	399	390	388	377
		23,631	22,102	23,812	20,998	20,368	20,570	20,827	20,851	20,816	21,019	22,495	21,741
		—	—	—	91	4	1	18,642	4,471	2	10	6	29,245
		—	—	—	287	79	86	153	127	88	133	161	133
		—	—	—	378	83	87	18,795	4,598	90	143	167	29,378
		—	—	—	422	435	440	371	391	398	470	473	597
		962	287	1,076	422	435	440	371	391	398	470	473	597
		24,593	22,389	24,888	21,798	20,886	21,097	39,993	25,840	21,304	21,632	23,135	51,716
入	その他 の収 入	374	309	376	644	433	628	1,232	394	390	1,640	364	1,349
		1,304	805	1,069	1,199	1,068	977	1,024	1,403	989	1,382	1,220	2,143
		—	—	—	1,824	1,585	1,213	936	1,224	1,522	1,621	1,489	1,017
		—	—	—	553	539	694	382	386	400	521	327	282
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支 出	主 副 嗜好 食品 費 計	2,820	3,149	3,389	3,213	3,303	3,307	3,387	3,247	3,199	3,253	3,326	4,597
		3,396	3,479	3,828	3,658	3,692	3,563	3,795	3,738	3,635	3,853	3,753	5,046
		1,615	1,411	1,554	1,444	1,503	1,439	1,858	1,821	1,463	1,531	1,404	2,492
		469	370	446	488	521	511	657	561	547	607	569	668
		8,300	8,409	9,217	8,803	9,019	8,820	9,697	9,367	8,844	9,244	9,052	12,803
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

金	住居光被		費熱服		費		出		支		金		負債減による支出	
	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	
1,452	1,210	1,348	1,386	1,313	1,414	2,471	1,667	1,507	1,509	1,407	3,192			
1,027	1,057	978	907	838	803	1,889	1,335	901	951	996	1,352			
2,697	2,217	3,221	2,616	2,286	2,361	4,769	2,520	2,463	2,991	3,094	8,255			
1,085	1,094	1,251	1,180	1,194	1,255	1,525	1,366	1,173	1,206	1,128	1,625			
5,453	4,379	5,231	4,814	4,357	3,714	5,093	4,721	3,996	4,247	4,219	6,908			
6,538	5,473	6,482	5,994	5,551	4,969	6,618	6,087	5,169	5,453	5,347	8,533			
1,562	1,286	1,339	1,001	699	1,067	4,138	1,703	954	996	1,089	4,468			
1,197	1,215	1,201	1,134	1,124	1,122	1,160	1,157	1,151	1,155	1,214	1,306			
2,759	2,501	2,540	2,135	1,823	2,189	5,298	2,860	2,105	2,151	2,303	5,774			
22,773	20,867	23,786	21,841	20,830	20,556	30,742	23,836	20,989	22,299	22,199	39,909			
2,852	2,382	2,427	2,288	2,292	2,270	4,523	2,888	2,426	2,407	2,451	5,927			
195	163	159	742	732	733	1,717	751	670	698	703	1,498			

〔備考〕 1月～3月の収入項目の空欄は4月から調査項目が変わったためである。1月～3月の本収入は定期と臨時に区分されていないが、ここでは定期の項目に含める。また資産減・負債増による収入項目も4月から新たに付加された。

「国鉄職員生計調査月報」による。

施。戦争中一時中断されたが戦後復活された。なおこれに関連して鉄道弘済会「老退職公務員の生活調査——国鉄退職者の場合——」が発表されていることを付加しておく。

中小企業労働者世帯の家計 大阪府立商工経済研究所「中小工業労働者の生活実態」によってその状態をみよう。

(注) この調査は一九五四年九月から十一月にかけて大阪府下の中小企業一四企業労働者のうち、一九三人を対象におこなわれたもので、調査対象は紡織機械製造業(四企業)四三人、ガラス(四)七五人、メリヤス(四)四二人、自転車(二)三三人となつてゐる。家計調査はこのうちの一〇六世帯についておこなわれ

た。またこれら労働者の賃金は二万円以下のものが四三％を占め、三万円以上のものは二九％にすぎないが、これを業種別にみると紡織機械製造業では機械工一万四千元、仕上組立工一万六千元、一万八千元、ガラス（製瓶機械工）一万八千元、二万円、メリヤス（縫製工—女子）六千元、八千元、自転車（機械工・仕上工）一万二千元、一万四千元の層がそれぞれ中心を占めている。

まず収入については、その特徴が大体次のように指摘されている。すなわちこれら世帯においては不可避免的に一家をあげての労働を余儀なくされており、その家計は辛うじて家族員の多就業による

第 185 表 中小企業労働者世帯有業人員の状況（％）

世帯人員		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人
有業人員	1 人	100	60	50	26	19	—	—	—	—
	2 人	—	40	30	42	38	45	11	—	—
	3 人	—	—	20	32	19	22	45	20	—
	4 人	—	—	—	—	24	11	33	80	—
	5 人	—	—	—	—	—	22	11	—	100
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

〔備考〕 内職従事者を含む。大阪府立商工経済研究所「中小工業労働者の生活実態」による。

第 186 表 中小企業労働者世帯員の就業状況（年齢別）

年 齢 別		世帯員 総 数	男							
			計	15歳 未 満	15～20 "	20～30 "	30～40 "	40～50 "	50～60 "	60歳 以上
計		723	388	112	61	75	37	34	47	22
就 業		380	240	—	49	73	33	32	39	14
(うち内職従事者)		(32)	(1)							(1)
失 業		11	11	—	1	2	3	1	3	1
非 就 業		332	146	112	18	1	1	1	5	8
(うち通学者)		(137)	(79)	(62)	(17)	—	—	—	—	—
年 齢 別			女							
			計	15歳 未 満	15～20 "	20～30 "	30～40 "	40～50 "	50～60 "	60歳 以上
計			335	74	41	71	35	48	43	23
就 業			149	—	25	44	24	29	23	4
(うち内職従事者)			(31)			(3)	(11)	(7)	(7)	(3)
失 業			—	—	—	—	—	—	—	—
非 就 業			186	74	16	27	11	19	20	19
(うち通学者)			(58)	(45)	(12)	(1)	—	—	—	—

〔備考〕 世帯員 2 人以上の世帯 158 の状況で、世帯主も含まれる。大阪府立商工経済研究所「中小工業労働者の生活実態」による。

家計補助収入によって補われていること。すなわち世帯員数平均四・六人のうち有業人員二・四人と高率であり、独立、单身生活者を除けば世帯収入のうちに占める世帯員収入の比率が三八％に上ること（第187表）。さらにこうした家計補助労働の動員は不具や疾病に悩まされているものを除いては、およそ年齢的な制限は考えられず、いまだ精神的にはもちろん、肉体的にも未成熟な少年の七三％が男女の区別なく、義務教育終了を待ちわびた両親の望みに応えて動員されているばかりでなく、六〇歳をこえてすでに労働力の衰えた老人（男）のうちの六四％さえもが労働に従事しているのがみら

第188表 中小企業労働者世帯、
世帯主収入の占める比率の
階層別分布

世帯人員階層別		世帯収入階層別		
世帯員	世帯主収入 世帯収入	世帯収入 階層	世帯主収入 世帯収入	
1人	%	千円	%	
1人	99.6	～ 5.9	100.0	
		6～ 7.9	82.4	
2人	76.4	8～ 9.9	73.8	
		10～11.9	89.4	
3人	58.6	12～13.9	71.2	
		14～15.9	71.2	
4人	49.9	16～17.9	88.0	
		18～19.9	63.4	
5人	50.3	20～21.9	69.2	
		22～23.9	72.1	
6人	50.1	24～25.9	60.8	
		26～27.9	45.2	
7人	38.6	28～29.9	62.0	
		30～34.9	51.6	
		35～39.9	47.6	
平均	56.3	40～ 平均	51.1 56.3	

〔備考〕「世帯収入」は世帯の実収入をさす。大阪府立商工経済研究所「中小工業労働者の生活実態」による。

れること（第185表）。しかも収入における「その他の世帯員収入」の平均が四千円、内職収入の平均一四〇〇円にみられるようにこのような家計補助労働の賃金がきわめて低いものであること、などである。

収入状況は第187表のごとくである。平均実収入は世帯人員四人、有業人員二人の世帯で二万三千円であるが、世帯主収入はその五六・三％にすぎず、家族の勤労収入の比率が三五％におよんでいる。この世帯主収入の占める比率を世帯人員別、世帯の実収入階層別にみると（第188表）、世帯人員や収入の増加にしたがって低下する傾向がみられ、それは五〇％以下にも少なくなっている。世帯員の増加——生計費の増大が家族の労働によって辛

第187表 中小企業労働者世帯家計の収支

項 目	平均実数	%
調査世帯数	102人	
平均世帯人員	4.0	
平均有業人員	2.0	
収入総額	30,895円	134.8
実収入額	22,913	100.0
勤先からの収入	20,892	91.2
世帯主収入	12,893	56.3
本業	12,854	56.1
副業	39	0.1
妻の収入	1,123	4.9
他の世帯員収入	6,876	30.0
事業・内職収入	839	3.9
世帯主収入	680	2.7
他の世帯員収入	209	0.9
その他の実収入	1,132	4.9
実収入以外の収入	2,889	12.6
貯金引出	1,263	5.5
借入金	757	3.3
掛金	306	1.3
その他	563	2.5
前月からの繰越	5,093	22.2
支出総額	30,895円	147.3
実支出額	20,974	100.0
消費支出	19,202	91.6
飲食	10,135	48.3
主	4,056	19.3
その	6,079	29.0
住居費	1,863	8.9
光熱費	768	3.7
被服費	2,195	10.5
その他の諸費	4,241	20.2
非消費支出	1,772	8.4
実支出以外の支出	2,692	12.8
翌月への繰越金	7,229	34.5

〔備考〕支出項目のうち住居費の高いのは、家の修繕に9万円使った1世帯を含むためである。大阪府立商工経済研究所「中小工業労働者の生活実態」による。

うじて支えられている低賃金労働者世帯の状態が示されている。またこの表からはみられないが事業内収入は実収入三万五千円以上の層において、貯金引出は七人以上の世帯において、借入金は一三六人世帯においてそれぞれいちじるしく高くなっている。なお支出状況は第187表のごとくで、飲食物費はその四八%を占めている。

低所得世帯の家計 東京都民生局「都民生活実態調査—昭和三〇年度—」によってみよう。

(注) この調査は東京都における低所得者の生活実態を明らかにする目的で行われたもので、調査時期は一九五五年九月、対象は一般都民世帯中都内二七都営授産場を利用している世帯のうち二五一九世帯、民生局所管の第二種都営住宅入居世帯一二五六、および大島、三宅島、八丈島など島部二四五世帯である。ここに掲げるのはそのうちの都営授産場利用世帯で、総世帯二五一九の構成をみると、世帯主従業類型別では常用一五五四、日雇九七、非稼働二三五、その他六四三、世帯主類別(延)では被保護一五一、母子一〇二、高齢者五〇、結核療養者一三七、多子五七二、以上に含まれない一般世帯一六六八となっている。また一世帯当りの平均実収入は、世帯人員四・五人で一万七六九九円となっている。

これによると家計過不足状況は第189表のごとくで、全体の六八%が不足を訴えており、これは従業類型別では日雇その他の労働者、世帯種類別では保護、母子世帯に多くに多い。また最近収入がへってきたと答えているものが全体で二八・六%を占め、収入がふえてきたもの(ただしこれは生活が楽になったことを示すものではない)の二一・八%よりも多くなっており、もともと苦しい生活が、よりいっそう悪化する傾向を示しているのが注目される。これを従業類型別にみると、非稼働世帯はもとより日雇の四七%、その他の

第189表 低所得世帯最近の収入状況および家計過不足状況(%)

世帯種別			収入はふえてきた	べつに変わらない	へってきた	記入なし	計	たりる	たない	計
従業類型別	常日そ非	用雇他働	27.0	50.4	20.6	2.0	100.0	37.8	62.2	100.0
			13.8	34.5	47.1	4.6	100.0	12.7	87.3	100.0
			13.8	44.9	37.2	4.1	100.0	24.1	75.9	100.0
			11.9	26.2	50.6	1.3	100.0	20.0	80.0	100.0
世帯種類別（延）	保母高結多そ	護子齡核子他	11.3	43.0	44.4	1.3	100.0	10.0	90.0	100.0
			13.7	44.1	40.2	2.0	100.0	9.8	90.2	100.0
			16.0	46.0	34.0	4.0	100.0	22.0	78.0	100.0
			14.6	41.6	43.1	0.7	100.0	21.2	78.8	100.0
			22.2	46.2	29.9	1.7	100.0	22.7	77.3	100.0
			23.1	48.3	25.7	2.9	100.0	37.6	62.4	100.0
計			21.8	47.2	28.6	2.4	100.0	31.7	68.3	100.0
実数			549	1,187	719	64	2,519	799	1,720	2,519

〔備考〕 従業類型別の「その他」は常用、日雇以外の者で収入をとまなう仕事に従事している者、世帯種類別の「その他」は保護から多子世帯のどの種類にも該当しない世帯をいう。東京都民生局「都民生活実態調査—昭和30年度—」による。

第190表 低所得世帯の特に多くかかりすぎる家計費

世帯別				飲食物費	住居費	光熱費	被服費	医療衛生保健費	教育費	交通費	その他	なし	合計(延)
度	世帯人員別	1	人	41	9	5	4	5	—	—	5	6	75
		2	人	242	77	14	26	29	8	8	26	24	454
		3	人	312	64	19	21	39	26	11	22	40	554
		4	人	335	45	23	19	43	37	11	28	43	584
		5	人	414	51	24	42	46	93	15	22	42	749
		6	人	334	29	18	44	36	130	12	19	20	642
		7	人	173	13	4	22	17	68	6	10	15	328
		8	人	95	4	7	12	6	37	4	6	5	176
		9	人	33	—	—	2	5	13	—	2	—	55
		10人以上	人	9	1	—	—	1	3	—	1	—	15
数	従業類型別	常日	用	1,226	182	74	139	125	300	50	94	114	2,304
		そ	雇	75	7	5	6	6	11	3	5	6	124
		非	他	487	77	18	40	47	79	9	33	61	851
		稼	働	200	27	17	7	49	25	5	9	14	353
	世帯種類別	保母	護	132	19	8	7	22	21	1	8	5	223
		高	子	80	14	1	5	3	14	—	3	6	126
		結	令	44	9	3	2	7	1	—	2	5	73
		多	核	106	12	7	4	61	15	2	9	1	217
		そ	子	461	54	30	62	42	166	20	24	34	893
		の	他	1,291	201	72	119	122	221	45	104	144	2,319
比	世帯人員別	1	人	73.2	16.1	8.9	7.1	8.9	—	—	8.9	10.7	133.8
		2	人	70.6	22.4	4.1	7.6	8.5	2.3	2.3	7.6	7.0	132.4
		3	人	75.2	15.4	4.6	5.1	9.4	6.3	2.6	5.3	9.6	133.5
		4	人	77.5	10.4	5.3	4.4	10.0	8.5	2.5	6.5	10.0	135.1
		5	人	81.4	10.0	4.7	8.3	9.0	18.3	2.9	4.3	8.2	147.1
		6	人	82.8	7.2	4.5	10.9	8.9	32.2	3.0	4.7	5.0	159.2
		7	人	80.0	6.4	2.0	10.8	8.3	33.4	2.9	4.9	7.4	156.1
		8	人	87.9	3.7	6.5	11.1	5.5	34.3	3.7	5.5	4.6	162.8
		9	人	87.0	—	—	5.3	13.2	34.4	—	5.3	—	145.2
		10人以上	人	81.7	9.1	—	—	9.1	27.2	—	9.1	—	136.2
率	従業類型別	常日	用	78.8	11.7	4.8	8.9	8.0	19.3	3.2	6.1	7.3	148.1
		そ	雇	86.2	8.0	5.7	6.9	6.9	12.6	3.4	5.7	6.9	142.3
		非	他	75.7	11.9	2.8	6.2	7.3	12.3	1.4	5.1	9.5	132.2
		稼	働	85.0	11.5	7.2	3.0	20.8	10.6	2.1	3.8	6.0	150.0
	世帯種類別	保母	護	87.5	12.6	5.3	4.6	14.6	13.9	0.7	5.3	3.3	147.8
		高	子	78.4	13.7	1.0	4.9	2.9	13.7	—	2.9	5.9	123.4
		結	令	88.0	18.0	6.0	4.0	14.0	2.0	—	4.0	10.0	146.0
		多	核	77.4	8.8	5.1	2.9	44.6	10.9	1.4	6.6	0.7	159.8
		そ	子	80.5	9.4	5.2	10.8	7.3	29.0	3.5	4.2	5.9	155.8
		の	他	77.5	12.1	4.3	7.1	7.3	13.2	2.7	6.2	8.6	139.0
	計(延)			76.9	11.6	4.5	7.6	9.0	16.5	2.8	5.6	7.7	144.2

〔備考〕 東京都民生局「都民生活実態調査—昭和30年度—」による。

第191表 炭鉱失業者の借金額（815世帯）

借 金 額	%
借金なし	21.6
1,000円以下	3.4
3,000 "	8.7
5,000 "	9.0
10,000	16.4
15,000	12.5
20,000 "	7.0
30,000 "	9.6
50,000 "	5.9
50,000円以上	5.9
計	100.0

〔備考〕 九州炭労，九州労研「失業者」による。

労働者の三七％が収入減を訴え、これら世帯における収入増の答えはきわめてわずかであるにすぎない。常用労働者もその二一％が収入減となり、収入増の答えはそれをわずかに上回るのみである。世帯種別では収入減の訴えが保護、結核、母子世帯などにとくに多く、その四〇％以上を占めている。また一般世帯でも収入減二九％、収入増二二％と生活状態の悪化を訴えているものがより多くなっている。次にこれら低所得世帯においてとくに負担が大きい家計費を示すと第190表のごとくである。一般に食食物費の負担が最も強く大部分を占めていることはもちろんであるが、教育費、住居費の負担もこれらの世帯において相当大きい。飲食物、被服、教育費の負担は世帯人員の多いほど大きく、住居費は世帯人員の少ないほうが大きい。また食食物費は、従業類型別では日雇、非稼働、世帯種類別では保護、高齢、多子世帯にそれぞれとくに大きく、住居費は高齢、医療諸費は非稼働、結核、教育費は常用、多子、保護、母子世帯にそれぞれとくに大きくなっている。

炭鉱失業者の状態 日本炭鉱労働組合九州地方本部（以下九州炭労とす）、九州産業労働科学研究所（以下九州労研とす）「失業者」（注）によると全世帯八一五のうち七八・四％の世帯が借金をかかえてお

り（第191表）、その金額は一万円～一万五千元というのが最も多い（高利貸からのものも多い）。金額としては比較的少ないが、返済能力のないこれら失業者にとっては借金もできず、たまった借金はきわめて大きな負担となっている。また質屋は全体の八一％が利用しているが、現在もはや質入れするような品物のない世帯は七〇％に達している。

（注）これは日本炭鉱労働組合九州地方本部と九州産業労働科学研究所が一九五五年三月から四月にかけておこなった、中小炭鉱失業者の生活実態調査の報告書で、調査地域は九州福岡県の、中小炭鉱が広く散在している筑豊炭田のなかでもとくに中小炭鉱が密集し、失業者がかたまっているといわれる次の五つの地区――鞍手郡木屋瀬町大正区、嘉穂郡二瀬町相田、同郡瀬田村小峠、田川郡金町、田川市西区弓削田で、これらの地区における炭鉱失業者のうちの八一五世帯を対象としている。これら世帯の一般状態は次の通りである。

世帯区分（世帯主の状態）	世帯（うち生活扶助世帯）数	一世帯当り総収入	消費単位当り収入
再就業世帯	四八六（七〇）	八五七六円	二四二〇円
不就業世帯			
失業保険受給中	一三八（一六）	八四九五円	二三七一円
非受給中	一九一（五四）	五七〇八円	一六三九円
計	八一五（二四〇）	七八八八円	二三三一円

再就業者四八六人の従事している仕事は中小炭鉱が六二％で大部分を占め、職安日雇一三％、その他公共事業日雇、土建などであるが、その五四％は就業二〇日以下の不完全就業者である。家族の就業者は四一五人で世帯員総数の二一％、一世帯当り平均〇・五人（世帯人員四・八人）となっている。このうち主婦は一

第192表 生活保護世帯、前年との生活状況比較（東京都区部）

生活状況別		男 世 帯			女 世 帯				
		苦しくなった	楽になった	かわらない	苦しくなった	楽になった	かわらない	わからない	無回答
労働類型別	営用雇働他業	1	1	4	5	3	6	—	—
	内 労	1	1	—	23	6	18	—	—
	自常日家そ無	5	3	2	8	4	4	—	2
		1	—	2	49	10	23	2	—
		—	2	—	33	9	22	—	—
		12	2	8	19	2	6	—	—
保護期間別	満 6 月 未 満	3	1	—	8	2	3	1	—
	1 年 未 満	6	3	2	15	8	7	—	—
	2 年 未 満	3	1	4	10	7	18	—	1
	3 年 未 満	3	1	4	14	5	10	—	1
	5 年 未 満	4	2	2	41	5	24	1	—
	9 年 未 満	1	—	4	41	7	16	—	—
	9 年 以 上	—	1	—	8	—	1	—	—
計		20	9	16	137	34	79	2	2

〔備考〕 東京都民生局「昭和30年度被保護世帯生活実態調査報告」より。

一九人、子弟は二三九人、世帯主の弟妹など五七人で主婦の就労先は公共事業三三％、中小炭鉱二五％、土建一三％などが主であるが、特飲店関係のものもあるとみられる。子弟は中小炭鉱三三％、女中・子守一二％、公共事業一二％、店員一一％、特飲店など五％が主である。こうした炭鉱失業者世帯の生活実態については各節において詳しく紹介されるが、その一般的な生活水準の指標としてまず次の表を引用しておこう。

- 一、晩めしⅡ欠食、米麦めし、代用食の世帯 二八％
- 二、電灯のない世帯 一七％
- 三、タンスのない世帯 五一％
- 四、世帯主に「よそいき着」のない世帯 六五％
- 五、敷布団一枚以下の世帯 二六％
- 六、雨傘のない世帯 二九％
- 七、新聞をとらぬ世帯 七八％
- 八、入質可能な品物のない世帯 七一％

（注） なお東京都民生局が五五年六月におこなった都内生活保護被保護者の調査によると、第192表のように前年よりも生活が苦しくなったと答えているものが圧倒的に多くなっている（東京都民生局「昭和三〇年度被保護世帯生活実態調査報告」より）。

内職 労働省婦人少年局が一九五五年七月大阪でおこなった調査によるとその状態は次のようである。

（注） この調査は大阪市二二区内の普通住宅地区における一般世帯から抽出した二一八世帯についておこなったもので、内職の種類は物品の製造、加工、修理などといったいわゆる手内職に限定されている。なおこの調査と同時期に名古屋市中においても婦人少年局の手で同様な内職調査がおこなわれ報告書として発表されている（前年におこなわれた東京都の分は本年鑑第二八集に紹介）。

第194表 内職世帯
家族人数別1世帯
当り1ヵ月の
平均収入総額
(内職による)
(収入を除く)

家族人数別	1世帯当り平均収入総額
総数	円 14,122
1人	2,444
2人	3,100
3人	9,600
4人	11,384
5人	14,698
6人	14,804
7人	19,222
8人	14,900
9人	13,000

〔備考〕「収入なし」と答えた世帯を除く内職世帯総数。

第193表 内職世帯世帯主の職業 (%)

世帯主の職業別	総数	男子	女子
総数	100.0	100.0	100.0
会社員	12.4	15.2	2.1
公務員	5.9	7.6	—
工員	11.5	14.0	2.1
その他の俸給生活者	5.9	7.0	2.1
日雇および人夫	4.6	5.9	—
職人	2.3	2.9	—
自営業者	10.1	7.6	19.2
農	—	—	—
卸売・小売	2.7	2.9	2.1
製造加工の	6.9	4.1	17.1
その他	0.5	0.6	—
無職	27.5	20.5	53.3
その他	0.5	0.6	—
不明	19.3	18.7	21.2
計	100	78	22

〔備考〕労働省婦人少年局「家庭内職の実情—大阪—」による。第201表まで同じ。

まず内職世帯は男世帯が七八%、女世帯が二二%、世帯主の職業では(第193表)男世帯においては無職が二一%で最も多く会社員、工員がこれについている。女子では無職が五三%と過半数を占める。これら世帯の収入は、一般に低く一定の所得のあるものがない

第195表 内職従事者の世帯内における地位

世帯における地位別	総数	男子	女子
総数	100.0	100.0	100.0
世帯主	28.4	80.0	21.8
妻	57.3	—	64.8
両子	7.8	4.0	8.3
子の	5.5	16.0	4.1
その他	1.0	—	1.0
計	100	11	89

〔備考〕世帯内の主たる内職従事者についてのみ集計。

3%——が家計を支えるために働いている。この期間は一一般に相当長く、内職をはじめてからの現在までの期間は女子が平均三・六年、男子一〇・九年であり、五年以上続けているものも相当多い(第197表)。またこれらの内職

い世帯が全体の一二%、女世帯ではその三〇%に達している。また内職収入以外に収入のない世帯が一三%もあり、これらを含めた全体の一世帯一ヵ月当りの平均収入総額(内職収入を除く)は一万二千円、この内職収入以外に収入のない世帯を除いた収入総額は一万四千円で、第194表のように家族数が多くても収入は増加せず、内職をせざるをえない生活の苦しさが推察される。

次に内職に従事するものは女子が八九%で大部分を占め、そのうち主婦は六五%、女世帯主二二%となっている(第195表)。内職をはじめた動機では(第196表)、世帯主の収入が少ないから三〇%(女子)をはじめそのほとんど——全体の六五・七%、女子の六六・

従事者の大部分八四％が今後も主として生活費の補助のため続けた
いといっている。女子の場合は子供や留守番の関係から、また男子
では就職難からほかに就職したくともできず、止むなく以下にみる
ような不利な労働を続けねばならない状態にある。
次に作業時間と工賃についてみると、一日の内職従事時間は（第
198表）普通の日で女子が平均六時間二分、男子が八時間となって

第196表 内職をはじめた動機 (%)

	総 数	男 子	女 子
総 数	100.0	100.0	100.0
収 入 を 得 た い か ら	84.6	88.0	84.2
夫と死別（または離別）したから	15.0	—	16.8
独立して生活したいから	4.0	24.0	1.5
世帯主の収入がないから	12.8	20.0	11.9
世帯主の収入が少ないから	28.2	16.0	29.7
特別支出を要する事由があるがら	5.7	—	6.4
小遣がほしいから	14.1	4.0	15.4
その他	3.5	16.0	2.0
不 明	1.3	8.0	0.5
技 術 を 身 に つ け た い か ら	2.2	4.0	2.0
ひまだから時間をつぶすため	10.6	4.0	11.4
その他	2.6	4.0	2.4

〔備考〕 1) 世帯内の主たる内職従事者についてのみ集計。
2) 1人で2つ以上の動機をもつものを多数含む。

いるが、なかには一〇時間以上働くものが女子で一三％、男子で二
八％もみられ、相当の長時間労働であることが分る。これにたいし
て一日の工賃は手伝によるものまで含めて、女子の場合、六時間以
上働いて九二円にしかならず、ほとんど二〇〇円止りである。男子
の場合は八時間働いて三六〇円となっている。これは内職の種類と
も関係しているので次に内職種類別にみると第199表のごとくであ

第197表 内職従事年数 (%)

従 事 年 数	総 数	男 子	女 子
平 均 (年)	4.4	10.9	3.6
総 数	100.0	100.0	100.0
1 カ 月 未 満	1.4	—	1.5
1 カ 月 以 上 ～ 3 カ 月 未 満	6.4	—	7.3
3 カ 月 " ～ 6 カ 月 "	5.5	—	6.2
6 カ 月 " ～ 1 年 "	7.3	—	8.3
1 年 " ～ 2 年 "	12.4	8.0	13.0
2 年 " ～ 3 年 "	16.1	28.0	14.5
3 年 " ～ 5 年 "	27.7	16.0	26.9
5 年 " ～ 10 年 "	11.9	16.0	11.4
10 年 以 上	10.1	28.0	7.8
不 明	3.2	4.0	3.0

〔備考〕 世帯主の主たる内職従事者についてのみ集計。

第198表 内職従事時間と工賃（1日平均）

	普通の日			特に多い日		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平均従事時間	6時34分	8時08分	6時21分	9時11分	9時57分	9時04分
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3時間未満	3.7	4.0	3.6	0.5	—	0.5
3時間以上～5時間未満	12.8	—	14.5	1.8	4.0	1.5
5時間以上～8時間未満	45.1	24.0	47.9	17.4	16.0	17.6
8時間以上～10時間未満	16.9	40.0	13.9	16.4	12.0	17.0
10時間以上～12時間未満	10.5	12.0	10.3	16.9	20.0	16.5
12時間以上	4.6	16.0	3.1	13.7	24.0	12.4
不明	1.4	4.0	6.7	33.3	24.0	34.5
平均工賃（円）	123	360	92	208	627	152
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
30円未満	5.5	—	6.2	1.9	—	2.1
30円以上～50円未満	13.2	4.0	14.4	2.7	—	3.1
50円以上～100円未満	31.5	4.0	35.1	21.0	4.0	23.2
100円以上～200円未満	25.6	16.0	26.8	24.2	4.0	26.8
200円以上～300円未満	8.2	12.0	7.7	8.2	12.0	7.7
300円以上～500円未満	5.0	24.0	2.6	10.0	20.0	8.7
500円以上	4.1	32.0	0.5	6.0	36.0	2.1
不明	6.9	8.0	6.7	26.0	24.0	26.3

〔備考〕 従事時間は世帯の主たる内職従事者について、工賃は1世帯当り。

第199表 内職種類別従事者数、工賃および単価

内職種類別	従事世帯数（%） 世帯内の主たる内 職従事者の性別			1日の平均工賃			1時間当り 平均単価			1ヵ月当り 平均収入	
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	男子	女子
総数	100.0%	100.0%	100.0%	123	360	92	16	24	13	—	—
食料品	6.4	4.0	6.7	60	40	61	9	7	10	800	1,577
メリヤス製品	4.6	—	5.2	112	—	112	16	—	16	—	2,360
編物	4.1	—	4.6	103	—	103	18	—	18	—	1,990
洋帽子	18.7	24.0	18.1	180	467	122	19	19	18	9,167	3,343
和裁	3.2	12.0	2.1	99	163	50	10	10	9	9,775	756
履物	11.9	—	13.4	117	—	117	18	—	19	—	2,470
紙製品	3.2	—	3.6	89	—	89	14	—	14	—	2,412
造花	20.0	8.0	21.6	64	80	63	11	15	11	1,300	1,500
製袋	1.4	4.0	1.0	253	600	80	22	50	7	—	750
金機	2.3	—	2.6	83	—	83	10	—	10	—	1,528
属製器具	1.4	4.0	1.0	65	—	65	11	—	6	3,000	1,150
機械器具	2.3	4.0	2.1	105	330	49	10	14	7	1,600	1,367
玩具	1.8	12.0	0.5	265	350	10	29	31	5	13,333	1,000
傘	2.3	—	2.6	110	—	110	12	—	12	(電気機 械器具)	1,375
雑貨および装身具	3.6	—	4.1	73	—	73	9	—	9	—	1,720
その他の雑業	7.3	8.0	7.2	173	525	123	14	26	11	—	3,371
	5.5	20.0	3.6	230	438	92	29	46	13	8,813	2,500

〔備考〕 1時間当り平均単価＝ $\frac{1 \text{ 日の平均工賃}}{1 \text{ 日の従事時間延数（手伝のものも含めて）}}$

る。男子は洋裁、雑業（木細工、人形ケース製造、靴のテープ巻きなど）、機械器具（旋盤の修理・加工、ラジオバリコン加工、クリップ製造など）、帽子（加工・仕上）などに多く従事し、女子は紙製品（紙袋はり、紙箱加工など）、洋裁、和裁が多い。これらの工賃とくに一時間当りの単価は男子の場合洋裁一九円、雑業四六円、機械器具三一円、帽子一〇円、女子の場合は紙製品一一円、洋裁一八円、和裁一九円という状態である。またこれらの内職の多くは季節によって繁閑があり、繁閑があると答えたものは七二％に達する。これを種類別にみると造花、食料品、機械器具などに仕事が平均にあるとの答えが五〇％以上みられたほか、従事者の多い仕事は一般に

繁閑のあるものが多い。一カ月の工賃は第200表のごとくで、女子は一ヵ月平均一九日働いて二二〇〇円、男子は二〇日で八五〇〇円といった状態である。これを内職種類別でみると男子の従事者の多い洋裁は九二〇〇円、雑業八八〇〇円、機械器具（電気機械器具製品）一万三〇〇円、帽子九八〇〇円、女子に多い紙製品一五〇〇円、洋裁三三〇〇円、和裁二五〇〇円、内職従事者の大部分を占める女子の内職収入は一ヵ月平均三千円程度にすぎないという労働に比較していちじるしく低くなっている。さらにこうした長時間労働の結果のわずかの工賃も、八五％のものは規定通り支払われていると答えているが、一〇％のものは支払いが相当日数おくれ、なかには二、三

第200表 内職 1ヵ月の工賃と従事日数（1955年6月分）

工 賃	総 数	男 子	女 子	従 事 日 数	総 数	男 子	女 子
1 月 平 均	2,961円	8,503円	2,229円	1 月 平 均	18.8日	19.7日	18.7日
総 数	100.0 %	100.0 %	100.0 %	総 数	100.0 %	100.0 %	100.0 %
500円 未 満	4.0	—	4.6	10 日 以 内	14.6	24.0	13.4
500円以上～1,000円未満	16.9	4.0	18.6	11 日 ～ 15 日	18.2	12.0	19.1
1,000円以上～2,000円未満	27.0	12.0	28.9	16 日 ～ 20 日	28.8	8.0	31.4
2,000円以上～3,000円未満	15.5	—	17.5	21 日 ～ 30 日	26.5	44.0	24.2
3,000円以上～5,000円未満	12.8	20.0	11.9	不 明	11.9	12.0	11.9
5,000円以上～10,000円未満	7.8	16.0	6.7				
10,000円 以 上	5.9	40.0	1.5				
不 明	10.0	8.0	10.3				

〔備考〕 工賃は1世帯当り、従事日数は主たる内職従事者の状態。

第 201 表 内職の原材料，機械器具の
供給者と製品納入先

	1) 原材料の 供給者	2) 機械器具 の供給者	製 品 納 入 先
	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0
製 造 業 者	45.1	69.3	42.5
仲 介 人	19.3	15.4	17.4
問 屋	5.6	3.8	4.6
授 産 所	1.0	—	1.3
内職幹旋所	5.6	—	5.9
商 店	5.6	3.8	5.5
消 費 者	10.7	—	7.8
そ の 他	6.1	—	8.2
不 明	1.0	7.7	6.8

〔備考〕 1) 原材料を他から供給されているもののみについて集計。
2) 機械器具を必要とし、これを他から供給されているもののみについて集計。

カ月もおくれたり、支払いがあてにならなくなったりしている。なおこの原材料の供給者と製品納入先は製造業が最も多いが、これについて仲介人の手を経る場合の多いことは注目される（第201表）。

第二章 栄 養

国民栄養調査 厚生省の国民栄養調査によれば一人一日当り栄養摂取量（六大都市）の状況は第202表のごとくで、五三年からその増加は停滞を示し、五四年においても五二年の摂取量に比べて脂肪を除いてはすべて減少している。五四年の摂取量のうちおもなものについてみると（括弧内は総理府資源調査会五三年決定による日本人一人一日当り栄養基準量）、熱量一九七九カロリー（二一八〇カロリ

第 202 表 1 人 1 日 当 り 栄 養 摂 取 量 （六 大 都 市）

区 分	1950年 平 均	1951年 平 均	1952年 平 均	1953年 平 均	1954年 5 月	1954年 8 月	1954年 11 月	1955年 2 月	1954年 平 均	
熱 量 (cal)	1,948	1,997	1,997	1,929	1,981.6%	1,909.1%	1,982.7%	2,041.7%	1,978.8%	
蛋 白 質 (g)	69	67	70	68	68.5	64.6	68.8	70.5	68.1	
動 物 性	20	21	25	24	24.1	22.5	25.6	25.1	24.3	
植 物 性	49	46	45	44	44.4	42.1	43.2	25.5	43.8	
脂 肪 (g)	22	25	25	24	25.7	25.1	25.9	27.3	26.0	
含 水 炭 素 (g)	370	376	374	363	369.2	356.1	368.7	378.3	368.1	
無機質	カルシウム (mg)	—	0.27	325	0.35	308	296	309	341	314
	磷 (g)	—	1.82	1,780	1.82	1,749	1,625	1,739	1,776	1,722
	鉄 (mg)	—	50	59	58	49	66	54	59	57
ビタミン	A (I. U.)	—	2,292	3,277	2,902	2,687	1,676	3,697	4,514	3,144
	B ₁ (mg)	—	1.61	1.24	1.11	1.14	1.07	1.11	1.08	1.10
	B ₂ (mg)	—	0.79	0.65	0.65	0.66	0.56	0.66	0.66	0.64
	C (mg)	—	88	76	72	75	47	82	84	70

〔備考〕 厚生省「国民栄養調査」。

第203表 食品群別摂取量(1954年度, 1人1日当り) 単位=g

食 品 群 別			6 大 都 市				
			5 月	8 月	11 月	2 月	平 均
穀	類	米	304.7	288.0	304.4	324.2	305.3
		大 麦	38.1	35.7	36.8	35.4	36.5
		小 麦	115.8	124.5	118.0	119.2	119.4
		雑 穀	7.0	7.8	3.8	4.9	5.9
	計	465.6	456.0	463.0	483.7	467.1	
堅 果 類	果 類	0.3	0.3	0.8	0.4	0.5	
	も	甘 諸	5.7	3.3	25.2	9.7	11.0
		馬 鈴 薯	34.5	36.7	24.5	22.6	29.6
		その他芋類	4.5	3.0	17.7	9.3	8.6
	計	44.7	43.0	67.4	41.6	49.2	
砂 糖 類	糖 類	18.1	13.7	15.3	16.5	15.9	
	脂 類	7.0	8.0	7.4	7.6	7.5	
豆 類	大 豆 類	大豆	1.1	0.5	1.1	3.0	1.4
		味噌	23.4	20.6	24.1	24.1	23.1
		大豆製品	33.4	40.7	39.6	40.5	38.5
		その他豆類	6.6	3.6	5.1	6.1	5.4
	計	64.4	65.4	69.9	73.7	68.4	
動物性食品	魚 介 類	生 物	67.2	69.7	85.1	71.2	73.3
		乾 物	5.9	4.5	5.7	6.1	5.6
		鳥 肉 類	18.8	19.1	20.2	23.9	20.5
		卵 類	19.2	15.5	14.6	17.4	16.7
	乳および乳製品	乳	16.6	19.5	17.9	18.3	18.1
		乳製品	1.2	1.3	1.2	1.3	1.3
		計	128.9	129.6	144.7	138.2	135.5
		計	128.9	129.6	144.7	138.2	135.5
緑 黄 色 野 菜 類	黄 色 野 菜 類	63.5	44.4	56.8	65.4	57.5	
	柑 橘 類	15.5	58.4	12.1	29.5	28.9	
	その他の果実類	15.1	23.5	31.6	10.5	20.2	
	その他の野菜類	77.1	94.1	80.1	75.5	81.7	
	計	171.2	220.4	180.9	180.6	188.3	
海 藻 類	藻 類	4.6	3.9	5.2	5.1	4.7	
	乾 燥 野 菜 類	0.6	0.4	0.3	1.5	0.7	
野 菜 漬 物	野 菜 漬 物	42.2	52.7	45.2	56.8	49.2	
	調味嗜好品	醬 油	24.5	21.7	25.1	23.9	23.8
		その他	13.6	19.1	10.4	11.0	13.5
合 計			985.7	1,034.2	1,035.3	1,040.9	1,024.3

〔備考〕 厚生省「国民栄養調査」。

第204表 中小企業労働者世帯の食事

品名	回数	金額	品名	回数	金額
バター	0.6	38.4	アサシマ	1.2	58.6
卵	7.6	286.0	ン	5.1	179.0
牛乳	0.5	86.0	サマ	2.1	62.0
			サイケ	0.2	103.0
牛肉	1.8	173.0	イワ	0.5	17.0
豚肉	0.3	17.1	ニシ	0.5	17.0
加工品	0.2	11.0	ウオ	0.2	13.0
肉	0.5	27.3	キゼ	0.2	9.0
く	2.6	132.0	タラ	0.1	12.0
			メ	1.8	51.5
タマゴ	0.3	15.0	ジャコ	7.6	308.0
イト	0.4	20.0			
ハブ	0.1	5.0	てんぷら	21.4	608.0
タ	0.3	16.1	かまぼこ	24.4	575.0
	0.2	7.0	豆腐		
	0.2	6.0	アゲ		
カツ	2.1	88.5	蛋白,脂肪計		3,005.0
イ	1.5	63.5	野菜	66.0	1,500.0
			合計		4,505.0

〔備考〕 蛋白,脂肪食品1世帯1ヵ月(10月)の購入品目と回数金額(9世帯の平均)。大阪府立商工経済研究所「中小工業労働者の生活実態」による。

1)、動物性蛋白質二四グラム(二二グラム以上)、植物性蛋白質四四グラム(五一グラム)、脂肪二六グラム(三〇グラム)、含水炭素三六八グラム(四〇五グラム)、無機質のうちカルシウム〇・三グラム(一・〇グラム)、鉄分五七ミリグラム(一〇ミリグラム)、ビタミンのうちA三二四四国際単位(三七〇〇国際単位)、B₁・一ミリグラム(一・二ミリグラム)、B₂・六四ミリグラム(一・二ミリグラム)、C七〇ミリグラム(六〇ミリグラム)である。すなわち動物性蛋白質、鉄分、ビタミンCなどが基準量をわずかに上回

第205表 低所得世帯の主食内容

	米	米混 麦合	パン	うどん	外食	その他	合計
月間平均摂取日数	7.9	12.7	5.3	4.7	0.2	0.2	31.0
月間平均摂取件数(延)	度数	1,131	1,753	2,042	1,944	145	134
	比率	44.9	69.6	81.0	77.1	5.8	5.3

〔備考〕 合計欄の()は実世帯数であり、比率は実世帯数を100として算出した。東京都民生局「都民生活実態調査—昭和30年度—」による。

っているほかは、いずれもこの基準量に達せず、それよりも相当低位にある。また五四年における食品群別摂取量は第203表のごとくである。

中小企業労働者の食事 大阪府立商工経済研究所の調査(前掲)

によると中小企業労働者世帯の食事、とくに副食の内容は第204表のごとくである。これは世帯人員四・七人、月収二万二七〇〇円、支出二万三五〇〇円の世帯の1ヵ月間の状態であるが、肉、卵、魚などすべて購入回数がきわめて少なく、世帯人員四・七人としてはその分量もわずかにすぎない。秋の調査のため魚肉ではさんまが五回、干魚七・六回、卵七・六回、くじら二・六回などが金額的にもやや多くなっているのが目立つくらいであるが、これも大体は労働者や学童の弁当に用いられるものである。その他で一般に比較的多く用いられているとみられるものは、てんぷら二一回(六〇八円)、豆腐、揚げ二四回(五七五円)程度にすぎない。

(注) 東京都民生局の低所得世帯の調査(前掲)によると、その主食の内容は第205表のように

第206表 炭鉱失業者世帯の固い飯を食べた回数 (%)

回数	働ける人に 出る	家に残る人
7回以下	13.1	25.8
10回 "	6.4	8.3
14回 "	20.5	24.7
17回 "	11.5	7.8
20回 "	16.3	13.1
21回 "	31.9	20.0
不明	0.3	0.3
計	100.0	100.0

〔備考〕 調査期の1週間21食の状態。九州炭労、九州労研「失業者」による。

が指摘され
にあること
日欠食状態
一八%が毎
日欠食、四
%が一週何
日欠食、一
八%が毎
日欠食状態
にあること
が指摘され

米麦を混ぜた飯を食べる世帯が最も多く、一月のうち平均一三日となつてゐる。パンやうどんを用いる場合も非常に多い。

炭鉱失業者の食事 九州炭労、九州労研「失業者」(前掲)によると、調査対象の中小炭鉱失業者八一五世帯のうち二〇%の世帯がまとまつた金の手もとにないため配給米を全部とっておらず、配給米を全部とつた八〇%の世帯についてもどの世帯もがその米を全部食つてゐるわけではなく、一キロ八八円の内地米を一二〇円で闇に流し、その金で自由販売の外米や麦を一キロ六五円で買うという世帯が少なくない指摘されている。調査時期の一週間に米麦の固い飯を食べた回数は第206表のごとくで毎回食べたものは働きに出る人ですらも三分の一にすぎず、七回以下のものが二三%に達しており、さらにこの状態は家に残る人、とくに主婦の場合にはなほだしくなつてゐる。また働きに出る人(主として世帯主)でさえその四〇%が少なくとも一日に一度はオカユ、雑炊、ウドンといった代用食があるいは欠食、その二二%は一週間に何日か欠食、七・三%は毎日欠食状態にあること、家に残つてゐるもの(主として主婦)にいたつては六〇%のものが一日一度以上の代用食か欠食、四一%が一週何日欠食、一八%が毎日欠食状態にあることが指摘され

第207表 炭鉱失業者世帯1日の献立 (815世帯)

献立	朝	昼	晩
欠食	1.1%	21.1%	1.6%
米麦めし	14.6	28.1	6.7
米麦+1品	67.5	22.3	27.7
米麦+2品(魚肉)	5.2	8.3	23.3
米麦+2品以上	1.3	0.6	1.8
米麦+2品以上(魚肉を含む)	1.2	1.2	7.4
代用食(野菜以外の具入)	6.7	19.7	19.8
代用食(またはおかず付)	1.8	1.1	10.7
不明	0.6	0.6	1.0
計	100.0	100.0	100.0

〔備考〕 九州炭労、九州労研「失業者」による。

代用食の世帯が多く、晩になつてはじめて「米麦+二品(魚肉)」の世帯が二三%となるほかは大部分「米麦+一品」や代用食である。「米麦+二品以上」という大抵普通の水準の食生活をおこなつてゐるとみられる世帯はごくわずかにすぎな

てゐる。次に一日の食事内容についてみると第207表のようになる。これは調査の前日における実際の献立であるが、「一品」というのは文字通り「一品」という意味で、漬物を除けば「塩こんぶ」だろうと「らっきょう」だろうとすべて一品として計算してある。だから一皿に魚と野菜の煮付がついてあれば、これは「米麦+二品(魚肉を含む)」に入り最上級ということになる。これによるとまず朝は一%、昼二二%、晩二%の世帯が欠食してゐる。そうでない世帯でも朝は大部分「米麦+一品」または漬物があるいはオカズなしの「米麦めし」、昼はこれらについてうどんを煮ただけといった

い。
農民の栄養状態 農林省「農家経済調査」の一環として実施されている農民栄養調査(注)の結果によれば、一九五五年における摂取栄養量(全国一人一日当り)は第208表の示す通りである。
(注) 農民栄養調査の対象農家数は、農家経済調査と同じく、

全国五八〇二戸の農家である。この調査は毎月の農家の消費した食品別の一戸当り消費量を計算し、その食品の可食率を加味して計算した食品群別栄養素別成分を乗じて一戸当りの栄養摂取量を計算したものである。なおこの調査結果は、毎月「農林水産統計月報」(農林省統計調査部編)に発表されている。

第208表 農家の月別摂取栄養量 (全国1人1日当り)

栄養素 年度・月	熱量	蛋白質	脂質	カルシウム	燐	鉄	食塩	ビタミンA	ビタミンB ₁	ビタミンB ₂	ナイアシン	ビタミンC
1951年度	2,403.4 cal	64.99 g	13.70 g	304 mg	1,404 mg	13.6 mg	16.95 g	3,082 I.U.	1.22 mg	0.64 mg	17.66 mg	96.06 mg
1952年度	2,380.5	64.32	14.39	328	1,450	14.1	18.37	2,978	1.24	0.68	18.22	93.76
1953年度	2,345.0	66.68	14.86	318	1,407	14.3	18.63	3,025	1.20	0.69	18.14	88.01
1954年度	2,355.2	66.24	15.20	348	1,458	14.6	18.85	3,083	1.26	0.71	18.17	94.45
1955年 1月	2,432.3	68.26	15.42	346	1,517	14.6	18.74	2,374	1.27	0.69	18.60	87.78
2月	2,277.0	62.89	14.00	327	1,409	13.7	17.22	2,639	1.22	0.66	17.42	91.49
3月	2,237.4	61.75	14.03	324	1,369	13.6	16.96	3,277	1.19	0.64	17.02	87.33
4月	2,224.0	61.63	14.06	327	1,365	13.4	16.78	3,528	1.13	0.64	16.88	79.75
5月	2,189.2	61.84	14.49	318	1,354	13.3	16.79	2,978	1.45	0.63	16.77	70.91
6月	2,409.0	67.78	16.15	342	1,488	14.4	18.83	2,504	1.21	0.70	18.40	79.66
7月	2,269.9	62.44	14.63	337	1,400	13.7	19.20	2,613	1.19	0.71	17.26	96.32
8月	2,337.1	65.69	15.64	386	1,466	15.3	21.62	4,906	1.24	0.76	17.82	116.91
9月	2,239.9	62.83	14.55	337	1,391	13.8	18.42	3,752	1.19	0.72	17.28	99.91
10月	2,375.3	67.49	15.56	360	1,478	14.4	18.72	3,037	1.29	0.71	18.61	109.17
11月	2,499.9	71.22	16.23	375	1,568	15.6	19.99	3,017	1.38	0.77	19.76	123.92
12月	2,737.3	78.86	18.32	419	1,727	17.2	23.79	3,972	1.50	0.82	21.24	116.00

右の調査結果を簡単に説明すれば、熱量は二二〇〇から二三〇〇カロリーが普通であるが、一二月は二七三七カロリーで最高を示している。一二月はその他の栄養素たる蛋白質、脂質、カルシウム等についても最も多く摂取される月である。この点は前年についても同様である（本年鑑第28集二四六ページ参照）。一二月について六月、十一月に熱量、蛋白質、脂質等の摂取量が多い。またこれと反対に、熱量摂取のもっともすくない月は五月で、蛋白質では四月が最小である。その他の栄養素の摂取状況をみても、春耕期の労働投下量のもっとも多い季節は熱量、蛋白質等の摂取量が最小であり、年末の農閑期にそれらの摂取量が最大であるという事実が看取される。農民はエネルギーを消耗する程度に応じて栄養を摂取しているというよりは、むしろ農閑期の一二月や八月、一月に比較的多くの休息と栄養をとっていることがわかる

第三章 住 宅

住宅事情調査 建設省住宅局が五五年八月一日現在で全国的におこなった住宅調査によるとその状態は次の通りである（建設省住宅局「昭和三〇年住宅事情調査結果報告」より）。この調査は全国市町村から抽出した一五一市、一六〇町村について行われたもので、以下の数字はこの抽出結果から全国の状態を推計した数字である。これによると、全国総数一六八六万世帯のうち同居世帯は七八万世帯で、全体の四・六％を占める。市部では九七一万世帯中五八万世帯でその六％、郡部では二〇万世帯、二・八％となっている（第209表）。またこれを住居の種類別にみると第210表のごとくで、寄宿舍や下宿屋などに居住する世帯（準住宅）が全国で九万、市部で六万、

第209表 世帯の種類別・同居の有無別世帯数（単位 万）

同居の有無	総数	主 世 帯			同居世帯
		総 数	一人世帯	一人以上世帯	
全 国	計 数				
総 同 居	あ な	1,686	1,608	47	78
同 同 居	り し	—	73	6	—
同 同 居	計 数	—	1,535	41	—
市 部	あ な				
総 同 居	り し	971	912	27	58
同 同 居	計 数	—	54	4	—
同 同 居	り し	—	858	23	—
郡 部	あ な				
総 同 居	り し	715	696	20	20
同 同 居	計 数	—	19	1	—
同 同 居	り し	—	677	18	—

〔備考〕 建設省住宅局「昭和30年住宅事情調査結果報告」による。
第216表まで同じ。

居住室、出入口、炊事設備、便所など一世帯が独立して生活できるための条件を欠いているもの、たとえば工場、会社の事務室や小使室、宿直室などで住宅として改造されていない場所に住んでいる世帯（非住宅）が全国で一三万、市部で八万もいる。ただしこれは主世帯のみの数字であるから、こうした準住宅、非住宅における同居世帯の存在も当然考えられる。

第 210 表 居住住宅の用途別・所有関係別・主世帯数 (単位 万)

用 途 別		総 数	持 家	借 家			給与住宅
				総 数	民営借家	公営借家	
全 国	総 数	1,608	1,170	332	278	53	108
	専 用 住 宅	870	519	259	211	48	93
	一 般 併 用	240	185	49	47	2	6
	農 漁 併 用	453	446	7	6	0.2	0.2
	そ の 他 併 用	22	12	5	4	1	6
	準 住 宅	10	2	10	4	1	2
市 部	非 住 宅	13	4	7	6	1	2
	総 数	912	578	262	220	42	73
	専 用 住 宅	595	321	112	173	39	62
	一 般 併 用	162	120	38	37	1	4
	農 漁 併 用	129	127	2	2	0.1	0.1
	そ の 他 併 用	13	7	3	3	0.4	3
	準 住 宅	6	1	3	2	1	2
	非 住 宅	7	2	4	3	1	1

〔備考〕「準住宅」,「非住宅」は本文参照。

第 212 表 居住する住宅の所有関係別・腐朽破損の程度別・主世帯数
(準住宅・非住宅に居住するものを除く) (単位 万)

用 途 別		総 数	持 家	借 家			給与住宅
				総 数	民営借家	公営借家	
全 国	総 数	1,585	1,161	317	268	50	105
	危険修理不能	40	26	12	12	1	1
	要 修 理	387	283	90	83	7	14
	修 理 不 要	1,131	832	211	170	41	89
	不 詳	27	21	5	4	1	2
市 部	総 数	899	575	255	214	41	70
	危険修理不能	20	10	10	9	0	1
	要 修 理	180	106	66	60	6	8
	修 理 不 要	685	448	176	142	33	60
	不 詳	15	10	4	3	1	1

住宅の腐朽破損状態は第212表のごとく全国で危険修理不能のものが四〇万戸、要修理のものが三八七万戸、市部では危険修理不能二〇万戸、要修理一八〇万戸となっている。この両者を合わせると腐

朽破損住宅は全国で四二七万戸、全戸数の二七％、市部で二〇〇万戸、市部全戸数の二二％に達する。またこうした腐朽破損住宅が持家に多いのをはじめ、公営の借家や、給与住宅にも相当多いことは

注目される。

次に住居の広さとして（市部）、一人当りの畳数一畳未満の世帯が一四万、一人当り二畳半未満の世帯が二九四万、市部全体の三〇・五％を占める（第211表）。

家賃の状態は第213表のごとくで、借家では半数以上の世帯が九〇〇円未満の階層に分布しており、大部分の世帯は二千円以下の階層に属しているが、それ以上の世帯が三二万みられる。これらの借家に住む世帯のうち高家賃で困っている世帯は約九万、借家世帯全体

の三・二％である。高家賃を訴えるものは間借世帯の場合に多く、それは八万世帯、総数の五・二％となっている。またこれを家賃の階別にみると、家賃額が高くなるほど高家賃を訴える世帯が多くなっているのはもちろんであるが、とくに二千円程度以上の世帯からこの比率が多くなっている。また間借世帯は半数以上が一二〇〇円未満の層に分布しているが、二四〇〇～二七〇〇円、三千～三五〇〇円などの階層をはじめ、高間代の世帯が相当多くなっている。高間代のため困っている世帯は三万、借間世帯のうち五・二％を

第211表 世帯の使用する畳数別・一人当り畳数別・世帯数（非住宅居住を除く）（市部）

一人当り 畳数 世帯の 使用する畳数	総 数	1.0 畳 未 満	1.0～1.4	1.5～1.9	2.0～2.4	2.5～2.9	3.0～3.4	3.5～3.9	4.0～4.9	5.0～6.9	7.0～9.9	10.0 畳 以 上
総 数	9,635,900	144,200	499,200	972,800	1,319,400	987,700	1,186,600	747,300	1,319,560	1,346,200	681,200	431,700
6 畳未満	514,800	95,400	112,900	114,500	106,900	14,300	22,900	800	40,800	5,600	600	100
6 ～ 8	1,253,100	42,400	227,200	264,200	255,900	118,000	162,000	33,800	71,800	49,300	28,400	200
9 ～ 11	1,569,000	4,500	115,500	331,000	314,800	224,500	173,800	142,200	81,900	129,800	22,300	28,700
12 ～ 14	1,505,200	800	32,100	165,000	350,800	187,500	236,700	82,500	256,300	120,100	39,800	44,800
15 ～ 17	1,064,100	200	5,500	63,500	147,600	170,400	193,100	98,900	126,300	150,900	87,800	20,100
18 ～ 20	907,700	400	2,100	31,100	79,000	132,400	143,500	120,200	163,400	165,600	46,900	33,100
21 ～ 23	624,000	100	900	6,700	34,000	60,500	85,700	99,700	117,000	110,300	64,200	44,500
24 ～ 29	965,000	200	1,600	3,100	24,600	63,500	120,100	98,600	265,100	213,000	118,000	57,400
30 ～ 35	553,200	100	600	1,900	3,200	13,000	37,700	51,200	115,300	189,700	77,900	62,500
36 ～ 47	453,800	200	600	1,100	1,600	2,700	10,000	17,500	71,700	161,100	118,300	68,900
48 ～ 59	149,200	—	100	500	500	600	800	1,400	8,900	41,700	54,100	40,500
60 畳以上	76,900	0	100	200	200	400	400	400	1,100	9,200	22,800	42,000

数 (総数・高家賃または高間代で困る世帯) (市部)

1,800～ 2,099	2,100～ 2,399	2,400～ 2,699	2,700～ 2,999	3,000～ 3,499	3,500～ 3,999	4,000～ 4,499	4,500～ 4,999	5,000円 以 上	不 詳
160,400	38,700	90,800	17,500	78,200	33,300	25,500	7,000	31,000	122,500
11,000	3,200	11,000	2,000	13,800	7,300	6,700	2,200	8,900	1,200
6.9	8.3	12.1	11.4	17.6	21.9	26.3	31.4	28.7	1.0
58,200	6,200	23,800	2,800	28,100	8,800	8,500	1,500	10,500	44,800
4,800	900	3,400	400	5,200	2,100	2,100	400	2,800	400
8.2	14.5	14.3	14.3	18.5	23.9	24.7	26.7	26.7	0.9

を除く。「高家賃（また高間代）で困る世帯」は、住宅困窮の理由として「高家賃（また

占め、この比率は借家世帯におけるよりも高くなっている。住宅難の状態をその理由別にみると第214表のごとくである。さし当って住宅の必要にせまられていくるかという問いにたいして、必要にせまられていないと答えた世帯は全国で二七五万、市部で一八二万となっている。この住宅困窮世帯

第 214 表 住宅困窮の理由別・住宅困窮世帯数 (単位 万)

区 分	総数	住 居 困 窮 の 理 由											不詳
		非住宅居	同居	狭小過密居住	老朽住宅居住	高家賃のため	別居呼族せ	家よ立求ため	要ある	結婚の希望め	希た通た	距離の勤め	
全 国	275	15	29	105	55	9	6	34	8	4	9	2	
市 部	182	8	23	72	24	8	4	26	6	3	6	1	

がその最も強い理由としているものをみると、全国では狭小過密居住（一人当り二・五畳未満、一世帯当り九畳未満）の一〇五万世帯をはじめとして老朽住宅居住、立退を要求されていること、同居、非住宅居住などの理由があげられており、また市部でも狭小過密居住、立退要求などの理由の比率が高い外は、大体同じ状態となっている。第215表はすべての住宅難世帯を住宅難の条件としてあげられた四つの要因（非住宅居住、同居、狭小過密居住、危険修理不能住宅居住）別に集計したものであるが、狭小過密居住世帯が最も多く、これに次いで市部では同居世帯が、郡部では危険修理不能住宅居住世帯が多くなっている。ただしこれらの世帯中には条件が二つ以上重なっているものもあるため、この四要因の数字の合計は住宅難世帯数に等しくならない。またこの状態を世帯主職業別にみると第216表のようになる。非住宅居住、同居、狭小過密居住、危険修理不能住宅居住のどれか一つの項目にでも該当する、いわゆる住宅難世帯は全国で二四九万世帯

第213表 家賃または間代階層別世帯

家賃または間 代階層	総 数	0 円	1 ～ 299	300 ～ 599	600 ～ 899	900 ～ 1,199	1,200 ～ 1,499	1,500 ～ 1,799
借家居住世帯 総 数	2,743,600	348,800	307,200	418,200	375,100	343,700	157,400	188,400
高家賃で困る 世帯 (実数)	87,300	100	1,600	1,600	3,000	4,700	2,900	6,300
〃 (比率)	3.2	0.02	0.5	0.4	0.8	1.4	1.8	3.3
間 借 世 帯 総 数	584,700	116,300	17,200	58,800	40,600	79,700	23,800	55,000
高間代で困る 世帯 (実数)	30,300	100	200	600	700	1,500	1,200	3,300
〃 (比率)	5.2	0.08	1.2	1.0	1.7	1.9	5.0	6.0

〔備考〕 専用の借家または給与住宅に居住する世帯で、併用住宅、準・非住宅居住世帯は高間代)」をあげた世帯である。

で総数の一四・七％となつてい
る。市部に
おけるこの
住宅難世帯
は一七五万
世帯、市部
全世帯の一
八％を占め
る。これを
世帯主の職
業別にみる
と筋肉労働
者および事
務、技術、
販売関係労
働者にその
例が最も多
く、筋肉労
働者の住宅
難世帯は
全国で七六
万、二六・八
％、市部で
は五五万、
二九・一％

第215表 住宅難の理由別・住宅難世帯数 (単位 万)

理 由 別	非住宅居 住 世 帯	同居世帯	狭小過密居住 世帯 (9畳未 満・1人当2.5 畳未満)	危険修理 不能住宅 居住世帯
全 国 計	14	78	169	43
市 部 計	7	58	126	22
郡 部 計	7	20	43	20

〔備考〕 住宅難世帯とは上表の理由のうち、一項でも該当する世帯をいうが、この四要因が重複している場合もあるので、上表の四つの数字を合計しても住宅難世帯数の合計とはならない。

(注) 昭和三〇年度における建設省の住宅建設計画は次の通りである。公営住宅五万戸、公庫住宅七・五万戸(うち増築等三万戸)、公団住宅二万戸、厚生年金融資住宅等三万戸、民間自力建設二四・五万戸(うち増改築等一・五万戸)。すなわちこの計画

に上っている。事務、技
術、販売関係労働者の場
合は全国で六〇万、一八・
六％、市部では五〇万、
二〇・一％である。無職
における住宅難世帯の割
合も全国で二二％、市部
二二・六％となつている。
なお以上の数字からは
直接導き出されないが、
建設省ではこの調査に基
づいて全国の住宅不足数
(五五年八月現在)を二
七〇万八千戸と推定して
いる。その内訳は次の通
りである。
非住宅居住世帯 一四万二千
同居世帯 六七万
狭小過密居住世帯 七
七万
老朽住宅居住世帯 一一二万六千

第216表 世帯主の職業別世帯数 (全世帯・住宅難世帯・住宅困窮世帯・公営住宅申込希望世帯) (単位 万)

職 業 別	総 数	個 人 業 主					会 社 ・ 団 体 役 員	事 務 ・ 技 術 販 売 ・ サ ー ビ ス 従 事 者	筋 肉 労 働 従 事 者	無 職	不 詳	
		総 数	農 林 水 産	工 鉱 建 設	販 売 サ ー ビ ス	そ の 他						
全 国	全 世 帯	1,686	864	546	68	218	33	87	821	284	118	11
	住 宅 難 世 帯	249	77	28	10	33	6	7	60	76	26	3
	全世帯中住宅難世帯の占める割合	14.7	8.9	5.2	14.0	15.1	19.2	7.6	18.6	26.8	22.0	24.8
	住 宅 困 窮 世 帯	275	104	48	12	38	6	12	68	66	23	2
	全世帯中住宅困窮世帯の占める割合	16.3	12.1	8.8	18.2	17.2	19.2	14.3	21.0	23.3	19.2	20.6
市 部	公 営 住 宅 申 込 希 望 世 帯	67	9	1	2	5	1	3	26	22	6	1
	全 世 帯	971	376	158	45	151	22	65	246	190	84	9
	住 宅 難 世 帯	175	43	8	7	24	4	6	50	55	19	2
	全世帯中住宅難世帯の占める割合	18.0	11.5	4.8	15.0	16.3	20.7	8.4	20.1	29.1	22.6	27.7
	住 宅 困 窮 世 帯	182	52	12	9	27	4	10	55	47	16	2
部	全世帯中住宅困窮世帯の占める割合	18.8	13.8	7.5	19.0	18.1	19.7	15.7	22.5	24.6	18.9	22.3
	公 営 住 宅 申 込 希 望 世 帯	58	7	1	1	4	1	8	23	19	5	1

〔備考〕 1) 「住宅難世帯」は調査の結果 (1) 非住宅居住, (2) 同居, (3) 狭小過密居住 (9 畳未満, 1 人2.5 畳未満), (4) 危険修理不能住宅居住のいずれか一項目でも該当する世帯で, いわば客観的な住宅難を示す世帯である。

2) 「住宅困窮世帯」は「おたくではさし当って住宅の必要に迫られておいでですか」という問に対して「必要に迫られている」と答えた世帯でいわば主観的な住宅難を示す世帯である。

3) 「公営住宅申込希望世帯」は「住宅困窮世帯」のうちで住宅対策として「公営住宅に申込む」と答えた世帯である。

をみると、四二万戸建設計画と称してそのうちに民間自力建設を二四・五万戸を含めており、しかもそのうち一・五万戸は増改築によるものであること、公営住宅五万戸のうちには六坪、八坪という将来スラム化する危険の多い極小住宅が六四〇〇戸を占め、さらにその質は全体として低い単価で数多くという建前から高層鉄筋アパートは二九年度の半分に減らされ、簡易耐火、木造二階建などが大部分を占めていること、公庫住宅七万五千戸のうち増改築分三万戸を含んでいるのをはじめ、この融資額が昨年度の八五％から七五％に切下げられて自己負担は増し、家賃の高い公団住宅とともに、一般労働者の利用はきわめて困難となっている。

中小企業労働者の住居 大阪府立商工経済研究所の調査（前掲）によると、借家に住むものが三三％で最も多く、ついで持家、間借、社宅となっている（第217表）。持家は地方出身者の多いガラス製造業にとくに少なく、都市出身の多い紡機や近郊農村からの通勤者の多い自転車においてはやや多い。社宅は比較的古い雇用関係のみられるガラスにいちじるしく多いが、社宅といっても一部には工場の倉庫を仕切ったり、バラック建のものかなりみられ、立派なものでも公営住宅よりはるかに粗末なものだといわれる。一四％を占める間借のうち既婚者が八％、なかには五人家族で間借しているものさえあると指摘されている。こうした住居の状態は第218表にみるようにきわめて劣悪で、そのなかでも柱が傾いたり、雨漏りがしたり、壁が落ちたりしている家が多く、設備もきわめて不十分で（第219表）、居室の共用一六％、それを仮の設備で代用しているもの四％といった状態をはじめとして、炊事場の共用三〇％、その仮設または設備のないもの九％、便所の共用三八％、その設備のないもの三％、風呂場の設備のないものが大部分で七七％、共用のもの一七％など、独立の生活を営むことのできる住居の形態をなしてい

第217表 中小企業労働者住居の種類 (%)

業種別	種類別	合計	持家	借家	社宅	公営住宅	間借	賄付下宿	寮	その他
合計		100.0	22.8	32.8	12.9	3.6	14.0	1.5	7.8	4.7
紡機		100.0	32.6	42.0	9.3	—	7.6	4.6	—	4.6
ガラス		100.0	13.3	28.0	26.6	4.0	18.7	—	6.7	2.7
メリヤス		100.0	26.2	31.0	2.4	2.0	11.9	—	16.7	9.5
自転車		100.0	27.2	33.4	—	9.1	15.1	3.1	9.1	3.1

〔備考〕 大阪府立商工経済研究所「中小工業労働者の生活実態」より。第219表まで同じ。

第218表 中小企業労働者住居の状態

調査労働者数	柱が傾いている	軒が波っている	土台が腐っている	雨漏りがする	壁が落ちている	天井がな	その他	古いのでないが特に傷んでいる	傷んでない
193	28.0 %	7.3 %	13.5 %	27.4 %	21.2 %	5.2 %	5.2 %	6.7 %	40.0 %

第219表 中小企業労働者の住居設備 (%)

設備の種類別 利用種類別	居住室	水道	井戸	炊事場	便所	風呂場
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専 用	80.4	45.6	5.2	60.0	59.0	6.2
共 用	15.6	44.0	9.8	30.0	37.8	17.1
仮設による代用	4.1	—	—	3.1	—	—
設備なし	—	10.4	85.0	6.3	3.2	76.7

ないものが大部分である。また量数は一人当り平均三・二畳であるが、世帯員数の増加にともなう減少し、四人世帯以上では一人当り二・三畳がほとんどである。さらに畳のない世帯が四％、畳の傷んでる世帯五一％、ふすまのない世帯が二九％となっている。

低所得世帯の住居 東京都民生局「都民生活実態調査—昭和三〇年度—」(前掲)によると、自家に住むものは三七・二％で、六二・八％の世帯が借家、借間などに住んでおり、間借、同居、バラック、壕舎生活を行っているものも多い(第220表)。居住年数の平均では借間四・一年、同居二・六年、バラック六・一年などとなっているが、五年あるいは一〇年以上も引続いてこうした生活を送ってきた世帯も相当多い。次に使用室数をみると(第221表)、

第220表 低所得世帯住宅状況(所有関係、現居住年数別)

居住年数別	自家	借家	給住 与宅	ア ー パ ト	間 借	同 居	バ ッ ク	壕 舎	その他
1年未満	34	68	7	38	74	4	3	—	4
2年 "	48	45	18	35	57	11	2	—	3
3年 "	35	57	18	16	43	11	2	—	5
4年 "	68	68	24	17	29	3	3	—	7
5年 "	86	47	16	14	20	5	3	—	3
10年 "	259	165	63	40	70	12	5	1	10
10年以上	393	320	31	20	38	8	5	—	7
不明	11	6	1	1	1	—	—	—	1
計	934	776	178	181	332	54	23	1	40
(%)	(37.2)	(30.8)	(7.0)	(7.2)	(13.2)	(2.1)	(0.9)	(0)	(1.6)
平均居住年数(年)	13.3	8.8	6.5	7.4	4.1	2.6	6.1	10.0	4.9

〔備考〕 東京都民生局「都民生活実態調査—昭和30年度—」による。

第221表 低所得世帯住宅の使用室数

	1 室	2 室	3 室	4 室	5 室	6 室	7 室以上	合 計	平均室数
実 数	771	843	575	227	65	30	8	2,519	2.2室
比 率	30.6	33.5	22.8	9.0	2.6	1.2	0.3	100.0	

〔備考〕 東京都民生局「都民生活実態調査—昭和30年度—」による。

第222表 低所得世帯の家賃、間代、地代

金 額	家 賃		間 代		地 代	
	世 帯	%	世 帯	%	世 帯	%
無 料	143	13.1	69	14.1	411	43.8
500円 未満	92	8.4	30	6.1	354	37.8
1,000円 "	178	16.3	63	12.9	118	12.5
1,500円 "	198	18.2	72	14.8	40	4.3
2,000円 "	118	10.8	50	10.2	10	1.1
2,500円 "	131	12.0	61	12.5	6	0.6
3,000円 "	64	5.9	32	6.5	—	—
3,500円 "	72	6.6	63	12.9	—	—
4,000円 "	30	2.7	21	4.3	—	—
4,500円 "	33	3.0	18	3.7	1	0.1
5,000円 "	8	0.6	5	1.0	—	—
5,000円 以上	26	2.4	5	1.0	—	—
計	1,093	100.0	489	100.0	940	100.0
平均金額 (円)	1,585		1,849		497	

〔備考〕 平均金額は有料世帯について算出した平均値。東京都民生局「都民生活実態調査—昭和30年度—」による。

第223表 低所得世帯住宅困窮問題の有無とその理由

	困 る 問 題 が あ る					な い	合 計
	畳数が1人 当りにして 1.5畳以下 である	立退き要 求をうけ ている	収入にく らべて家 賃が高 すぎる	そ の 他	小 計 (延)		
実 数	371	170	252	216	1,009 (980)	1,539	2,519
比 率	14.7	6.8	10.0	8.6	40.1 (38.9)	61.1	100.0

〔備考〕 小計欄の（ ）内は実世帯数を示す。東京都民生局「都民生活実態調査—昭和30年度—」による。

一世帯当り平均で二・二室、一室のみの世帯が三〇・六%、二室が三三・五%を占め、四室以上のものはわずかにすぎない。またこれらの住居で傷んでおらず完全といえるものは四五%にすぎず、小修理を要するもの三七%、大修理を要するもの一六%、修理不可能の状態にあるもの二%に達している。これらの住居の家賃・間代額は第222表の如くである。家賃は平均で一五八五、間代のほうが高く一八四九円となっている。家賃・間代が二千元以上のものは借家世帯の四四%、間借世帯の五二%を占め、四千元以上の世帯も多くなっている。また約四〇%の世帯が住居で困ることがあると訴えているが(第223表)、その理由として住居の狭いこと(一人当り一・五畳以下)が最も多く、高家賃、立退き要求を受けていることなどが上げられている。

炭鉱失業者の住居 日本炭鉱労働組合九州地本、九州産業労働科学研究所「失業者」(前掲)によると、対象者八一五世帯の住居の所有関係は杜宅七六・七%、持家一三・九%、借間七・〇%、間借四・四%となっているが、その状態はきわめて悲惨である。

タタミ数によってすまいの広さをみると、平均家族数四・八人にたいし、全体の三五%が六畳以下という狭い家に住み、一〇畳以下では七一%にたつする。……なかには、ニワトリ小屋にひとしい二畳の部屋に六人住んでいる世帯や、四畳に七人、六畳に一〇人といったひどいものもある。二畳に六人がどうやって住めるのか、まったく想像もできないことだ。

すまいは平均四・八人の世帯人員にたいし狭すぎるだけでなく、その破損状況もいちじるしい。「……住宅といっても、一棟四、五世帯も住むいわゆる炭鉱長屋である。これらの長屋は、そこに住む人たちが板ぎれを拾ってきて、すき間をつくろう程度のほか、修繕もどこされず、まったくすたれゆくままになってお

第224表 炭鉱失業者住
いの雨もり状況

項 目	世 帯 数
雨もりがする	421
〃 しない	394
計	815

雨もり箇所 (421世帯)		%
1	カ 所	21.4
2	〃	18.3
3	〃	16.6
4	〃	6.7
5	〃	5.2
無	数	31.8
計		100.0

り、軒は朽ちてたおれ、壁はおちて竹骨をあらわし、また地盤の陥没のために長い屋根は波のようにうねり、柱は傾斜して建具は大きなすき間をつくるという有様で、ただ雨露をしのぐにすぎない住宅である」……小ヤマの炭住は、そのほとんどがこれに近い状態にある。そしてなかには「タタミははじめして異臭を放ち、タタミというよりはくさったワラを寄せ集めたようなもので」、「土壁などはなく、外と家の内部を仕切っている板カベも一寸ばかりのすきまのあるところが多く、ほとんど風は吹きさらし」といったひどい家さえあるのだ。住いの破損老朽状態を「雨もり」のいかんによって指標すれば、全世帯の五一・七%が「雨もりがする」と答え、それも「無数にもる」と答えた世帯が一番多い(第224表)。

家は狭く雨もりがする。しかも電燈のつかぬ世帯が、全体の一六・九%もある。これは、閉山前後に鉱主が電燈料を滞納したため、炭住全体が送電を停止されているもの(田村炭住、江田炭住、竹本炭住など)、あるいは炭住を追われへんびなブラックに住むため、送電をうけられない世帯などである。電燈のない世帯では、坑内作業に使うカーバイト燈(かんでら)や石油らんぶで

第225表 炭鉱失業者住居
電燈の燈数(815世帯)

電 燈 数	%
ナ	16.9
1	44.3
2	20.4
3	9.6
4	4.8
5	3.4
6 燈 以 上	0.6
計	100.0

不明のもと馬小屋に
る一家、橋の下にムシ
口小屋をつくっている
人——これが最悪の住
宅条件におかれた世帯
のありのままの姿であ
る。これらの人たちは
乞食同然の状態にある
が、けっして乞食やル

明りをとっているが、室内は顔の表情もみえないような暗さであ
る。これらの無燈世帯は、失業したヤマの人びとの中でもとくに
困窮のひどい世帯であり、家族は栄養不良でトリ目にかかつてい
ることが多く、夜はまったく何もできないという状態である。：
：また電燈がある世帯といつても、三〇ワットか四〇ワットの電
燈が一燈か二燈あるにすぎない。一燈の世帯が四四・三％、二燈
が二〇・四％、これに無燈世帯を合計すると全体の八一・六％に
たつする（第225表）。
炭住からも追いたてられた人たちは、間借りか借家を探すほか
はない。入住居の所有関係——前掲——によると、借家・間借りに住
む世帯が一一・四％あるが、その多くは、炭住を追いつき安んじ
た人たちとみてよいであろう。しかし、いくらきたなくて安い借
家や間借りといつても、その家賃は、炭住にくらべればずっと高
い。……かりに月五〇〇円か一〇〇〇円の家賃であっても、これ
を払ってゆくのはたいへんなことだ。だから炭住を追われた人た
ちのなかには、間借りや借家住いのできない人たちが出てくる。
旧坑口にワラを敷きつめ住いとしている世帯、旧坑口の捲場下に
拾ってきた古材でバラックをつくり住む人たち、あれ果てた持主

第226表 炭鉱失業者住居
の家賃 (815世帯)

家 賃 の 額	%
持家で家賃なし	13.9
家 賃 な し	34.7
50円 以下	15.1
100 "	3.4
200 "	6.1
300 "	8.3
500 "	9.3
1,000 "	6.7
1,000円 以上	1.0
不 明	1.5
計	100.0

（注） 全国
金属労働組合
東京地方本部
の住宅調査に
ついてここで
ふれておこ
う。これは
「生活と要求
の実態調査」

ンペンではない。この人たちは、誰にもまして安定した仕事につ
くことをねがっており、病気で身動きできない人は別として、そ
の多くが失対や公共事業などで働いているのだ。この最低の住宅
条件にある人たちは、持家一三・九％のなかにふくまれている。
「持家」の多くは、じつはこういった内容のものである。
家賃についてみると第226表のごとくである。「家賃なし」が八
一五世帯のうち三四・七％（二八二世帯）と最大の比重をしめ
る。これはヤマが閉鎖され、失業者がずるずる炭住にいついてい
るばあいほとんどである。鉱主は、未払賃金が残っているし社
宅を無人の廃居にしてあれ果てさせるより、失業者を入れておい
た方が管理上「得」なことだから、「家賃なし」のままずるずると居
住をみとめているわけである。「家賃をとられる」世帯は五一・
四％（四二〇世帯）である。家賃は五〇円以下が一番多く、あと
はだいたい一〇〇〇円どまり。……収入が極度に少く、ぎりぎり
の食生活にさえ収入の八〇％から九〇％をつぎこまねばならぬ中
小炭鉱失業者にとっては、これさえ大きな負担となっており、五
五年二月現在、その月の家賃を支払った世帯は、「家賃をとられ
る」四二〇世帯のちょうど半分二一〇世帯にすぎない。

として五五年六月、東京地本傘下の全支部にたいし二〇人に一人の割合で、健康、住宅、賃金、労働条件などについて行われたものであるが、そのうち住宅の状態は次のようである。

まず住居の種類は借間、アパートなどが全体の四〇％近くを占め、部屋数については一世帯二室以下が五〇％を占めている。一人当たりの畳数は次の通りである。

二畳以下 三〇四畳 五畳以上 不明 計

人員 二四四 三四二 三一四 五七 九五七

比率 二五・四 三五・七 三二・八 六・一 一〇〇・〇

家賃は全体の二〇％近くが二千元以上を払っており、収入から考えて家賃はどうかという問いに、次のように二〇％近くが高すぎると答えている。

高すぎる 適当 やすい なし 計

人員 一七九 三二七 一四〇 三二九 九七五

比率 一八・三 三三・五 一四・三 三三・九 一〇〇・〇

また雨もりや陽あたりについてみると、次のように、陽あたりのよい家に住んでいる労働者は約半数にすぎず、二〇％近くのもののは雨もりする家にすんでいる。

雨もりがする しない 不明 計

人員 一八四 七四八 八二 一、〇一四

比率 一八・一 七三・八 八・一 一〇〇・〇

陽あたりがよい わるい ふつう 不明 計

人員 五一七 一五一 三〇九 四二 一、〇一九

比率 五〇・七 一四・八 三〇・三 四・二 一〇〇・〇

第四章 衣服・持ち物

中小企業労働者の状態 大阪府立商工経済研究所調査（前掲）によるとその衣服の所持状況は第227表のごとくである。男子労働者で一人平均一つづつもっているのはズボン（合・冬）だけで、オーバーなど通勤に不可欠なものさえ〇・二着と、大部分のものがもっていない。女子労働者の状態もきわめて貧しく、平均一着程度あるの

第227表 中小企業労働者の衣服所持状況（労働者1人当り平均）

女子労働者			男子労働者		
品名		数量	品名		数量
合	ワンピース	0.2	合	揃みみ	0.5
	スカート	0.4		上衣の	0.4
	ブラウス	0.8		ズボン	1.1
	セーター	0.9		靴	0.2
	和服	0.1	冬	揃みみ	0.7
冬	ワンピース	0.6		上衣の	0.5
	スカート	0.2		ズボン	1.2
	ブラウス	1.5		靴	0.8
	セーター	1.0	夏	揃みみ	0.2
夏	ワンピース	0.7		上衣の	0.1
	スカート	0.7		ズボン	0.5
	ブラウス	1.9			
	セーター				
	和服				

〔備考〕 調査人員
男子労働者 133人
女子労働者 56人
大阪府立商工経済研究所「中小工業労働者の生活実態」による。

はワンピース、スカート、ブラウスぐらいでそれも冬と夏物に止まり、一般に合着を作る余裕がない。冬のオーバーすらもないものが多い。なお寝具については次の状態である。

敷布団、掛布団、毛布の合計所有数（一人当り平均）

一枚のもの	六・七%
二枚のもの	三五・六%
三枚のもの	三一・二%
四枚のもの	一五・〇%
四枚以上	一一・五%
掛布団一人当り二枚に満たない世帯	八一%
敷布団一人当り一枚に満たない世帯	四一%
敷布をもたない世帯	三三%
蚊帳をもたない世帯	三三%

炭鉱失業者の状態 九州炭労、九州労研「失業者」によると、調査対象八一五世帯のうち家族数だけの敷布団をもたない世帯がほとんどであり、七二三世帯、八八・七%にも達している（第228表）。またこの敷布団の質は、どの世帯にも満足なものはなく、木綿の皮がほころび綿がはみだし、なかの綿はごろごろ丸く固まっているというのが普通であるが、しかしこうした敷布団をさえまったくもない世帯が三三%を占める。不足状態は世帯人員がふえるにつれてはなはだしくなり、四人世帯からは九〇%以上、八人世帯からはその全部が家族数だけの敷布団をもたない。また掛布団の所持状況もこれと同様であり、掛布団の一枚もない世帯が一八、二枚以下のものは四九三世帯、約六〇%におよんでいる。なおこうした状態から生ずるひどい雑魚寝の結果——乳幼児の圧死、病氣（結核）感染、児童に対する悪影響などについて指摘されている。

次に衣服の所持状況は、世帯主に「よそゆき着」——作業衣以外

第228表 炭鉱失業者の敷布団所持状況

世帯人員	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
なし	7	3	6	5	7	2	2	1	—	—	33
1枚	13	30	46	34	26	19	5	3	1	1	178
2	2	27	71	61	88	41	26	14	4	—	334
3	—	3	19	40	36	50	22	11	3	—	184
4	—	1	4	8	13	13	8	9	4	—	60
5	—	—	3	1	4	2	3	1	3	2	19
6	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	2
7	—	—	1	1	—	1	2	—	—	—	5
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計 (A)	22	64	151	150	175	128	68	39	15	3	815
不足世帯計 (B)	7	33	123	140	170	127	66	39	15	3	723
不足率 (B/A)	% 31.8	% 51.5	% 79.3	% 93.3	% 97.1	% 99.2	% 97.1	% 100	% 100	% 100	% 88.7

〔備考〕 九州炭労、九州労研「失業者」による。

第 229 表 低所得世帯の家財と被服所持状況（4人世帯）

世帯主性別					男世帯		女世帯	
対象類型別					授産場 利用世帯	第二種 都営住宅 入居世帯	授産場 利用世帯	第二種 都営住宅 入居世帯
調査世帯数					96	62	8	2
タンス類	和	タ	ン	ス	0.8	0.6	1.3	—
	洋	タ	ン	ス	0.4	0.3	0.6	—
	整	埋	タ	ン	0.6	0.5	0.6	1.0
	茶	タ	ン	ス	0.7	0.4	0.5	—
家具類	食	器	戸	棚	0.8	0.8	0.9	1.0
	食			卓	1.4	1.6	1.5	1.0
	机		(腰)	掛	0.5	0.5	0.9	0.5
	机		(坐)		0.7	0.5	1.0	1.5
	椅			子	1.1	0.8	1.5	2.0
	本			箱	0.7	0.6	0.6	0.5
	下	駄		箱	0.8	0.5	0.9	—
	鏡			台	0.9	0.8	0.9	0.5
	電	気	ス	タ	0.8	0.7	0.6	0.5
	ラ		ジ	オ	1.0	1.0	1.4	1.0
	ミ		シ	ン	0.5	0.6	1.0	0.5
	ア	イ	ロ	ン	1.0	1.1	1.4	1.0
	時	計	(柱・置)		1.2	1.2	1.3	1.6
	時	計	(腕・懐中)		1.3	1.1	1.6	1.0
	力		メ	ラ	0.3	0.2	0.5	—
	自		転	車	0.5	0.6	0.4	1.0
寝具類	か			や	1.4	1.4	1.3	1.0
	ほ	ろ	が	や	0.2	0.4	—	—
	敷			布	4.0	3.7	4.1	3.0
	毛			布	3.3	2.9	1.6	4.5
	掛	ふ	と	ん	6.1	5.2	7.5	3.5
	敷	ふ	と	ん	4.6	3.9	6.8	3.0
	か		い	巻	1.5	1.0	1.1	0.5

第 229 表 低所得世帯の家財と被服所持状況（4人世帯）（つづき）

世帯主性別		男 世 帯		女 世 帯	
対 象 類 型 別		援 産 場 利 用 世 帯	第 二 種 都 営 住 宅 入 居 世 帯	援 産 場 利 用 世 帯	第 二 種 都 営 住 宅 入 居 世 帯
洋 服 類	オ ー バ ー	1.4	1.5	0.8	1.0
	スプリングコート	0.6	0.5	0.4	—
	レインコート	0.7	0.6	0.6	1.0
	背広上下（冬）	1.7	1.7	—	—
	背広上下（合）	1.0	1.0	—	—
	背広上下（夏）	0.6	0.5	—	—
	上 衣	1.5	1.6	—	—
	ズボン	2.7	2.9	—	—
	作業服	1.7	2.0	—	—
	ハーフコート	—	—	0.5	0.5
	ス ー ツ	—	—	0.8	0.5
	ツ ー ビ ー ス	—	—	0.6	0.5
	ワ ン ビ ー ス	—	—	2.0	3.5
	スカ ー ト	—	—	2.9	6.5
	ス ラ ッ ク ス	—	—	—	6.5
下 着 類	セ ー タ ー	1.8	1.5	2.3	3.0
	ク ツ 下	5.9	5.8	3.4	3.5
	ワイシャツ	4.3	4.6	—	—
	ズボン	3.8	3.7	—	—
	ネクタイ	6.5	6.7	—	—
	ブラウス	—	—	3.5	7.0
	シャツ	—	—	2.9	3.5
	シ ュ ミ ー ズ	—	—	3.0	3.0
和 服 類	袷 長 着	2.1	1.5	5.4	2.0
	ひと え 長 着	1.7	1.2	4.1	1.0
	羽 織	1.7	1.2	4.9	2.0
	ゆ か た	1.8	1.5	3.2	2.5
	帯	1.7	1.4	4.3	2.0
	ね ま き	1.9	1.7	3.4	1.0

〔備考〕 家具，台所用品，寝具類は1世帯当り数量，被服類は世帯主1人当りの数量を示す。東京都民生局「都民生活実態調査—昭和30年度—」による。

のともかく外に着て出られる程度の衣服——のない世帯が六四・九％、オーバーをもたない世帯が六五・四％に達している。また雨傘を家族数だけもたない世帯が九〇・六％、家族数平均四・八人にたいて雨傘を二本以下しかもたない世帯八五・六％、雨傘の一本もない世帯は一九九世帯、二九・四％という状態であった。

(注) 低所得世帯の状況を示すものとして、東京都民生局「都民生活実態調査—昭和三〇年度—」によると、その家財・衣服の所持状況は第229表のごとくである。

これは前掲の生活実態調査の補完調査としておこなわれたもので、授産場利用世帯一〇四の内訳は常用労働者七五％、日雇三％、その他の労働者一五％、非稼働七％、一世帯当り世帯人員四人、有業人員二人で実収入平均二万一千円、また第二種都営住宅入居世帯六四の内訳は常用九二％、日雇三％、その他二％、非稼働三％、一世帯当り世帯人員四人、有業人員一・二人で実収入平均一万九六〇〇円となっている。

これによるとタンス類は総じて一世帯一つに満たず、家具類の食卓、ラジオ、アイロン、時計などは大体一つづつあるが、寝具のとくに毛布は家族数だけもっていない。衣服については男子世帯主でスプリングコート、レインコート、夏背広、女子世帯主ではハーフコート、スーツなどをもたないものが多くなっている。

第五編 農家の状態と農民の生活

第一章 農家の経済状態

第一節 農家経済の概観

一九五四、五五兩年度の農家経済の動向を、農林省「農家経済調査」の結果に基づき概観することにしよう。なお農家経済については毎月公表される資料「農林水産統計月報」のほか、とくに現金収支の側面から調査結果をとりまとめた「最近における農家経済の動向」（一九五六年三月農林省統計調査部刊）を参照した。この現金収支——一二月の暦年期間における全府県一戸当り平均として算出されたものである。なお農家経済の全貌を知るためには、現金収支のみならず現物部分の収支状況を明らかにする必要がある。五五年度においては、農家総所得中現金部分は六八・七％をしめているから、以下に記述する農家経済収支は、現金現物をふくむ総収支の七〇％前後に相当するものであることに注意されたい。もっとも、家計費の記述にさいしては、現物部分の動向が、重要であるため、現金と現物をふくめて統計に表示した。また重要な事項については、

農家の階層別に観察し記述することにする。

まず第230表「農家経済現金収支」によれば、一九五五年は未曾有の豊作で、農産物販売量は増加したが、他面その価格は全般的に低落したために、農業収入は一般に想像されたほど増加せず、現金収入で二二万一六〇七円であつた。これは前年（一九五四年）にくらべると一三・七％の増加であつた。一九五四年は前年にくらべ一四・〇％の増加であつたから、農業収入はこの二カ年間に相当に増加したことはたしかである。この農業収入増加の主要な原因は、後述のように、米作収入の増加にあるが、ほかに果樹、芸作物、繭、牛乳などの収入も増加している。これに対し、麦、豆類、いも類、野菜等の収入は減少している。

農業支出は、一九五四年は前年にくらべ一五・六％の増、五五年度は同じく三・五％の増となっており、金額ではそれぞれ六万九八七三円と七万二三三四三円である。農業支出の増加率は、一九五五年においては収入増加率に比べ相対的に小さく、そのため農業所得は五五年度においては前年比一九・三％の増となった。五四年においても前年比一三・一％の増加を記録していたのである。なおこれは、一九五三年が大凶作の年で、農業収入が大きく減少した時であるから、それを基準としての増加率であることに注意しておきたい。そして、この農業現金所得をもつてしては、家計費の約八七％をまか

第230表 農家経済現金収支(全府県平均)

	1953年	1954年	1955年	対 前 年	
				1954年	1955年
	円	円	円	%	%
農業現金所得	110,613	125,086	149,264	113.1	119.3
{ 農業収入	171,056	194,959	221,607	114.0	113.7
{ 農業支出	60,443	69,873	72,343	115.6	103.5
農外現金所得	103,571	114,338	110,298	110.4	96.5
{ 農外事業所得	18,837	16,894	15,476	89.7	91.6
{ 労賃俸給収入	66,785	74,745	74,053	111.9	99.1
{ 財産利用収入	3,854	4,204	4,870	109.1	115.8
{ 被贈扶助等収入	14,095	18,495	15,899	131.2	86.0
農家現金所得	214,184	239,424	259,562	111.8	108.4
{ 租税公課諸負担	23,467	24,036	27,546	102.4	114.6
{ 負債利子	926	1,361	1,655	147.0	121.6
{ 家計支出	153,602	169,512	171,667	110.4	101.3
(差引) 現金農家経済余剰	36,189	44,515	58,694	123.0	131.9

〔備考〕 農林省「農家経済調査」による。以下断りなければ同じ資料による。

ないうるにすぎないので、ここでも農家の農業外収入への依存が必要となるわけである。ちなみに、農業所得と家計費との比率は、一九五三年には七二%、五四年には七四%であったから、この二カ年で右の比率はしだいに大となり、農家生活の農業への依存度は増加傾向をたどってきたことがわかる。これも主として五五年の大豊作によるものであることはいうまでもない。

では農業外の現金所得はどうか。

一九五五年における農外現金所得は一万〇二九八円、五四年の一万四三三八円に比べ三・五%の減少である。この農外所得の内容をみると、事業所得が一万五四七六円で五四年より八・四%減少し、労賃俸給収入は七万四〇五三円で減少の率は〇・九%にとどまった。この労賃俸給収入の停滞は「常用雇用による給料俸給収入の三・五%増と日雇による労賃収入の一二・二%減という対照的な動きを内容としている」(前掲「最近における農家経済の動向」二ページ)。
一九五三年の農家経済は、凶作による農業収入の大はば減少と、労賃俸給など農外収入の増大を特徴としたのであるが、さいきんは農業収入が増えた反面に賃労働収入が減少するという傾向をしめしている。この方面よりみると、労働市場の拡大がとまり、潜在失業が増加しつつあることが推測される。

その他の農外収入は、財産収入(地代、利子等)が増しているが、これは金額としてはわずかである。一九五四年に著増し、五五年には著減したものは被贈扶助等収入であるが、これは五五年に補助金がほぼ半額に削減されたためである。以上すべてを合算した農外現金所得は、一九五四年一万四三三八円、五五年一万〇二九八円で、五五年は前年に比較して三・五%の減少となっている。農外所得がこのように減少傾向に転じたことは、これまでそれが増加の一途をたどってきた事実と対比して注目されねばならぬ。

農業所得と農外所得の合計たる農家所得は、一九五四年二三万九四二四円、五五年二五万九五六二円となり、五四年は前年比一一・八％、五五年はおなじく八・四％の増加となった。五四年は農業、農外ともに現金所得が増加したのに反し、五五年は農業所得は増えたが、農外所得は減少したという点に、両年の差異が見出される。五五年においては、農家現金所得中、農業所得のしめる割合は五八％で、前年の割合五二％より相対的に大きくなった。

さて五五年は農家現金所得が前年にくらべ二万〇一三八円増加したのであるが、この増加分がそのまま農家の生産と生活に使用されたわけではない。すなわち第231表に示されているように、その一九％は租税公課と利子支払いにとられてしまい、わずかに一％弱が家計に支向けられ、のこりの七〇％が経済余剰に配分されているのである。この点は五四年の場合とややおもむきを異にしている。

この租税公課負担は、一九五四年においては前年比二・四％の微増であったのに対し、五五年は一四・六％の大きな増加をきたし、この五五年には金額に

第231表 増加農家所得(現金)の配分 (1～12月)
— 全府県平均 —

	1954年		1955年	
	金額	割合	金額	割合
租税公課諸負担	円 569	2.3	円 3,510	17.4
負債利子	435	1.7	294	1.5
家計支出	15,910	63.0	2,155	10.7
経済余剰	8,326	33.0	14,179	70.4
計	25,240	100.0	20,138	100.0

して二万七五四六円となった。このうち特に租税の増加がいちじるしい。負債利子も、金額においてはわずであるが、前年比増加率は五四年四七％、五五年二一・六％と大幅な増加ぶりである。

家計支出は、五四年一六万九五一二円、五五年一七万一六六七円で、前年に比べそれぞれ一〇・四％、一・三％の増である。五四年が凶作の五三年に比べて増加したことはむしろ当然としても、五五年は大豊作といわれたにもかかわらず、前年に比べわずかに一・三％しか増加せず、停滞的なのは注目されてよい。とくにこの微増は、実質的に生活内容が充実したのではなく、主として雑費支出が価格上昇のため増加したためである。また家計用品の価格は、一九五五年において前年に比べ〇・二％上昇しているから(農林省『農村物価賃金調査』による)、実質的な支出増はわずかに一・一％である。このことは、あれほどジャーナリズムでさわがれた「豊作ブーム」が、標準的な農家の消費水準の上では、ほとんど言うにたりない(一・一％)向上であり、事実上農家の生活水準をひきあげえなかったことを物語っている。もっとも、この点のちに家計費の詳細な分析に際してのべるように、農家の階層により相当の差異をもっていることは、いうまでもない。

さて、以上の収入支出の決算はどうか。一九五四年に四万四五一五円の余剰をのこした農家は、五五年には五万八六九四円の余剰をだした。五五年は前年に比べ三一・九％の増加であり、五四年は二三％の増加である。このように経済余剰が相当に増加したのは、農家現金所得が前述のように増加したにかかわらず、それが家計支出にほとんど支出されなかったからである。この経済余剰がいかなる状態にふりむけられたか、また農家の家計は具体的にはいかなる状態にあったかについては、のちに詳しく見るであろう。

支の地域別変動
(前年比)

まず、農家経済収支の二カ年間の変動を、地域別にみよう(第232表参照)。

第二節 農家経済の地域別変動

南 関 東		東 海		近 畿		瀬 戸 内		北 九 州		南 海	
54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
120.1	119.9	110.9	115.2	117.9	111.8	105.1	121.8	101.2	119.4	105.6	119.2
118.5	115.5	115.0	110.8	117.5	108.1	108.1	113.4	105.7	110.1	111.8	111.1
115.8	108.1	121.3	104.6	116.7	100.9	113.5	99.4	113.8	95.2	121.5	99.9
113.4	84.8	112.7	97.3	113.2	98.3	105.7	104.6	104.3	98.2	104.6	99.1
94.2	80.6	81.3	89.8	104.1	79.0	91.2	94.9	83.5	80.7	84.6	107.6
110.8	91.2	125.4	99.5	114.2	99.6	107.0	103.3	105.7	102.1	103.8	98.8
109.4	89.8	82.7	133.0	105.9	128.5	115.5	118.2	128.3	114.6	112.4	105.4
145.3	67.1	118.7	87.5	119.5	100.1	114.2	116.9	120.7	95.9	148.6	88.9
117.2	105.4	111.8	106.2	115.5	105.1	105.4	112.6	102.6	109.3	105.1	108.4
98.3	117.7	100.5	114.2	106.1	106.0	99.9	113.4	98.1	110.8	93.4	110.9
162.8	119.8	207.7	123.7	164.3	109.3	141.1	130.0	116.7	126.2	137.7	155.7
109.3	99.1	111.2	105.9	112.2	98.3	106.2	103.4	106.7	102.0	111.4	101.0
196.4	123.1	122.2	101.7	132.5	127.9	104.7	149.7	91.5	135.1	90.8	132.8

232

一九五五年の農業現金所得が、前年に比べ、全国平均以上に増加したのは、北海道(一二五・八%)、北陸(一二七・八%)、山陰(二三一・四%)、瀬戸内(一二一・八%)等で、北関東、南関東、北九州、南海はほぼ全国平均にちかい。このなかで、とくに北陸、山陰は農業収入が二〇%以上の増加を示しており、その他の諸地方でも大体一〇%以上の増収を記録している。

これに対し、東海、近畿等の地方は、農業現金所得が全国平均以下で、それはこれらの地方では農業収入の対前年増加率が低位にとどまったからである。

次に農業支出の面で見ると、北海道、瀬戸内、南海などは、前年に比べ減少しており、結局少ない支出で、多い収入をあげて、農業現金所得を増加せしめたことがわかる。

農外現金所得は、全国平均では一九五五年において対前年比九六・五%と減少しているが、地域的にみて、この平均以下のものは北海道、山陰、北関東、南関東で、このうちとくに北海道は八五・五%、南関東八四・八%と大幅な減少をみている。これらの諸地方はおおむね農業所得の増加した地方であるから、本年度の農家所得構造の特徴——農業収入増、農外収入減ということは、北海道、山陰、関東などの諸地方において、特に顕著に現われていることがしられる。

農外所得の減少が平均以下にとどまったのは、東海、近畿、南九州、南海等で、ただひとり瀬戸内だけは、前年に比べ農外所得が増加している。そしてこれらの諸地域は、がいて農業所得の増加率が低い地域であったことは、北海道、山陰、北陸、関東などと対照的である。

農外所得のうち、とくに重要な労賃俸給収入についてみると、瀬戸内、北九州、東北がわずかに前年に比べ増加している。これに反

第232表 農家経済現金収
(1~12月対)

	北海道		東北		北陸		山陰		北関東	
	54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年
農業現金所得	% 92.3	% 125.8	% 106.6	% 118.7	% 147.5	% 127.8	% 99.9	% 132.4	% 120.9	% 119.7
{ 農業収入	102.4	114.4	108.9	114.8	136.3	121.7	105.9	122.6	117.5	114.9
{ 農業支出	119.3	99.6	115.0	105.3	115.2	106.9	116.3	108.1	111.8	106.1
農外現金所得	131.8	85.5	109.2	96.5	105.5	96.7	114.2	92.4	120.0	94.7
{ 農外事業所得	146.2	81.1	78.5	103.8	89.8	82.8	114.0	87.1	96.7	109.3
{ 労賃俸給収入	128.2	94.3	113.8	101.5	110.6	100.9	109.9	94.1	117.8	96.1
{ 財産利用収入	97.7	195.4	102.8	121.3	108.1	112.1	107.5	114.2	103.5	126.5
{ 被贈扶助等収入	136.6	66.1	141.4	70.9	97.3	83.7	143.3	88.7	151.5	77.7
農家現金所得	102.5	112.5	107.6	109.9	122.8	112.0	108.4	107.2	120.5	108.4
控除額 { 租税公課負担	85.3	105.7	116.6	115.1	105.7	139.9	102.0	104.7	107.7	116.1
{ 負債利子	140.2	110.5	120.0	125.9	171.5	103.8	143.0	126.2	168.2	106.9
{ 家計支出	112.9	100.7	113.6	100.0	111.6	106.8	109.9	95.9	112.6	99.7
(差引) 現金農家経済余剰	70.4	204.9	86.0	144.8	176.9	106.6	105.2	162.6	196.2	139.9

しその他の諸地域、ことに北海道、山陰、南関東などは減少がいちじるしい。また被贈扶助収入は瀬戸内、近畿をのぞき各地域とも減少が顕著であるが、ことに北海道、北陸、東北、関東など、農業収入の増加が相対的に多かった地域では、その減少が目立っているのは当然である。

このようにして、農業所得と農外所得を合計した農家の現金所得を地域的に観察すると、北海道、北陸、瀬戸内が比較的増加率高く、いずれも一〇%をこえている。これに反し、南関東、東海、近畿などはその増加率が、全国平均より相当に低く、これをみても、現金所得の増加といっても、地域により相当の差異のあることがわかる。

租税公課諸負担は、全国平均では一四・六%の増となっているが、これ以上の増加率となった地域は、東北、北陸、北関東、南関東等で、とくに北陸では三九・九%というおどろくべき増加となっている。これは、主として五五年の米作増収に対する課税によるものであろうが、地域的にこのように不均衡に課税されているところにも重大な問題がひそんでいるといえよう。この北陸では、農業所得が二七・八%前年に比べ増加したにかかわらず、家計支出はわずかに六・六%の増加にしかならず、経済余剰も六・六%増にとどまっている。これは主としてこの重い税金諸負担のためであることがわかる。

租税公課諸負担増加率の比較的すくなかった地域は、北海道、山陰、近畿、北九州、南海などである。現金農家経済余剰の増加率は北海道、山陰、瀬戸内などで相対的に高く、北陸、東海などは低く、もつとも、北海道が高いのは、一九五四年の余剰がきわめてすくなかったからであり、北陸の低いのは、前年の余剰が比較的にかつた、という事実をも考慮する必要がある。

以上、地域的に農家経済収支を観察したが、要するに、その変動はきわめて不均等であり、収支バランスも、一般的には五五年は五四年に比べ好転しているが、地域によっては余剰は少額であり、とくに家計費への支出となると、ほとんど前年と変りないものが多い、山陰、南北関東などになると、逆に前年より家計支出が減少しているのである。五五年の「豊作ブーム」が、農家の生活にあたえた影響を確定する場合、右の事実は特に注意する必要がある。

第三節 農家経済の階層別変動

農家経済の変動を経営階層別に観察するために、対照的な二地域たる北陸と瀬戸内をとって作表されたものが第233表である。

まず北陸地方をみると、五反未満農家の一九五五年における農業現金所得が前年の七九〇・二%と、おどろくべき増大を記録しているのが注目をひく。これは前年度の農業所得そのものが、凶作年（一九五三年）の八四・五%、金額にして一一二九円という少額であり、一九五五年においてはそれが八九二二円に増加したからである。これは、なるほど前年対比での増加率としては異常な増大ではあるが、絶対額としてはきわめて少額で、たとえば同じ北陸地方五反―一町農家の一九五五年における農業所得八万六四二二円に比べると約一〇分の一にすぎない。またこれを二町以上農家の所得四五万六一四五円に比べるとじつに五〇分の一にしか当らない。このように、五反以下農家の農業所得は絶対的にも相対的にも少額にとどまっているのみならず、農家所得中にしめる農業所得の比重も、この階層にあってはきわめて低いのである。すなわち、一九五五年におけるこの農家の労賃俸給収入は一七万五六五七円であるから、農業収入はその二〇分の一にしか当らない。したがって五反未満層の

収 支 の 階 層 別 変 動
前 年 比)

		瀬 戸 内											
2 町～		～ 5 反		5 反～ 1 町		1町～1.5町		1.5町～ 2 町		2 町～			
54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年	54 年	55 年	54 年	55 年	54 年	55 年
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
157.8	121.4	94.7	106.0	105.8	119.7	103.2	111.2	104.6	140.4	133.6	142.3		
147.1	120.5	105.0	102.1	109.5	116.6	106.3	106.1	106.9	128.4	117.5	134.2		
117.4	116.8	114.9	98.9	115.9	98.6	113.5	95.0	113.3	102.0	91.1	114.8		
103.7	68.2	105.9	110.1	105.4	97.3	107.2	111.3	97.0	105.3	148.3	89.5		
48.4	34.3	98.9	71.4	83.8	97.7	108.8	109.0	61.1	130.7	149.3	42.7		
149.4	58.6	107.6	109.8	109.3	97.1	104.1	98.8	82.6	91.7	126.7	122.2		
86.3	151.0	139.8	108.6	105.9	125.2	102.9	128.1	108.4	95.1	93.2	193.0		
115.2	81.7	87.2	152.5	122.7	90.0	116.0	139.7	177.5	107.5	182.4	70.2		
141.4	109.6	104.0	109.5	105.6	107.4	104.4	111.3	103.0	133.3	135.8	133.8		
111.6	138.7	100.9	117.0	102.5	108.1	103.3	108.0	98.4	123.3	74.5	129.3		
223.7	81.4	118.2	116.1	157.5	135.7	130.1	131.2	177.0	115.9	131.9	327.4		
100.1	112.1	102.5	108.9	112.5	96.6	99.7	108.9	108.2	103.9	107.7	95.7		
60.0	96.7	112.6	107.8	77.8	169.1	119.4	118.2	88.1	253.0	—	274.4		

農家の所得は主として労賃俸給などの農業外収入に依存しているのであり、農業収入の比重はきわめて軽いことに注意せねばならぬ。

次に労賃俸給等をふくめた農外所得は、五反未満農家にあっては前年に比べ八・五％の増となっている。前述の労賃俸給等が一一・四％増加したのに対し、被贈扶助等の減少がいちじるしい対照を示している。かくて農家現金所得は、一二・八％の増となったが、租税公課諸負担が二六・九％も増加したので、経済余剰は三万四六六八円にとどまった。それでも五四年の余剰二万一四八一円に比べれば六一・四％という増加率である。

これに反し、瀬戸内地域の五反未満層では、労賃俸給も農業所得もともに増加率がわずかで、結局現金余剰は前年に比べ七・八％増加したにすぎない。なお五五年の現金余剰は三万三六一三円であった。金額においては、北陸の五反未満農家と大差ないわけである。

北陸の五反―一町農家は、前年に比べ農業所得において二七・一％の増となったが農外所得は減少し、結局現金余剰は四・二％の減少を記録している。ただし、この階層では家計支出が一〇・九％増加していることに注意せねばならぬ。これに反し、瀬戸内の同一階層農家では、農家経済余剰は前年に比し六九・一％という大幅の増加を示しているが、収支内容に立ち入ってみると、農業所得の増加率は低く、農外所得は二・七％も減少したため、家計支出も前年に比べ三・四％切りつめていることがわかる。

次に一町―一町五反層の農家をみるに、北陸では、経済余剰は前年に比べ三六・五％の増となり（金額は九万六一一〇円）、収支バランスはいちじるしく改善された。しかしここでも、家計支出はむしろ前年より一・五％の減少になっていること、租税公課負担が増加していることに注意せねばならぬ。瀬戸内では同じ層の経済余剰は七万九九三二円で、むしろ北陸より少額であるが、前年対比でも

第233表 農 家 経 済 現 金
(1～12月対)

		北				陸			
		～5反		5反～1町		1町～1.5町		1.5町～2町	
		54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年
		%	%	%	%	%	%	%	%
農業現金所得		84.5	790.2	140.5	127.1	152.6	124.7	136.8	130.3
{	農業収入	119.3	136.4	134.1	118.0	137.1	119.9	131.0	124.3
	農業支出	122.1	100.2	121.3	102.2	108.0	107.4	114.8	104.6
農外現金所得		110.7	108.5	105.9	98.2	95.5	87.4	111.8	89.1
{	農外事業所得	93.0	112.7	106.6	84.3	67.9	81.4	114.3	64.9
	労賃俸給収入	112.7	111.4	107.9	101.3	104.7	87.9	120.5	102.4
	財産利用収入	91.0	88.5	117.3	93.8	117.1	110.5	112.4	133.4
	被贈扶助等収入	105.1	74.9	89.3	102.2	93.9	84.1	98.7	67.5
農家現金所得		110.5	112.8	115.2	107.8	126.6	111.8	129.6	119.5
{	租税公課諸負担	108.6	126.9	107.9	116.9	108.7	128.1	95.4	158.1
	負債利子	236.5	64.7	206.8	98.5	216.4	122.7	150.7	119.7
	家計支払	117.0	103.7	104.8	110.9	120.1	98.5	115.1	112.1
(差引) 現金農家経済余剰		75.2	161.4	155.3	95.8	157.3	136.5	196.6	120.8

一八・二％の増加になっている。この階層は、豊作にもかかわらず前年に比べ農業現金所得がわずか一一・二％しか増加せず、農外所得の増加も大体その程度であり、ことに労賃俸給収入では逆に減少している位である。

北陸における一町五反―二町層の経済余剰は、前年に比べ二〇・八％の増で、金額にして一三万八八七八円となった。この階層になると、米の供出量も相当に多くなり、したがって増収による収入の増加も、前記の零細農家に比して多いのである。農業所得は前年にくらべ三〇％以上の増となり、農外所得はわずかに減少したが、家計支出は一二・一％増加しているので、豊作の影響はこの階層においてはじめて家計の上にも、現金経済余剰の上にもプラスの効果となって現われているとみられる。これに対し、瀬戸内では、この階層農家の経済余剰は一五三％も前年に比して増加しているが、これは前年の余剰がきわめて低かったことの反映である。すなわち、前年（五四年）の余剰がわずか五万九二〇四円であったのに対し、五年には一四万九八一円となったからである。したがって金額で見ると、北陸地域の同一階層農家の余剰（一三万八八七八円）にくらべ、それほど多いわけではない。家計支出などはわずか三・九％の増加にとどまっているのをみても、経済と生活がいちじるしく改善されたと速断するわけにはゆかないのである。それにしても、農業所得が前年に比べ四〇％以上増加した点は、やはり供出力もヤミ売りの余力もあるこの階層の強みを否定することはできない。

最後に、最上層の二町以上階層農家をみよう。北陸では農業所得の二一・四％増に対し農外所得の三一・八％の減少が対照的な変動をみせており、農業所得の増加に対しては租税公課負担の大きな増加（三八・七％）があり、経済余剰としては逆に三・三％の減少となっている。この年の経済余剰は金額にして一五万二六二一円であ

った。しかし家計支出は前年に比べ一二・一％の増大をしめ、金額では五〇万三九七〇円となっているから、他の階層に比べると、生活内容も格段に上位であり、都市勤労者に比べても、一ヵ月の現金支出四万二千円近くで、相対的には消費生活水準が高いことがわかる。農家においては、このほかに食料などの現物部分が追加されるので、二町以上になると、月五万円程度の家計支出があるものと考えてよいであろう。

瀬戸内の二町以上層では、経済余剰が二万五一五八円で、家計支出が四九万九三四八円であるから、現金余剰の点では北陸にまさっている。家計費の点では北陸より幾分すくないが、家族数も少ないのであるから、生活内容としては北陸より劣るわけではない。いずれにしろ二町以上層になると、供出収入その他が多いので、農業所得が四二％以上も増加しており、豊作の影響はこの階層の農家に大きなプラスとなってあらわれていることが知られる。

第四節 農業現金収支の状況

農業収入 一九五五年は農業生産量は前年にくらべ約二〇％増収となったが、その国内生産の増大と海外農産物の過剰生産により価格は低落傾向に転じ、前年にくらべ年平均約六％低下した。北海道をのぞく全府県一戸当りの農業現金収入は、前述の通り二二万一六〇七円であったが、それは前年にくらべ一三・七％の増加である。

この増加の主原因は、総収量七九〇三万石にのぼる米の豊作に基づく米作収入の増大である。第234表は農業収入の構成と変動を示すものであるが、本表によれば、一九五五年の米作収入のうち供出分は全体の三五・八％をしめ七万九三九八円であった。前年にはこの比率が三〇％であったから、供出収入が絶対的にも相対的にも増加し

第234表 農業現金収入の構成と変動（1～12月） —全府県平均—

	1954年		1955年		1955年 1954年
	金 額	割 合	金 額	割 合	
出 由	円	%	円	%	%
米作	58,607	30.0	79,398	35.8	135.5
（供自計）	23,467	12.0	25,281	11.4	107.7
麦作	82,074	42.0	104,679	47.2	127.5
（雑穀）	14,595	7.4	12,642	5.7	86.6
豆作	3,676	1.9	3,351	1.5	91.3
（雑豆）	6,481	3.4	6,189	2.8	95.2
野菜類	18,953	9.7	18,739	8.5	98.9
果樹物	12,580	6.5	15,254	6.9	121.3
（他作）	14,174	7.3	16,162	7.3	114.0
養蚕	6,315	3.3	6,649	3.0	105.3
（他畜産物）	10,962	5.6	13,023	5.9	118.8
牛乳	5,355	2.8	5,932	2.7	110.8
鶏卵	12,069	6.2	12,134	5.5	100.5
（他畜産物）	6,919	3.5	5,933	2.6	85.7
計雑計	24,343	12.5	23,999	10.8	98.6
農業	806	0.4	920	0.4	114.1
収入	194,959	100.0	221,607	100.0	113.7

たわけである。これは供出量が前年（二二〇二万石）に比べ増加し、年末までに三〇八万石となったことと、米価が石当り一万〇一六〇円に決定され、前年産米より一六六円（一・七％）増額されたことによるのである。このようにして供出収入は前年にくらべ三五・五％増大したが、その反面、自由販売分は五五年において年間

二万五二八一円で前年に比べ七・七％の増にとどまった。一戸当り農家のヤミ米販売量はこの年一石八斗九升で（農林省「物財統計」による）、前年の一石四斗七升より四斗二升（二八・六％）増

大した。しかしヤミ米価格は上半期に上昇したかわりに下半期には低落しはじめ、年末には全国平均一升当り一〇六円という下値となった。前年に比べると、ヤミ米価は各月とも相対的に下回り、年平均一二六円、五四年平均一三七円より八％の低落となった（農林省「農村物価賃金調査」による）。したがって、ヤミ米販売の収入増は、価格低落をカバーして販売量が増大したためである。

米以外の作物の収入をみると、果樹、工芸作物、養蚕、牛乳などは増加し、麦、豆、いも等は減少した。麦作は一万二六四二円で前年に比べ一三・六％の減少であるが、そのおもな原因は減産による販売量の減少である。麦価は、外国産麦の価格低落や米の増収等の影響をうけて低落傾向にあるが、支持価格制によって前年とほぼ同じ水準を維持できたのである。また野菜価格は夏期に大暴落を来したが、出荷量が増大したため、農家の収入としては大体前年と同じであった。養蚕収入は一万三〇二三円で前年より一八・八％の増加となっていたが、これは気象条件に恵まれて総実収繭量が三〇五〇万貫にのぼり、前年に比べ二二・九％増加したためである。繭価は年平均して前年とほぼ同じ水準であった。

農業収入の地域別変動 農業収入の変動を地域的にみると、収入増加の大幅な地方は北陸、山陰で、いずれも二〇％以上の増加である。次に一五％前後の増加をみせた地方では南北関東、東北、北海道、瀬戸内、これに対し南海、東海、北九州、近畿は増加率が最低である。右の、農業収入増がもっとも顕著であった山陰を例にとってみると、ここでは米の供出収入が六三％も増加した上に、タバコなど工芸作物収入も六〇・五％増大している。しかし農業収入の絶対額をみると、山陰は全農区中最低の一五万九二七六円である。北陸は、米単作地帯で米の供出収入が主軸をなしている。すなわち供出収入は一五万七九三五円で全農区中最高であり、前年に比

べ二八・七％の増加である。自由販売収入も二九・二％増加し、この両者で農業収入の八一・八％をしめている。

次に、第二のグループに属する南関東をみると、二五万九六〇〇円で前年に比べ一五・五％の増となっている。この農区の主要作物たる麦の収入は二〇％も減少したが、供出とヤミ売りの米収入が増加し、養蚕収入も増加したので、一五％程度の農業収入の増加になったのである。北関東も養蚕収入が相当大幅に増加した。東北農区は二五万六四一一円で前年に比し三万二九六二円（一四・八％）の増である。供出収入額は北陸について多いが、増加率は北九州とともに最低であった。北海道は四三万八〇五八円と大きな農業収入となったが、これは特に前年産米が冷害による凶作のため減収したのと対比して、顕著な好転である。米の供出はじつに前年に比べ二・八倍に増加している。しかし反面、雑穀、豆、馬鈴薯、工芸作物などの収入は減少している。瀬戸内は一八万九二一七円で前年より一三・四％の増加である。麦収入の減少のほかは、他の農業収入はいずれも増加した。

農業収入の増加率が最低の第三のグループに属するもので、まず南海をみると、現金収入は一六万〇五三七円で前年に比べ一一・一％（一万六千円）の増である。米の供出収入が七〇％も著増し、タバコなどの工芸作物収入も二二％以上増加したが、自由販売米収入が一五・五％も減少したので、全体としての収入増は以上の通りとなった。東海は供出収入の五八・八％増に加え、自由販売が三万五五三一円で近畿について多く、しかも前年に比べ一八・九％増加している。この反面、茶や果樹収入はいずれも停滞している。とくに果樹収入は二〇・八％の大幅低落である。

北九州は、供出収入が二二・四％増加した上に、野菜収入も一三・三％の増である。しかし麦類収入は前年とほぼ等しい。

最後に、近畿では、農業収入が前年に比しわずか八・一％の増加でもっとも停滞的である。ここでは供出収入四万八一五四円に対し自由販売収入が五万〇四五九円と後者が多い。したがってヤミ米価格の低落が、農業収入に大きくひびくのである。しかし米について重要な収入源たる果樹作では五〇・五％の著増であった。

農業収入の階層別変動 北陸と瀬戸内における農業収入を階層別に観察すると次のようである。両区を通じて、いずれの階層も収入を増大しているが、しかし一町五反以上の階層において農業収入の絶対的相対的増大がいちじるしい。たとえば北陸では五反未満七八三九円（三六・四％）、五反—一町一万九七八七円（一八・〇％）、一町—一町五反四万七七七五円（一九・九％）に対し、一町五反—二町八万五六一九円（二四・三％）、二町以上九万七三三九円（二〇・五％）である。五反未満の下層農家の増加率が大きいのは、豊作によって生じたわずかの飯米余剰分が商品化されて収入となったもので、しかもその絶対額はわずかである。

瀬戸内では、一町五反—二町層の農業収入は前年に比し二八・四％増、二町以上層は三四・二％増であるに対し、五反未満はわずか二・一％増、五反—一町一一・六％増、一町—一町五反六・一％増というように、いずれも増加率は僅少である。このように、北陸、瀬戸内両地区とも、一九五五年の豊作はきわめて不均等な影響をあたえ、上下両層の格差が一そう拡大したことを示している。二町以上層における農業収入の大幅な増大は主として供出、自由販売ともに米作収入の増大によるものであるが、その他の作物収入も相対的にこの層の増加率が大きかったことは、注目されねばならぬ。

農業支出 全府県平均の一戸当り農業支出は七万二三四三元で、前年の六万九八七三元にくらべ二四七〇円（三・五％）増であった。農業収入のかなりの増大に比べ支出増がこのようにすくないの

は、農業用生産手段の価格が停滞傾向を示したからである。すなわち、農業用品価格指数は一月以降一貫して漸落し、四月以後は毎月とも前年水準を下回り、年平均で前年より三・一％低落した（農林省「農村物価賃金調査」による）。

費目別にみると、雇用労賃、肥料、飼料、農薬、諸材料、光熱動力、料金および小作料は増加し、これに対し種苗、苗木、動物、農具、建物、被服などは減少した。肥料は二万六〇〇七円で前年より六・九％の増となった。これは価格上昇によるものよりは購入量の増大によるものと推定される。農林省「物財統計」によると、硫酸は六一・七貫で〇・三％の増をはじめ、石灰窒素・塩化加里などいずれも増加している。労賃は年雇、臨時雇をふくめて四九八九円、前年より六％の支出増である。日雇の労賃は年平均三〇一円で、前年の二八六円に対し一五円（五・二％）の上昇である（「農村物価賃金調査」による）。

農業支出の動きを地域別にみると、山陰、北陸、南北関東、東北、東海、近畿の七農区である。とくに北陸、山陰の増加は大幅で、八・一％である。この両農区は農業収入の増加においても最高であった。肥料、飼料の増投が収入の増加となって現われたものとみられる。

農業支出変動を階層別にみると、北陸、瀬戸内ともに二町以上層が大幅に増大し、一町五反—二町層も前年に比べて増加を示している。五反未満の下層は、北陸においてはほぼ前年と同じく、中層は増加しているが、これに対し瀬戸内では一町五反未満の三階層はいずれも支出減となっている。瀬戸内の二町以上層の農業支出が一四・八％も増加した大きな原因は、肥料費の増大とともに雇用労賃が三〇％ほど増えたことにある。

第五節 農業外の経済収支

農外事業収入 自営兼業部門における農外事業収入は二万二三四九円で、一九五四年の二万四五〇八円に対し八・八％の減少である。とくに北海道、近畿、北陸、東海農区では二〇％前後の著減である。これに対し増加した農区は南海、北関東のみであった。

農外事業収入のこの減少の主要原因は、林業収入の減少にある。林業収入は農外事業収入の過半を占める重要な収入源であるが、この年度において林産物価格が低落したため、前述の収入減となった。すなわち林業収入は前年に対し九・八％減の一万一四一九円である。

水産業および商工業等の事業収入は八〇二八円で、林業収入と同じく九・九％減となった。

労賃俸給収入 本年度の労賃俸給収入は七万四〇五三元で、五年の七万四七四五円に比べて〇・九％の減である。五三年には二五・五％、五四年には一一・九％の対前年比増を示したのに対し、本年は減少に転じたのは注目される。一九五五年は輸出がのび国内工鉱業生産も拡大したにもかかわらず、前年来の縮小した雇用は依然として停滞をつづけ、失業者も減少しなかったのであるが、この労働市場の状態が農家経済に反映したものであろう。

収入の内訳についてみると、日雇労賃収入は一万三九八七円で前年に比べ一・二・二％の減少である。労働時間は一戸当り三三二時間で、前年の三八五時間に比べ五三時間（一三・八％）の減である。このなかで農業被傭労賃だけは前年に比べ一四・五％の増となったが、これは日雇労賃の上昇によるものである。しかし農林業以外の労賃は前年の約半分という激減ぶりである。これは労働市場における

る一般日雇の雇用縮小、その労賃の停滞、農林業公共土木事業費の削減による雇用縮小等がひびいたものである。

常用雇用の労賃収入は五万〇五五七円で、五四年より三・五％増大した。これは雇用日数が増大したというよりは、労賃の上昇によるものである。

階層別に右の変動を観察すると、北陸の五反未満層一七万五六五七円、五反―一町九万九一二円で、前年に比べると、前者が一・四％、後者が一・三％の増となっている。瀬戸内では五反未満層一四万〇七三四円、五反―一町層七万三三一七円で、前者が九・八％増、後者は二・九％減となっている。五反未満層の労賃俸給収入が両地区とも増加しているのに反し、五反―一町層にあってはそれが停滞しているのは、五反―一町層が不振をきわめている日雇賃労働により多く依存しているからであろう。五反未満層の収入増は、労賃ではなくて給料俸給収入の増加によるものであって、日雇賃はやはり減少しているのである。

次に農家の賃労働収入が、いかなる産業における賃労働収入によって構成されているかを、第235表によって示す。

まず全府県平均では、公務が二九・九％で最大、これについて鉱工業が一三・四％、運輸通信等の公益事業が一二・一％、学校教育機関が一・二％である。さらに建設業八・八％、農林漁業協組等の団体七・一％の順となっている。

しかしこれを労賃、給料、俸給等の収入種類別にみると、右の構成はそれぞれ異なっている。すなわち日雇の労賃収入にあっては、建設業三六・七％が最大で、農業二〇・五％、林業一七・九％がこれにつき、鉱工業などはわずか五・八％である。農家の労賃収入が、土木や建設関係産業の状況により大きく左右されることがわかる。

次に常用労務者の給料収入になると鉱工業四三・一％が圧倒的な

比重をしめ、運輸通信業等が二三・六％でこれにつき、他は商業の一〇・九％をのぞき、ほとんどいうにたりない。職員勤務者の俸給収入は公務四六・一％で約半ばにちかく、他は学校教育機関一九・二％が多い。

以上の考察によつて、農家の賃労働が、いかなる産業部門ないし就業部面において、いかなる比重を占めているか知られるのであるが、つぎにこれを地域的にみよう。同じ表によれば、全農区を通じて労賃俸給収入の最大のものは公務である。これは山陰農区の二三・四％から北九州の三七・九％にいたるまで、その比重は地域によつてさまざまであるが、農民家族の公務員としての勤労収入がいかに重要であるかがわかる。鉱工業は東海、北九州、瀬戸内、北陸、南関東等が大きな比重を示しているが、これらの農区が、おおむね大工・鉱業地帯を含む地域であることよりして当然である。これに対して農林業や建設業の比重の大きな農区は北海道、東北、山陰、南海等である。

小作料、地代、利子などの財産より生ずる収入は、一九五四年に比べ一五・八％の増である。この中でとくに利子収入の増加が目だっている。被贈、扶助収入は一万五八八九九円で前年より一四％の減少となっている。これはすでにのべたように、政府の補助金削減および共済金の減少もひびいているのである。

第二章 農民の生活状態

第一節 農家の家計費

第235表 労働俸給収入の源泉産業別構成（1955年4～12月）

			農業	林業	水産業	建設業	鉱工業	運輸その他益	通商の公業	商業	農林漁業協組の団体	学校教育機関	公務	その他	計
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
全府県	{	国賃料給付歳費年金恩給手当送金計	4.0	3.7	0.3	8.8	13.1	12.4	6.6	7.2	10.9	29.7	3.3	100.0	
		被給俸	20.5	17.9	0.8	36.7	5.8	2.4	7.8	1.7	0.0	1.1	5.3	100.0	
		賃料給	0.0	0.6	0.5	7.2	43.1	23.6	10.9	3.9	1.2	8.1	0.9	100.0	
		給	0.0	0.2	0.1	0.6	4.7	12.6	5.5	10.8	19.2	46.1	0.2	100.0	
		手当	0.3	0.1	0.0	0.8	2.6	4.4	1.3	7.0	14.9	51.6	17.0	100.0	
		金	2.6	0.8	2.3	12.5	23.9	15.8	13.3	0.8	9.7	15.3	3.0	100.0	
		計	3.8	3.5	0.3	8.8	13.4	12.1	6.7	7.1	11.2	29.9	3.2	100.0	
北海道 東北 北陸 山陰 北関東 南関東 近畿 瀬戸内 北九州 南九州	{	道北陸陰東東海畿内州海	10.4	13.2	—	10.1	7.1	16.3	1.9	10.4	0.7	24.5	5.4	100.0	
		北	6.5	4.7	0.6	13.8	7.7	13.0	5.2	9.0	7.9	28.7	2.9	100.0	
		東北	4.9	2.0	0.1	9.6	16.6	15.7	4.0	8.0	10.9	26.7	1.5	100.0	
		北陸	4.2	7.2	0.6	11.5	7.9	22.4	4.6	6.1	7.7	23.4	4.4	100.0	
		山陰	3.6	3.4	0.1	7.8	9.9	9.8	9.2	7.1	14.1	31.5	3.5	100.0	
		北関東	2.9	1.1	0.7	6.4	14.9	15.2	10.4	6.3	7.6	30.6	3.9	100.0	
		南関東	3.3	4.0	0.3	8.6	17.0	12.0	6.4	5.6	9.5	28.9	4.4	100.0	
		近畿	2.6	3.1	0.1	8.7	12.8	11.7	9.5	8.6	13.8	26.6	2.5	100.0	
		瀬戸内	2.7	4.2	0.2	6.8	15.7	9.3	5.9	6.1	14.7	31.7	2.7	100.0	
		北九州	3.4	2.0	0.2	6.3	16.9	6.3	3.9	7.6	12.4	37.9	3.1	100.0	
北陸	{	反町	1.8	2.1	0.1	6.3	16.4	19.5	3.3	4.7	16.7	27.8	1.3	100.0	
		5反町	4.6	2.6	0.2	10.8	18.2	14.3	5.9	11.4	7.3	23.6	1.1	100.0	
		1町	12.7	0.7	0.3	12.3	12.0	6.0	2.6	6.1	9.5	34.7	3.1	100.0	
		1.5町	6.1	0.3	—	15.5	18.5	22.9	0.7	9.2	1.8	24.0	1.0	100.0	
		2町	21.6	0.7	—	21.3	8.2	—	5.0	16.4	0.5	23.9	2.4	100.0	
瀬戸内	{	反町	1.7	3.9	0.3	6.5	15.4	10.5	6.9	5.2	18.1	29.2	2.3	100.0	
		5反町	3.5	4.4	0.0	7.2	17.4	9.5	4.0	6.7	11.4	33.2	2.7	100.0	
		1町	5.3	5.2	—	6.8	13.4	2.5	6.5	7.1	5.9	42.5	4.8	100.0	
		1.5町	11.2	1.3	—	13.3	—	0.4	11.4	24.5	0.8	30.6	6.5	100.0	
		2町	2.5	0.5	—	3.0	15.2	12.2	—	2.5	15.7	38.8	9.6	100.0	

一九五五年における全府県平均農家一人（家族数六・二六人）当り家計費は、自給部分を含めて総額二万八千八百八十二円であった。これは一九五四年の二万八千九百六十二円に比べて二・九％の増大である。

これを現金支出部分だけについてみると、一九五五年においては一七万一千六百七円で、前年の一六万九千五百一十二円に対して二・五五％（一・三％）の支出増であった。家計用品の価格は、主食、被服、住居関係のものは値下りしたが、光熱、雑品などは値上がりし、全体としての家計用品は前年とほぼ同一水準を保った。

農林省「農村物価賃金調査」によれば、家計用品は前年に対比して年平均〇・二%の微増であった。したがって価格変動を考慮すると、一九五五年の家計支出は一・一%の増大である。すなわち、豊作による農村の「消費景気」が大いに喧伝されたにもかかわらず、農家の家計費はほとんど前年と同じであり、実質的消費内容からいっても、ごくわずかな向上（三%以下）にしかすぎなかったことがわかる。

第236表は全国、全府県、北海道の一戸当り平均家計支出を表示するものであるが、費目別にその変動をみよう。全府県平均現金支出をみると、雑費と飲食費が増加し、被服費、住居費が減少している。飲食費は四万七九三五円で前年より一・五%の増加である。これは主食費が、とくに米に対する支出減によって六・五%減少し副食、調味料がいずれもほぼ同額であったが、学校給食費と嗜好品費が増加したためである。被服費は三万〇七一九円で前年より四・五%減少した。

この年は衣類の価格下落がみられたので、衣料消費量はいくらか増大したものと推定される。

家計光熱費は六一六五円、電気代の増加にかかわらず薪炭代が減少し、結局前年と大差がない。住居費は二万〇八九七円、前年対比四・七%の減である。雑費は六万五九五一円で前年より三四〇八円（五・四%）増加した。家計支出が全体としてわずかながら増加したのは、おもにこの雑費の増加によるのである。最後に交際費、保健衛生費、臨時費などわずかずつ増加している。このなかで学校教育費の増加が他にくらべて顕著である。

次に第237表により、各費目の構成割合の変動をみよう。まず、現物部分をふくむ総額についていえば、一九五五年における飲食費は五二・一%で、前年の五一・四%に比べ微増している。もっとも、

このようにエンゲル系数が増加したことが、家計の貧窮化を意味するものと速断することはできない。なぜなら飲食費中にしめる嗜好品費が七・三%から七・五%へと、わずかながら増加しているからである。また現金支出としての飲食費の割合は二七・九%で、前年よりわずかに増加している。

次に被服費は、総額において一一・二%で前年より微減している。その他の費目についても、いずれもその割合を減少している。とが、ただ保健衛生費、交際費、臨時費の割合のみは増えている。とくに臨時費においてそうである。右にのべたことは、現金支出部分の各費目の割合についても、大体において同様な傾向がみとめられる。

第二節 家計費の地域別・階層別変動

第238表は世帯員一人当りの現金家計支出を表示したものであるが、まずこれによって一九五四、五五年における農区別の変動をみよう。

全府県平均一人当り家計支出は、五四年二万七〇七九円に対し五年は二万七五五五円で一・八%の微増であるが、農区によっては逆に減少したところがある。すなわち、山陰、近畿は二・七%の減少となっている。これは両農区とも臨時費、被服費の減少によるもので、さらに山陰においては住居費が減ったためである。

前年より増加した農区をみると、北陸、東海は八八・三%、八%増で最高となり、その他瀬戸内四・三%、北九州三・一%等の増加がみられた。他の農区はほとんど五四年と変りがない。北陸、東海農区の家計支出の増加はおもに雑費、とくに臨時費の増加に基づくものである。

第236表 農家の家計支出（一戸当り）

		全 国		全 府 県		北 海 道	
		1954年	1955年	1954年	1955年	1954年	1955年
家 計	支 出	円	円	円	円	円	円
		1954年	1955年	1954年	1955年	1954年	1955年
家	計	4,259	3,774	3,675	3,236	18,312	16,980
		1,926	1,964	1,779	1,850	5,493	4,832
家	計	36	35	33	31	57	88
		102	116	84	94	479	611
家	計	178	180	186	182	28	60
		692	686	671	656	1,136	1,369
家	計	896	867	904	871	695	773
		8,749	8,577	8,759	8,592	8,505	8,184
家	計	1,994	2,188	2,017	2,213	1,436	1,605
		2,870	2,997	2,875	2,991	2,762	3,160
家	計	7,256	7,196	7,140	7,079	9,982	9,992
		451	513	398	461	1,662	1,741
家	計	5,437	5,709	5,338	5,637	7,823	7,451
		5,605	5,763	5,572	5,742	6,467	6,301
家	計	6,684	7,028	6,510	6,872	10,835	10,835
		1,264	1,421	1,265	1,428	1,215	1,290
家	計	48,399	49,014	47,206	47,935	76,887	75,272
		27,780	26,675	27,398	26,204	36,972	33,102
家	計	4,801	4,575	4,753	4,515	5,947	6,058
		2,950	3,174	2,961	3,183	2,727	2,949
家	計	3,013	2,811	2,826	2,648	7,570	6,684
		374	344	362	334	640	536
家	計	8,830	8,796	8,829	8,861	8,854	7,037
		12,802	12,209	12,684	12,036	16,793	16,526
家	計	4,132	4,335	3,952	4,179	8,467	8,170
		6,737	7,024	6,699	6,939	7,637	9,099
家	計	4,171	4,345	4,141	4,322	4,859	4,912
		555	586	534	565	1,020	1,050
家	計	7,262	8,116	7,172	7,972	9,359	11,704
		8,302	8,634	8,227	8,642	10,097	9,779
家	計	10,412	10,964	10,388	10,953	11,031	11,204
		2,510	2,226	2,549	2,266	1,596	1,189
家	計	8,295	8,475	8,021	8,178	14,917	15,785
		10,496	11,433	10,434	11,381	11,957	12,861
家	計	422	543	426	554	315	301
		172,243	174,329	169,512	171,667	237,645	239,218
家	計	145,642	151,797	144,403	150,614	175,430	180,542
		34,275	32,958	33,789	32,369	46,043	47,220
家	計	14,322	13,949	13,903	13,558	24,390	23,528
		22,152	21,536	21,982	21,432	26,226	23,935
家	計	67,616	71,821	66,884	71,009	85,104	91,816
		284,007	292,061	280,962	288,982	357,193	367,041

一人当りの家計支出の絶対額からみると、もっとも支出の多いのは北海道の三万三六一九円について近畿の三万三三二四円である。これにつぐものは東海二万九三一九円、瀬戸内二万九三〇八円、北陸二万九二四三円である。近畿、東海、瀬戸内など、商業的農業が発展し、また大商工都市を近くにひかえた農村の生活水準がいぜんとして高いことがうかがわれる。ひとり北陸がこれらの農区に伍して相対的に高い

第 237 表 農家家計費構成割合 (%)

年 摘 要	総 額			現 金		
	53年	54年	55年	53年	54年	55年
飲 食 費	51.4	51.4	52.1	27.0	27.8	27.9
内 嗜 好 品 費	7.0	7.3	7.5	10.1	10.3	10.6
被 服 費	12.7	12.0	11.2	20.4	19.0	17.9
家 計 光 熱 費	5.1	4.9	4.7	3.8	3.6	3.6
住 居 費	7.6	7.8	7.4	12.5	12.7	12.2
保 建 衛 生 費	3.4	3.8	3.9	6.4	6.3	6.5
交 通 通 信 費	1.6	1.7	1.7	2.7	2.8	2.8
学 校 教 育 費	2.4	2.6	2.8	4.1	4.2	4.6
修 養 娛 楽 費	2.8	3.0	3.0	4.6	4.9	5.0
交 際 際 費	5.4	5.6	5.8	7.4	7.6	7.7
臨 時 祭 費	4.2	4.1	4.4	6.2	6.2	6.6
(冠 婚 葬 の 計)	3.4	3.1	3.0	4.9	4.9	5.2
そ の 他	100	100	100	100	100	100

生活水準を保ったのは、五五年の豊作と政府の米価政策によって、農家所得が増加したためであろう。

次に農家の階層別に生計支出の変動をみよう。前表のほか、北陸、瀬戸内両農区の階層別家計支出を表示した第239表を参照され

たい。

まず北陸農区についてみよう。五反未満層においては、飲食費現金支出は四万二七七円で、前年の四万三三三二円よりむしろ減少している。これに反し二町以上の農家では五万六九七一円で前年の五万二九五七円より約四千円増加しており、この両者の中間階層ではほとんど変動のない事実と対照的である。住居費においても、五反未満と一町一町五反層が減少しているのに対し、二町以上層は増大を来している。

婚姻葬儀などによる臨時費は、一町一町五反層をのぞきいずれも増大しているが、二町以上層では五四年二万五一二五円から五五年三万九八九九円と相当大きな額になっている。一町五反一二町層では同じ費目の増加率はより大きいけれどもその額は五五年で一万五一二五円で、二町以上層にくらべると半分にも達しない。

現金現物全体をふくめての家計支出をみると、五反未満層の飲食費では五四年の一〇万八二九二円に対し五五年一万四五四〇円でいくらか増大しているが、階層の上るにしたがいこの増加額はより大である。現物を含めても、現金支出についてみられたと、ほぼ同様のことがいえる。北陸農区のように、生活内容からいって全国各地にくらべ相対的に向上したと思われるところですら、下層に行くと、かならずしもそれほどの向上が見られなかったことがわかる。

次に瀬戸内農区についてみよう。ここでは北陸とややちがひ、五反未満層でも飲食費現金支出は五四年四万六二二〇円から五五年四万八四二九円へと増加し、その他の階層でも五反一町層の停滞を例外として、いずれも増加している。現物をふくめた総飲食費をみると、いずれの階層も五五年は五四年にくらべ増加しており、とくに下層農家層の増加率が低いとはいえないが、絶対額においては、

第238表 世帯員1人当り現金家計支出
(1月～12月)

		1954年	1955年	1955年 1954年
		円	円	%
全	国	27,384	27,893	101.9
全	府	27,079	27,555	101.8
全	道	33,237	33,619	101.1
北	海	33,237	33,619	101.1
東	北	26,360	26,351	100.0
北	陸	27,011	29,243	108.3
山	陰	26,097	25,401	97.3
北	関	27,496	27,404	99.7
南	関	26,744	26,887	100.5
東	東	27,137	29,319	108.0
近	海	27,137	29,319	108.0
瀬	畿	34,264	33,324	97.3
北	戸	28,094	29,308	104.3
北	九	25,304	26,089	103.1
南	海	21,247	21,570	101.5
北 陸	～5反	28,240	29,992	106.2
	5反～1町	23,497	25,921	110.3
	1町～1.5町	28,336	26,282	92.8
	1.5町～2町	28,878	35,722	123.7
	2町以上	34,957	39,707	113.6
瀬 戸 内	～5反	28,030	30,657	109.4
	5反～1町	27,652	26,745	96.7
	1町～1.5町	26,778	29,412	109.8
	1.5町～2町	30,809	34,445	111.8
	2町以上	37,718	37,550	99.6

五反未満層は二町以上層の半額程度にすぎないことに注意すべきである。この農区にあっては、臨時費は、二町以上層の減少をのぞき、他はいずれも相当大幅に増大している。とくに一町五反―二町層においては、五四年一万九一〇一円から五五年には一躍三万〇三七円に増加しているが、これが果して農家の生活向上を意味するかどうかは、かたんに推論することができない。ただ、経済余剰ができて、ある程度それを冠婚葬祭等の臨時的費目に支出しうるに至ったものとすれば、やはり五五年度の農家経済の好転を反映したものであらう。

第239表 北陸農区階層別家計支出

1戸当り平均

家	飲	食	物										
				5反未満	5反～1町	1町～1町5反	1町5反～2町	2町以上	5反未満	5反～1町	1町～1町5反	1町5反～2町	2町以上
雑穀豆野菜魚	米麦	穀類物介	漬乾	54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				4,926	3,526	659	370	237	22	1,600	44	224	5
				2,081	1,912	1,917	1,360	1,759	1,089	1,625	1,438	2,107	1,135
				18	30	21	35	6	14	19	17	9	48
菜草	お	よ	び	102	89	48	91	71	181	95	93	188	49
				83	132	47	67	45	68	38	86	17	180
				727	686	465	454	349	356	396	422	324	390
				1,143	1,125	1,020	1,025	1,001	977	1,262	1,191	1,406	1,309
				7,426	7,895	7,539	7,424	9,193	8,321	10,916	10,811	13,018	12,630

計	食	肉、 卵、 食、 品	乳類	油脂	草料	飲料	食料	共同炊事	嗜好品	調味油	加工	支	出	〔参考〕 〔内〕 〔家計費の 誤〕	〔参考〕 〔内〕 〔家計費の 誤〕
2,546	2,488	1,332	1,974	4,663	4,640	5,282	743	1,811	4,329	4,815	2,561	2,546	108,292	108,292	196,309
2,561	2,789	1,974	4,663	4,640	4,872	5,282	743	1,811	4,329	4,815	2,561	2,546	26,727	26,727	59,634
4,815	4,838	4,663	4,663	4,640	4,872	5,282	743	1,811	4,329	4,815	2,561	2,546	11,836	11,836	15,521
347	349	412	412	412	4,640	5,282	743	1,811	4,329	4,815	2,561	2,546	23,882	23,882	49,979
4,329	3,934	4,640	4,872	5,282	4,640	5,282	743	1,811	4,329	4,815	2,561	2,546	44,908	44,908	131,583
4,370	4,422	4,872	4,872	5,282	4,640	5,282	743	1,811	4,329	4,815	2,561	2,546	1,096	1,096	2,754
6,768	6,745	5,282	4,872	5,282	4,640	5,282	743	1,811	4,329	4,815	2,561	2,546	43,332	43,332	56,971
1,096	1,811	743	412	412	4,640	5,282	743	1,811	4,329	4,815	2,561	2,546	21,040	21,040	52,040
43,332	42,771	35,634	22,415	3,938	2,656	1,602	317	375	4,088	4,243	2,531	3,037	4,243	4,243	6,083
21,040	22,098	22,415	3,938	2,656	1,602	317	375	4,088	4,243	4,243	2,531	3,037	2,531	2,531	3,599
4,243	4,088	3,938	2,656	1,602	317	375	4,088	4,243	4,243	4,243	2,531	3,037	3,037	3,037	2,280
2,531	2,797	2,656	2,656	1,602	317	375	4,088	4,243	4,243	4,243	2,531	3,037	3,037	3,037	3,599
3,037	2,937	1,602	317	375	4,088	4,243	4,243	4,243	4,243	4,243	2,531	3,037	3,037	3,037	2,280
375	375	317	375	317	375	317	375	317	375	317	375	317	317	317	415
11,195	11,441	11,297	10,619	2,141	5,546	3,154	566	4,889	7,222	7,222	7,222	7,222	4,974	4,974	12,096
12,333	10,418	10,619	2,141	5,546	3,154	566	4,889	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	6,982	6,982	14,633
2,345	3,361	2,141	5,546	3,154	566	4,889	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	6,121	6,121	14,144
6,685	5,834	5,546	3,154	566	4,889	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	3,621	3,621	3,935
4,122	4,024	3,154	566	4,889	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	5,033	5,033	14,461
541	720	566	4,889	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	7,222	2,609	2,609	39,899
4,974	5,965	4,349	6,674	6,976	6,674	6,976	6,674	6,976	6,674	6,976	6,674	6,976	4,974	4,974	1,155
6,982	7,795	6,674	6,976	6,674	6,976	6,674	6,976	6,674	6,976	6,674	6,976	6,674	6,982	6,982	12,096
6,121	7,853	6,976	6,674	6,976	6,674	6,976	6,674	6,976	6,674	6,976	6,674	6,976	6,121	6,121	14,144
3,621	3,182	2,669	6,312	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	3,621	3,621	3,935
5,033	5,932	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	2,609	2,609	14,461
2,609	4,725	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	4,634	2,609	2,609	39,899
81	45	83	131,582	145,936	165,701	163,209	203,303	227,904	261,476	293,035	293,035	293,035	141,200	141,200	293,035

しかし他面、現物現金をふくめ家計総支出をみると、各階層とも家計費の顕著な増加はみとめられず、いずれの階層の農家も消費を抑え、経済余剰を生みだしていることがわかる。

最後に前掲第238表により、世帯員一人当り現金家計支出の変動を階層別に観察しよう。北陸、瀬戸内両農区とも現金家計支出の増加したところであるが、一人当りで見ると、北陸では一町一町五

第240表 瀬戸内農区階層別家計支出 1戸当り平均

		5反未満		5反～1町		1町～1町5反		1町5反～2町		2町以上	
		54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年	54年	55年
家	米	5,523	6,374	1,094	1,292	702	483	2,240	1,618	39	67
	麦	1,830	2,036	877	1,303	712	835	959	1,028	1,239	1,360
	穀類	39	32	16	13	16	5	19	19	—	3
	雑豆	78	89	34	71	81	74	45	64	41	64
	野菜	194	192	172	182	176	193	310	220	324	752
	海藻	852	883	657	639	625	624	579	586	958	621
	油	1,045	967	1,051	998	1,216	1,108	1,404	1,303	1,635	1,434
	魚	7,642	7,474	8,852	8,171	10,168	10,371	12,319	11,183	14,063	12,815
	肉,加工	2,331	2,613	2,062	2,022	1,702	2,134	2,088	2,226	2,837	3,553
	卵,食品	2,805	2,812	2,871	2,895	2,821	3,050	3,369	3,393	3,253	3,051
	調味料	6,839	6,872	7,090	6,896	7,713	7,385	7,763	7,767	9,363	8,816
	嗜好品	405	442	293	340	183	330	364	241	448	314
	酒	4,394	4,536	5,350	5,294	6,182	6,780	7,406	9,363	8,944	10,234
	煙	4,708	4,895	5,280	5,320	5,015	5,174	5,139	5,830	6,241	6,303
	茶菓子果物清涼飲料	6,004	6,492	6,388	6,305	6,287	6,768	6,398	6,566	8,001	7,991
	共同炊事外食および学校給食	1,531	1,720	1,512	1,623	1,329	1,517	1,093	1,161	2,084	2,801
計	小計	46,220	48,429	43,599	43,364	44,928	46,831	51,495	52,568	59,470	60,179
	被服費	22,950	23,868	27,785	25,076	33,683	33,832	41,885	38,302	68,043	45,451
	衣服および装身具	4,403	4,293	5,101	4,383	5,164	4,987	5,923	5,407	5,489	8,389
	電気	3,024	3,171	3,155	3,365	3,196	3,455	3,538	3,098	3,733	4,140
	家光熱費	1,852	1,853	1,694	1,550	1,785	1,357	1,912	1,134	1,610	2,229
	薪の他光熱費	328	332	294	253	307	273	294	260	267	444

支	住居費	借地借家料住宅維持修繕	6,434	7,286	9,040	7,344	7,300	11,048	8,820	12,758	5,111	14,755
出	家具什器諸設備	家具什器諸設備	9,581	10,683	13,068	10,812	14,601	13,948	19,049	17,330	22,439	22,546
	保健衛生費	保健衛生費	3,129	3,146	4,109	4,189	4,187	4,978	5,815	5,667	6,384	11,504
	交通費	交通費	5,578	6,134	7,179	6,556	8,102	9,620	10,740	12,228	21,146	19,709
	通信費	通信費	4,186	4,555	4,299	4,120	5,099	5,247	4,498	5,372	5,345	5,841
	学修費	学修費	4,870	6,430	7,723	9,023	11,774	10,610	18,238	14,731	11,077	16,675
	交際費	交際費	7,422	7,445	7,852	8,205	8,380	9,130	9,325	10,925	10,813	11,582
	家計費	家計費	7,672	8,362	8,521	9,241	10,179	13,815	14,135	13,341	13,806	16,019
	臨時費	臨時費	1,501	1,510	1,874	1,451	1,430	1,408	1,708	1,881	3,520	2,742
	家計費	家計費	4,751	5,601	5,783	5,535	6,427	6,696	8,853	8,163	16,095	12,990
	臨時費	臨時費	3,037	6,131	10,125	11,055	13,419	18,729	19,101	30,327	31,759	17,913
入	計費	計費	357	390	565	670	1,006	910	1,186	861	1,481	1,911
	計費	計費	137,907	150,220	162,315	156,731	181,554	197,651	227,061	235,950	288,167	275,696
	計費	計費	111,665	115,359	135,308	138,757	160,897	166,536	175,219	182,533	192,956	206,928
	計費	計費	28,636	29,644	34,070	30,671	40,050	40,410	49,274	44,627	74,774	54,842
計	計費	計費	11,328	11,463	12,634	12,607	13,488	13,403	14,571	14,289	12,088	14,101
	計費	計費	16,155	18,173	22,372	18,456	22,410	25,352	28,871	30,914	27,606	37,631
	計費	計費	45,615	53,039	62,286	64,885	76,139	87,585	99,280	110,758	127,146	124,576
	計費	計費	213,399	227,678	266,670	265,376	312,984	333,286	367,214	383,121	434,570	438,078

反、瀬戸内では五反―一町がそれぞれ減少し、瀬戸内の二町以上は、ほぼ同額にとどまっている。北陸においては一町五反―二町の二三・七％増と二町以上の二三・六％増がいちじるしい増大である。ここでもやはり、上層農家と下層農家とのヘダタリが大きくなったことがわかる。

瀬戸内においては、一町五反―二町層の一一・八％増をはじめ、五反未満、一町―一町五反の両層がともに九％増加している。両農区を比較すると、五反―一町、一町―一町五反の両層がもっとも少額で、一町五反以上の両層が多額を示し、五反未満がその中間にある。

第241表 農業現金所得の現金家計支出充足率
(1～12月)

			1953年	1954年	1955年
			%	%	%
全	国		74.1	74.7	88.4
全	府	道	72.0	73.8	86.9
北	海		111.1	90.9	113.6
東		北	91.4	85.7	101.8
北		陸	59.4	78.6	94.0
山		陰	55.1	50.1	69.2
北	関	東	70.8	76.0	91.4
南	関	東	73.3	80.5	97.4
東		海	69.4	69.2	75.3
近		畿	69.1	72.6	82.6
瀬	戸	内	64.5	63.8	75.1
北	九	州	78.9	74.8	87.1
南		海	69.3	65.7	77.6
北	～5反		1.1	0.8	6.1
	5反～1町		38.6	51.7	59.2
	1町～1.5町		82.7	105.0	132.9
	1.5町～2町		111.6	132.8	154.3
陸	2町以上		91.2	143.7	155.7
瀬	～5反		22.4	20.7	20.1
	5反～1町		61.6	57.9	71.9
	1町～1.5町		101.8	105.4	107.6
	1.5町～2町		118.4	114.5	154.7
内	2町以上		96.1	119.1	177.2

以上、一九五五年における農家経済は、豊作の影響を中心に全般的には好転をしめたものの、それは家計費の増大としては現われず、農民の消費生活はほとんど前年と変わらなかったことが知られる。これが、何を意味するかは今後の推移をみなければ決定的な断定は下しえないが、農民が豊作による所得増加をノルマルなものとみず、消費を抑制することによって経済余剰を残したものとみるこ

とができよう。

陸の五反以下層では六・一％、瀬戸内では二〇・一％で、これらの下層農家は、農業よりも農業外の収入に、主として依存していることがわかる。

第三章 農家経済と租税諸負担

第一節 農家の租税公課諸負担

なお参考のために、農業現金所得が、どの程度に現金家計支出を充足しているかを示す第241表をかげよう。これによると、五五年では前年に比べ家計支出はより多く農業所得に依存するようになったが（全府県平均で一九五四年の七三・八％から五五年の八六・九％）、この充足率には地域的階層的にかなりの差異がみられる。北

一九五五年中の農家一戸当り租税公課諸負担納入額は前掲第230表の示す通り、二万七五四六円である。これは五四年における納入額

二万四〇三六円に対比すると一四・六％、三五一〇円の増大である。

租税公課諸負担の内訳は、租税が一万六四八九円、公課諸負担が一万一〇五七円で、前者は五四年にくらべ一七・〇％、後者は一一・二％増加したのである。

これを会計年度に従い、四―一二月中の納入額でみると、五五年度は租税一万一六〇三元、公課諸負担八一〇五円計一万九七〇八円で、前年のそれぞれ一万〇〇五七円、七〇八二円、計一万七二三九円に比べると二五六九円の増である。五五年四―一二月における租税公課諸負担額の前年同期における納入額とを対比すると、一五％の増加となっている。

第 242 表 農家現金所得に対する租税
公課諸負担の比率
(1月～12月)

			1954年	1955年
			%	%
全	国	道	11.1	11.4
全	府	海	10.9	11.3
北	道	北	15.2	13.5
東	陸	陰	11.3	11.5
北	陸	陰	11.6	13.4
山	東	東	11.3	10.9
北	関	東	10.8	11.3
南	関	東	10.2	11.0
東		海	11.6	12.3
近		畿	10.8	10.9
瀬	戸	内	9.9	10.0
北	九	州	11.7	11.7
南		海	10.1	10.2
北	～ 5 反		11.4	12.5
	5 反～ 1 町		11.6	12.6
	1 町～ 1.5 町		11.2	12.6
	1.5 町～ 2 町		11.7	14.9
	2 町～		12.8	15.8
陸	～ 5 反		9.4	10.4
	5 反～ 1 町		9.7	9.6
	1 町～ 1.5 町		9.5	9.4
	1.5 町～ 2 町		12.6	11.4
	2 町～		11.0	10.2
瀬	～ 5 反		9.4	10.4
	5 反～ 1 町		9.7	9.6
	1 町～ 1.5 町		9.5	9.4
	1.5 町～ 2 町		12.6	11.4
	2 町～		11.0	10.2
戸	～ 5 反		9.4	10.4
	5 反～ 1 町		9.7	9.6
	1 町～ 1.5 町		9.5	9.4
	1.5 町～ 2 町		12.6	11.4
	2 町～		11.0	10.2
内	～ 5 反		9.4	10.4
	5 反～ 1 町		9.7	9.6
	1 町～ 1.5 町		9.5	9.4
	1.5 町～ 2 町		12.6	11.4
	2 町～		11.0	10.2

〔備考〕 現金所得の中には、被贈扶助
収入は含まない。

右の観察で農家負担の状況が十
右にのべたことは暦年による
観察であり、租税公課諸負担に
は会計年度が適用されるので、
右の観察で農家負担の状況が十

租税について税目別の動きをみると（一九五五年一―十二月）、
国税が四四三九円で前年より三二・九％の増、都道府県税は四三八
円で六二・八％の増、また市町村税は一万一六一二円で一〇・七％
の増となっている。国税のなかでは申告所得税が二七三二円をし
め、前年より六九％の大幅増加である。
市町村税のうち、市町村民税が二九四一円、前年より一・五％の
減となっているが、四―十二月についてみると逆に八・五％増加し
ているので、五五会計年度でみると、この税も増加しているよう
である。固定資産税は七〇三四円で、前年比一三・八％増である。こ
れは評価替に基づく課税標準の引きあげや制限税率の適用などが原
因となって増徴されたものであろう。
地域的にこの租税公課諸負担の変動をみると、すべての農区で一
様に増加している。とくに北陸農区では前年より三一・九％、すな
わち八七九五円増加しているのが注目される。南北関東、東北、東
海、瀬戸内では増加率が一五％前後、南海、北九州が一〇％、その

他の農区では五％内外の増となっている。
階層別負担状況 北陸、瀬戸内両農区における農家の階層別に租
税公課諸負担の変動をみると、両農区とも上層農家の増加率がいち
じるしい。北陸にあっては一町五反―二町が二万二七〇三元（五八・
一％）の増、二町以上層が二万二〇二七円（二八・七％）の増加と
なっている。これらは米の供出収入の増大にともない申告所得税が
大きく増加したのがおもな原因であらう。
これに対し瀬戸内農区では、一町五反―二町が八八三九円（二三・
三％）、二町以上層が一万二一八円（二九・三％）それぞれ増加
している。これは前者は相続税、後者は申告所得税の著増がおもな
原因である。
これらの農家負担増大は、農家所得の増大とどのように対応して
いるか。第242表は農家現金所得に対する租税公課諸負担の負担率を
示すものであるが、これによると北海道、山陰をのぞく他の農区は
いずれも前年より負担率が増大している。負担率は北海道一三・五
％、北陸一三・四％が他の農区
に比べてとくに大きい。
階層別にみると、北陸ではと
くに上層農家の負担率が大きく
なっている。ところが瀬戸内
は逆に下層の五反未満農家のみ
負担率の増大がみられ、他は
すべて前年に比し減少している。
右にのべたことは暦年による
観察であり、租税公課諸負担に
は会計年度が適用されるので、
右の観察で農家負担の状況が十

第243表 現金農家経済余剰の配分（1～12月）
— 全府県平均 —

	1954年		1955年	
	金額	割合	金額	割合
現金経済余剰	円 44,515	% —	円 58,694	% —
借入金（純増額）	7,899	—	1,556	—
計	52,414	100.0	60,250	100.0
（純増額）	固定資産	22,781 43.4	22,774 37.8	
	預貯金	16,527 31.6	22,618 37.5	
	および保険金	7,335 14.0	8,626 14.3	
	貸付金	1,515 2.9	1,545 2.6	
	有価証券	1,345 2.6	976 1.6	
	手持現金その他	2,911 5.5	3,711 6.2	

第二節 農家経済余剰の配分

一九五五暦年の全府県平均農家一戸当り現金経済余剰は五万八千九百四円で、これは前年の四万四五一五円に比べ一万四一七九円（三一・九％）の増加である。この現金余剰は借入金一五五六円を得て、固定資産投資に三七・八％、預貯金に三七・五％、講および保

分に把握され
ているとはい
いがたいこと
を注意してお
きたい。

険金に一四・三％その他にそれぞれ配分された（第243表参照）。固定資産投資は前年とほぼ同じ額で、土地をのぞき建物、大農具、大動物の購入費はむしろ前年より減少しているのである。価格変動を考慮しても、固定資産への投資は前年度とほとんど変わらない。これはせいぜい減価償却部分に相当する程度のものである。

五五年が大豊作として農家にとっては恵まれた年であったことは事実である。しかし以上の農家経済の分析によって判明したことは、農業収入は増加し、農外収入は減少し、結局増加した農家所得に対しては租税公課諸負担が増加した。しかし全府県平均一戸当りにして五万八千九百四円の黒字を出したのであるが、それは支出面における家計費の抑制によってもたらされたものであることが明白になった。また農家経済余剰の配分についても、農家の固定資産に投ぜられたものは前年とほぼ同額で、原価償却的性質のものである。他の余剰分の多くは預貯金にふりむけられた。それらの資金の一部が、農協——中金または市中銀行を通じて農業外に流出し利用されることは避けられない点を考慮すれば、大豊作で一九五五年の農家経済が好転したといっても、それが次年度にも維持されるかどうかは大きな疑問である。また豊作による経済好転が上下両層に相ことなる影響をあたえており、他方本年度には農外収入ことに労賃俸給収入が減少傾向に転じたのであるから、それは下層農家の窮乏化の要因となり、これらの諸事情により農民分解の進行はさげがたいと見なければならぬ。

第四章 林業労働者の状態

営林局別事業別労働者数 国有林野事業における営林局別および事業別の労働者数は、第244表の示すとおりである。すなわち、一九五五年九月現在で全国一四営林局と林野庁をふくめて総作業員数は一三万七九七五人である。局別にみると熊本の一万九七一〇人を筆頭に、秋田、大阪、前橋、青森などが、これについている。これを事業別にみると、造林が五万三〇八一人で最大多数をしめ、製品四万三四九二人がこれにつぎ、林道、種苗関係が一万人以上をうめているほかは、他の事業関係労働者は比較的少数である。

つぎに同じ国有林事業の労働者を雇用区分別にみると、第245表のように、臨時日雇労働者が七万一〇二一人で圧倒的な多数をしめている。これにつぐものは月雇（日給者）で一万七七二〇人である。日雇と月雇を含めて、国有林労働者の圧倒的な部分は臨時雇より成っている。常用、定期雇のように、雇用関係の確定した、規則的就業の保証されている労働者はきわめて少数である点は、林業労働者の労働条件、生活状態を見る場合、とくに注意せねばならない。

国有林労働者の賃金 職種別に国有林労働者の実収賃金（一九五五年一月分全国平均）をみると、第246表のとおりである。なおこの統計では、常用労働者のほか日雇等の臨時作業員をふくめてあるのので、稼働日数や実収賃金は常用労働者のそれを下回り、日雇などの臨時的労働者のそれを上回っていることに注意されたい。また調査対象となった労働者は、全国五六営林署管内の一万二二〇六人の作業員である。

まず実収賃金日額の最高は木馬工の七七四円、これにつぐものは

伐木造材手六六九円、木寄手六四四円である。最低は育苗手二四八円で、これは失業対策事業日雇以下の低賃金である。製炭手や保線手は右の最高最低の中間にある。各職種を平均すると日賃銀は四七一円である。

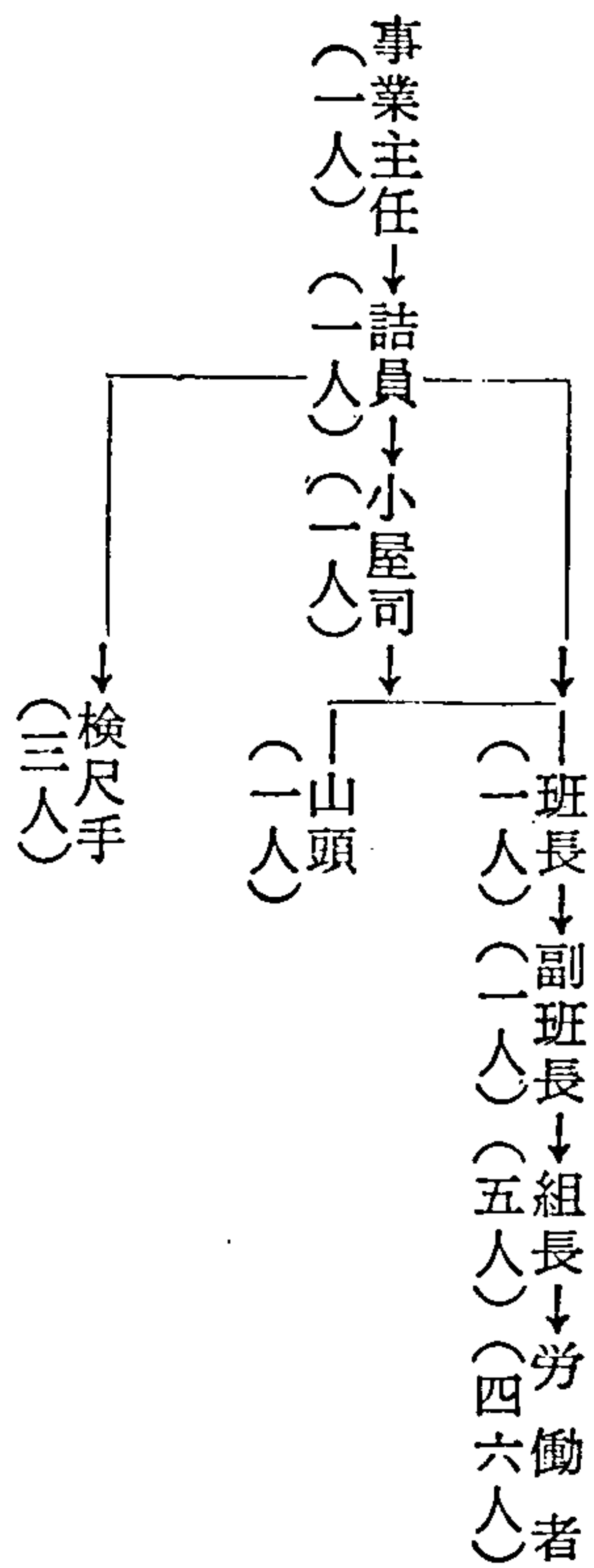
次に一月間の実労働日数は、職種によりかならずしも一定ではないが、一日（大工）から二四日（製炭手、運転手、機械工）までの間で、全職種の平均は月一八日である。したがって、一ヵ月の実収賃金は、重労働で熟練を要する伐木造材手が一万二七一円、木馬手一万二三八四円が上位で、このほか一万円以上の実収あるものは木寄手とトリリー運材手だけである。他はすべて一万円以下で、七千円―八千円が多い。最低は育苗手の三二二四円である。これは日賃金が二四八円で就労日数も一三日にすぎないからである。

またこの実収賃金の構成をみると、職種によって出来高払賃金と日給賃金の割合はまちまちである。しかし大体の傾向をみると、伐木造材手、木馬工、木寄工、製炭手、巻立工は出来高払に多く依存し、大工、製材手、機関車運転手、機械工、鍛冶工、保線手、土工、一般作業手は日給賃金に主として依存している。前者は多く山林現場の労働者であり、後者には工場労働者、運輸関係労働者が多い。賃金から控除される税金、共済組合掛金については、前表右欄を見られたい。木馬手や伐木造材手のように、危険のともなう重労働でありながら一ヵ月一万二千元程度の賃金であり、その他の労働者はすべてそれ以下の賃金しかえられない林業労働者の生活状態がいかなるものであるかは、右の記述でも十分に推定できるであろう。しかしこの状態をより具体的に示すために、秋田管内の実態調査の結果を紹介しておきたい。

秋田県林業労働者の状態 秋田県北秋田郡上小阿仁村における林業労働者の労働条件、生活状態の調査報告「林業実態調査報告書」

「秋田管内国有林労働」（林野庁一九五四年刊）によって、まず事業所における職制からみてゆこう。

事業所の職制



事業主任は、事業所の最高責任者であり、詰員は主として作業・労務管理について事務的に主任を補佐する。小屋司は主に技術的な面において主任を補佐する。その小屋司の下に山頭と班長がある。山頭は主に伐木造材面の指導監督で、純粋に技術的分野を担当するので、小屋司の指揮をうける。班長は、労働者の技術指導と監督に当るのみならず、労務管理の末端事務もうけもつので、技術面においては小屋司の指揮をうけると同時に、事務面においては詰員の指揮下にも入るのである。

検尺手は詰員の下にあって、伐出石数をしらべ記録するもので、小屋司の指揮はうけずに、詰員に直属している。班長の下には副班長があり、班長を補佐する。一班はいくつかの作業過程を基礎とした組にわかれており（この村の事業所では五組）四六人の労働者はすべて組に所属している。

右の職制において、主任、詰員、小屋司は定員内職員で農林事務官であり、他はすべて定員外職員である。すなわち、検尺手のうち一人は常勤労働者で、他の二人は期間日給労働者である。班長は期間出来高、山頭は期間日給労働者である。それ以外の一般労働者は

日雇または期間労働者である。このなかでは、造材、集材、運材などの日雇出来高労働者が圧倒的多数を占めている。

また右の職制に関連して重要なことは、彼らはその居住する場所により、おのずと二つのグループにわかれていていることである。すなわち、主任、詰員、小屋司、山頭、検尺手は「事業所グループ」であり、班長、副班長、組長、労働者は「杣小屋グループ」に属している。事業所と杣小屋の建物は質的に相違し、前者に居住するグループは監督的・命令的立場にあり、後者には筋肉的被監督的労働者が居住している。

次にこの杣小屋に居住する林業労働者の労働条件をみよう。調査対象となった一六人の労働者の大部分は田畑二―五反ほどを耕作し

第247表 職種別林業労働者賃金

職 種	賃金 (円)
現場監督	330
検尺補助	200
炊事手	220
造材手	300
運集手	520
加勢手	430
	390
	350
	360

〔備考〕 造材手は班長および組長の賃金の中へは含まれていない。基準賃金は、班長、組長、炊事手、検尺補助、現場監督、加勢手、運集手、造材手、の賃金に基き算定される。

ているが、農業現金収入はほとんどなく、飯米の全部または一部を自給するにすぎぬ。彼らの賃金は「営林局署労働者処遇規程」に基づき各営林局長が定める「主要職種別賃金基準額表」により算定される。この事業所における職種別賃金は第247表の通りである。賃金は半月ごとに各組を単位として、事業所より一括して組長に渡されるが、組長による中間搾取はない。組長は賃金総額を各労働者の労働日数に応じて均等に分ける。ただとくに「働きの目覚し

第244表 国有林野事業における営林局別および事業別作業員数 (単位 人)

局別	事業別	調査	収穫	製品	造林	種苗	林道	治山	労務施設	その他	合計
旭川		196	164	3,177	2,808	1,035	868	147	30	30	8,455
北見		54	54	3,483	1,529	744	572	13	20	44	6,513
帯広		148	92	1,540	1,228	890	573	31	26	93	4,621
札幌		135	171	1,707	2,624	923	992	8	50	57	6,667
函館		124	23	882	2,781	892	390	46	26	24	5,188
青森		345	197	4,334	5,081	704	1,124	237	95	71	12,188
秋田		285	184	6,820	5,775	928	1,783	1,233	70	95	17,173
前橋		310	363	3,013	5,674	936	760	900	32	855	12,843
東京		118	112	2,087	1,565	393	480	439	29	433	5,656
長野		193	73	3,342	3,356	440	901	1,240	43	67	9,655
名古屋		47	7	1,531	1,847	380	414	690	30	411	5,357
大阪		137	112	2,584	5,182	1,123	1,071	1,508	22	3,255	14,994
高知		49	18	3,231	3,149	469	1,094	701	35	64	8,810
熊本		96	292	5,761	10,482	854	1,840	268	62	55	19,710
林野庁		—	—	—	—	—	—	—	—	145	145
合計		2,237	1,862	43,492	53,081	10,711	12,862	7,461	570	5,699	137,975

〔備考〕 1) 林野庁職員課調。2) 1955年9月1日現在。3) 特別，一般，両会計の計である。

要職種別実収賃金構成内容 (単位 千分比)

業		合計		手当					取得額	控除額	差引	対象
日給		日数	金額	役付	超勤	精励	その他	計	合計		実収額	人員
日数	金額											
48	33	1,000	974	4	3	19	—	26	1,000	52	948	1,251
19	12	1,000	994	2	—	4	—	6	1,000	24	976	708
76	69	1,000	981	—	9	10	—	19	1,000	33	967	106
87	62	1,000	961	6	3	30	—	39	1,000	72	928	1,141
60	52	1,000	952	5	3	40	—	48	1,000	55	945	556
9	14	1,000	978	—	13	9	—	22	1,000	43	957	112
—	—	1,000	970	—	24	6	—	30	1,000	75	925	27
53	73	1,000	965	—	3	32	—	35	1,000	72	928	43
—	—	1,000	937	—	45	18	—	63	1,000	55	945	50
—	—	1,000	929	—	43	28	—	71	1,000	40	960	21
148	115	1,000	942	8	4	36	10	58	1,000	64	936	257
255	214	1,000	979	3	2	14	2	21	1,000	26	974	2,720
70	69	1,000	963	4	12	21	0	37	1,000	47	953	544
12	21	1,000	981	11	2	6	—	19	1,000	37	963	758
170	145	1,000	988	5	1	5	1	12	1,000	17	983	1,220
431	432	1,000	998	2	0	0	—	2	1,000	12	988	462
149	160	1,000	986	3	6	5	0	14	1,000	37	963	2,236
129	96	1,000	976	4	3	16	1	24	1,000	41	959	12,206

2) 控除額は税金，共済組合掛金，失業保険掛金，その他の合計。

第245表 国有林野事業における営林局別雇用区分別作業員数 (単位 人)

局 別	雇用 区分	常 勤	常 用		定 期		臨 時				合 計
			出 来 高 給	日 給	出 来 高 給	日 給	月 雇		日 雇		
							出 来 高 給	日 給	出 来 高 給	日 給	
旭 川		517	—	481	71	593	1,404	2,794	467	2,128	8,455
北 見		459	34	477	132	698	520	1,258	1,108	1,827	6,513
帯 広		407	—	288	18	493	536	1,692	327	860	4,621
札 幌		481	16	249	2	592	169	1,783	253	3,122	6,667
函 館		268	—	244	6	68	124	466	273	3,739	5,188
青 森		704	252	853	264	375	640	756	1,089	7,255	12,188
秋 田		1,448	125	1,354	644	1,241	1,370	2,613	1,494	6,884	17,173
前 橋		454	464	618	74	276	618	934	849	8,556	12,843
東 京		623	374	501	105	24	365	537	826	2,301	5,656
長 野		1,103	35	898	734	764	542	1,375	356	3,848	9,655
名古屋		410	50	533	269	119	527	828	780	1,841	5,357
大 阪		468	56	510	132	209	302	998	1,155	11,164	14,994
高 知		851	1,159	1,223	—	—	207	718	462	4,190	8,810
熊 本		758	1,907	1,298	—	—	351	921	1,217	13,258	19,710
林野庁		12	—	38	—	—	—	47	—	48	145
合 計		8,963	4,472	9,565	2,451	5,452	7,675	17,720	10,656	71,021	137,975

〔備考〕 前表に同じ調査による。

第246表 国有林作業員の主

職 種	区 分	実 収 賃 金 (円)			主 業				副 業	
		日 額	稼働 日数	月 額	出 来 高		日 給		出 来 高	
					日数	金額	日 数	金額	日数	金額
伐 木	造 材	669	19	12,711	660	660	156	145	136	136
伐 木	馬	774	16	12,384	866	885	20	19	95	78
大 木	寄	503	11	5,533	36	39	885	871	3	2
大 木	炭	644	18	11,592	688	702	95	74	130	123
製 炭	材	409	24	9,816	840	793	59	56	41	51
製 炭	材	284	22	6,248	87	83	892	860	12	21
自動 車	運 転	395	24	9,480	74	124	926	846	—	—
機関 車	運 転	335	24	8,040	44	98	903	794	—	—
機 械	治	296	24	7,104	—	—	1,000	937	—	—
鍛 冶	材	326	24	7,824	—	—	1,000	929	—	—
ト ロ リ	運 材	521	20	10,420	597	580	90	74	165	173
造 保	林 線	361	17	6,137	78	109	633	616	34	40
造 保	立	369	23	8,470	35	47	891	839	4	8
卷 土	苗	524	17	8,908	607	660	335	250	46	50
育 一 般	作 業	439	16	7,024	116	145	701	682	13	16
育 一 般	作 業	248	13	3,224	61	42	508	524	—	—
育 一 般	作 業	355	20	7,100	43	61	775	712	33	53
平 均		471	18	8,478	346	444	467	362	58	74

〔備考〕 1) 林野庁職員課調。

第248表 労働者の賃金（伐木夫）

期 間	労働 日数	日 給 出来高別	金 額	税引金額	賃 金 (食費込)
4 月	12日	出来高	5,458	5,458	} 11,472
5 月	13 "	"	6,760	6,455	
	10 "	"	5,060	5,017	
6 月	13 "	"	6,791	6,486	} 13,997
	11 "	"	7,529	7,511	
7 月	12 "	"	8,216	8,134	} 19,041
	14 "	"	10,957	10,907	
8 月	13 "	"	8,254	8,140	} 11,568
	5 "	"	3,429	3,428	

「た者」に対しては、組長の提案で三十四〇円の割増しがつけられる。なお最後に、伐木夫の労働日数、一ヵ月実収賃金を表示すれば第248表の通りである。